

令和元年
6 月 宮崎県定例県議会会議録

令和元年 6 月 7 日開会
令和元年 6 月 26 日閉会

令和元年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月7日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
外山 衛議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第21号まで及び報告第1号上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	5
自6月8日（土曜日）	
至6月11日（火曜日） 休 会	
6月12日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
前屋敷恵美議員質問 -----	14
・知事の政治姿勢について	
・人口減少対策について	
・外国人労働者の受け入れ環境整備について	
・不登校対策について	
・宮崎駅西口駅前広場整備について	
・河川に繁茂する樹木や土砂等の撤去整備について	
内田理佐議員質問 -----	27
・知事の政治姿勢について	
・幼児教育・保育の無償化について	
・人財育成について	
・神話の源流みやざきについて	
・県営体育館建設等について	
・みやざきのアピールに関する施策について	
・水害対策について	
・医師不足と偏在について	

満行潤一議員質問	41
・ 持続可能な社会の実現について	
・ 災害に強いまちづくりについて	
・ 外国人に対する総合相談窓口の設置について	
・ 県産材の利用促進について	
・ 国民スポーツ大会について	
・ 安心安全なまちづくりについて	
・ 空港のコンセッションについて	
坂口博美議員質問	55
・ 知事の政治姿勢について	
・ 国民スポーツ大会について	
・ 長距離カーフェリーについて	
・ 財政対策について	
・ 福祉問題について	
6月13日（木曜日）	
1. 出席議員	75
1. 地方自治法第121条による出席者	75
1. 一般質問	76
脇谷のりこ議員質問	76
・ 人口減少対策について	
・ 国文祭・芸文祭について	
・ 外国人誘客について	
・ 国体施設（プール整備）について	
・ 県総合運動公園の津波避難施設について	
・ 道路施設整備について	
・ 公立学校のトイレ洋式化について	
野崎幸士議員質問	87
・ 知事の政治姿勢について	
・ 公共事業の入札不調・不落について	
・ 児童虐待について	
・ 高齢者ドライバーについて	
・ 統一地方選挙について	
山下 寿議員質問	101
・ 人口減少対策について	
・ 外国人材の受け入れについて	

<ul style="list-style-type: none"> ・川北南農免農道について ・昨年の台風24、25号による道路の被害について ・中山間地域における道路整備について 	
西村 賢議員質問	111
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・県有財産についてについて ・ひきこもり問題について ・障がい者雇用促進について ・食の安全と生産拡大について ・防災対策について ・通学路・住宅地の交通安全について 	
6月14日（金曜日）	
1. 出席議員	127
1. 地方自治法第121条による出席者	127
1. 一般質問	128
重松幸次郎質問	128
<ul style="list-style-type: none"> ・国際音楽祭の総括と文化芸術の振興について ・宮崎県人口減少対策基金について ・情報化社会への対応について ・健康寿命の推進について ・県内産業の振興について ・防災減災について ・交通安全対策について 	
有岡浩一議員質問	142
<ul style="list-style-type: none"> ・国文祭・芸文祭について ・庁舎等の利活用について ・建設業法違反について ・河床土砂堆積物の除去について ・プラスチックごみ問題について ・新宿みやざき館KONNEについて ・農薬危害防止運動について ・家畜防疫強化について ・違法薬物の水際対策について ・災害用備蓄品について ・フードバンク支援について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設について ・知事の政治姿勢について 	152
武田浩一議員質問 -----	
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・人口減少対策・地域活性化について ・防災・減災について ・油津港ファーストポート化について ・空き家対策等について ・交通対策について ・地域医療について ・国保制度について ・教育行政について ・子供の安全対策について ・東九州自動車道について 	166
井上紀代子議員質問 -----	
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策について ・高大連携主権者教育について ・福祉問題について ・農政問題について ・環境問題について ・薬物問題について ・教育問題について 	
<p>自 6 月 15 日（土曜日）</p> <p style="text-align: center;">休 会</p> <p>至 6 月 16 日（日曜日）</p> <p>6 月 17 日（月曜日）</p>	
1. 出席議員 -----	183
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	183
1. 一般質問 -----	184
濱砂 守議員質問 -----	184
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・人口減少対策について ・農林業振興について ・障がい者福祉について ・ひとり親福祉について ・地域振興について 	

日高陽一議員質問	197
・ 労働力確保について	
・ 教職員確保について	
・ 農政問題について	
・ 認知症問題について	
・ 観光問題について	
・ 記紀編さん記念事業について	
岩切達哉議員質問	211
・ 児童福祉法等改正について	
・ 虐待の防止について	
・ 子供の貧困対策について	
・ 職員の確保について	
・ 太陽光発電施設の適切な整備について	
・ 公営住宅のコミュニティー維持について	
・ 除草剤を用いた除草について	
・ 公立学校の冷房装置について	
田口雄二議員質問	224
・ 知事の政治姿勢について	
・ 福祉保健行政について	
・ 商工観光・人材確保について	
・ 水産行政について	
・ 県土整備行政について	
・ 警察行政について	
・ 教育行政について	
6月18日（火曜日）	
1. 出席議員	241
1. 地方自治法第121条による出席者	241
1. 一般質問	242
坂本康郎議員質問	242
・ 知事の政治姿勢について	
・ 雇用対策について	
・ 教育の無償化の取り組みについて	
・ 防災・減災対策について	
・ 高齢化社会への対策について	
・ 食品ロス削減推進について	

横田照夫議員質問 -----	251
・根井三郎氏顕彰について	
・交通弱者対策について	
・農業経営資源承継について	
・家畜排せつ物処理について	
・太陽光発電活用について	
・河川氾濫防止について	
・技能士（印章）の活用について	
高橋透議員質問 -----	262
・知事の政治姿勢について	
・福祉・保健・医療対策について	
・環境問題について	
・観光振興対策について	
・農林水産業振興対策について	
・建設産業の活性化について	
・教育問題について	
・安心安全なまちづくりについて	
1. 議案第20号及び第21号採決 -----	275
1. 議案第1号から第19号まで及び報告第1号委員会付託 -----	275
自6月19日（水曜日）	
至6月21日（金曜日）	常任委員会
自6月22日（土曜日）	
至6月23日（日曜日）	休　　会
6月24日（月曜日）	特別委員会
6月25日（火曜日）	休　　会
6月26日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	279
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	279
1. 常任委員長審査結果報告 -----	280
日高陽一総務政策常任委員長 -----	280
岩切達哉厚生常任委員長 -----	281
日高博之商工建設常任委員長 -----	283
野崎幸士環境農林水産常任委員長 -----	284
渡辺　創文教警察企業常任委員長 -----	286

1. 討 論 -----	288
来住一人議員 -----	288
1. 議案第2号、第4号から第7号まで、第12号、第19号及び報告第1号採決 -----	289
1. 議案第1号、第3号、第8号から第11号まで及び第13号から第18号まで採決 -----	290
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	290
1. 議員発議案送付の通知 -----	290
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程 -----	290
1. 討 論 -----	291
前屋敷恵美議員 -----	291
1. 議員発議案第1号及び第3号採決 -----	292
1. 議員発議案第2号、第4号及び第5号採決 -----	292
1. 議員派遣の件 -----	293
1. 閉 会 -----	293
<hr/>	
1. 資 料 -----	295
令和元年6月定例県議会日程 -----	297
議案送付文書 -----	298
一般質問時間割 -----	299
議案委員会審査結果表 -----	301
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	302
1. 議案議決件名一覧表 -----	303
1. 議員発議案等 -----	307
国土強靱化対策の推進を求める意見書 -----	309
過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書 -----	310
日米貿易交渉を含む経済連携協定等に対する意見書 -----	311
地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	312
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書 -----	313
議員派遣（全国都道府県議会議長会新任議員研修会） -----	314
1. 議事経過 -----	315

6月7日（金）

令和元年6月7日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷津治知
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安伸
議事課長	齊藤高彦
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年6月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、安田厚生議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る5月31日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集をされました、令和元年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計22件、その内訳は、補正予算1件、条例10件、予算・条例以外10件、報告承認1件であります。このほか8件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会におきまして審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から6月26日までの20日間とすることに決定をいたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりでございます。

今期定例会は、6月12日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了の後、人事案件の裁決を行った上で、その他の議案・請願

について、所管常任委員会への付託を行います。6月19日から21日までの3日間で、各常任委員会を開催していただき、6月26日の最終日に、付託をされました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会の開催につきましては、日程表に記載のとおりでございます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月26日までの20日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第21号まで及び

報告第1号上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和元年6月定例県議会の開会に当たりまして、令和元年5月1日に天皇陛下が御即位されましたことを、県民の皆様とともに心からお喜び申し上げます。

「令和」の時代が、新元号にふさわしい、平和で希望に満ちあふれる新しい時代の幕開けとなりますことを祈念申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして4点御報告をさせていただきます。

1点目は、東九州自動車道の整備についてであります。

東九州自動車道、油津―南郷及び奈留―夏井間の新規事業化並びに宮崎西―清武間のうち3.7キロメートルの四車線事業化が、昨年度末に決定いたしました。

東九州自動車道の全線開通に向け、さらに前進したところであり、これまで御支援をいただきました県議会の皆様を初め、御尽力いただきました国土交通省や関係の皆様へ心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の早期完成に向け、全力で取り組んでまいります。

2点目は、都城志布志道路の整備についてであります。

宮崎県と鹿児島県で連携して整備を進めてまいりました県境区間である金御岳―末吉間の5.8キロメートルが、県議会の皆様を初め国土交通省や関係の皆様の御尽力により、令和2年度に開通する運びとなりました。この道路の整備が

進み、走行時間が短縮されることにより、防災機能の強化、経済の活性化など、多くの効果が期待されるところであります。引き続き、全線開通に向け、全力で取り組んでまいります。

3点目は、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿等の受け入れについてであります。

9月20日から日本で開催されるラグビーワールドカップに向け、日本代表チームが今月9日から本県入りし、7月まで事前合宿を行うことになっているほか、大会直前にはイングランド代表の合宿も行われます。

さらに、先月は、イギリストライアスロン連盟と東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプの基本協定を締結し、早速、世界トライアスロンシリーズ横浜大会を前に合宿も行われたところであります。

本県で合宿等を行う国内外の代表チームや選手の皆様をしっかりとサポートできるよう、今後とも関係機関と連携し、万全の受け入れ体制を整え、「スポーツランドみやざき」の飛躍につなげてまいります。

4点目は、新県立宮崎病院建設工事の安全祈願祭及び起工式についてであります。

去る5月26日、新県立宮崎病院の建設予定地におきまして、丸山議長を初め県議会の皆様、工事関係者や地元関係者など約70名の方の御出席をいただき、建設工事の安全祈願祭及び起工式をとり行いました。

新病院は、病院開設100周年という、大きな節目の年である令和3年度に竣工予定であります。

建設に当たりましては、安心・安全で災害に強い病院であることに加え、最新の医療技術に対応できる機能性を有し、環境やユニバーサル

デザインにも配慮した誰もが利用しやすい病院を目指し、今後とも本県の中核病院としての役割を果たしていけるよう、整備を進めてまいります。

それでは、議案の概要を御説明いたしますが、これに関連しまして、一言申し上げます。

先般、議会運営委員会において御説明する前に、議案のうち補正予算案の内容の一部が報道されました。県議会の皆様と多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

今回の経過を踏まえ、先日、幹部職員に対しまして、予算編成に係る情報管理の徹底について指示するとともに、要請のありました情報管理の状況につきましては、現在、調査を行っているところであり、その結果を総務政策常任委員会において御報告することといたしております。

私としましては、県議会の皆様との信頼関係が何よりも大切であると考えておりますので、今後は、このような事態が生じないように、再発防止に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

それでは、補正予算案について御説明申し上げます。

今年度の一般会計当初予算につきましては、昨年の知事選挙の関係で骨格予算として編成しておりますが、国の予算が消費税率引き上げ前後における経済への影響に配慮した編成となっていること等も踏まえ、年間を通して必要となる経費を計上した「骨太の骨格予算」としたところであります。このため、今回提案させていただく補正予算案は、いわゆる「肉付け予算」として、同じく提案しております宮崎県総合計画「アクションプラン」を実現するための政策的事業を中心に編成しております。

この中で、人口減少問題につきましては、本県を初め地方の将来を左右する問題でありますことから、人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるため、当初予算に計上している事業に加え、今回、「宮崎県人口減少対策基金」を設置し、今後4年間にわたって、人口減少の抑制や、本県の未来を支える人財の育成・確保に徹底して取り組むこととしております。

また、「防災・減災、国土強靱化対策事業」として、平成30年度2月補正予算と今年度当初予算で措置しております補助公共・交付金事業との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる県単独公共事業を計上することによりまして、国土強靱化対策を効果的・効率的に進めることとしております。

さらに、油津港ファーストポート化事業や国庫補助事業の決定等に伴う補正事業も計上しております。

補正額は、一般会計96億6,793万7,000円であります。歳入財源は、地方譲与税1億1,600万円、国庫支出金19億4,427万2,000円、繰入金38億7,055万3,000円、県債37億2,660万円、その他1,051万2,000円であります。

この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,051億8,793万7,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと4.0%の増となります。

以下、その主な事業について御説明申し上げます。

まず、人口減少対策に関しまして、6つの観点から事業を構築しております。

1点目が、「人を呼び込む」移住・U I Jターン、定住の促進であります。

市町村と連携し、全国からの移住者のうち、選定企業への就業者や第1次産業への就業者等

に支援金を給付するとともに、地域活性化につながる起業を支援するなど、本県への移住者の受け入れ等に積極的に取り組んでまいります。

2点目は、「産業の魅力を高める」雇用環境づくりであります。

企業の農業参入促進の取り組み、中山間地域における新たな担い手の確保や食品加工技術の継承等への支援を行うとともに、介護や農業分野におけるICT化を進めるなど、新たな就業の場の確保や雇用環境の充実に取り組んでまいります。

3点目は、「産業を支える」多様な人材の育成・確保であります。

女性や高齢者の就業を促進するためのマッチング体制の整備のほか、キャリア教育の強化や、地元企業と職業系高校が連携した即戦力人材の育成を図るなど、多様な人材の確保や将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

4点目は、「地域で育てる」子育て環境づくりであります。

若手医師のキャリア形成への支援や、医療機関における看護人材の受け入れ体制の整備により、医療従事者の確保・定着をさらに進めるとともに、県内企業等における子育て支援の取り組みを促進し、子供を産み育てやすい環境整備に取り組んでまいります。

5点目は、外国人材の受け入れに向けた環境づくりであります。

今後、さらに増加が見込まれる外国人の生活や就業等に関する一元的な相談窓口の設置や、日本語教育体制の拡充に加え、介護、農水産業及び建設産業の各分野における取り組みの支援を行い、外国人材の受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

6点目は、「情報を届け、地域とつなげる」

効果的な発信であります。

消費者情報を活用してターゲットに応じた情報発信を行う、いわゆるデジタルマーケティングの取り組みを進めるとともに、本県出身の若者が人生の節目となる30歳前後にUターンを考えるきっかけとなる場づくりなど、人口減少対策を効果的に進めていくための情報発信に取り組んでまいります。

また、人口減少対策事業のほか、外国クルーズ船の誘致活動を強化するための油津港のファーストポート化に向けた取り組みや、宮崎駅西口の複合ビル建設にあわせた駅前広場の整備にも取り組んでまいります。

以上、補正予算案に計上しております主な事業等を御説明いたしました。今回の補正予算と当初予算を合わせた令和元年度予算及び平成30年度2月補正予算を一体的に執行し、本県の課題に的確に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正により、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されること等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令が一部改正され、適用期限が延長されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地方税法等

の一部改正により、自動車税が自動車税種別割に名称変更されること等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」並びに議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第7号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げに伴い、県立病院の療養、医療その他病院の利用に係る料金の上限額の改定等を行うものであります。

議案第8号「宮崎県人口減少対策基金条例」は、先ほども触れましたが、人口減少対策事業の経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第9号「宮崎県森林環境譲与税基金条例」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林の整備及びその促進に関する施策の経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第10号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正等を行うものであります。

議案第11号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正により、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は許可が追加され

たこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号から第18号までは、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定に基づき、計画の策定等について、議会の議決に付するものであります。

このうち、議案第12号は、私の政策提案を踏まえた今後4年間の実行計画であるアクションプランを定めるため、宮崎県総合計画を変更するものであります。

同じく、議案第13号から第18号までは、その部門別計画となります宮崎県中山間地域振興計画、宮崎県観光振興計画及び第二次宮崎県教育振興基本計画を変更するとともに、宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画、みやざきグローバルプラン及びみやざき産業振興戦略の策定等を行うものであります。

議案第19号は、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定に基づき、みやざき行財政改革プランの変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第20号は、公安委員会委員島津久友氏が令和元年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく島津久友氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第21号は、人事委員会委員郷俊介氏が令和元年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として黒木昭秀氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の一部改正により、自動車税の申告書等の提出方法の拡充等が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一

令和元年6月7日(金)

部を改正する条例の専決報告であり、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から11日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会

6月12日（水）

令和元年6月12日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今回の改選後初の6月定例県議会、一般質問の最初、トップを務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

県民の皆様から負託を受けた議員として、期待に応えられるよう、代弁者としての役割をしっかりと尽くしていく努力を重ねていきたいと思っております。

また、知事を初め、県当局の皆様におかれては、地方自治体としての役割をしっかりと全うできるように相対していただくことをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

消費税10%増税問題についてです。

政府は、ことし10月の消費税10%の引き上げを予定どおり強行する姿勢を示しています。しかし、内閣府が7日発表した4月の景気動向指数は、景気の基調判断を2カ月連続で悪化としました。2カ月連続で悪化となるのは、2012

年11月以来、6年5カ月ぶりとなります。景気の後退局面に入ったことは鮮明になっています。

政府自身が景気悪化を隠せなくなった中で、10月に消費税を増税することは、無謀のきわみだというふうに思います。消費税増税は中止をすべきと思います。

そこでまず、政府が消費税増税の理由を社会保障の財源に充てるとしていることに対する知事の見解を伺いたいと思います。

あとの質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

現在、国や本県を含む地方におきましては、厳しい財政状況の中、急速に進む少子高齢化や社会保障関係費の増大などの課題に直面をしております。

消費税は、広く国民に負担を求めるものであることや、税収が比較的安定している性質を有しておりますことから、財政健全化を図りつつ、年金、医療、介護及び少子化対策等の社会保障サービスを将来にわたって維持していくための重要な財源であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今、消費税の財源は貴重な安定財源だと言われましたけど、それは国民の負担による財源ということを忘れてはならないと思います。

消費税増税で国民の負担がふやされる一方で、医療や年金、介護保険、生活保護など社会保障は改悪をされ続け、社会保障はこの5年間で3兆4,500億円も削減をされてまいりました。

国民の年金の受給は下がり、医療費や介護保険料など負担はふえています。これまでの消費

税収分や、これまで社会保障関係費に充てられていた税金は、別の用途に回されているのではないのでしょうか。こんな理不尽なやり方は到底認められないというふうに思います。

前段でも述べましたが、政府みずから認める景気悪化の中で、また労働者の実質賃金が減少する中での増税がどのような結果をもたらすか、これまで私は幾度も申し上げてまいりましたが、県民の暮らしも地域経済も壊していくことは明らかです。

県民の暮らしにも、地域経済にも責任を負う知事として、10月からの増税の中止をまずは求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化など社会構造が大きく変化をしております。さまざまな社会保障サービス等を、将来にわたって維持・充実していくことが求められる中で、消費税率の引き上げは、安定的な財源確保に向けて避けては通れないものと認識をしております。

一方で、何の対策もされないまま税率が引き上げられますと、個人消費の落ち込みや経済活動の停滞など、県民の暮らしや本県経済への影響が懸念されますことから、県としましても、地方の実態を踏まえた必要な措置が講じられるよう、全国知事会等も通じて、国に対してきめ細かな対応を求めてきたところであります。

現在、10月の税率引き上げに向けまして、国においては、今年度及び来年度予算で、需要変動の平準化や軽減税率の導入などが予定されているところであり、今後とも引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 政府も、この増税によってどういうことになるかが十分わかっているからこそ、その対策を打たざるを得ない、そしてそ

の対策も国民の税金で賄うというわけですから、これほどひどい話はないというふうに思います。

そしてまた、社会保障の充実を国民が求めれば求めるほど、消費税の増税分はますますふえていく、こういう悪循環に陥ってしまうわけです。本来、国民が納めている税金そのものでしっかりと賄っていくこと、また税金の集め方、使い方をしっかりと正していく、そういうところに力を入れて、消費税の増税など、きっぱりと中止をする、このことを強く求めたいと思います。知事にそのお考えがないようで、とても残念なんですけれども、消費税問題にとどまらず、どの局面でも、知事が県民の暮らしに寄り添った見方・考え方にぜひとも立って、県行政を担っていただきたいと強く思うところでございます。

では、消費税問題はこれくらいにして、次に進めてまいります。

次は、人口減少対策について伺います。

人口減少対策が県政の重要課題だとして、今議会の補正予算に、30億円の人口減少対策基金が上程されています。人口が減少しているところに新たな発展や展望を見出すことは極めて困難なことです。どうして人口減少が起きてきたのか、その要因を究明して対策を打つことが肝要だと思います。

そこで、知事は現在進行している人口減少の要因をどのように捉えておられるか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の人の流れや地域の人口構造は、東京一極集中を背景として、長い歴史の中で形成されてきました構造的な問題であり、地方が共通して直面している課題であると考えております。

本県人口の推移を見ますと、平成8年の約117

万人をピークに、令和元年5月には約107万人となっております。本県の人口減少は、おおむね社会減によって生じてきておりましたが、平成15年以降は、社会減と自然減が同時進行し、さらに加速をしている状況にあります。

その主な要因としまして、社会減につきましては、進学や就職を契機とした若者の県外流出、また自然減につきましては、高齢化に伴う死亡数の増加や出生数の減少などによるものと認識をしているところであります。

本県としましては、人口減少対策を喫緊の課題としまして取り組んでいるところであります。

○前屋敷恵美議員 今回の基金事業の中に、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」1億3,300万円があります。国の事業に相乗りする形で、UIJターン者に対して移住支援金を支給する事業のようですが、その内容とこの基金事業、財政支援が終わった後にどのような取り組みを展開されていくおつもりか伺いたと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「わくわくひなた暮らし実現応援事業」につきましては、国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、東京圏から移住して県内の対象企業に就職される方等に対し、最大100万円の移住支援金を市町村を通じて支給するものでございます。

また、これに加えて、本県独自の取り組みといたしまして、東京圏以外からの移住者や1次産業、医療・福祉事業等を行う個人事業者等に就業した方に対しても、移住支援金を支給することといたしております。

本事業の実施によりまして、本県でも深刻となっております企業や地域の人材不足の解消を図るとともに、人口減少の抑制につなげてまい

りたいと考えております。

また、今後とも関係部局や市町村と連携しながら、移住者のフォローアップや定住支援をしっかりと行うとともに、今回移住された方の声を十分に把握しまして、その声を生かして、さらなる移住者の呼び込みや、移住・定住促進施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 同じく、基金事業の中に「子育てに優しい働き改革応援事業」がございりますが、これについても、その内容と到達目標、基金事業終息後の展開について伺いたと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本事業は、企業等向けの研修会や戸別訪問による子育てに優しい職場づくりの啓発、また育児休業等の促進、家事・育児支援、その他企業等からの提案による先駆的な子育て支援の取り組みを実施した企業等への補助を行うものでございます。さらに、本事業を活用した優良事例についてPRを行っていきます。

この事業につきましては、企業等に焦点を当て、県が直接的に支援することで、子育てに優しい職場環境づくりが、従業員の幸福度・満足度の向上や安定的な人材確保につながると、企業等に認識をしていただきまして、子育て環境向上の機運の醸成を図ることを主目的にしております。

このため、事業終了後も企業等が子育て環境の改善に取り組んでいただけるように、効果的な事業の実施に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 この事業の効果がずっと継続して進んでいく、このことにつながらないといけないと思います。

こうした基金事業は、私は一定の起爆剤には

なると思います。県民も、移住してこられた方も、安心して住み続けられる条件、働き続けられる環境がなくては、人口減少の手だてにはならないというふうに思います。

この事業だけで就職するということになっては、本末転倒だというふうに思うわけです。

人口減少が生じるようになった原因、要因をしっかり総括して、的確な、的を射た対策を打つことが重要であることは、言うまでもありません。

その一つが、確かな人口の増加をもたらす、安心して子供を産み育てる環境づくりです。宮崎県は、出生率が全国と比較して高い県です。大変喜ばしいことだと思います。その子供たちを元気に健やかに育てる支援は、県の大きな役割であると思います。そのかなめが、子ども医療費助成制度だと思います。この件は、これまでもこの議場で論議もしてまいりました。しかし、現在、宮崎県は乳幼児医療費助成制度で、まさに就学前までとまっています。助成を拡大していくことが必要だというふうに思います。その意義や効果、必要性については、これまでのお話をしてきたところです。県民の強い願いでもございます。今後の県の考え方を聞かせください。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 子供の医療費に対する助成につきましては、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識をしております。

このため県では、市町村と連携して、子供の医療費に対する助成に取り組んできたところでもあります。

しかしながら、この制度は本来、国の責任に

おいて全国統一的に行われるべきと考えておりまして、これまで国に対してさまざまな機会を通じ、地方の実態を踏まえた制度の設計や必要な財源の確保を働きかけてきたところでございます。

県としましては、今後とも、国に対する働きかけをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 通告はなかったんですけど、知事とこれまでもやりとりをしてまいりましたので、改めて、知事もこれから4年間、県民の皆さんの思いをしっかりと受けとめて頑張られるわけですから、この子育て支援についての考え方、とりわけ子供医療費助成について、どのように今後お考えか、改めてお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今、部長が答弁しましたとおり、負担軽減という意味では大変重要な支援策だというふうに考えております。これは、全国各地の自治体が独自施策ということで、それぞれの単独事業としてこれまで展開してまいりましたが、現在、ほぼ全ての団体に取り組みを進めている中で、今答弁申し上げましたように、国の責任において、全国統一的に行われるべきものであるということで、全国知事会等を通じて、その実現化に向けて働きかけをしているところであります。

それぞれの自治体の財政状況に応じて、特に、東京都区部などにおいては大変手厚い状況になっておりますが、財源の多寡によりカバーされる範囲が異なるというのは問題ではないかという認識があるわけでありまして。しっかりと国の制度の設計をこれからも強く求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 宮崎県においては、地方自

治体任せになっているというのが今の現状だというふうに思います。県がそこをしっかりと応援することが、やはり人口減少を食い止めていく大きな力になるというふうに思いますので、ぜひこの件は今後とも論議をさせていただきたいと思うところです。

さらに、安心して住み続けられる宮崎にするためには、とりわけ高齢者が安心して地域で住み続けるために、居宅サービスの充実を図っていく必要があります。県の考え方をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 全国を上回るスピードで高齢化が進む本県におきましては、高齢者の皆さんが、介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるようにする観点から、居宅サービスの充実は大変重要だと思っております。

このような中、訪問介護やデイサービスなどの居宅サービスの事業所は、平成30年4月現在で1,940事業所となっております、5年前と比較して約250事業所増加しております。

また、県では居宅サービスの質の向上のため、介護福祉士の資格取得に向けたキャリアアップ研修への支援や、小規模事業所に対する研修を県内5カ所で実施するなど、サービス体制の充実を図ってまいりました。

今後とも、高齢者が身近な地域で安心して暮らすことができるよう、居宅サービスの充実に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 居宅では介護困難な高齢者の受け皿として、居宅、家ではなかなか介護が行き届かない、そういう家庭のことですが、高齢者の受け皿として、特別養護老人ホームなどの充実を図る必要があると思います。現在の特

養ホームの待機者数、そして県の考え方をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、居宅での介護が困難な高齢者に対しまして介護サービスを提供するため、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、特別養護老人ホーム等の整備を支援してきたところでございます。

この結果、特別養護老人ホームの定員は、平成31年4月現在で5,931人と、5年前と比較して484人増加しております。

また、自宅や他の施設で生活しながら特別養護老人ホームへの入所を希望されている、いわゆる入所申込者数でございますけれども、平成30年4月現在で2,818人と、過去10年間で最多の平成26年と比較して1,270人減少しているという状況でございます。

施設整備に当たりましては、介護職員不足に対応するというのも重要でありますので、介護未経験者を対象とした人材育成や、介護職員の賃金等労働条件の改善に取り組みつつ、引き続き市町村と連携して、必要な特別養護老人ホーム等の整備に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 また、教育費の負担の軽減も、安心して暮らせる要因の一つであります。

高校生等奨学給付金の支給対象の拡充についての要望を、私は昨年6月の議会でも行ったところでありますが、その後の対応はどうなったのか伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 高校生等奨学給付金についてであります。これは授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校などに在学する生徒がいる世帯に給付されております。しかしながら、対象が生活保護世帯や非課税世帯に限られているということでございますので、

制度の改善の中で、支給対象の拡充についても、これまで国に対して要望を行ってきているところでございます。

今年度につきましては、非課税世帯の第1子の給付額について、年額で公立で1,900円、私立で9,500円の増額がなされますが、支給対象の拡充には至っておりません。

本県といたしましては、学ぶ意志のある全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、今後引き続き、国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 また、子育て世代にとって、今、学校給食費の負担も大変大きいものがあります。

特に、兄弟が多い世帯だとかは、毎月毎月の支払いは本当に大変な状況です。無償化の手だけでも必要と思いますが、教育長のお考えを聞かせてください。

○教育長(日隈俊郎君) 学校給食費につきましては、学校給食法において、保護者が負担することが基本となっております。

市町村立の小中学校における学校給食費の無償化につきましては、一義的には、学校給食の実施主体であります市町村において、それぞれ学校や地域の実情を踏まえた上で検討がなされてきているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 県南の自治体でも、給食費に対する助成が行われている自治体があります。全てではないんですけども。

しかし、やはり本当に子育てを応援していく、子供たちをしっかりと学校で学ばせていくという立場からも、さらには義務教育費は無償と憲法で定められている、これは国の施策としてしっかりと進めなければなりません。しかし、県としても、地方自治体と一緒にあって、父母負

担の軽減をしっかりと図っていくことが、やはり安心して、この宮崎で子育てをしていく、その大きな要因にもなろうと思いますので、ぜひ今後の努力進めていただきたいと思います。

それぞれ御答弁をいただきました。どうすれば人口減少を解消できるのか、県だけに責任のある問題ではなく、国のこれまでの施策のあり方が大きく影響していることは否めないところがだだというふうに思います。

しかし、真剣に検討して、的確な対応を射た対応が、とりわけ求められているというふうに思います。安心できる暮らしのためには、賃金格差や最低賃金の是正はどうしても必要ですし、宮崎に住みたい、宮崎に住み続けたいと思えるような、県民全体の生活や医療、教育環境などを引き上げて持続させること、それはとりもなおさず、地方自治体としての役割に徹していくことだと思えます。つけ焼き刃ではだめだというふうに思います。今後の課題でもありますので、引き続き私からの提案も続けさせていただきたいと思えます。

人口減少対策は以上にしまして、次に続きます。

外国人労働者の受け入れ環境整備について伺います。

改定入管法が昨年12月、国会ではわずか1カ月ほどの審議で可決・成立をいたしました。そして、ことし4月1日に施行されました。この法律は、外国人労働者の現行の就労目的の在留資格に「特定技能」という新しい在留資格を加えるものです。この特定技能は、技能実習からの移行を前提にしていることが国会の論議の中でも明らかになり、技能実習生をそのまま使い続けるということを実現するものです。

特定技能1号とされる人の在留資格は、1

年、6カ月または4カ月ごとの更新で、通算5年を上限として雇用契約や在留期間を短期で繰り返し、外国人の非正規労働者をつくり出すという問題も抱えています。

そこで、本県の外国人労働者の状況はどうなっているのか、産業別にお聞かせください。また、技能実習生としての受け入れはどれほどあるのか、その総数についても伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎労働局によりますと、本県の外国人労働者数は、平成30年10月末時点で4,144人となっております。

主な産業別で見ますと、製造業が45.4%で1,882人、農業・林業が15%で622人、卸売業・小売業が8.2%で340人、漁業が6.1%で253人、建設業が5.9%で244人などとなっております。

また、技能実習生の総数は2,800人となっております。また、外国人労働者の67.6%を占めております。

○前屋敷恵美議員 特に技能実習制度については、法務省のプロジェクトチームが取りまとめた調査報告書でも、労働関係法令違反や人権侵害が指摘をされており、失踪技能実習生のデータから約2,000人もが最低賃金を下回る労働実態が判明するなど、技能実習生を安価な、安上がりな労働力として使い捨てにする実態が明らかにされています。こうした現状を放置したまま、技能実習生を土台とする新制度を進めさせるわけにはいきません。

県内の技能実習生の置かれている状況はどうか、違法な雇用の実態はないか、それを防ぐ手だてがあるのか伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 技能実習生の保護につきましては、「外国人の技能実習

の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成29年11月から全面的に施行され、対策が強化されたところであります。

この法律によりますと、技能実習生を受け入れる企業は、技能実習計画を作成し、国の認可法人であります外国人技能実習機構から計画の認定を受ける必要があります。また、認定申請の際には、報酬の額が日本人と同等以上であることなどが確認できる書類の提出が義務づけられております。

また、受け入れ企業に対しましては、日本側の受け入れ窓口であり、技能実習生の支援等を行う管理団体による監査や、外国人技能実習機構による立入検査等が実施されておきまして、賃金の不払いや違法な長時間労働などが確認された場合には、国から改善命令や実習認定取り消しなどの処分がなされることとされております。

○前屋敷恵美議員 今後、外国人労働者を受け入れるに当たって、労働条件や生活環境など、受け入れ環境の整備についてはどのように取り組んでいくのか、県の方向をお示しください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人材の受け入れ拡大に伴い、今後、外国人住民の増加が見込まれる中、生活者としての外国人が安心して暮らせる環境の整備が必要であると考えております。

そのため、必要な予算を今議会にお願いしておりますが、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行います多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置を行いまし、外国人住民が抱えるさまざまな疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関等と密接に連携しながら対応することとしております。

また、外国人住民が日常生活等に必要な日本

語能力を身につけられますよう、地域や外国人住民のニーズを踏まえた日本語教室を県内各地で開催するなど、日本語学習機会の充実にも取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 やはり、外国人労働者の皆さんがふえることが予想されるだけに、意思の疎通を図る言葉の問題や、生活環境の違いなど、こういったところにも十分留意をしながら、受け入れ体制をしっかりと整えていくことが必要だというふうに思います。

技能実習を終了して、特定技能に移行する外国人が多く想定されます。しかし、特定技能外国人の地位が、技能実習生に比べて一層脆弱となっている問題もあります。日本人労働者の雇用確保をしっかりと位置づけることを握って、離してはならないと思います。今、県内の雇用の問題も、極めて深刻な状況、完全失業率も非常に高いという状況の中でありますので、この日本人の労働者、県内の労働者の雇用確保はしっかりと位置づけること、そしてまた、人手不足を理由にして外国人労働者を雇用の調整弁にすることのないよう、政府の責任とともに、県内労働者の安心できる仕事と暮らしのために、県もその役割をしっかりと果たしていくことを強く求めておきたいと思います。

では次に、不登校対策について伺いたいと思います。

本来、子供たちの学びの場であり、楽しい居場所でなければならない学校に行けないという子供たちがふえている状況があります。本当に胸が痛む思いであります。

文科省の調査では、不登校が過去最多となり、5年連続の増加であるとしています。本県の状況をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 平成27年度から29年

度の3年間における本県の不登校児童生徒数の推移を学校種別ごとに申し上げますと、小学校では27年度161人、28年度211人、29年度206人あります。同じく、中学校は27年度788人、28年度813人、29年度868人であります。また、高等学校は27年度322人、28年度327人、29年度273人あります。

本県は、中学校の不登校生徒数は増加している状況にありますが、他県と比較しますと、小学校、中学校、高等学校、全ての学校種において、全国平均よりも低い水準で推移しているところでもあります。

○前屋敷恵美議員 今御報告いただきましたけれども、宮崎でも、これほどの数の子供たちが学校に行けない状況があります。他県と比較して数が少ないからいいということでは決してありません。これだけの子供が学校に行けない、そういう課題を抱えているわけです。しかも、増加をしているという状況もございます。この原因をどのように受けとめて対策をとっておられるのか、原因の分析などはなされておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 不登校の要因としましては、文部科学省へ提出した調査によりますと、「無気力」や「不安」が多くを占めておりますが、実際にはさまざまな要因が複合しているため、一人一人に応じたきめ細かな対応が重要であると現状分析しております。

そのため、県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用して、児童生徒の心のケアや関係機関等との連携に取り組んでおります。また、ボランティアの大学生を学校等に派遣し、学習支援を行うなど、不登校児童生徒の学習機会の確保に努めているところであり

ます。

今後は、国から、民間施設との連携やITを活用した学習支援などの必要性が示されておりますので、本県におきましても、多様な支援のあり方について研究してまいります。

○前屋敷恵美議員 少子化が進み、子供の数は最低という中、不登校の割合は最多を更新している現状が現実にあります。今、教育長からも原因についてのお話がありましたけれども、さまざまな複雑な要因が絡み合っていて、原因はなかなか特定できないということもございました。

しかし、増加傾向にある理由が不透明というままでは、子供たちに向き合った適切な対応はできないのではないかと思います。

例えば、いじめがあって、クラスの中でのストレスや緊張が続いていたり、教師による体罰的な懲罰的な指導があったりとか、部活で悩んだり、傷ついていたりとか、こうした子供たちが学校での居場所を失い、心身ともに疲弊して、登校を渋り、また五月雨登校などになっていくわけです。

学校も保護者の多くも、なかなか不登校を受け入れることができない、こうしたことが今の現状じゃないかと思います。早く学校に復帰をさせようと、登校時の迎えや、訪問したりの手だてがとられています。今御報告にあったとおりだと思います。

しかし、子供はさまざまな負担を抱えて、安心して休むことのできる居場所を求めています。そうしたところが今、フリースクールなどで、子供たちを受け入れる活動も進められているところですが、やはりこうしたところとの連携を進めていくことが本当に大事だというふうに私は思います。その子供にとってどうするこ

とが最善の策なのか、そういうことをやはり一人一人の子供に向き合う形で問題の解決に当たっていく、そして教育委員会として、学校として、こういう状況をどう改善を図っていくのか、やはり真剣に向き合って、今後の課題にしていくことが非常に大切だと思います。これからの対応について、改めて方針なりをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長(日隈俊郎君) 先ほども申し上げましたが、児童生徒それぞれ、一人一人状況が異なります。したがって、きめ細かな対応が必要であろうと考えておりますので、やはり専門的な対応、具体的に申し上げますと、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーなどの活用、あるいはいろんな形での支援をいただきながら、児童生徒の心のケア、あるいは関係機関等の連携に、これからはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 学校というのは、やはりその子供たちの将来にかかわる大事な学びの場であり、生活の場です。将来の子供たちの人格形成もその中には含まれていくわけですから、そういう大事な子供たちにとっての居場所をしっかりと確保するという方向での一人一人の子供に向き合った対策を進めていくことが大事だと思います。

また、私が別に子供の対応で心配な点は、心身の不調を訴える子供の医療機関受診に関してです。特に、心療内科で処方される睡眠剤や抗不安薬、抗うつ剤など、薬の種類や量がふえ、副作用も出るようになってきている、こういう話も聞きます。何より、心身の安定を保つためには、私は学校を休むことを自己決定できるように保障することが大事だというふうに思います。

この薬の量ですけれども、本当にこれほどこの子供たちに薬が必要なのかと親御さんが思うほどの薬を服用する、こういうこともあるそうです。

子供が本当に居場所を求めて、今さまよっているというような状況もございます。今お話ししましたけれども、学校を休むことを自己決定ができる、休んではならないとするのではなく、安心して心が落ちつくところで休むことができる、そういうことを保障することが、私はとりわけ大事だと思います。そして、将来、不登校になった子供たちの進学や就職への不利益な処遇を是正していくこと、ここも見据えることが大事だと思いますし、不登校に対する社会の誤解や偏見を払拭していく、このことも大事だと思うところです。

このことについて、教育長、どうでしょうか。これについての答弁を求めることにはなっていないんですが、ぜひお考えなど、子供が休むことについての考えですけど、お聞かせいただけますか。

○教育長（日隈俊郎君） 議員の御指摘のとおり、学校種別によっても段階、小学校課程、中学校課程、高等学校課程、それぞれあるかと思えますけれども、それぞれの児童生徒がしっかり社会で活躍できるように、指導、教育していくということは非常に重要でありますので、不登校児童であっても、例えば現在、いろんな取り組みをやっておりますけれども、それぞれ本人の将来の希望をかなえるような形で、できるだけそういうサポートをしっかりやっていきたいと考えております。

いろんな相談、手段であるとか、相談機関も設けながら、それぞれの子供の声も聞きながら、何とかこれは支援してまいりたいと考えて

おります。

○前屋敷恵美議員 教育関連で最後になりますけれども、子供たちの学ぶ権利についてです。

不登校となっている学齢生徒などの多様な生徒を受け入れるなど、重要な役割を担う夜間中学校についてです。

国は、教育機会均等法——これは2016年の12月に成立いたしました——に基づいて、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学校の設置を国の方針として出しました。宮崎県はどのような方針で臨んでいくのか、その対応について伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話の夜間中学校でございますが、これは、不登校等により十分な教育を受けられなかった方々や、さまざまな事情で義務教育を修了しないまま学齢を超えた方々などに対する学び直しの場合として、大変重要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、これまでも市町村を通してニーズの把握を行うとともに、国の動向等について、情報の提供に努めてきたところであります。

今後とも、各市町村の夜間中学設置に関する検討状況を把握するなど、連携を図りながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 市町村との連携ということをおっしゃいましたが、県内に1校と、とりあえず文科省はそのように方針を出してるわけです。しかし、県として、どういうふうにするかという夜間中学校の設置を位置づけるかということがまずないと、市町村任せにはできないと思うんです。今おっしゃったように、さまざまな形で夜間中学校という意義は大変理解もしておられるというふうにお聞きをいたしましたけれども、ぜひ県としての明確な方針をまず示していくことが大

事だと私は思うところです。

今、全国的にも静岡などとか、次々夜間中学校を設立すると、そういう動きになっておりますので、ぜひ宮崎県もその方向で進めていただきたいと思うところです。

この夜間中学校は、義務教育未修了者はもとより、外国籍の方も、入学希望既卒業者の方も、そして今問題にしております不登校となっている学齢生徒などの多様な生徒を受け入れるという重要な役割を担っております。国が、都道府県全てに設置することを方針としたわけです。重ねてになりますけれども、ぜひ今、この国の方針はしっかり受けとめて、宮崎県でも早期に夜間中学校の開設の方向を明確にして取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思っております。

では、次に移ります。JR宮崎駅西口駅前広場の整備についてです。

この宮崎駅の西口駅前広場整備事業については、今、報道もされておりますけれども、この事業の目的と事業の計画を聞かせていただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 宮崎駅西口駅前広場につきましては、民間事業者による複合ビル建設に合わせ、陸の玄関口である西口広場を整備し、駅から中心市街地への人の流れや、にぎわいの創出を図るものであります。

今回の広場整備では、現在の西口広場の南側を全面的に改修するとともに、老朽化したシェルターと呼ばれる通路用屋根の更新など、必要な整備を行うこととしております。

具体的には、タクシープールを再配置して、駅舎から中心市街地に向けて広場空間を確保し、「イベント空間」と、そこで創出されたにぎわいを中心市街地へつなげるための「にぎわ

い・交流空間」を整備するものであります。あわせて、イベント空間には、JR九州が大屋根を設置することとしております。

また、ロータリー周辺についても、交通結節点としての機能向上を図るため、バス停留所や一般車の停車位置などを改善することとしております。

○前屋敷恵美議員 全体の状況は今お答えいただきましたけれども、駅前に県有地があるということも含めて、JRと宮崎交通がメインの事業に宮崎県も加わるという事業になっております。もちろん、県として駅等を利用する方々の利便性に配慮することは当然必要なんですけど、県がどのようなかわり方をするのか、今、一定御説明もありましたが、予算規模も含めて伺いたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、歩行者や広場利用者の安全性を確保するため、広場内に一般車両が進入しない構造とした上で、「にぎわい・交流空間」を中心に整備することとしております。整備する内容は、周辺施設に調和した舗装や景観等に配慮した照明の設置、植栽等となっております。さらに、歩行者やバス、タクシー利用者の利便性向上を図るため、シェルターの更新などを行うこととしております。

総事業費は9億3,000万円でありまして、令和元年度は3億3,000万円、残りの6億円につきましては、令和2年度までの債務負担行為を設定し、2カ年で事業を行う計画としております。

○前屋敷恵美議員 この事業の効果についてですが、今、にぎわいをつくるというお話もございましたけれども、今後、建設が予定される駅前ビルのショッピングモールなどで人のにぎわいをつくり、その人の流れを市内中心部の商店

街にまで広げていけば活性化が図られるという構図のようでございます。しかし、果たして、青写真どおりに行くのか、駅前ショッピングで完結をしてしまうのではないかと、危惧するところもございます。

多額の県費も投じて行おうとする事業です。この事業効果について、どのように考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎駅西口の再整備によりまして、駅前エリアにおける買い物客の増加や、新たな人の流れが生じることが見込まれることから、議員おっしゃるとおり、これらの効果を市内中心部の商店街の活性化に波及させることが大変重要であると考えております。

このため、地元宮崎市におきましては、「まちなか活性化推進委員会」において、市内中心部への回遊性の向上に向けた検討が進められております。

県におきましても、地域商業再生支援事業により、まちづくりを担う商店街のリーダーの育成やイベント開催など、商店街のにぎわい創出につながる市町村の取り組みを支援しているところであります。

再整備の効果を市内中心部の商業エリアまで広く波及させることにつきまして、宮崎市や地元商店街等と十分連携を図りながら、支援をしてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 これまで、市内の東部に九州最大規模と言われるショッピングモールができて、宮崎市内の人の流れは完全に変わりました。大店法を許した結果でもあるというふうに私は思います。

県内でも、こうした状況は各地に見られますが、まさに店舗における一極集中化で、地域の

商店の経営や住民の生活にも影響を及ぼしてきたことは明らかだと思います。

どうすれば街を、地域を元気にできるのか。それには共存共栄が図られ、また人口がふえること、購買力がふえること、それには所得がふえることなど、こうした根本的な問題が一定改善していくことなしには、にぎわいは大型店に吸収されることになるのではないのでしょうか。こうした課題も十分考慮したものでなければならぬことを申し上げておきたいと思っております。

では、次に移ります。河川に繁茂する樹木や土砂等の撤去の整備についてです。

これは、全県的な河川でも、私どものほうにもさまざま要求も出されている課題でもございますが、県が管理する河川の整備について伺いたいと思っております。

具体的にですが、宮崎市の清武川河口付近に繁茂する竹や樹木、また堆積土砂などの撤去について、地元の方々からも強く要望も受けているところでございます。県の対応について伺いたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の交付金事業によりまして、過去に浸水被害が発生した箇所など、県管理の158河川において、樹木伐採や河道掘削を実施する予定であります。

清武川の河口付近につきましては、既に県道中村木崎線付近や熊野川との合流点付近の樹木伐採や、河道掘削工事を発注しておりますが、一部河川内に私有地が存在するため、樹木所有者の承諾を得た上で、できるだけ早期に完了させる予定としております。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、適正な河道管理に努めてまいりたいと考え

ております。

○前屋敷恵美議員 この清武川河口の河川の部分については、私も現地に行っておりますけれども、本当に人が分け入れないほどに竹や樹木が生い茂って、また堆積土砂もかなりの量で、大雨や洪水のときの流れを悪くして、地域の冠水を引き起こす、こういうことにもつながりかねない、被害を免れない状態だというふうに見ました。早目の伐採や撤去を必要としておりますので、ぜひ、迅速な取り扱いをお願いしたいと思います。

また、県内においても、随所でこうした撤去が必要な河川が多いわけですが、今、県内の河川158カ所ですが、個々の河川についての事業計画もお話しになりましたけれども、どの時期にどういうふうにするのか、その工程についてもお示ししたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策」の予算におきまして、河道掘削、樹木伐採等の予算を多くいただいておりますので、各出先機関におきまして、土捨て場の確保をした上で、早期に発注することとしております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 これは3カ年の計画で、この分は終息すると、とりあえず要望の強い、また危険な箇所あたりのところが対象になるわけですか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の3か年緊急対策につきましては、昨年末のインフラ緊急点検によりまして、緊急的に実施すべきところを国のほうに要望しまして、その箇所について実施をしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 いずれの河川にしても、これから台風の時期も迎えて、早期の対応を地元

の皆さん方も願っておられますので、ぜひこのところも早目の対応に当たっていただきたいと思うところです。

予定した質問項目は以上なんですけれども、時間が少し残りました。

そこで、冒頭に移りますが、消費税の問題で少しお話をしたいと思います。

今、社会保障に充てる財源にするというこの消費税の問題ですけれども、これまで国会でも論議になってまいりました幼保の無償化、また高等教育の無償化、こうしたところは本当に国民の願いでありましたけれども、それを逆手にとってと言うと語弊があるかと思いますが、消費税の増税でもって、こうした無償化なり保育の充実を進めるということで、国会では採択をされました。しかし、こうした社会保障に充てる、子育てに充てると、それならば消費税は、国民が全て認めるべきではないかというような、おどしにも聞こえるようなやり方で、社会保障の財源でもってこれこれをやります、これこれをやりますというような提案が今、随所に見られるようになりました。そうなりますと、冒頭も言いましたけれども、社会保障や教育の充実を国民が願えば願うほど、消費税の増税は避けられない、そういうような対応になってくると思うところです。これでは本当に、行政のあり方、政治のあり方から見てどうなのかと言いたくなるわけでございます。

高齢化社会、また今起きている人口減少問題など、こうした課題を国民負担によって乗り切ろうとするこの政治のあり方にも、私は大きく問題を提起していきたい、これは国会の場でも、我が党の国会議員も含めて論戦を張っているところでありますけれども、社会保障が本当に必要な住民、国民の皆さん方により一層大き

くのしかかるのが、この消費税増税でございます。そここのところも十分考慮した上で、この消費税の今後の取り扱い方、しっかりと見据えていくことが必要ですし、県民の皆さんの暮らしにも、また宮崎県の行政にも大きく負担が及んでくる、この消費税増税です。改めて、私は、知事にもこのことを考察していただくことが必要かと思っておりますので、再度、御見解をいただければありがたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど来の御指摘の中で、国民負担でという御議論がありました。国家は国民の負担により、税金により成り立っているものでありますが、それを消費、資産、所得、どの負担で求めるかという税制の設計の問題であろうかと考えております。

今の御指摘は、広く国民負担を求める消費課税についての御指摘であります。税制全体のバランスを考え、社会保障も含めた今後も持続可能な財政運営を考える上で、非常に重要な検討課題であろうかと私は考えておりますが、消費税増税に対するさまざまな配慮につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、国において適切に対応していただきたい、そのように考えておるところであります。

○前屋敷恵美議員 国民の負担の税金ということで、これまでも行政は行ってきたわけですが、これまでも十分に国民は税金を納めております。ですから、新たな国民の税の負担によらない別の方法で、十分、社会保障の予算、教育予算を賄うことができるわけです。こうしたところを、しっかり集め方、使い方の問題で論議していくことが、今の暮らしの中で重要だということを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党トップバッターの内田理佐です。質問ができますことをありがたく、感謝申し上げます。傍聴席には、地元延岡からもたくさん来ていただいております。ありがとうございます。

この6月議会は、来年度予算の方向性を決める大事な議会でもあります。今回は、早期に補正予算などで対応していただきたい案件を含め、提案型の質問といたしますので、ぜひ予算編成の過程で考慮していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、知事の政治姿勢についてです。

宮崎県は、離婚率が沖縄に次ぐ全国第2位となっています。2組のうち1組が離婚するという状況です。ひとり親家庭が多く、父子世帯は全国4位、母子世帯は全国2位、県民所得は全国45位の231万5,000円、賃金は全国最下位で25万4,900円、母子家庭の約6割が平均月収15万円未満で、とても厳しい現状です。

このような県の状況の中、国や県において、「子供の未来応援国民運動」や「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、さまざまな事業で対策を行っています。

延岡市では平成29年11月に、子育てや教育等に関係する約4,000人に対しアンケート調査を行ってきました。子供が親の希望する学校まで進むと思わない理由について、「経済的な余裕がないから」と答えた保護者が4割近く、学習塾や習い事に行くことのできない子供の割合は、標準世帯より高くなっていました。

「生活が苦しい」と回答している割合が77.4%に達し、これは標準世帯の2倍以上あり、新しい衣服等の購入や家族との外食を控えた、ま

た食費を切り詰めたことのある家庭が、いずれも7割を超えています。赤字であり借金をしている割合が、相対的貧困家庭の30.3%、虫歯の放置も標準世帯と比べ高いといった結果です。

教職員からは、「自己肯定感、自尊心が低くなる傾向にある」という回答が半分を超え、「読み書きや計算などの基礎的な学力が低くなる傾向にある」という回答が3割となっています。異臭や必要な医療を受けていないなど、生活状況の悪さを指摘する割合も高くなっています。

このようなことを受け、率直に子供の貧困問題について、知事の認識をお伺いします。

また、子供の貧困についての現状をどのように捉え、取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。子供の貧困問題についてであります。

我が国の将来を担う子供たちは、国の宝であります。その子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長できるようにしていくためにも、子供の貧困への対応は、喫緊かつ重要な課題であると考えております。

県におきましては、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、保護者の生活・就労支援、子供の教育・生活・経済支援など、部局間が連携して、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

さらに、昨年度、この子供の貧困問題をテーマとしまして、「知事のふれあいフォーラム」を開催し、県内で子ども食堂や学習支援などに取り組む団体、社会福祉協議会などの方々から

直接、私自身がお話を伺ったところでありませう。これらの御意見、また現場でのさまざまな御意見を踏まえて、今年度改定予定の「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」に反映させてまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や民間団体等との連携を深めながら、県を挙げて、子供の貧困問題に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕
○福祉保健部長(渡辺善敬君)〔登壇〕 お答えいたします。子供の貧困の現状と取り組みについてでございます。

生活困窮世帯等の子供たちは、経済的な要因のみならず、家庭における教育力の低下や、地域社会の見守り機能の低下などを背景に、本人の努力の及ばない中で、その将来が閉ざされてしまいかねない厳しい状況にあります。

県では、平成28年3月に、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、生活・就労・教育などの支援を施策の柱としまして取り組んでまいりました。

具体的には、子どもの学習支援事業に取り組むほか、民間団体からの要望に対応しまして、支援の裾野を広げるための人材育成研修などに力を入れております。

また、私自身も宮崎市内の子ども食堂を訪問したところございまして、運営される方々からお話を伺い、改めて支援の重要性を認識しました。

今後とも、民間団体や市町村と積極的に連携しながら、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 御答弁ありがとうございます。今、地域の子ども会、特に親子会などなくなってきています。

地区のコミュニティーが希薄化していると感

じる中、民間と市町村が意外と連携もとれていないというところが見受けられます。ぜひ、県が本気度を見せながら押し進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

次に、幼児教育・保育の無償化についてです。

いよいよ10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートします。しかし、保育の質の確保や、貧困家庭に対してこの無償化がどう影響するのかが気になるところです。

無償化には幾つかの問題が考えられます。まず1つ目は、あと3カ月で無償化がスタートしますが、明確な事業概要が国から示されていないため、現場は混乱している状況に感じます。これに対し、早急に宮崎県の方針を出すべきだと思います。

2つ目は、保育士不足が深刻だということです。特に宮崎県北地区は、保育士養成学校として唯一、ウルスラ短期大学、そして九州保健福祉大学がありましたが、どちらも保育学科がなくなりました。保育士の最低基準は満たしているとはいうものの、最高基準には至っておらず、例えば延岡市内の22の保育園で調査した結果では、妊娠、育児休暇、職員の高齢化、親の介護などにより、保育士が50人ほど不足している状況だそうです。受け入れを断らざるを得ない園が多く、潜在的な待機児童がいるのが現状です。

3つ目は、認定こども園において、1号認定から2号認定へ移る児童がふえることが予想され、このことに対する対策です。

4つ目は、認可も無認可も含めて、全ての施設が無償化されることに対する子供たちへの安全の担保をどうするのかということです。企業

参入もふえることが予想されます。働く人がふえ、子育ての時間がますます減ってくることも予想されます。

大人の都合で子供たちが被害者になるのは、本望ではありません。子育てに係る経済的負担を軽減するための政策が、子供たちに悪い影響を及ぼす政策であってはならないと考えます。

そこで、幼・保の無償化の導入に向けた現在の取り組みと、無償化を実施するに当たっての課題とその対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児教育・保育の無償化を実施するための課題としまして、まずは事前準備の徹底が挙げられると考えております。

一つには、施設や利用者等に対するわかりやすい制度の周知が必要です。県では、今月5日に市町村説明会を開催したほか、今後、市町村と協力して、制度についてのパンフレットの作成・配布や、施設向けの説明会を開催したいと考えております。

また、市町村においては、条例等の改正やシステム改修などの新たな事務負担も生じます。このため、今回の補正予算でお願いしております「幼児教育・保育の無償化支援事業」によりまして、必要な市町村支援に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、保育需要の変化・増加への対応も課題だと考えておりまして、必要な保育人材の確保を図るとともに、認可外保育施設を含む保育所等の指導監査を徹底するなど、引き続き、安全で適切な保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 何分、残り3カ月しかありません。市町村説明会では質問なども受けている

ということでしたので、ぜひ施設向けの説明会で質問をとるなど、丁寧に、そしてわかりやすい対応をお願いしたいと思います。

また、保育所等の指導監査を徹底するということですが、保育士が足りずに運営が厳しい、または子供を預けられず、はがゆい思いをしている施設も多くあります。保育士不足についての認識と、県北地域に保育士養成施設が設置された場合の県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在の県内の保育所等における保育士の配置についてでございますけれども、施設の認可等の要件である基準は満たしておりますが、御指摘のとおり、余裕を持った職員ローテーションや休暇のとりやすい人員配置、こういったものを実現するという観点からは、保育人材が十分に確保できている状況にはないと認識しております。

このため県では、保育士修学資金等貸付事業や、保育士支援センター設置運営事業等により、保育士の人材確保等に取り組んでいるところでございます。

県内の保育士養成施設につきましては、宮崎市に3施設、都城市に1施設あります。県北地域に養成施設が設置されましたら、保育人材の確保に資することになると考えますので、保育士等を志望する学生への周知や、資格取得に必要な実習先の確保などの支援を、県として検討してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 養成施設が都城と宮崎にあるということで、県北にも設置されるように、ぜひバックアップをお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、人材確保について移らせていただきます。

私の政治信条は、「一年の計は稲を植える。十年の計は木を植える。百年の計は人を育てる」であります。まちづくりの基本は人財育成であり、まちを磨く人を育てられない地域は衰退していくのではと考えます。

今の中学生が大人になったとき、今存在する職業のうち65%の職業がA I（人工知能）に取ってかわられて、なくなっているだろうと言われていています。しかしながら、宮崎県では、これから大きく変わる社会を担う子供たちのICT教育環境整備が十分に整っていないのが現状です。また、市町村立の学校で働く教職員の校務について、いまだ統一したシステムの導入が進んでいない状況でもあります。

まずはICT教育を行う上で、教職員のICT活用指導力の向上を目指すためにも環境を整備する必要があります。

県は、平成27年度より、全ての県立高等学校及び中等教育学校において、統合型校務支援システムの運用を開始しており、教職員の事務処理作業時間の削減につながっています。

しかしながら、市町村立の小中学校においては、日向市、三股町、高千穂町の3市町のみであります。この理由は、市町村には財政的に厳しいことや、導入を推進する専門的な知識を持った人材がいななどが挙げられます。ぜひ、市町村ごとに格差が起こらないよう、働き方改革の意味も含めて、県が主導して、全県的に統一した同システムの導入をしていただきたいと思いますが、公立小中学校に統合型校務支援システムを一斉導入するために、県としてどのような取り組みをしていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 統合型校務支援システムについてであります。このシステムは、

児童生徒の出欠状況や、健康面及び成績などの校務の情報を一括管理できるとともに、教職員同士が情報を共有できる機能などをあわせ持つものであります。

このシステムを導入することにより、業務の効率化が図られ、教職員の働き方改革につながるとともに、子供と向き合う時間が確保されるなど、教育の質の向上が期待されるところであります。

このため、県教育委員会としましては、県と市町村が一体となって、統一したシステムを共同で導入するための協議会を立ち上げたところであります。今後、この協議会の中で、県教育委員会が仕様書作成などの基本設計を行うとともに、現在使われている市町村のネットワーク環境が本システムに適合しているかなどの助言等を行ってまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 国は、このシステム導入に關して100%の整備を位置づけています。ぜひ県も100%という目標を掲げられるように、国に対しても予算獲得をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、文科省の平成29年度教育白書には、「教科指導におけるICT活用の推進」が掲げられています。

ICTを活用することで、個別学習や協働学習の効果的な実施が可能となります。さらに、特別な支援が必要な子供たちにおいても極めて有効です。

ICT教育とは、実は、地域や障がいなどによる教育格差をなくし、一人一人の能力を伸ばしていくという、革新的な取り組みです。しかしながら、今までは、都市部と地方、健常者と障がいのある方とで教育に格差があったのは事実ですが、それを克服しようというのがICT

教育の目的でもあります。

今後、センター試験もタブレット端末を使用する方式に変わろうとする中、宮崎県内の公立学校のICT教育環境整備は、国の流れに乗っているのでしょうか。

公立小中学校の児童生徒のICT環境を充実させるために、市町村への働きかけはできないのか、教育長にお伺ひします。

○教育長(日隈俊郎君) 情報社会が急激に進展する中、小学校段階からの情報教育の重要性が高まってきておりまして、ICT環境の整備が一層求められております。

そのため、県教育委員会では毎年、市町村の情報教育担当者を対象とした「教育の情報化セミナー」を開催し、国が示す教育用コンピューター等の整備基準や国の補助事業についての情報提供などを通して、ICT機器の整備の必要性について説明しているところであります。

今後も引き続き、小中学校におけるICT環境の充実が図られるよう、市町村に対し、あらゆる機会を捉えて積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 それでは、県立高校におけるICT環境の現状と課題について、教育長にお伺ひします。

○教育長(日隈俊郎君) 県立高等学校及び五ヶ瀬中等教育学校における教育用コンピューターでございますけれども、現在、約5,500台ございます。約生徒4人に一台という整備状況であります。また、通信速度などに若干課題がありますが、普通教室における無線LANは、全校に整備済みであります。

これらの整備を通して、生徒の情報活用能力の育成や、ICTを活用した、よりわかりやすい授業の実現につながっていると考えておりま

す。

文部科学省は、生徒3人に一台の教育用コンピュータの整備を目標としておりますので、今後も円滑な利用の推進に向け、ICT環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 いずれ近い将来、生徒はスマートフォンを持ち込めるというように、いろいろな状況も変わってくると思います。今は4人に一台という状況ですが、3人に一台となるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、神話の源流みやざきについて移らせていただきます。

宮崎県は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、これまで平成24年の古事記編さん1300年、そして令和2年の日本書紀編さん1300年までの期間に、各種記念事業を展開され、昔から受け継がれてきた伝承や伝説、伝統芸能等の地域の文化資源や観光資源に光を当て、県内外に情報発信されています。

また、来年開催予定の第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会での標語を「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」とされており、神話のふるさとを前面に押し出されています。

宮崎県の記紀編さん1300年記念事業を受けて、日向神話伝承のある県内市町村でも、神話を活用した神話観光事業に積極的に取り組んでいます。

ことしの1月には、県内4市町村を含む全国9府県22市町村が、神武天皇の東遷にゆかりがあるとして「神武東遷」を文化庁の日本遺産に申請しました。

また、新元号「令和」についても、県内神話

ゆかりの地ではいろいろなイベントを実施され、全国的なニュースにもなり、「神話のふるさと宮崎県」として誇るべき活躍だったと思ひます。

このことは、これまで宮崎県が取り組んできた記紀編さん1300年記念事業の成果が、確実に実を結んできたものと思ひます。さらに、知事は、来年開催されます東京オリンピックの開会セレモニーで、「天岩戸開き神話」や神楽を採用してほしいとの提案・要望をされておりますが、ぜひ実現してほしいものです。

そこで、宮崎県史における日向神話の記述についてお伺ひします。「神話のふるさと みやざき」を標榜する宮崎県の県史における日向神話の記述はとても大切です。日向神話につきましては、御案内のとおり、大きなテーマ「天孫降臨高千穂」「コノハナサクヤヒメとの出会いの聖地笠沙の岬」「高千穂の宮」「海幸・山幸物語」「日向三大御陵」「神武天皇生誕の地」「神武天皇御船出の地」などがあります。

県史において、日向神話の「笠沙の岬」の場所はどのように記述されているか、総務部長にお伺ひします。

○総務部長(武田宗仁君) 県史では、「通史編」の「古代2」において、古事記や日本書紀等に記載された日向神話にまつわる地名について、幾つか紹介をされております。

お尋ねの「笠沙の岬」につきましては、その場所が南九州のどこかではあるものの、具体的にどこにあったのかまでの断定した記述はございません。

○内田理佐議員 断定した記述はありませんという答弁でしたが、「通史編 古代2」の14ページを読ませていただきますと、「いわゆる日向神話の舞台が、襲高千穂峰・笠沙(現在の

鹿児島県川辺郡笠沙町付近) などであり、薩摩半島の阿多(現鹿児島県日置郡金峰町付近)や大隅半島の始羅(現在の鹿児島県鹿屋市を含む一帯)に由来すると考えられているカムアタツヒメ・アヒラツヒメなどが日向神話に登場することから、恐らく、令制国以前の段階でも、日向はこうした領域をさす呼称であったと想像される。」と書いてあります。

日向が鹿児島ですかということが言いたいんです。

日向神話にまつわる地名について、南九州のどこかと書かれているということでおさめられていますが、県史に記載があるんです。この14ページを読んだ方々は、ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメは鹿児島県の笠沙の岬付近の高千穂の宮で生活し、現在の南さつま市で海幸彦、山幸彦が誕生したということになります。

現に御当地では、この日向神話を観光資源として活用した観光の推進が図られています。これはこれで結構なことですが、我が宮崎県にも宮崎市青島に海幸彦・山幸彦物語が伝承されているわけですから、せめて宮崎県内において、笠沙の岬伝承がある場所として観光宣伝をしている延岡市の愛宕山——昔は笠沙山と呼んでいました——そして、西都の笠沙の岬なども両論併記することが肝要かと考えます。もし、第三者が県史を見た場合、「神話のふるさと」や「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」を標榜している宮崎県の姿勢に一貫性がなく、日向神話の説明に矛盾が出てくるのではないかと危惧しているのです。

私は、「神話の源流」と情報発信しているのですから、源流であるプライドを持ち、子供たちへの教育の場や大人向けの研修の場、観光客に対して、日向神話は宮崎であると、ぜひ、強

い気持ちであらゆる場面で伝えていってほしいと思います。

そこで、県史の記述と観光資源として活用している神話の説明に矛盾が生じると考えますが、総務部長にお伺いします。

○総務部長(武田宗仁君) 県史は、本県の歴史について、文献や史料をもとに、歴史学や考古学等の見地から学問的に記述したものであります。

地域に伝わる神話や伝承等は地域の文化資源として貴重なものであり、仮に、県史の記述にはないとしても、地域振興等に積極的に活用していくことを妨げるものではないと考えております。

議員御指摘の「笠沙の岬」につきましては、県史においては断定されておりませんが、宮崎県民の私としては、県内であってほしいと思っております。

○内田理佐議員 宮崎県民である私も、そのように「笠沙の岬」は県内であってほしいと思っております。しかし、議員としては、神話の源流であるということを出しているのだから、大きなテーマである7つ、特に高千穂と笠沙の岬が宮崎で一帯とならなければ、海幸・山幸が青島、日南となっていけない。自信を持って、笠沙の岬は延岡、西都、そして青島、宮崎市であると私は言いたいです。

次に、宮崎空港にことし設置してあった神話の看板には、県北の延岡市、日向市の記載がありませんでした。このためか、ほかの神話ゆかりの地に比べ、延岡・日向には神話を求める観光客が少ないと感じます。

天孫ニニギノミコトの降臨に始まる日向神話は、初代神武天皇が日向を船出し、大和平定への途についたという「神武東遷」の物語をもつ

て幕となっています。

日向市の美々津は、古くから神武天皇のお舟出の港とされています。また、延岡市には、明治天皇のやしゃごである竹田恒泰さんから「日本最初のラブストーリーの地」と言っていた出会いの聖地、笠沙の岬、現在の愛宕山があります。

本県を「神話の源流みやざき」として情報発信する中で、もっと延岡・日向市の神話ゆかりの地を取り上げるべきだと考えますが、県の取り組み状況を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県を「神話の源流みやざき」として情報発信していく上で、県内各地に数多く残されております神話や伝承、ゆかりの地などを一つ一つ本県の宝として磨き上げ、PRしていくことが大変重要でございます。

お話にありました延岡・日向のゆかりの地につきましても、ポスターへの採用ですとか、パンフレット、ホームページへの掲載はもとより、世界的な映画監督の河瀬直美さんに、延岡市の神さん山や北川陵墓参考地、日向市美々津などのプロモーション映像を制作していただいて、ユーチューブ等で配信をしているところでございます。

さらに、本年度は、神武東征をドラマ仕立てにした朗読イベントを、お舟出の地とされます日向市で開催するほか、平成28年度に作成いたしました「日向・都農編」の地域版パンフレットに加え、先ほどお話にございました、古来「笠沙」と呼ばれております愛宕山を含めまして、「延岡編」を新たに作成するなど、延岡・日向地域も積極的に取り上げながら、今後とも情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 歴史好きな人が読む「一個人」という月刊誌に、「神話の源流みやざき」と1ページに丸々大きく出ていました。積極的なPRに意気込みを感じました。

来年開催の国民文化祭で神話の源流をどう演出されるか、期待をします。

そして、今後取り組まれる神話が後世に引き継ぐべきものになっているかどうか、今後も注目しておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、県体育館建設についてです。

延岡市に建設を予定している県体育館について、今後の検討の進め方とスケジュールを、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県体育館の整備につきましては、平成30年度に基本計画を策定し、現在、設計に向けた準備を進めているところでございます。

今年度から基本・実施設計に着手いたしますけれども、延岡市との役割分担や、国民スポーツ大会後の活用についての検討なども進め、令和6年度中の完成を目指しております。

整備検討に当たりましては、延岡市や競技団体等とも意見交換を行うなど、しっかりと連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 それでは、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、スポーツ合宿についてお伺いします。

延岡市は、60年以上にわたり、オリンピックにおいて毎回、延岡出身の選手、そして延岡ゆかりの選手を輩出しているアスリートタウンであります。

特に、陸上や柔道、バレーボール、水泳競技

などにおいて、多くの選手がオリンピックを初めとする世界的な大会に出場し、「ゴールデンゲームズ in のべおか」や、「延岡西日本マラソン」を開催している陸上を初め、サッカー、野球、柔道などさまざまな競技種目で、合宿や大会が行われています。

そうした中、現在、地元延岡市は新たな種目の合宿誘致にも積極的に取り組んでおり、2月に、延岡出身の監督たちによるラグビー教室、そして5月末に、ラグビー実業団チームの視察も受け入れたところです。

私も、チーム関係者とお話する中で、競技場の芝の状態に高い評価をいただくなど、合宿実現に向けての手応えを感じているところですが、私としては、ぜひ延岡での合宿誘致を実現させ、「アスリートタウンのべおか」としての認知度・知名度をさらに高めていきたいと考えており、県の応援もいただきたいのです。

県としては、これまで「スポーツランドみやぎ」を掲げ、プロ野球、Jリーグ、ラグビー日本代表を初め、多くのスポーツ合宿の誘致に取り組み、成果を得ておりますが、合宿誘致のためには、受け入れ市町村との連携が大変重要であると考えています。

そこで、市町村が行うスポーツキャンプ合宿の誘致や受け入れに対し、県はどのような姿勢で取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、ラグビーの日本代表が本県で合宿をしておりますが、こうしたスポーツキャンプ・合宿の誘致は、観光振興はもとより、本県のイメージアップ、また地域の活力づくりという観点からも大変意義あるものと考えておりました。その効果を県下全域に広げることができるよう、拡充の方向性としては全県化・通年化・多種目化に取り組んでいると

ころであります。

そのためには、御指摘がありましたような、市町村、または競技団体と一体となった取り組みが重要であると考えておりました。県では、合同誘致セールスの実施や、練習環境等の整備に対する支援のほか、歓迎セレモニーの実施や積極的な情報発信などを行っているところであります。

先日も、宮崎空港でのラグビー日本代表の歓迎セレモニーに私も参加をいたしまして、宮崎市長とともに激励の言葉を述べて、県産品の贈呈などを行ったところであります。

また、宮崎市以外のキャンプチームに対しても、例えば、優勝パレードや優勝祝賀会などに参加したり、さらには、社会人チームや大学野球の監督などと食事をしながら意見交換を行う、そういったことによって、県としてもしっかりサポートをしていくんだということを、感謝の思いとともに伝えているところであります。

ことしからゴールデン・スポーツイヤーズが始まります。絶好の機会を生かしながら、私も先頭に立ちまして、市町村を初め関係機関としっかり連携しながら、スポーツランドみやぎのさらなる発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 ぜひ、知事と一緒に私も頑張りたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、宮崎のアピールに関する施策について移らせていただきます。

宮崎県は、恵まれた日照環境を生かして、さまざまな農産物のブランド化を推進し、稼げる農業を推進しています。これは、農業従事者を少しでもふやすために大変重要なことだと思ひ

ます。

宮崎県産スイートピーは、オリジナル品種であり、生産量が日本一ということもあり、ブランドに認定されています。つまり、ブランド品としては、食べられる農産物だけでなく、花である花卉も含まれています。

このブランド品に認証されるには、さまざまな基準をクリアしていく必要があります。

また最近では、ブランド品を推奨することだけでなく、マーケティング、つまり消費者側からの販売戦略を強化していこうとする県の戦略もすばらしいと思います。

お隣の鹿児島県では、花芝であるシキミ、サカキを特産品として栽培を奨励して、生産量日本一となっています。シキミ、サカキは輸入品が多く、国産品はまだ伸びる可能性を秘めていると思います。

シキミは関西地方を中心に仏事に欠かせないものであり、特に宮崎県では延岡市北川町が最大の産地となっています。農家数は50軒ほどですが、昨年度の生産量は208トン、売上高が1億6,000万円。生産量は鹿児島に次ぐ第2位であり、一農家で1,000万円以上を売り上げるところもあります。生産者も若返り、担い手の確保もできている、まさに国の政策としてやるべきところを、自助努力で実績をつくっているのが、この北川シキミなんです。

シキミは年間を通して出荷可能で、反収、つまり面積当たりの収入が大きく、また山間部での栽培が可能です。北川町は良好な地形を生かして、丁寧な手作業での除草、防除を行い、優良品種を選別して出荷しているため、色つやがよく高い評価を受け、年々需要が伸び、消費者からの信頼も厚くなっています。つまり、北川シキミも、ブランド品として評価されるべきレ

ベルに十分あると思います。

そこで、延岡の特産であるシキミをブランド化し、産地振興を進めたいと考えますが、県の考えを農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本県のシキミは、平成29年の産出額が2億7,000万円と、全国有数の産地となっており、中でも延岡市は、県内作付面積の約7割を占め、消費地からも高い評価を得るなど、中山間地域の特性を生かした期待の高い品目であると認識しております。

このような中、さらなるシキミの産地振興を進める上で、後継者の育成確保や、品質・量などの安定供給が重要でありますので、現在、産地においては、県や関係機関の支援のもと、担い手確保、技術向上、そして保冷庫の整備等を通じ、生産性向上や販売力の強化に取り組んでいるところであります。

県といたしましては、引き続き、これらの取り組みを進めますとともに、御質問にありましたブランド化に当たりましては、産地みずからの機運醸成が何より大切となりますので、地域における意見等をしっかり伺って対応してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 シキミは伸び代があると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、水害対策について移らせていただきます。

延岡市北川町は、平成28年度から3年連続で水害に見舞われています。3年連続の水害ということで、農産物が育たず生計が成り立たないと、農業をやめてしまった方もいるくらい深刻な状況です。特に北川町の曾立地区は、川からの水よりも、山から流れ出る内水が原因で、浸水被害に遭っています。これまでも、河床の掘削や堤防の改良を行ってきたと思いますが、や

はり大がかりな改修が必要なのではないのでしょうか。

現在、北川は、河口付近を除き県の管轄となっていますが、大がかりな改修ができるように、予算がつきやすくするためには、県から国の直轄に変更してほしいという意見もあります。

また、これまでの事業内容ですが、延岡土木事務所が平成28年11月に対策検討業務を行い、平成30年1月に築堤方式による予備設計業務、その後、延岡市が市道の予備設計、そして令和元年5月に住民説明会が行われています。浸水対策にこれまで3年もかかり、3年連続で浸水しました。そんな中、ようやく事業実施の運びとなりそうですが、今後、住民説明会を実施し、用地買収に1～2年かかるため、工事が始まるのが令和3年以降と思われます。事業費約5億円、今の現状としては、市の単独事業であることにより、完成までに用地買収含め7年ほどかかるようです。地元からは、「もっと早くできないのか」という声がたくさん上がっています。私としては、国と県に力強く御支援いただき、1年でも早く完成させ、二度と浸水させないといった気迫を持って対応すべきと考えます。

住民の生命・財産を守るために、あらゆる手段を講じて、一刻も早く対応すべき切迫した案件であります。これは、政治の責任において、国・県・市が連携して早急に対処するべきです。

そこで、北川における浸水対策の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川におきましては、平成9年の台風19号で、堤防の決壊等により甚大な浸水被害が発生したことから、

国の河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、河道掘削や霞堤方式等による堤防の整備を実施したところです。

平成15年度からは、水防災事業により、家屋の浸水被害の軽減を図るため宅地のかさ上げを実施しているところであり、来年度には完了する見込みとなっております。

昨年までに、3年連続で大きな洪水が発生しましたが、宅地かさ上げが完了した家屋については浸水被害もなく、整備効果があらわれたものと考えております。

しかしながら、近年の洪水に伴う土砂の堆積や、経年的な河道内の樹木の繁茂により、水害リスクが高まっていることから、現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削及び樹木伐採を実施しているところであります。

○内田理佐議員 それでは、北川の曾立地区の内水対策について、県は延岡市と連携してどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川におきましては、昨年までに3年連続で大きな洪水が発生し、曾立地区では、北川へ流れ込む曾立谷川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、福祉施設等の浸水被害が発生したところです。

県におきましては、平成28年の浸水被害の発生以降、北川本川の管理者として、浸水メカニズムの解析や対策案の検討を行い、曾立谷川の管理者である延岡市への技術的支援を行っており、これを受け延岡市では、曾立谷川沿いの堤防かさ上げに取り組んでいくと伺っております。

また、県では、曾立谷川の水の流れをよくす

るため、北川本川の水位の低下を図ることが効果的であることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削及び樹木伐採を実施しているところでありませ

す。今後とも、延岡市と連携を図り、内水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 それでは、知事にお伺いします。この曾立地区は3年連続で浸水しました。政治的にはあり得ないことだと思います。北川の曾立地区の方々、政治に対する期待感が年々薄れていきます。4年連続、5年連続にならないように、ここは政治の力が試されていると感じます。可能な限り、堤防完成まで前倒しできるように、県の強力な御支援が必要なんです。どうか、この堤防設置に力を発揮していただけないでしょうか。知事の御見解をお願いします。

○知事(河野俊嗣君) 平成28年の台風16号、そして平成29年の台風18号では、浸水被害の大きかった曾立地区につきまして、私みずからも現場で被災状況を確認し、地元の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、当時の状況を伺ったところでもあります。

視察をしました介護老人保健施設では、迅速な避難対応によりまして、人的被害にまでは及ばなかったところではありますが、1メートル以上の汚水で浸水した痕跡を目の当たりにして、被害の甚大さを実感したところでもあります。

また、3年連続で浸水し、住民生活へ多大な影響が生じている、また地域の皆さんのやりきれない思いというのはいかばかりかと考えておりまして、早急な内水対策が必要であると認識をしております。

地域の方々が安心して暮らしていただくこと

が最も大切なこととありますので、直接の対策は延岡市が行うこととなりますが、引き続き県としましても、北川本川の管理者としての役割を果たすとともに、必要な内水対策が早期に講じられるよう、延岡市としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 私は市議時代に、1年目、2年目、3年目浸水したときに、次の日、また当日、地元に行って、いろいろお手伝いとかさせていただいて、調査をさせていただいたんですが、3年目には、「もう来るな」と強く住民の方々に言われていて、本当に議員として責任を感じています。ぜひ力をおかりしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、医師不足と偏在についてです。

宮崎県は、全国32位の医師少数県で、30歳代、40歳代の医師が減少し、高齢化が進み、県内で養成した看護職員の県外就職者の割合が、平成29年度で39.3%と非常に高くなっています。

延岡市医師会では、平成20年度から緊急避難的に、脳梗塞及び消化器出血患者を輪番制により24時間365日受け入れる体制をつくり、延岡市も財政支援を行うなど、地域の病院・診療所と協力して、地域住民が安心して生活できる医療体制を整備する努力を続けておりますが、延岡市医師会の医師等の疲弊により、年々継続が困難になりつつあります。

県北地域の中核病院であり、「最後の命のとりで」である県立延岡病院の医療体制が県北地域の医療を支えている現状であるので、診療体制の充実こそが最も重要です。

日向・門川地区の民間病院では医師が複数人退職し、東郷病院でも医師不足の状況で、県北地域の医療体制も緊迫した状況です。

そこで、県北地区の医師確保に向けた取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ことし2月、厚生労働省が示した医師偏在指標によりますと、御指摘のとおり、本県は医師少数県とされておりまして、医師確保に当たりましては、まずは県全体の若手医師を養成することが重要だと考えております。

このため県では、県内中高生に対し、本県の地域医療を守る意義を伝えるとともに、宮崎大学や長崎大学への推薦入試枠の設置や、医学生に対する修学資金貸与を行うなど、宮崎大学医学部、県医師会、市町村等と連携して取り組んできたところでございます。この結果、臨床研修医の数については、本年度57人となっております。平成21年と比較して13人、29.5%増加しているという状況もございます。

加えて、これらの推薦入試枠で入学した医師や医師修学資金の貸与を受けた医師等については、昨年、医療法及び医師法の改正によりまして、キャリア形成とともに医師不足地域で勤務するキャリア形成プログラムの適用を受けることが定められました。

こういった仕組みも生かしまして、今後とも関係団体と連携して、県北地区の医師の確保につなげてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 では、次に移りますが、県立延岡病院は、県北地域における高度専門医療を担う中核医療機関として、地域住民にとって非常に重要な医療機関です。しかし、神経内科の休診などにより、一部の救急医療や高度医療に十分な対応ができなくなっています。

そのような中、県立延岡病院内に心臓脳血管センターの整備を初め、救命救急科の医師の増員や消化器内科の再開、看護師の地域枠採用制

度など、医師や医療スタッフの確保に尽力されていることに大変感謝しています。

そこで、現在、県立延岡病院において休診中の神経内科、精神科、眼科の早期再開と、脳梗塞・消化管出血患者受け入れの体制を整備するための医療従事者の確保に、県として現在どのように取り組まれているか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立延岡病院では、診療科の新設や医師の増員などによりまして体制の充実が図られている診療科がある一方で、議員御指摘のとおり、常勤医師が不在となっている診療科や、救急医療に関して地域の医療機関との輪番制をとらざるを得ない診療科、いまだ体制が十分でない診療科もございません。

そのため病院局では、大学の医局等に対しまして、常勤医師の配置や医師の増員について、粘り強く要請を行っているところであります。

県立延岡病院は県北地域における医療の中核を担っておりますことから、引き続き、今後とも自治体や医師会とも連携しながら、必要な医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 次に、県北地区の医師確保、医師不足に対する解決策として、県立日南病院に導入されている、宮崎大学医学部の地域総合医サテライトセンターを、県立延岡病院にもぜひ設置していただきたいと思っております。

県立日南病院では、宮崎大学医学部の研修医が勤務するサテライトセンターができてから、日南市内に開業する医師があらわれたりと、定住する方もおられます。

そのため、県の施策が県北地域にも行き届くように、県立延岡病院に宮崎大学医学部の地域

総合医育成サテライトセンターを設置できないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県北地域の医師確保に向けましては、地域医療を担う教育及び研究の拠点となる県立延岡病院へのサテライトセンターの設置は、有効な施策の一つであるというふうに認識をしております。

現時点におきましては、宮崎大学医学部における総合診療の指導医が不足しているという現状がございます。まずは、指導医の確保が急務でございます。

このため県では、指導医確保に向けて、その前段階となる専攻医確保を図るために、総合診療医を目指す専門研修資金貸与制度の創設や、医学生に対する地域医療実習の拡充等の支援を今年度から開始したところです。

今後とも、宮崎大学医学部や関係市町村及び医療機関等と連携して、研修プログラムや指導体制のさらなる充実を図ることにより、県北地区の体制づくりに向けた環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 このサテライトセンターは、県北にとっても、延岡にとっても、本当に悲願であります。ぜひ市町村と連携をとりながら進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、東九州自動車道は、県内のほとんどの区間が片側1車線ですが、救急搬送において一刻を争う際に支障があります。

高速道路は、ただ単に生活道路や観光のための道路ではなく、医師や患者の立場から見ても4車線化が必要だと思っております。

暫定2車線の片側1車線では、高速道路で事故があった場合、救急車両が通れないという状況が発生するおそれがあります。

高速道路は、まさに命の道です。また、医師を確保するためには、移動時間の問題が大きいことから、誘致合戦になると負けてしまうおそれもあります。患者の命にかかわることなので、早期に4車線化していただきたいと思っております。

今年度から、宮崎西一清武間で4車線化事業に着手されましたが、県北から宮大病院まで搬送することを考えますと、県北区間の4車線化が必要です。このことは、延岡市医師会からも強く要望が上がっています。

国においては、昨年度から、「高速道路における安全・安心計画」の策定に向けて取り組んでおり、その中で、全国の暫定2車線区間の中から優先的に4車線化等を実施すべき区間を抽出する作業がされているようですが、東九州自動車道の暫定2車線区間における4車線化に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、時間信頼性の確保や事故防止の観点、さらにはネットワークの代替性確保の観点などから、優先的に4車線化等を実施すべき区間を抽出しまして、ことし夏ごろをめどに、「高速道路における安全・安心計画」を策定する予定と伺っております。まずは、県内区間がこの計画に位置づけられることが極めて重要であると考えております。

このような中、東九州自動車道の県内区間におきましては、時間信頼性の確保や事故防止の観点はもちろんのこと、高速道路に並行します国道10号の一部が南海トラフ巨大地震による津波浸水区域として想定をされており、さらには、土砂災害の危険性が高い箇所も多数あることから、4車線化が必要不可欠なものと認識を

しております。

このため、先月末、丸山議長とともに、国土交通省や財務省に対し、本県の実情をしっかりと訴え、県内区間のこの4車線化の計画への位置づけを求めまして要望してきたところであり、国交省においては、石井大臣、また池田道路局長に対しましても、この問題を特に取り上げて要望してまいりました。

県としましては、引き続き4車線化の実現に向け、あらゆる機会を捉えて、沿線自治体や関係団体の皆様と連携をしながら、国に強く訴えてまいります。

○内田理佐議員 これでは質問を終わります。

(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、満行潤一です。再びこの議場に立つことができ、本当に4年間頑張ろうと、初心に戻って思っているところであります。丸山議長とは20年前に一緒に初当選をさせていただいた同期ですが、私は6戦5勝1敗、水をあけられてしまっております。丸山議長には、さらなる県勢の発展、この県議会の民主化に御努力いただきたいと、改めて祝辞を述べたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

持続可能な社会の実現について。まず再生可

能エネルギーの推進についてであります。

政府は昨年7月、2030年、さらに2050年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示す第5次エネルギー基本計画を閣議決定しています。

この第5次エネルギー基本計画の最大の問題は、電源構成に占める再生可能エネルギーの比率が低過ぎることです。再生可能エネルギーは、主力電源化を目指すという方針を初めて打ち出したのは評価できますが、2030年度の電源構成に占める比率は以前のままの22～24%です。

水力を含めれば、再生可能エネルギーで約40%の目標も可能なはずですが。実際、2030年時点で再生可能エネルギー比率をドイツでは65%、フランスは40%という目標を掲げています。

日本の動きは世界からおくれ始めていますが、政府の方針にかかわらず、再生エネルギーの現場は頑張っています。主役の太陽光発電は2014年、2015年のピークからはかなり落ちていますが、最近また上昇中です。特に、注目されているのが、災害時の利活用と、農地と農業と太陽光発電事業を両立させるソーラーシェアリングです。

再生可能エネルギーの展開で重要な視点は、エネルギーの地域分散と地産地消です。太陽光も水力も風力も大きいほうが建設コストは下がり、効率は上がりますが、環境破壊につながれば意味を持ちません。森林を切り開いて建設するメガソーラーなど論外です。

まず、知事に、本県における再生可能エネルギーの現状と今後の施策についてお伺いします。

以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

本県の再生可能エネルギーにつきましては、これまで、「宮崎県新エネルギービジョン」によりまして、恵まれた日照環境や豊富な降水量など、本県の特性を生かして、「太陽光」「バイオマス」「小水力」の3つのエネルギーの導入促進に重点的に取り組んでまいりました。

この結果、県内のこれらの発電能力につきましては、ビジョンの基準年である平成22年度から直近の29年度までに、太陽光は約13.3倍、バイオマスは約3.6倍、小水力も約1.4倍と、それぞれ大きく増加をしてきたところであります。

今後は、今議会に提案をいたしております「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づき、市町村の行う可能性調査への支援や、県民及び事業者等への導入に向けた情報提供などにも取り組み、引き続き太陽光などの導入を促進していくとともに、導入促進に当たりましては、地域との共生を図るため、景観や自然環境への配慮、地産地消にも取り組み、持続的な社会の構築に貢献してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 今、触れていただきましたが、議案16号は、現在の新エネルギービジョンを見直し、新たにエネルギーの対象範囲を広げた「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」の策定についてであります。この新たな計画の趣旨と特色についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 再生可能エネルギーの導入につきましては、近年、買い取り価格の低下や送電線への接続問題、自然環境を含めた地域との共生などの新たな課題も生じております。また、昨年改定されました国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主

力電源化に向けた取り組みや、分散型エネルギーの推進について示されたところであります。

県では、これらのことを踏まえまして、今議会に提案しております「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」におきまして、単に導入量の増加を目指すのではなく、太陽光発電の余剰電力の自家消費による利活用や、地域の水力発電所から電力を調達し、公共施設に供給するなどのエネルギーの地産地消、法令等遵守の徹底や市町村との連携による景観や自然環境に配慮した発電設備の導入などに取り組んでいくことといたしております。

○満行潤一議員 太陽光、風力などで発電した電力を蓄える蓄電池の普及が望まれています。そもそも電気は蓄えることが苦手です。太陽光、風力などは、発電出力の変動が激しいといった弱点もあります。蓄電池を太陽光発電などと組み合わせることで、発電した電気をためて、家庭で使ったり、自然災害の際に非常電源として活用することができます。蓄電池単体の設置では経済的メリットはありませんが、太陽光発電とセットにすることにより有効活用できます。現状、家庭用蓄電池の価格は高どまりの状況ですが、普及することによって価格も低下し、性能ももっと上がるはずです。

小水力発電や太陽光、風力など複数の電源と蓄電池を組み合わせたハイブリッド発電について、新たな計画ではどのように推進することとしているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 再生可能エネルギーと蓄電池の組み合わせにつきましては、余剰電力の利活用や非常時の電源確保など、持続的な社会を構築するための効果的な手段の一つであると考えております。

このため、今回の新たな計画におきましては、蓄電池の活用方法について、県ホームページやセミナーなどを通じまして、広く県民の皆様に情報提供を行いますとともに、蓄電池の設置を推進するための支援策について検討を行うことといたしております。

また、市町村に対しましては、防災拠点や避難所となります施設に、再生可能エネルギーと蓄電池を導入するための国の支援制度の活用を働きかけるなど、導入促進を図ることといたしております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

まだ蓄電池高いんですけど、普及が進むことによって、本当にもっと手軽に、家庭でも使えらると、コスト的にそうなるんじゃないかなと思っています。

次に、災害停電時の太陽光発電の自立運転機能を有効活用するよう啓発を進めるべきではないか、お尋ねいたします。ここではもう、太陽光発電の自立運転機能というのを説明しませんが、全ての太陽光の家庭のパワーコンディショナーにはこの機能がついているはずですよ。

北海道胆振東部地震では、北海道全域にわたる大規模停電、日本初のブラックアウトが発生いたしました。地震発生後には最大約295万戸が停電しましたが、発生から約2日でそのうちの99%が停電から復旧しており、かなりの速さで復旧作業が進んだことがわかります。

さて、この大規模停電のときに戸建て住宅の屋根に太陽光発電を設置していたユーザーは、自立運転機能が有用だったとの調査報告があります。太陽光発電協会は、北海道地震によって発生した大規模停電に際し、「太陽光発電の自立運転機能の活用について」のアンケート調査を実施し、その結果を公表しています。アン

ケートの結果によると、太陽光発電システムのみを導入しているユーザーでは、自立運転機能を利用した件数、利用率は85%に上っています。実際に自立運転機能を利用した人からは、「冷蔵庫の中の食材を腐らせずに済んだ」「炊飯器で御飯を炊くことができた」「携帯電話を充電できた。また、近所の方も充電することができた」「ポータブルテレビで災害情報をいち早く入手することができた」など、停電時に有効に活用できたとの声が寄せられています。

太陽光発電の自立運転機能の啓発について、県の考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 太陽光発電の自立運転機能につきましては、使用できる電力量が制限されることや、気象条件に左右されることなどの留意点もありますが、災害等による停電時には非常に有効なものと考えております。

国や業界団体も広報活動を展開しておりますが、県におきましても、ホームページ等での広報のほか、関係部局と連携を図りながら、再生可能エネルギーの県民向け研修会、防災に関する出前講座などにおいて、県民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、災害が起こる前に、この知識の普及というのが急がれると思いますのでお願いします。

北海道胆振東部地震では、住宅の太陽光発電の自立運転機能が有用だったと紹介しましたが、災害時の避難所でも同様に有効なはずですよ。蓄電池と組み合わせればもっと有効ですよ。

太陽光発電を活用した発電設備の避難所への整備を促進すべきだと、もう何回も申し上げておりますが、いかがでしょうか、危機管理統括監。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 災害発生時に電力の供給が途絶えた場合に備え、避難所に非常用電源の整備を行っておくことは大変重要であります。

太陽光発電設備は、避難所等における非常用電源としても有効な設備であり、今年度、避難所等に設置する場合には経費の一部を補助する国の事業が設けられたことから、避難所を設置・運営する市町村に対し、事業の活用を呼びかけているところでございます。

県といたしましては、市町村に対し、引き続き太陽光発電設備の設置を含め、避難所における非常用電源の整備について、必要な支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よろしくお願ひします。

太陽光に有効だと申し上げましたが、LPGの発電施設も相当普及をしているとお聞きしましたので、私もこのことをまた勉強していきたいと思っております。

ソーラーシェアリングについて進めます。

農地と農業と太陽光発電事業を両立させる仕組みがソーラーシェアリングであります。2013年3月末に制度が発足した和製英語です。ソーラーシェアリングは、これまでの5年間で順調に普及し、総許可件数は1,000件を超えているようであります。国内の農家、とりわけ消費地に遠い中山間地では、作物の販売による収入だけでは営農が厳しいのが実情で、そのために後継者が不足し、従事者の高齢化も進んでいます。ソーラーシェアリングによって、売電収入で農業収入の不足を補い、農業を再生・活性化させることが可能になるのではないかと。

例えば、1反の農地の上に太陽光パネルを設置すると、大体50キロワットの発電設備の設置が可能です。これを、今年度、2019年度の事業

用太陽光発電の買い取り価格、税別14円で売電すれば、年間100万円以上の収入が得られ、減価償却費、金利、メンテ費用などを差し引いても数十万円が利益として手元に残る計算になります。

ソーラーシェアリングは農家の新たな収益確保につながり、後継者対策にも有効であると考えます。本県のソーラーシェアリングの現状と課題についてお伺ひいたします。

○農政水産部長(坊藪正恒君) ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電は、営農を継続しながら農地の上部空間に設置された発電施設で発電を行うものであります。その設置要件としましては、通常の30~60%の太陽光のもとで、収穫量を地域平均のおおむね8割以上確保する必要があります。

本県では、平成26年から小林市や高鍋町など県内8市町に10カ所設置されており、センリョウやサカキなどの花木類が栽培されておりますが、これらは本格的な収穫までに年数を要するため、どの程度の収量が確保できるのかなど、現時点では不透明な状況でございます。

そのため、ソーラーシェアリングにつきましては、引き続き、県内での栽培品目の生育状況や他県の事例に関する情報を収集するなどし、農業者等への適切な指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 少しずつ進んでると、しかし8割というハードルは高いなと思っております。

課題はありますが、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

では、次のテーマに移ります。災害に強いまちづくりについてであります。

昨年2月定例会の一般質問で、「防災拠点庁

舎に、情報伝達手段の一つとしてアマチュア無線中継器（D-S-T-A-Rレピータ）を設置してはどうか」との質問をしました。そのときの危機管理統括監の答弁は、「災害時にアマチュア無線が有用だったとの事例も聞いている。非常時の情報伝達手段の確保について、今後、市町村やアマチュア無線団体等と意見交換してまいりたい」でありました。その後、意見交換などされたのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内のアマチュア無線団体関係者からの情報収集を行い、防災上の連携のあり方を模索してきたところではありますが、現在のところ、具体的な意見交換には至っていない状況でございます。

○満行潤一議員 もう一つ。多くの地方自治体においては、被災地における災害状況等についての情報収集等の協力要請を行うために、地域アマチュア無線クラブ等との間で災害協定等が締結されています。関東エリアで見ると、1都7県のうち1都5県が締結をされています。

東日本大震災では、被災地となった地方自治体が地域のアマチュア無線クラブと災害協定を結んでいたことにより、クラブ局からの協力が最大限に得られ、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援・救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告もあります。

本県とアマチュア無線団体との間で災害協定等が締結されているのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県におきましては、現時点でアマチュア無線関係団体との間では、応援協定は締結しておりません。

○満行潤一議員 今、2つお聞きしましたが、情報伝達手段の一つとしてアマチュア無線中継器を設置してはどうかと、昨年2月、提案をし

ましたが、順番が違ったなど。まずは、当該の団体と意見交換をし、そして災害時の協定締結、その次に、そういう具体的な中継器の設置とか、そういう順番でなかったかと、今反省をしています。まずは、当該団体等との意見交換をぜひ行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害から県民の生命・財産を守るためには、避難や被害の状況などに関する情報収集が大変重要となります。

このため、情報収集が困難となる大規模災害発生時への備えとして、多様な情報伝達手段を確保しておくことは、有効なことであると認識をしております。

御提案のありました、非常時におけるアマチュア無線の活用につきましては、過去の大規模災害発生時においても活用事例があることから、アマチュア無線関係団体の意向を踏まえ、災害時の協力体制について協議できる環境が整いましたら、改めて意見を伺ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 せっかく資格を有する団体、ふだんボランティアをやっている方もいっぱいいらっしゃる団体ですので、ぜひ意見交換をお願いしたいと思います。

次に、防災拠点庁舎に、有事の際に利用する職員や防災関係者のための休憩室等が設けられる計画ですが、それでは十分ではないのではないか。3号館か4号館に、食事をとったり、仮眠したり、シャワーを浴びたりできるバックアップスペースを確保すべきではないのかと、今まで質問してきましたが、ここで再度確認いたします。有事の際に利用する職員や防災関係者のための休憩室等は現計画で十分と考えてい

らっしゃるのか、お伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 防災拠点庁舎におきましては、過去の災害事例を参考に、有事の際の最大1,400名程度の職員や防災関係者が災害の対応に従事することを想定しております。

このため、仮眠や休息にも使える大小の会議室、上下水道が途絶しても使用可能な100以上のトイレブースを初め、5カ所のシャワーブースなどを整備することとしており、有事の際にも十分対応ができるものと考えております。

○満行潤一議員 そのことを信じて、次の質問に移ります。公共工事における地産地消の取り組みについて伺います。

これまで、できる限り県内の業者に発注をする、できる限り県内産の木材などの部材を使うように仕様書に書き込む、そういった努力を県や市町村も行っていただいていると思いますが、より一層の取り組みが求められています。その取り組み状況をお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事における地産地消の取り組みにつきましては、県内産業振興の観点から大変重要であると認識しております。

このため、県におきましては、これまで県内企業への優先発注を行うとともに、受注者に対して、県内企業から建設資材の購入や下請企業を選定するよう、「宮崎県工事請負契約約款」に基づき要請を行うほか、総合評価落札方式において、「県内企業の活用」や「県産資材の活用」を評価項目として設定しているところであります。

さらに、昨年10月からは、地産地消の徹底を図るため、設計段階から、県内企業が施工可能な工法検討の義務づけを行うとともに、建設資材については、原則、県産品を使用した設計と

しているところであります。

今後とも、公共工事の地産地消にしっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 了解です。

政府は、災害時の救護活動に海上保安庁や自衛隊の船舶を活用する方針を打ち出し、着実に実績も積み重なってきています。

海上保安庁は、ヘリポートや手術室を備える災害対応型大型巡視船を2隻保有しており、災害時には通信機能も確保する現地対策本部としての機能を有しています。

海上自衛隊には、医療・入院機能を持つ艦船として最大6機のヘリが搭載できる輸送艦「おおすみ」などがあります。本県において、災害を想定した防災ヘリ、ドクターヘリ、県警ヘリなどの着艦訓練の必要性を感じますが、見解をお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 海上自衛隊の艦艇は、災害発生時において、救助や救護活動を初め、物資・人員の輸送など多様な支援活動を行うことができる機能を有していることから、訓練などを通じて連携を密にしておくことは、非常に重要と考えております。

このため、平成29年度の南海トラフ地震を想定した県の総合防災訓練では、海上自衛隊の輸送艦を傷病者の搬送拠点として、ドクターヘリなどが離着陸を行う実働訓練を実施できないか検討しましたが、輸送艦の運用スケジュールの都合により、訓練の実施には至らなかったところであります。

県といたしましては、災害対応力の向上を図るため、引き続き、海上自衛隊などの関係機関とともに、議員から御提案のありました訓練の実施につきまして、検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 航空医療学会というところに行き、そのときに自衛隊の人がその説明をされておりました。はっと気づいて、本県もやるべきだと思ったところです。ぜひお願いしたいと思います。

次に、本県における災害時の医薬品の備蓄状況について伺います。

近年に限っても大きな災害が続いていますが、災害時に医療機関で使う医薬品の確保も重要な課題です。災害時の医薬品の備蓄状況をお聞きいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大規模災害時の医薬品等につきましては、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づきまして、医療救護所での初動医療に使用される医薬品等を、九州各県及び山口県で5万7,000人分、備蓄をしております。

この備蓄量につきましては、阪神・淡路大震災において、地域の人口に対する負傷者の割合が0.95%であったということをもとに計算しておりまして、具体的には、人口の最も多い福岡県が被災した際の負傷者数に必要な医薬品を備蓄すれば、九州・山口での災害時の医薬品を賄えるという想定によるものでございます。

本県におきましては、九州及び山口県の人口に占める本県の人口割合に基づきまして、3,000人分を備蓄しておりまして、延岡、宮崎及び都城の各薬剤師会に、1,000人分ずつ配置し、県薬剤師会に委託して管理をしているところでございます。

○満行潤一議員 次に、災害拠点病院の水、燃料等の備蓄についてです。

「厚労省が、昨年7月の西日本豪雨や9月の北海道地震を受け、災害拠点病院の備蓄強化のために指定要件を厳格化する方針を固めた」と

の記事が目にとまりました。災害時に24時間体制で患者を受け入れる災害拠点病院について、外部からの供給がなくても病院機能を3日程度維持させるため、「確保する」としていた非常用発電機の燃料を「備蓄が必要」とし、診療用水の備蓄も求めるとの内容です。県内12の災害拠点病院の対応状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 災害拠点病院で確保すべき燃料や水、食料、医薬品などにつきましては、厚生労働省から要件が示されておりまして、本県の12の災害拠点病院について、毎年度、状況の確認を行っております。

昨年度の確認結果では、昨年9月に追加された燃料の新しい要件につきましては、3日分を確保すべきところ、現時点で1日分しか確保できていないという状況も、一部の施設で確認されたところがございますが、これ以外については、おおむね要件を満たしている状況です。

県としましては、今後も災害拠点病院の状況を把握しながら、現時点で満たされていない点を含めてしっかりと要件を満たせるよう、国の補助事業を活用した支援を行うなど、備蓄体制の整備に努めてまいります。

○満行潤一議員 よろしく申し上げます。

次に、ハザードマップについてです。

東京江戸川区に住む子供が家族内のLINEグループをつくっているんですが、そこに突然、「江戸川は終わりだー」と書き込んできました。

何が起こったかと思えば、区役所から「江戸川区洪水・高潮ハザードマップ」が配布され、大きな書き出しで、「ここにはダメです。浸水のおそれがないその他の地域へ」と表示されていますと。危険だから江戸川区から脱出し

ると区役所が言っているわけです。

2週間は水が引かない想定で、救出できる人は1日最大2万人。江戸川区の人口250万人。江戸川区の指示が、「江戸川区から逃げてください」、それだけのハザードマップであります。そんな危険なところに住んでいますが、それでも子供家族は相変わらず同じ場所に居座っている。これは問題かなと、親としては思います。

さて、本県の県・市町村における河川のハザードマップの策定状況と、活用することによる防災・減災の効果についてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 洪水ハザードマップは、水防法により、河川管理者である国や県が指定した洪水浸水想定区域をもとに、市町村が策定するものであり、現在、関係する全市町村が策定しており、洪水時の住民避難行動に活用されております。

しかし、近年、豪雨が頻発化・激甚化していることから、平成27年に水防法が改正され、浸水区域の設定が河川整備において基本となる、おおむね30年から100年に一回発生する降雨から、想定し得る最大規模となるおおむね1,000年に一回発生する降雨に見直されたところであり、さらに、浸水が継続する時間などの新たな情報も示すこととなり、県では、今年度までに区域の見直しを完了させる予定であります。

今後、関係する市町村では、区域の見直しをもとに、新たな洪水ハザードマップを策定することとしており、浸水継続時間など、より具体的な災害リスクを明示することで、住民に、安全な避難方法の情報が伝わりやすくなり、さらに住民みずからの迅速かつ確実な避難を促すことができるものと考えております。

○満行潤一議員 了解しました。

この点は最後です。消防の広域化計画についてであります。

総務省消防庁は、複数の消防本部を統合して広域化する計画が十分に進んでいないとの理由で、再度6年延長し、2024年に延ばすようであります。今後、10年後の消防体制や広域化の進め方を再検討するよう、都道府県に要請したとのこと。

本県も消防の広域化については、2012年ごろまで大きな動きがありました。消防無線のデジタル化移行も絡み、県内の消防本部設置を全県下1つにするか3つにするか、私に言わせれば相当乱暴な考え方ですが、市町村長の意見が分かれ、財政負担をめぐる調整も難航し、結論が出ないまま今日を迎えていると思います。平成6年（1994年）以降始まった国の進める消防の広域化が全国的になぜ進まないのか。

次から次に起こる各地の大災害を目にし、有事の際に司令塔、防災拠点となる消防本部の重要性・必要性を考えれば、財政負担の軽減だけでは我がまちの消防本部は手放せないとの自治体の思いがあるのは明白です。

県の役割としてリーダーシップをとることは大切ですが、何よりも大事なことは、市町村・消防本部局の意見を尊重することだろうと思います。現在の検討状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防の広域化につきましては、国の基本指針が平成30年4月に改正され、これまでの消防本部の合併などの「広域化」の推進に加え、通信指令や車両の共同運用といった「連携・協力」を進めていく必要性が新たに示されました。

この新たな指針に基づき、昨年度、消防本部や市町村と検討を行ったところ、「広域化」を

希望する消防本部はなかったものの、「連携・協力」の取り組みにつきましては、県内消防指令業務の一本化を進めることで意見の一致がありました。

これを受け、令和6年4月1日を目途に、非常備町村も含めた県全体を一つの区域とする消防指令業務の共同化を目指すことを盛り込んだ県の広域化推進計画を、本年3月に再策定したところでございます。

今後は、本計画の実現に向け、各消防本部及び市町村と協議を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 進んでいるということで、その計画書をまた読ませていただきたいと思うんですけども、警察の指令所は1つですよ。それは当然、県下、若いころから異動させたりして、土地カンとか、いろいろあるんでしょうが、消防本部は各自治体の固有業務ですので、異動も今までしたことがない人たちが、高千穂のどどこ、串間のどどこことというのは、なかなか難しいんじゃないのかなと思うんですけど、また勉強させてください。

次のテーマに移ります。外国人に対する総合相談窓口の設置についてであります。

外国人に対する観光案内、災害時の対応、医療・福祉などの総合相談窓口（ワンストップ窓口）が必要と考えます。

県内で働く外国人労働者は年々増加しており、4,000人を超えたようです。改正入管難民法も4月に施行され、ますます増加するのは確実です。また、県内外で相次いで開催される大型イベントにより、インバウンドの増加も期待されています。県内の外国人労働者は多い順番でベトナム、中国、インドネシア、フィリピンとなっているようで、多言語対応も求められてい

ます。

新規事業「外国人材受入環境整備事業」では、県としてこれらの課題にどのように対処することになるのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今後、外国人住民の増加が見込まれる中、外国人住民が抱えるさまざまな疑問や悩みに対応できる相談窓口の整備が必要であると考えております。

そのため、今議会にお願いしております「外国人材受入環境整備事業」では、国の交付金を活用し、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を設置することとしております。

このワンストップセンターでは、外国人住民等から寄せられる、在留手続や雇用、医療、福祉等、生活に係るさまざまな相談を多言語で受け付け、適切な情報提供や、国や市町村、関係機関等の窓口への取り次ぎを行うこととしております。

また、生活や防災に関する情報などにつきましても、ホームページ等を活用して幅広く発信することとしております。

○満行潤一議員 お願いします。

もう一つ、関係部局、関係団体、宮崎県国際交流協会とかありますが、一堂に入居させ、外国人に対する総合相談窓口としてはどうかと思います。また、設置場所として、赤れんがの県庁5号館を活用してはどうかと考えますが、部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人に対するワンストップの相談窓口の設置場所につきましては、県内1カ所と考えておりますが、外国人住民にとっての利便性はもちろんのこと、国や市町村、関係機関等との連携の図りや

すきなども考慮する必要があるものと考えております。

議員御提案の県庁5号館の活用につきましては、関係部局と協議する必要がありますけれども、相談窓口は今年度中のできるだけ早い時期に設置したいと考えておまして、現在改修工事中という状況を踏まえますと、難しいものと考えております。

○満行潤一議員 途中でやめるというのもできますので、お願いしたいと思います。

では、県産材の利用促進についてお伺いいたします。

まず、公共施設における県産材の利用状況です。

先ほど県土整備部長に、公共工事における地産地消の取り組みをお聞きいたしました。県では、杉を中心とした豊かな森林資源の一大産地であることを背景に、公共建築物の木造化、木質化を初めとする県産材の一層の需要拡大を目的に、「県産材利用推進に関する基本方針」を定め、木材利用促進を図っています。本県の公共施設における県産材の利用状況はどうなっているのか、環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 公共施設の県産材利用につきましては、県及び全ての市町村において、木材利用に関する基本方針が策定されておりまして、現在施工中の県防災拠点庁舎や、小林市、日向市の庁舎、都城市の図書館などにおきまして、木造・木質化が図られているところであります。

また、民間が県産材を利用し整備した学校や老人ホームなどの公共建築物につきましても、知事をトップに、行政や民間団体等で組織します「みやざき木づかい県民会議」において、木材利用の優良事例の紹介や感謝状の贈呈などに

取り組んでいるところであります。

県といたしましては、引き続き、県産材のよさや利用促進を呼びかけますとともに、木材利用技術センターによる技術支援などを行い、県産材の利用拡大が図られるように取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次の提案です。大きな災害が発生した際に仮設住宅が必要になるケースは多いと思います。ふだんの備えとして、木造仮設住宅が迅速に設置できるよう、プレカット加工の仮設住宅部材の備蓄を進めるとか、部材供給体制の構築が必要だと考えます。現在どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 災害時における木造仮設住宅の供給体制につきましては、平成24年2月に、一般社団法人全国木造建設事業協会及び宮崎県建築業協会と、仮設住宅の建設に関して協定を締結しているところであります。

また、平成23年10月に締結しました「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、9県での連携体制の構築に取り組んでおり、平成30年度末に、木造仮設住宅の仕様を統一した標準図面や実務マニュアルを整備したところであります。

県といたしましては、今後ともこれらの協定を踏まえ、標準図面や災害時の連絡体制等について、県内各工務店、プレカット工場及び建築関係団体への周知に努めるとともに、資材や人材の受け入れについて、県域を越えた支援の円滑化を図ることにより、工期の短縮につなげるなど、木造仮設住宅の迅速な供給体制を構築してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 広域的な取り組みが進んでいるということで、大変安心しました。ありがと

うございます。

次に、国民スポーツ大会についてに移ります。

国は、国体の簡素化を打ち出していますが、2024年開催予定の滋賀県では、次々に大型競技施設の新規整備などにより総事業費が500億円を超え、簡素化に逆行しているという批判の声も上がっています。

現在の国体開催は、全種目を同一県内で実施したり、県内の競技人口の少ない競技を実施することにより、経費負担も増し、簡素化に逆行しているのではないかと思います。

インターハイのように隣県との共同開催など、簡素化の工夫が必要な時期に来ていると思います。2巡目終盤に差しかかる2026年国スポ開催の陣頭指揮をとる知事に、今後の開催のあり方について率直な思いをお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、国体は法改正によりまして、国民体育大会から国民スポーツ大会へと名称変更の段取りとなっておりますが、その実施競技につきましては、日本スポーツ協会が定めております国民体育大会の開催基準要項によりまして、37の正式競技と、1つの特別競技を実施することとされております。本県で開催します大会におきましても、38競技の全てを実施することにしておりますし、そのことが、本県のスポーツ振興につながっていくものと考えております。

その上で、競技会場につきましては、県準備委員会の会場地市町村選定基本方針に基づきまして、県及び市町村の施設を中心としつつも、隣県の施設等も含めて、市町村や競技団体の意向を踏まえながら、選定作業を進めているところであります。

また、大会の開催に当たりましては、大会運

営や施設整備、競技力向上など、さまざまな課題はありますが、大会運営の効率化、また既存施設の有効活用などを図りながら、「スポーツランドみやぎ」の将来につながるような、宮崎らしい大会となるよう検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 2巡目国体があと少しで終わりますけれども、その開催県の思いというか、今後どうするかという議論は、ぜひ全国知事会等でも進めてほしいなと思っています。

次に、今、知事に触れていただきましたが、名称変更についてです。

都城市山之口地区を中心に、「宮崎国体」ののぼり旗が多数はためいています。

日本スポーツ協会は、2023年に佐賀県で開催される第78回大会から、「国民体育大会（国体）」の名称を「国民スポーツ大会（国スポ）」に変更すると発表しています。担当部署名は「総合政策部国民スポーツ大会準備課」、組織名称は「第81回国民体育大会宮崎県準備委員会」。ポスターや、のぼり旗の表記も「宮崎国体」となっています。名称変更に合わせて、今後、県民への啓発はどうするのかお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民体育大会の名称変更につきましては、昨年のスポーツ基本法の改正によりまして、4年後の大会から「国民スポーツ大会」に名称変更されることとなったところでございます。令和8年に本県で開催する大会は、「国民スポーツ大会」として開催されることとなっております。

これに伴いまして、県におきましては、本年4月から「国体準備課」を「国民スポーツ大会準備課」に改称するとともに、県準備委員会につきましても、改称を検討しているところで

ざいます。

今後作成するポスター、各種イベントや会議などのさまざまな機会を捉えまして、「国民スポーツ大会」の名称の周知に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 平成30年9月補正予算で、ウエートトレーニング場を県総合運動公園に整備しましたが、その理由は、国内外のトップアスリートから要望が強いとのことでありました。同じ理由でいけば、山之口陸上競技場にもウエートトレーニング場が必要と考えますが、整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 都城市山之口町に新たに整備する陸上競技場につきましては、ことし3月に基本計画を策定したところでございますが、その中では、競技力向上やスポーツキャンプの誘致等も視野に入れまして、ウエートトレーニング室を整備することとしております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

では、次のテーマ、安心・安全なまちづくりに移ります。

まず、公共施設のバリアフリー化についてであります。

各種の法律や、やさしいまちづくり条例などにより、バリアフリー化の推進の方向性ははっきりしていますが、公共施設や観光施設などのバリアフリー化がなかなか進んでいないように感じます。国民文化祭、2巡目国体など大きなイベントを控える本県にとって、高齢者や障がい者に優しいまちづくりが急がれます。道路や都市公園など実際の公共施設の整備に当たり、どう進めているのかお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路や都市

公園のバリアフリー化につきましては、高齢者や障がい者等の利便性や安全性を確保する上で大変重要であると考えております。

このようなことから、これまでも、人口が集中する市街地の駅やバス停、官公庁、福祉施設等の周辺道路、都市公園の園路や駐車場について、段差や勾配の改善、点字ブロックの設置などを進めてきたところであります。

また、道の駅や県総合運動公園などにおきましては、車椅子利用者やオストメイトに対応したトイレを整備するなど、高齢者や障がい者等が使いやすい施設整備を進めてきたところであります。

今後とも、引き続き、施設のバリアフリー化を進めるとともに、既存施設の計画的な補修等、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 おっしゃったように、課題は、既存の施設をどう早く改修するかということだろうと思います。財政的なものもありますけれども、ぜひお願いいたします。

次に、オストメイト対応トイレの整備についてお伺いします。

さまざまな病気や障がいの原因で、腹壁につくられた便や尿の排せつ口のことを人工肛門、人工膀胱と言います。総称してストーマと言います。ストーマを持っている人のことをオストメイトと呼びます。

県議会では、公明党の新見議員がオストメイトのバリアフリーとして、公共的施設の障がい者トイレや多機能トイレの中にオストメイト対応トイレの設置を強く要望しておられました。この要望の趣旨は、オストメイトが排せつ処理のために装着しているストーマ装具から、排せつ物やにおいが漏れたりするトラブルが外出時

に発生したときに、緊急処置ができる設備をトイレの中に設置して、オストメイトが安心して外出できる社会環境を整備していただくことにあります。

私も対応トイレの整備について推進すべきと考えておりましたが、私自身、短期間でしたが、実際に人工肛門を造設し、パウチ(袋)をストーマに装着する身となり、切実にその必要性を感じました。安心して外出できる環境を整備するためには、オストメイト対応トイレをもっとふやすべきです。既存の施設のトイレ改造が急がれます。オストメイト対応トイレの設置を推進する必要があると考えますが、県の考え方をお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 本県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づきまして、多くの方々が利用する公共的施設について、障がい者等の利用に配慮した整備基準を策定し、バリアフリーの施設づくりを推進しているところでございます。

この整備基準におきまして、オストメイト対応トイレについては、一定面積以上の特定公共的施設の新築等を行う場合には設置義務を、それ以外の施設についても努力義務を課しまして、設置に向けて取り組んでいるところでございます。

また、民間施設へのセミナーを開催しまして、オストメイト対応トイレの普及啓発を行うとともに、オストメイトの方々に対し、トイレの場所や使用方法などの情報提供も行っております。

さらに、県としましては、オストメイト対応トイレの整備を含む施設のバリアフリー化を図るための補助制度も用意し、活用していただきたいと考えておりますので、引き続き、オスト

メイトの方々が安心して外出できる環境整備や情報提供に努めてまいります。

○満行潤一議員 なかなか既存施設の改造というのは大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。警察署庁舎は、地域の治安拠点、防災拠点として重要な施設です。都城警察署は昭和32年3月に新築され、その後、増築を重ね、今日に至っています。延べ床面積3,200平米のうち35%が昭和32年3月建造部分です。

日本一古い歴史的建造物となった都城警察署は、耐震性能はあるというものの、警察署本来の機能発揮に支障を来すおそれが大となっています。勤務者はもとより、来庁者の利便性確保も重要であります。喫緊の課題であります、都城警察署の具体的な改築計画についてお伺いいたします。

○警察本部長(郷治知道君) 警察署の整備につきましましては、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や機能に支障がある警察署を最優先に整備していきたいという方針であります。

お尋ねの都城警察署につきましましては、御指摘のとおり築後62年が経過しまして、老朽化が進んでおりますが、これまでに耐震補強をするとともに、数度にわたり、狭隘な施設及び勤務環境の改善等を図り、警察署としての機能に支障がないよう、必要な措置をとらせていただくよう努めている現状であります。

なお、老朽化が進む警察施設等につきましましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、警察施設の方向性を示し

てまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今の答弁でいくと、まだ都城警察署はその計画の中にないということなので、本当に大変です。警察本部が一番おわかりだと思えますけれども、ぜひ一刻も早い改築を切に願っております。

もう一つあります。全国的に刑法犯の認知件数が過去最低を記録しています。その主な要因は、窃盗犯の大幅減によるものです。本県も同様に、空き巣や自転車盗が大幅な減少となっています。

本県では、二重ロックの推奨や、施錠していない自転車に警察官が施錠をする「思いやりロック」などの自転車盗対策の取り組みに効果が出ていると思えます。

立派な窃盗犯罪ですが、軽い気持ちで他人の自転車を盗み、郊外に乗り捨てる。住民は乗り捨てられた自転車を見るにつけ、体感治安が低下する。その対策は、まさに丸山議長お得意の窓割れ理論そのものであります。本県警察の取り組み状況をお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県の刑法犯の認知件数は、平成14年に最多の1万7,703件となり、翌年以降、街頭犯罪等の抑止対策に取り組みました結果、昨年は最少の4,205件でありました。

このうち、窃盗犯の認知件数が約7割であり、その中でもトップを占める自転車盗の対策を強化しております。

具体的には、自転車の施錠や二重ロックを推奨するため、学校における防犯診断や街頭キャンペーン等を実施しました結果、昨年の自転車盗は、一昨年と比較して約3割減少しております。

今後引き続き、県民が強い不安を感じる乗

り物対象の窃盗事犯の対策を含めまして、県民の安全・安心を脅かす犯罪の未然防止に努めてまいります。

○満行潤一議員 本当に体感治安というのは、なかなか一朝一夕にできるわけではありませんので、地道な取り組みが大事だと思っています。今後とも御努力をお願いいたしたいと思えます。

最後のテーマとなりました。空港のコンセッションについてお尋ねいたします。

全国の空港で国や自治体から民間への運営委託、空港コンセッションが進んでいます。仙台空港を初めとして、ことしにかけて下地島空港（沖縄県宮古島市）、福岡空港などでも始まっています。今後は、北海道、熊本、広島でも委託業者の選定などの手続が進む見通しです。ただ、災害時の対応など、クリアすべき課題も指摘されています。

さて、宮崎空港のターミナルビルは、岩切章太郎氏が昭和37年（1962年）に資本金4,500万円で宮崎空港ビルを設立し、初代社長に就任、以来地域に聞かれた空港としてさまざまな取り組みに腐心されています。

空港ビル1階の中央に位置する「オアシス広場」では、年間300日を超えるイベントを開催しています。また、空港での買い物や食事を余裕を持って楽しんでいただくため、空港の売店・飲食店を利用された客には、駐車場使用料90分の費用を同社で負担し、合計120分の無料化を開始、同時に駐車場スペースも拡大してもらいました。5月には神話のステンドグラスが完成し、関連イベントも実施されております。空港ビルは頑張っております。

国は、地方空港を含め、全ての空港を民営化する方針と聞きますが、宮崎空港の今後につい

て県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 空港民営化は、国が土地等の所有権を保有したまま、管制業務を除く滑走路等の航空系事業を民間に委託し、空港ビル等の非航空系事業と一体経営を行うものでありまして、国の基本方針におきましては、地域の実情を踏まえて進めることとなっております。

先行事例であります仙台空港や福岡空港などでは、空港ビルの建てかえ等をきっかけとして民営化されましたけれども、宮崎空港では、当面、空港ビルの建てかえ等はないものと伺っております。

また、宮崎空港で空港ビル事業を運営いたします宮崎空港ビル株式会社におきましては、利便性の向上や地域活性化にもみずから積極的に取り組まれ、経営は安定しており、空港の利用者数も好調に推移をしております。

県といたしましては、空港民営化の先行事例も注視しつつ、引き続き宮崎空港ビルと連携を図りながら、路線の充実や利用促進に積極的に取り組み、宮崎空港のさらなる活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 国は何でも、自治体から、官から民へという動きのようなんですけれども、空港コンセッションも、ヨーロッパから来た発想で、アメリカは絶対に民営化をしない、これは国防上、非常に大事な空港だから、絶対直営で守るんだと言っていますが、どうも日本は、水道もコンセッションでやろうとか言っているので、この動きはやっぱりどうなのかなという気がしております。

質問は以上で終わりますが、要望を一つだけしておきたいと思っております。

外国人対応窓口のワンストップ化を提案しましたが、観光のバリアフリー化も急がれます。車椅子のレンタル、貸し出しやバリアフリー対応のホテル・旅館、交通手段などの相談に応じる「バリアフリー旅行相談窓口」は全国に36カ所あるようですが、本県にはまだありません。高齢化の進む現状に即応した施設や観光地の改修、案内表示の工夫など、人に優しいまちづくりの対応をお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） 知事の政治姿勢に関し、順次伺ってまいります。

今議会に知事は、知事3期目のスタートの年となる平成31年度一般会計予算の肉づけとすべく、補正予算案を上程されました。宮崎県知事としての3期目、12年にわたる政策の実現に向けた取り組みが、いよいよ始動をいたします。知事にとり大変重要な今期4年間のスタートであります。

さて、5月24日、毎年恒例となっております川越進翁献花式が行われました。御承知のとおり、川越翁は、本県が鹿児島県から独立する分県運動の中心となった人物であります。翁が一身をなげうち、全身全霊をもってこれに取り組まれたからこそ今日の宮崎県はあるのであり、もしあのとき川越進なくば、果たして本県の存在やいかにとすら思うところであります。

川越進は、今の清武町に生まれ、32歳にして鹿児島県議会議員となり、宮崎県再配置の運動を組織して取り組むべく、自身が代表を務める「日州親睦会」をつくり、東奔西走したことは、人皆、よく知るところであります。宮崎県の再置県、つまり鹿児島県の分県について、そ

の賛否には、両論極めて厳しいものがあつたそうではありますが、35歳の若さで鹿児島県議会議長となつた川越は、一度は上程が見送られた「分県建議書」を県議会に上程させ、出席議員41名中39名の賛成を得、これを可決するに至らせております。

このような川越の尽力により、明治16年7月1日、宮崎市に宮崎県庁が設置され、川越は宮崎県議会初代議長となり、養蚕や茶の生産など産業振興を初め、さまざまな振興策をみずから提案し、新しい宮崎の発展に取り組んだのであります。本県の自主自立をなし、そして本県の将来の発展振興を揺るぎなきものとすべく全身全霊をささげ、さらには、私財までをもなげうつなど、己が持てるもの全てを県民のためにささげられた。さればこそ、今の宮崎の礎ができ上がった。私は、かように信じております。

ところで、河野知事、あなたは本県出身でこそありませんが、「宮崎を愛する気持ちは、県内の誰にも負けない」と、常々口にされております。人に二言はならぬこと、ましてや本県の政治をつかさどるべく知事であります。

ならば、今任期中こそはぜひ、どこの誰にも決して負けぬというすさまじさを、いかなる困難も、苦勞も決していとわぬという並々ならぬ決意と気迫とを感じとらせるような、まことにもって頼もしい姿勢を今期こそは県民の多くに感じとらせてくださることを切に切に願うところであります。これからの4年間を知事は、政治家河野俊嗣として、どのような姿勢で県政に臨まれるおつもりなのか、まずは、この場でお伺いし、あとは自席から尋ねてまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は8年前、本県が口蹄疫により極めて深刻な打撃を受け、かつて経験したことのない難局に直面した際、今こそ、県民の皆様のを結集し、みずから先頭に立って愛するこの宮崎の再生・復興に取り組んでいきたいという強い思いを抱き、国家公務員としてのキャリアをなげうち、退路を断って県知事選への出馬を決断したところでありました。

以来、この宮崎県を愛する気持ちを、そして県民に寄り添い、県民の皆様のために尽くしていくという信念と覚悟は一日たりとも揺らぐことはなく、その断固たる決意のもとに県政運営に全力で取り組んできたところでありました。

本格的な人口減少社会が到来する中で、本県は今、地方創生を初め、産業振興や中山間地域対策、医療、介護、福祉の充実、防災・減災対策など、喫緊に取り組まなければならない課題が山積をしており、大変重要な時期を迎えていると考えております。

私は、今後とも、知事として、また政治家として、初心を忘れることなく、さらに精進を重ね、県民の皆様が郷土への誇りや愛着、そして安心や希望を持って暮らしていける、そういう宮崎づくりを推し進めていくため、人口減少対策を初め、困難な課題にも果敢に挑戦をして、しっかりと成果が出せるよう、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたい、改めてそのように強く決意をしているところであります。以上であります。[降壇]

○坂口博美議員 ぜひ決意のほどを今度は実行に移していただきたい。今、私が壇上で触れました建議書なんですけれども、これは、明治16年、第1回宮崎県議会、この席で和歌山県出身の宮崎県初代県令、田辺輝実に対して本議会が行った建議書であります。

そして、そこにはこのようにあります。ほんの一部を紹介しますと、「わが宮崎県の地たるや、地積広闊にして、人民はすこぶる少なく、固有の天産に富むといえども、これを收拾するの力足らず、すてて塵芥にまかすもの、その幾許なるを知らず。この富饒の天産物を有するも、なお人民の日に月に困迫に傾き、まさになすべきの義務に堪えざらんとするものは、何ぞや。けだし人民の智力に乏しく、資本の足らざるに因るといえども、或いは施治の便を得ざるがため——だから天の声ですね——朝旨はすみやかに人民に通ぜず、民情はよく上に貫徹せず、官民ともに便を欠くの致す所にあらざるを得んや。しからば、すなわち、これを如何にせば可ならんか。」と言って、これ、どうすればいいんだろうと悩んだと。そして、その後にごう続きます。宮崎はまず便が悪い、だから今3つある郡役所を4つふやして7つにして、官も民も、まず便宜を図ってくれと、そうやって無駄遣いをやめて、本当に必要なところに財源は突っ込めと。そうすると、民収の額は上がっていき、知が上がり、殖産は起こり、そして貧困からみんな抜け出すであろうと、それを県民は切望している。だから、これは一刻も早くやるべきだと、こういったことを言っているわけがあります。

そしてまた、物の本によれば、この田辺県令、いやしくも官吏たる者、庶民と一緒に同席して酒を交わすはいかなるものか、すぐに官吏のための料亭をつくれと言って、大淀方面だと聞いておるんですけれども、補助金をもって高鍋屋という料亭をつくらせた。これも物の本にあります。

このように官尊民卑が、ある意味当たり前だとも思われていた時代にありながら、官選知事

として赴任してきた田辺も、川越率いる県議会も、そして県民も、特に県の土木部職員においては、全員がその給料1カ月分を返上して、これを道づくりに充てた。その総額たるや9,000円。この9,000円というのは、その当時、和洋館並列型の高級住宅1軒分が1,500円でできた時代であります。恐らく数億円だと思いますが。

また、大正期に入ると、諸塚村を通る国道327号の前身であります、いわゆる住友道路が整備されておりますが、これについては、住友林業から県への100万円にも及ぶ寄附がなされた。さればこそその普請であります。

こうやって、多くの関係者が全霊を込めて、宮崎づくりに邁進をした。こういった人たちがこそ、まさしく、宮崎を思う気持ちは誰にも負けなかったと県民がたたえるべき方たちでありましょう。改めて、心から敬意と謝意を申し上げますと思います。

以上申し上げます、次に、地方財政の観点から、本県が取り組むべき政治姿勢について伺います。

地方創生を議論するとき、頻繁に出てくる東京一極集中問題、その中の一つに財源の偏り問題があります。

例えば、平成29年度決算ベースで見ますと、平成24年度比では、その年を100とした場合、東京都以外の46道府県は、同年とほぼ同じの100前後であるのに対し、東京都は132と大幅に伸びております。

また、1人当たりの基金残高で見ますと、東京都は20万2,000円、他の46道府県の平均3万8,000円、約7倍の差があります。さらに、地方債残高を見ても、東京都の31万6,000円に対し、46道府県の平均は2.3倍の73万3,000円にも上っております。

このように東京都の財政は、他を寄せつけないほどの優位性を持っておりまして、特に近年の好景気の恩恵たる税収では、東京都がひとり占め、ひとり勝ちをしてきているとさえ言えようと思います。

このような地方税収等の東京への集中、偏在についての知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が進展する中で、地方創生を推進し、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供していくためには、地方税収の確保・充実が重要であります。

議員御指摘のように、経済社会の変化等も背景としながら、ますます東京等への地方税収の偏在というものが大きな問題となっているところであります。地方税のうち、特に偏在の大きい地方法人課税につきまして、偏在が是正をされるよう、「みやぎの提案・要望」や全国知事会等を通じまして国へ要望してまいりました。今般の税制改正におきまして、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が恒久措置として創設をされ、その譲与基準等が地方にとって有利なものとなったことから、一定の評価ができるものと考えております。

しかしながら、本県の産業基盤は大都市に比べ脆弱で、依然として税源の偏在は大きいことから、その偏在解消に向けた地方税体系構築などの抜本的な見直しを図られるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 地方に有利になったと。確かに少しは有利になったんですけども、平成30年度の財政を見ても、東京都の基準財政収入額は、基準財政需要額の1.328倍となっております。これは、ほかの46道府県の平均の0.578倍の約2.3倍にも当たります。このような中で、一

定の評価をと甘んじていてよいのか、私には甚だ疑問であり、不満であります。

また、抜本的な見直しを国に訴えていきたいとの答弁でもありましたが、具体的には、どのような見直しをどこに求めようとしておられるのか。そしてまた、これまでどのような取り組みをなされてきたのか、あわせてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、これまでの取り組みについてであります。全国知事会としての国等への提案要望を初め、本県独自のみやぎの提案・要望活動の中で、本県選出の国会議員への要望活動に合わせて、総務省に対しましても、私が直接、要望を行ってまいりました。ことしは事務次官に直接要望しております。

また、本県と同じ課題を抱える他県の知事とのネットワークに参画をし、人口減少対策などのさまざまな問題について議論し、国への要望も行ってきたところであります。

税源の偏在は依然として大きいものがあると考えておりまして、具体的な見直しにつきましては、今回の是正措置の効果を検証した上で、社会情勢や産業構造の変化を勘案しながら、検討していく必要があると考えております。

今後とも、本県として私が直接要望していく、そのことに加えて、他県知事とも十分に連携を図りながら、声を大きくして国に対して積極的に提案・要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ期待をいたしております。

私が知事に大きく期待をしていることの中の一つに、河野さんなら少しでも多く財源を国から持ってくるだろう、その期待に応えてくれるだろうというのがあります。僕の周囲の人たち

もやっぱりそうであります。それは、申すまでもなく、知事が総務省の出身だからでありまして、そこに期待をして、これまで支えてまいりました。

知事は、これらの私どもの期待に十分にこたえているとお考えでしょうか。私どもの期待に対する政治姿勢につき、率直なお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 私は、県政運営に当たりまして、これまで培ってまいりました行政経験や知識、国との人脈などを最大限に活用するとともに、さまざまな予算や制度改正の要望など、あらゆる機会を捉えて、大変厳しい本県の実情、実態が反映されるよう、国に強く求めてまいったところであります。

この結果、例えば、地方創生等の地域活性化に係る新たな交付金制度の創設や、公共施設の老朽化対策及び防災・減災対策に係る地方財政措置等が図られてきているところであります。

まだまだ取り組むべき課題、また確保すべき財源というものは多くございますが、一定の結果というものが出ているというふうに考えております。

一方で、本県は、社会保障関係費や防災・減災対策、国体開催に伴う経費など、今後、多額の財政支出が見込まれております。必要な財源の確保に向けて、これまで築き上げてまいりました国とのパイプも十分に活用しながら、引き続き全力を尽くして取り組んでまいります。

○坂口博美議員 地方創生、これは増田ショック、増田レポートが来ているんですよね。全国で896もまちがなくなるという危険性があるといったね。それでもやっぱり、じっくりじっくり積み上げていくのが唯一無二の道でしょうから、ぜひ今後も努力をお願いしたいと思いま

す。

ここで1点、知事の政治姿勢につき、追加して伺います。

以前、私はトップランナー方式の問題点についても指摘を行いました。その際、知事もこれには理解をされたと記憶しております。

この問題について、他県の認識などを検索してみたんですけれども、これを問題としている自治体は結構多いようです。そして、その中で、例えば鳥取県では、平成31年度国の施策等に関する提案・要望の中で、「地方交付税の算定におけるトップランナー方式の実施に当たっては、地理的要因や人口規模によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。」と、鳥取県知事がみずから直接国に求めておられます。

このことについては、河野知事はどのように対応されてきたのでしょうか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありましたトップランナー方式は、歳出効率化の観点から、地方交付税の算定に当たりまして、民間委託等の業務改革の成果を反映するものでありまして、都市部と比較して、スケールメリットを十分に生かせない地方の財源不足を拡大させる要因になるのではないかと懸念しているところであります。

このため、平成30年度みやぎの提案・要望活動におきましては、総務省に、トップランナー方式の推進には問題があるということを明記した上で伝え、提案・要望したところであります。

○坂口博美議員 確かにそうなっておりますけど、今年度、31年度の提案・要望書からは、その記述が消えているんですけれども、その理由

についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおりであります。トップランナー方式の問題点の重要性を考慮すれば、31年度につきましても、このトップランナー方式の問題点を明記した上で要望すべきであったものと考えております。

全体としての地方財源の充実というところでの要望の中に盛り込んだところではありますが、地方の実情はさまざまであります。トップランナー方式のように、取り組みの成果を一律に反映させる算定方法により、財源が十分確保できなくなるおそれがありますので、改めてトップランナー方式についても明記をし、今後、総務省に対し強く要望してまいります。

○坂口博美議員 やっぱりそうだと思うんです。オールジャパンだと、どうしても交付税をしっかり確保しろということに尽きる。やっぱり問題は、単価が下がると需要額が下がってしまって、ここが一番深刻だと思うんです。ぜひよろしくお願いします。

そして、鳥取県の平井知事ですけれども、河野知事と同じで、まず東京出身、地元ではないわけであります。そして、総務省の出身でもあります。私の知り合いの鳥取県議によりまして、鳥取県のために懸命に取り組んでくれる、議会の声にも真摯に耳を傾けてくれる。これは、平井知事が県外の出身でもあり、殊さらのことかもしれないとのことでもありました。

そして、それに続けて、平井知事は県外の人だから、鳥取の人以上に鳥取を思い、鳥取に尽くすことで鳥取県民に認められたいとの思いがあるのだろうとつけ加えました。これはその議員の個人の考え方ですね。駄じゃれ知事としてもよく知られておりまして、軽い感じの人だと思われがちですが、このように、軸足は鳥取に

しっかり置く、鳥取ファーストでぶれない知事だと思います。4期目を県民が託したのもむべなるかなと思います。

以上申し上げ、次に、2026年開催予定の第81回国民スポーツ大会に関し、伺ってまいります。

この大会は、国内最大のスポーツ大会であり、野球の甲子園、あるいはラグビーの花園以上の大会であると、私は思っております。

そのような大会が本県で開かれるわけであり、県民の期待も大変大きなものがあるかと思っております。とりわけ、天皇杯獲得に寄せる期待は限りなく大きいものがあるかと思っております。

しかしながら、知事からは、「開催県として天皇杯を目指す」という決意を、いまだ公式には聞いておりません。2026年国民スポーツ大会における天皇杯獲得に係る知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年に本県で開催されました宮崎国体では、天皇杯を獲得した本県選手団の活躍が県民に大きな感動を与えとともに、現在のスポーツランドみやざきの礎を築くなど、大変意義のある大会となったものと考えております。

2026年の国民スポーツ大会におきましても、本県アスリートが活躍する姿は、本県競技力の向上はもとより、県民に夢と感動を与え、郷土愛を育むとともに、スポーツランドみやざきの全県展開や、県民のスポーツ参画人口の拡大など、活力ある地域づくりにも大きく貢献をするものと考えております。

そのため、私が先頭に立ちまして、官民一体となったチームみやざきの体制で、天皇杯獲得を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 大変頼もしく聞きました。そこへ必ず到達できるように期待をしておりますし、また、できることは全て協力をしていきたいと思っております。

ただ、天皇杯となりますと、当てどなく困難な道であろうかと思えます。例えば、昨年の天皇杯の得点は2,896点、そのとき本県は780.5点でありました。この差を埋めるには、夏大会、冬大会、2つの大会での得点獲得が必須であります。特に冬の大会は、抜本的な対策を講じる必要があると存じますが、天皇杯獲得に向けた競技力向上について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 天皇杯を獲得するためには、官民一体となった推進体制が不可欠でありますので、昨年度、副知事を本部長といたします競技力向上対策本部を設立したところであります。

さらに、競技力向上基本計画を策定いたしまして、平成[※]2年までの「育成期」、そして平成[※]3年から平成[※]5年までの「充実期」といった各期ごとの目標を掲げ、より具体的かつ効果的な対策を講じることとしております。

現在、基本計画に沿って対策を進めているところでありますが、強化費の増額や強化指定選手の拡充、ジュニア選手の発掘・育成を図っております。

また、今年度新たに、社会人有望選手の確保に向けた体制の整備や、トップアドバイザー招聘による指導体制の充実に取り組むこととしております。

天皇杯獲得に向け、女子選手の育成や練習環境の整備など、まだまだ課題がありますが、今後も競技団体や関係機関等との連携を深めながら、競技力向上に努めてまいりたいと考えてお

※ 62ページに訂正発言あり

ります。

○坂口博美議員 引き続き伺います。

この5年間の本県の順位を見てみたんですけど、平成26年大会では19位と、大いに県民を沸かせたものの、その他は全て40位台前後であります。ここからトップへというのは、極めて至難のわざ、至難なことではありますが、財政面からでもかなりなものが求められようかと思えます。競技力向上に要する予算に関し、お伺いをいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 競技力向上対策本部で策定した、競技力向上基本計画を推進する上での全体の予算額については、現在、積算中でございます。正確な金額については、現時点でお示しできる状況に至っておりません。

しかしながら、過去に開催した県の例からいたしますと、国民スポーツ大会に向けた競技力向上に係る予算の平均額としましては、約40億円程度と伺っております。

さらに、本県はそうした県に比べ、天皇杯獲得のためには、大都市圏への遠征費や競技人口の少ない競技の強化に加え、練習環境の整備など、全ての競技の底上げを図る必要がありますことから、相当額の予算が必要になるものと考えております。

○坂口博美議員 40億円をはるかに超す規模になるというような気がしてならないんですけど、それは積算を待つしかないと思います。

優勝に向けた競技力向上となりますと、競技者だけでは、そのようなことから限界がある。したがって、それに関する練習環境の整備や競技用具の充実などへの支援体制が必要であろうかと思えます。

そのほか、大会の運営自体にも多額を要すると思われま。実際、開催県の話では、それ

に55億円ほどを要したとも聞いております。

大型歳出の多端な中、これら国民スポーツ大会に向けた財源はどう確保されるのか、これは知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この国民スポーツ大会、47年ぶりの開催となるわけでありまして、県民一体となって盛り上げていくためには、県民に元気や勇気・感動を与えるだけでなく、スポーツランドみやぎきの全県展開や、県民の健康増進や生きがいをづくり、さらには地域の振興につなげていくという意味でも大変意義深いものと位置づけております。

このため、財源の確保につきましても、市町村や民間企業・団体、県民の皆様にも御理解、御協力をいただきながら、あらゆる方法について検討を行い、必要な財源の確保に向け、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○坂口博美議員 これだけの投資を覚悟した国民スポーツ大会であります。まさしく、身の丈いっばいの大挑戦だと言えらると思います。後に、これが蛮勇であったと断ぜられることなく、よくぞの英断であったと賞されなければなりません。

この大会を通し、その先にどのような宮崎を築こうとされているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会は、全国から選手・役員を初め、多くの方々が来県されます国内最大のスポーツの祭典であります。全県的な開催準備や施設整備などさまざまな対応が必要となるわけでありまして、本県はスポーツランドみやぎきを掲げているわけでありまして、そのさらなる発展に向けた絶好の機会であると考えております。

この中で、まず、将来への大きな投資となります主要3施設の整備につきましても、大会後

も見据え、宮崎市、都城市、延岡市と連携をして、スポーツランドみやぎきの新たな拠点づくりを進めるとともに、競技力向上に向けた取り組み等によりまして、県内の競技スポーツの振興、そのレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

また、競技会や合宿等の誘致を図り、スポーツによる誘客や観光など、全県的な地域振興にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、大会の準備や開催を通して、県民全体のスポーツに親しむ機運を高めるとともに、人生100年時代を迎える中で、これからますます大事になってまいります健康づくりの契機とするなど、スポーツを核とした、さまざまな面での県土づくり、県づくりに生かしてまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 申しわけございません。私、競技力向上の答弁の中で、年号を間違えまして、「平成」と申し上げましたが、正しくは「令和」でございます。訂正し、おわび申し上げます。失礼いたしました。

○坂口博美議員 次は、長距離フェリーについて伺います。

宮崎一神戸間を走るフェリーは、上り便の輸送品のうち約6割を農畜産物が占めるなど、農業県宮崎にとって大変重要な航路であるとともに、多くの観光客が利用するなど、まさに本県経済の生命線となっております。

一方、近年の人手不足はトラックドライバーの確保を困難にし、このままでは将来、陸路のみに頼る輸送はできなくなることすら懸念されます。

このような状況を背景に新会社は設立されたものと理解しておりますが、長距離フェリー航路が維持されることの意義について、知事にお

伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、我が国を代表する食料供給基地としまして、農林水産物を大消費地に出荷をすることで外貨を獲得しているわけではありますが、長距離フェリーは、その貨物の多くが農林水産物でありまして、大変重要な役割を担っていると認識をしております。

一方で、御指摘のとおり、本県から大消費地への長距離輸送は、ドライバー不足に加え、長時間労働の是正等から、さらに困難化していくことが予想される場所でもあります。

このため、ドライバーの負担軽減を図りながら長距離輸送を可能とするフェリー航路の重要性は、ますます高まっていくものと考えております。

私は、長距離フェリー航路は、本県の基幹産業である農林水産業を初め、「本県経済の生命線」であると考えておりまして、その維持は極めて重要な意義を有すると考えております。

○坂口博美議員 大変重要——問題はお金ですよね。

そこでお尋ねしますけど、県もこの新会社に出資をしておりますが、社外取締役として、郡司副知事が就任されてはいますが、こういった新会社の経営の面から、新船建造についての経営判断というのはどういうものを持っておられるのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） オール宮崎で支える新会社は、昨年3月から運航を開始しており、今月中には、初めての通年の決算が出ることとなっております。その平成30年度決算では、経常利益が5億円以上となり、旧会社の時代から引き続き5年連続で黒字となる見込みであります。

利用状況につきましては、台風等による欠航

が前年度より多かったにもかかわらず、乗客は増加しており、また貨物は、わずかに減少しておりますが、好調であった前年度並みを維持しているところであります。

これらの状況から、新会社の経営状況につきましては、おおむね良好であると判断しており、新船建造を検討すべき段階にあると考えているところであります。

○坂口博美議員 経営状況が好転したというのは、航路維持の好材料であることには間違いありませんので、まず安心をいたしました。

しかし、大きな問題は、今の経営を維持していく中での新船建造でありまして、経営面で幾分か好材料があるとはいえ、要するに、必要とする費用というのが余りにも大きい。だから、年5億の利益を上げたにしても、余りにも投資が大きい。さまざまな観点から、今後、投資額、その調達の方法、そして返済の計画など、慎重が上にも慎重に取り組んでいくことが求められようかと思えます。

資材、人材等の経費が上がっていく中であって、新船建造に向けての船のスペックや造船費というのはどう見込んでおられるのか、また、資金確保についてはどうされるおつもりなのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新船につきましては、現在、運航会社が詳細なスペックを検討しておりますけれども、基本的な考えといたしましては、大型トラックの積載台数130台を160台程度に拡大するとともに、近年の旅客ニーズに対応するため、シングルルームを大幅にふやすなど、個室化を図る必要があると伺っております。

また、建造費につきましては、一昨年、近年の事例から2隻で120億円から140億円と予想し

ておりましたけれども、その後、具体的に検討を進めていく中で、資材価格の高騰などもありまして、20億円程度の上振れが想定されるところでございます。

そのほか、排ガス規制への対応や荷役のための施設などにより、10～20億円程度が必要であると見込んでおります。

これらの資金につきましては、金融機関からの融資を初め、会社の自己資金、国庫補助金の活用など、さまざまな対応を検討されておりますが、多額の資金が必要となりますことから、今後、必要に応じ、県からの支援も検討していくことになるかと考えております。

○坂口博美議員 排ガス、SCRですか、あれと同時にビルジの環境基準とか、今後、金が大きく膨らむ可能性もありますから、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

これは私の勘なんですけれども、今走っている船（フェリー）を見ると、随分と燃料を食うだろうなというのが一つ思われます。それから、船の容積トン数、あの空間から比べると、この設計では単位容積当たりの売り上げが悪いのではないかなという気がいたします。僕は素人です。そういう勘ですね。そしてまた、部屋が大部屋ですよ。だから、当然ながら、顧客単位というものが余りよくないんじゃないかなと、そういったことをずっと思うんです。

船舶については、その設計というのは船の能力を大きく左右し、そして造船に際しては、どの造船所で誰がつくるかで、同じ設計・仕様でも、その劣化速度（傷みぐあい）、維持経費などに格段の差が生じます。

設計先や造船所の選定に際しましては、会社が求める船が最も忠実に造船されるよう、県としても十分な対応を求めておきます。

新船就航について、今後の具体的なスケジュールを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 現在の船は、21年以上使用しておりまして、老朽化が進んでいる状況でございます。

新しい船の導入により、大型化による積載台数の拡大や旅客ニーズに合った個室化が図られるとともに、燃費改善によるコスト削減を通じて、経営安定化も期待されることから、早期の就航が望ましいと考えております。

今後、造船会社と最適なスペックを詰めた上で、年内における建造契約の締結を目指しておりまして、その後の設計や建造期間を経て、3年後の令和4年の春に1隻目、その年の秋に2隻目が就航することを目標としているところでございます。

○坂口博美議員 ここで、また財政問題、2つ尋ねたいんですが、知事は、この議会に「みやぎ行財政改革プランの変更案」というのを上げておられます。新しいプランに基づく財政運営方針の基本的な考え方を伺っておきます。

○知事（河野俊嗣君） 本県の将来を見据え、人口減少など直面する課題への対応はもちろん、防災・減災、国土強靱化対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会の開催など、多額の財政負担が見込まれる事業も着実に実行していく必要があるものと考えております。

このため、この新たなプランにおきましては、これまでの財政改革の効果を勘案し、公共事業のシーリングを廃止した上で、引き続き、歳入の確保や歳出の効率化等に取り組み、財政関係2基金の残高確保、県債残高の抑制等を図り、財政の健全性を維持していくこととしております。

また、円滑な資金調達のもと、今後必要とな

る事業を効果的に実施できるように、将来的な財政負担を踏まえた長期的な財政見通しを作成しまして、的確な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 先ほど答えられましたように、国民スポーツ大会、フェリー、そしてまた国土強靱化とか、公共施設がかなり老朽化してくる、こんなのを考えると、今後はやっぱり相当投資が必要になってくるわけですね。

これまでは、本県は辛抱に辛抱を重ねて、類似県とか、お隣あたりと比べたら、本当に優等生中の優等生ですよ、いろんな安全基準や指標を見ても。しかしながら、これからどんと来るわけですよ。

これらは、本県のさらなる発展とか、将来の人たちのためにも、どうしても投資が必要なものばかりであります。これはしっかりと取り組んで、責任持ってやっていかなきゃいかんわけですが、県では、公共事業費の財源として、毎年度600億円を上回るような県債を発行しておりますし、その6割以上の資金を県内の限られた金融機関から調達しております。

しかしながら、今後、ゼロ金利政策の長期化により、金融機関の経営環境というのは、もっともっと厳しくなるんじゃないかと思われませんが、多額の資金需要に備えることが必要であります。

そして、その備えとして、今、答弁にありましたように、円滑な資金調達方法は、現実的には、金融市場から広く資金を調達する市場公募債を導入して、資金調達先の多様化を図ることが有効かなと思うんですけれども、これに係る知事の御見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 重要な御指摘でありまして、国民スポーツ大会に係る施設整備や、国

土強靱化対策等の実施に伴う県債発行額の増加によりまして、今後、金融機関からの資金借入れがふえていくこととなります。

このような中、金融情勢の不透明さや金融機関を取り巻く厳しい状況を勘案しますと、将来にわたる安定的な資金調達のため、調達手段の多様化を図る必要があると考えております。

このため、今後、金融市場から広く資金を調達します市場公募債の導入につきまして、県内金融機関と十分に調整の上、進めていきたいと考えております。

○坂口博美議員 なかなか検討する課題も多いと思うんですけれども、やはり将来、「何でやっておいてくれなかったのか」と言われることは避けたい。「よくぞやってくれた」という、最低限の将来へのものというのは、やる義務があると思いますので、ぜひ慎重に取り組んでいただきたいと思います。

地域包括ケアシステムについて伺います。

本県の中山間地域においては、今後、人口が急激に減少し、高齢者の割合が高くなることが見込まれております。このため、これまで地域を支えてきた世代が少なくなり、地域の活力が失われたり、場合によっては、地域の維持・存続が難しくなることが懸念されます。

先ほど申し上げましたが、平成26年に発表された、いわゆる「増田レポート」によりまして、2040年には全国の49.8%に当たる896自治体が「消滅可能性都市」に該当するとされております。

人口減少対策には、出生率を上げることや若者の流出をとめることが極めて重要であります。それがためには、何よりもまずは、高齢者を初め、今そこに生きている方々が、地域で安心して暮らせるための条件整備、とりわけ高齢

化の進む山村等では、医療体制の確保・充実は最優先の待ったなしだと思います。

ここでまず、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、高齢者を地域全体で支えていく重要な取り組みとなる「地域包括ケアシステム」について、本県の現状を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域包括ケアシステムでございますが、市町村が主体となって、医療や介護などを一体的に提供し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるようにする仕組みでございます。

中山間地域は、医療や介護サービス、人材などの資源が限られ、厳しい環境にあります。このため、中山間地域を含め、各市町村では、地域包括支援センターを核としまして、健康保持や生活安定のために援助しているほか、高齢者の自立を支援するための「地域ケア会議」を開催しているところでございます。

県では、市町村に対しまして、訪問等により個別に助言をしているほか、今年度からは、モデル市を選定しまして、優良な取り組みが横展開できるよう支援をしております。

さらに、本年度の新規事業としまして、「山間部における地域包括ケアシステム体制強化事業」におきまして、中山間地域の特性に応じた効率的なサービスのあり方について、市町村等と検討を始めたところでございます。

○坂口博美議員 続けて伺います。この山間部における体制強化の必要性について、具体的にお聞かせください。市町村との検討結果については、いつまとまるのか、そして、それにどう対応していかれることになるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 山間部では、

医療や介護サービスの担い手不足の問題ですとか、量的・質的に資源が限られていること、また地理的な条件からサービス提供が効率的に行えないなどといった難しい課題を抱えていることから、サービスの提供体制の整備を行う必要があると考えております。

今年度、県ではモデル的に、栄養改善による介護予防を進めるため、椎葉村とともに、保健と介護部門が連携した取り組みを始めております。

さらに、テレビ会議やICTの活用によりまして、遠隔地の専門職が地域ケア会議に参加し、高齢者の自立支援に関する助言ができないか、検討しております。

こうした検討結果の中で、具現化できるものにつきましては、次年度以降、随時、市町村の施策につなぎたいと考えておりまして、山間部における地域包括ケアシステムの体制強化が図られるよう、県としても積極的に支援してまいります。

○坂口博美議員 次は、訪問看護師の養成に関して伺います。

人口密度が低いでありますとか、地理的条件が悪いなどの地域は、コストの問題もあり、県の積極的支援が不可欠だと思います。ここをしっかりと詰めていただくようお願いをして、次に進みます。

中山間地域に住んでいる方々が安心して生活できるようにするためには、往診等を初めとする在宅医療が重要となりますが、医師の確保が困難な現状において、それにかわり必要な医療ケアに対応できる看護師が必要になると考えます。

そこで、在宅医療において重要な役割を担っている訪問看護師の養成の現状について、福祉

保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の訪問看護師でございますけれども、国の調査によりますと、県内の訪問看護ステーションの従事者数は、平成28年末現在、549人となっております。平成26年末より161人増加、そのうち中山間地域を有する市町村での従事者数は88人で、平成26年末より13人増加しております。

在宅医療への移行が今求められている中、医療ケアの増大が予想されております。訪問看護体制を維持するためには、訪問看護師の確保が一層重要になってきます。

このため県では、訪問看護師のさらなる育成を目指し、平成28年度より、宮崎県立看護大学や看護協会、訪問看護ステーションとともに、看護職員で訪問看護に関心のある方から訪問看護ステーションの管理者に至るまで、段階に応じた研修を実施しているところでございます。

また、平成29年度からは、訪問看護ステーションに勤務する新卒者を対象に、臨床現場を含む育成プログラムに取り組んでいるところでございます。

○坂口博美議員 いろいろ述べられて、すごいなという感がないでもないですけど、結果的に充足をしているのか、していないのかというところは、どうなっているんですか、再度伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成28年度末の人口10万人当たりの訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の数は、全国では37.0人となっております。宮崎県全体では50.1人となっております。御指摘の県内の中山間地域では35.5人という数になっているところでございます。

ただ、この数字だけではなくて、実際の集落

の密集度ですとか、活動の範囲が違ってきますと、地域によって不足の状況が異なりますので、現状では十分に確保されているとは言えないと認識をしております。

今後、人口の減少により、高齢者の割合が高くなり、在宅医療の需要が高まることが予測されるため、訪問看護ステーション等を計画的に増加させ、それに伴い訪問看護師を育成・確保していく必要があります。

引き続き、地域の実情に応じて24時間対応可能な医療ケアの提供を、中山間地域においても実現できるよう、訪問看護師の育成・確保に努めてまいります。

○坂口博美議員 やっぱ10万人当たりというのは余り当てにならない。本県みたいな広い過疎で、しかもアクセスの物すごく悪いところ、稼働範囲というのが限られますから、ぜひそこらもしっかり考えながらやっていただきたいと思います。

最近の動きですけれども、在院日数が短縮され、在宅医療へのシフトがなされるといった医療改革の流れの中、特に中山間地域では、医師や医療機関の不在など、在宅により医療行為を受けることが困難な状況にあります。

そのため国では、関係法を見直し、平成27年から看護師の特定行為研修制度を開始いたしました。地方において過疎が進行する大きな理由の一つに医療の問題があり、まさしくこの制度は、人口減少対策の大きな武器ともなり得るものだと思います。国では、2025年までにこれを10万人養成するとしていますが、本県の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高度の医療行為であります胃瘻チューブの交換ですとか、インスリン投与量の調整等を行う特定行為という

ことでございますが、それに適切に対応できる訪問看護師を確保することは、医師確保が困難な中山間地域の在宅医療にとって大変有効であると考えております。

現状では、県内に特定行為を指定研修機関で学ぶ、そういった機関がないものですから、県外において研修を受講していただいているところです。県では、医療機関等に対しまして研修派遣の経費支援を行うとともに、その意義等を含め、周知を図ることとしております。

研修受講に当たっては、代替職員の確保等の課題もございますので、特定行為ができる訪問看護師の育成のあり方について、医療機関や関係団体と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 県内には指定研修機関がないということですが、全国的にはどういう状況にあるんですか。そして、もう1問。それがなければ、当然、県外で受講しているということでした。じゃ、どこで、どれぐらいの看護師さんたちがその研修を受けているのか、そしてまた、今、研修を受けている人がどれぐらいいるのか、済んだ人と、今受けている人、これはどうなっていますか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成31年2月現在でございますけれども、全国の指定研修機関は39の都道府県に113カ所ございます。本県を含む8県が未設置になっているという状況でございます。

本県の看護職員の県外での受講数につきましては承知しているわけではございませんが、平成30年3月現在、県内の研修受講の修了者の数は4人となっているところでございます。

○坂口博美議員 全国10万ですよ。100分の1に比べたら、ないのと一緒ですね。ないわけでは

よ、県外へ行って、人材確保事業というのを、看護師さん確保、公費を使ってやっているんですよ。足りない中で、じゃ、福岡に行って、例えば共通科目、7科目だけでも315時間かかるんです。出せるわけがないですよ。7対1看護が壊れちゃいますよ、10対1が壊れて13対1になっちゃうんです。経費にかかわるからできないですよ。そういう状況で受講費支援をするんだと言っているけど、実績がどうなっているのか。そして、その仕組み——かかった金は、福岡だったり、東京だったり、鹿児島だったり行き先で違いますよ。これに対してどういった支援をやるのか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今の支援につきましては、実績があるというものではございませんで、まさに今年度の6月補正予算で、その支援の事業の予算をお願いしているところでございます。

その中身は、研修の授業料ですとか、生活費、旅費等の費用の3分の1を支援するという内容になっております。

○坂口博美議員 言いますように、病院は要らないんですよ、その資格は。県の指導に従って山の中に行こうという、そういった受け皿があって初めてそこでやっていく人たち。だから、負担があつたら出さないし、自分のところが単価を落としてまではやれないです、やろうといたってやれない。ましてや営利企業で、これは生命維持がかかっていますよ、自分のところの病院の。だから、今のは絵に描いた餅というのと、じゃ、補正でやると言ったら5,400万円でしょう。人口減少対策、5,400万円じゃなく、7,000万円ぐらいだったか、人口減少が5,400万円だったですね。そういった中で、これはしゅんとも言わないし、やるなら何人ぐら

い今年度予定しているんだと。実態も把握してなくて、それはうそと言ったら問題になるけれども、信じられないですよ、その答弁は。代替職員の確保、誰が確保して、どこに所属させて、どういったことで出していくのか、このルールをつくっていますか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 代替職員の確保につきましては、現時点で、御指摘のとおり、どういった形でやるか詳細まで、県としてお示しができているわけではございませんが、医療機関等の意見も今後伺いながら、地域の意見を踏まえて、しっかり検討させていただきたいと考えております。

○坂口博美議員 やっぱり、そんなの全く計画性も何もないと。やれるかといったら、やれないということだと思いませんか。じゃ、どれぐらいの人を確保していくんだというのも聞きたいけれども、意味がないから、悲しくなるからやめますよ。

ここで、知事に伺います。地域包括ケアシステム、訪問看護師、そして今の特定行為を行える看護師、私はこのいずれも答弁を聞いていて、県は全くめども立っていない状況だと思いますが、知事はこのことをどのように認識されているのか。そしてまた、こういった本当におくれているということが人口減少対策に及ぼす影響についてどう考えているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 中山間地域で生活をされている方々が地域で安心して暮らすためには、御指摘がありますような、地域包括ケアシステム、また在宅医療を初めとした医療体制の整備が大変重要であると認識をしております。

この地域包括ケアシステムや訪問看護師等につきましては、いずれも中山間地域を含む県内

において、安心して暮らしていけるようなサービスの充実に取り組み始めたところではありますが、数字も含めて、まだまだ十分ではない、いろんな課題があるというふうに考えておりますし、こうした取り組みをさらに強化し環境を整えることが、人口減少対策につながるものと考えておりました、御指摘を真摯に受けとめながら努力を重ねてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 よく考えてくださいよ、東京圏から連れてくるんだしたら、そのための100万円を国の制度事業で補助できると。だけれども、東京圏以外じゃだめだから、そして、ちっちゃい企業とか加工所、山間地なんかには連れてこられないから県単で100万円を組むんだと、これ1億6,000万円ですか、総務全体で。だけれども、考えてくださいよ、どこでもいいですよ、福岡でも埼玉でも——埼玉は東京圏に入っちゃうか——来て、「おばあちゃん、僕は後を継ごうと思って来たけど、息子さんとかいないよね」と言ったら、「いや、とんでもない、息子なんて、ここにいたらお医者さんもないから、東京に出した」と、「それは話が違うよね」となっちゃいますよ。順序が違いますよ。だから、東京圏しか国は認めていないんです。今度はそこの食い合いになりますよ、やっぱり前のところがよかったと。だから、本当にこの人口減少対策をやろうと思ったら、これは松形さんのときから1兆円使ったけれども、まだ過疎に歯どめもかからないと言っていた、そんなに難しいことなんですから。

そして、今度は人が減っていく中での挑戦ですから、よほど腹を据えてやらないとだめだと思うんですね。

総務部長に伺います。4月25日に総務省の財政局長が、全国の都道府県財政課長、市町村担

当課長に説明したことがあると思いますけど、
どういう説明を受けていますか。

○総務部長（武田宗仁君） 議員から御指摘がありました総務省主催の会議におきまして、総務省自治財政局長から、「社会保障制度について、医療費、介護費の適正化が大きな課題になっていることから、地域包括ケアシステムの構築と地域医療構想の具体化を進める必要がある。そのため、財政当局にも積極的に関与してほしい」との話があったところであります。

そのため、総務部といたしましても、総務省からの話を受けまして、福祉保健部と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 補正を組む前の4月25日にそのことを言っているし、それだけじゃないんですよ、財政方は自分のことだと思ってやれと言っているんですよ。

これは、医療サイドや福祉サイドに任せるんじゃないくて、おまえのことと思ってやれと言っているんですよ、局長は。金庫番がそう言っているんですよ、東京で。何を意味するか。国家の浮沈がかかっているぐらいの重大事だと言っているんです。だから、これは、ぜひもう一回、しっかりと対応してほしいと思うんです。

それから、肉付け予算についての感想ですけど、本県でも10の町村が消えていく可能性が高いとするレポートショック、そして、それに対応すべく知事としての責任、それがせんだっての選挙公約となつての今回の肉付け予算であろうかと思えます。

しかしながら、今回の予算は、既定事業にあるもの、国の事業に少し知恵を加えればかなうと思われるものが散見されるなど、何とせよ宮崎は生き残るんだとの熱き思いを見出せないのであります。

県知事選挙の時点で知事は、人口減少対策基金事業に係る考え方として何を予定しておられたのか。また、その予算組みに際して、基金を30億円とされたことや、施策の組み立てなどにはどう関与してこられたのか。

そして、この事業の終了時には、どのような人口減少対策、河野モデルを県民に見せていただけることになるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国も、そして本県としても、かつて経験したことの無いような本格的な人口減少時代を迎えているところであります。本県でも、人手不足や超高齢化、中山間地域の維持など、さまざまな課題が山積しております。将来の変化を見通しながら、安心と希望ある未来を築いていくことが強く求められていると考えているところであります。

人口減少対策に道筋をつけることは、この4年間の県政を担う私に課せられた使命であると考え、選挙におきましても、強くこのことを訴えてまいりましたし、各地で、地域住民の方々のさまざまな実態を目の当たりにし、また、懸念の声や思いというものを伺ってきたところであります。

このような観点から、当初予算においても、人口減少対策に係る予算を計上しておりますが、この4年間で、人口減少対策により重点的に取り組んでいく財源というものを確保するため、私としましては、今回の肉付け予算でも新たな基金の設置をお願いすることとしまして、その規模について、今年度の事業や今後の取り組みの拡充などを総合的に勘案して、30億円としたところであります。

また、地域の声を伺う中で私は、人財の育成・確保が今、本県にとりまして重要な取り組みの一つであると改めて強く考え、県外に進学・

就職した若者に本県企業等の情報をしっかり届ける仕組みづくりでありますとか、働く場の魅力向上に取り組むとともに、積極的な情報発信と受け入れ環境の整備を通じた移住・定住の促進に力を入れるよう指示し、今回の事業を取りまとめたところであります。

国を挙げたさまざまな人口減少対策が打ち出される中で、即効性のある取り組みはなかなか見出しにくいところではありますが、何とかこの4年間でその突破口を開く道筋をつけてまいりたい、そのような決意であります。

この人口減少、いきなりV字回復というわけにはいきませんが、私は、今現在取り組んでおりますのは、将来に向けて「持続可能な宮崎県の土台づくり」に取り組むことであろうと考えております。

引き続き、県議会を初め、市町村や民間の御理解、御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 私が壇上で知事に対して、誰にも負けぬ宮崎への思い云々を感じ取れないと申し上げたのは、私、坂口博美個人だけがそう考えたからじゃないんです。私なりの高いアンテナ、広いアンテナをセットして、そこに届くさまざまな方の声をまとめて申し上げたわけでありまして、これまで私は、こういったことを何度か申し上げてきております。しかしながら、これは私は純粋に諫言のつもりで知事に申し上げました。

ただ、これは私が何度も何度もやると、「ああ、これは俺に皮肉を言っている、批判している。ややもするといじめに入った」と思われても、これは全く違いますから、こういった発言をするのは、もうこれ以上たびが重なることは僕も望まない、きょうが最後になると思いま

す。

河野県政の3期目が本当に万全であることを心から祈りまして、質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会します。

午後2時59分散会

6月13日（木）

令和元年6月13日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	郷治知道
選挙管理委員長	吉瀬和明
監査事務局長	高林宏一
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高民
政策調査課長	日高川真治
議事課長補佐	鬼川修三
議事担当主幹	山口隆太
議事課主査	井尻隆
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様おはようございます。自由民主党の脇谷のりこでございます。宮崎市議会議員2期約8年を経て、このたび宮崎県議会議員に初当選いたしました。今回、当選後初の一般質問となります。大変緊張いたしておりますけれども、きょうはたくさんの方の傍聴の方にお越しいただきました。ありがとうございます。初めて県議会に来られた方も多くいらっしゃるのではないかと思いますので、身近な県議会を感じていただければ幸いです。

さて、私が市議会議員時代に一番多く質問したのが、地域まちづくりについてでした。私自身、自治会役員や地域まちづくりのボランティア活動、学校と地域の連携事業、さらに公民館でコミュニケーション講座の講師などをしていましたので、地域の方々と触れ合って、さまざまな課題を宮崎市に届け解決していくという使命感を持って市議になりましたから、地域の活性化が一番の願いです。

しかしながら、近年、一番強く感じるのが、人口減少と多様化というキーワードです。地域を担う人材が少なくなっていること、さらに生活環境、価値観、生き方が多様で、一人一人がみんなばらばらであること、ゆえに、コミュニケーションをとりづらくなっており、お互いを支え合うという概念が薄れてきているというこ

とです。

そのため、自治会加入率は年々減ってきており、自治会長が高齢でも後任者が決まらず、さらに、まちづくり活動をする人も70歳前後の同じ人ばかりで、新しい人が入ってこないという現状です。これで地域は存続していけるのでしょうか、大変不安になります。人口減少と同時に、社会情勢の変化に伴って多様化が顕著になっているのです。それが、4月の県議会議員選挙の宮崎市内投票率33.6%にもあらわれていると感じます。

暗い気持ちになりつつありますが、やはり持続可能な地域社会をつくっていくことが私たちの使命であり、地域の活性化が県勢発展にもつながります。子供たちに郷土愛を持ってもらい、県外に出ていっても、やっぱり宮崎に帰りたいと思ってもらわなければなりません。

そんな中、少し明るい話題があります。宮崎市青島地区では、最近、若い人たちが移住しておしゃれなお店ができ、さまざまなアクティビティに若者が集ってくるようになりました。宮崎市移住センターにおいて把握しているだけでも、青島地区に12世帯23人が移住されているとのことでした。とてもにぎやかになって喜ばしいことです。私も夏になると、友人と宮崎駅から青島まで電車で行き、夕方のビーチパークの雰囲気を楽しんで電車で帰ります。それだけ、若者がふえることでまちが活性化することを肌で感じています。

今回、県では人口減少対策基金として4年間で30億円を予算化していますが、その基金を活用した事業の中に、「移住・U I Jターン、定住の促進事業」があります。今年度の基金活用事業約6億円のうち、その約4割ほど充てられていますので、大きな柱だと思いますが、移住

・定住に力を入れた知事の思いをお聞かせください。

以上、壇上の質問とし、この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

本県の喫緊の課題であります人口減少問題、自然増と社会増減、2つのテーマがあるわけがあります。この社会増減につきまして、年齢別に見てみますと、15歳から24歳で大きくマイナスとなっておりますが、その後の年代ではわずかに流入増となっております。これは、進学や就職時に多くの若者が県外に流出する、このことを背景にしているわけであります。

移住の世帯数につきましては、「みやざきひなた暮らしUIJターンセンター」の設置以降、順調に推移しております。移住やUIJターンの需要は、まだまだ伸び代があるものと考えております。

このため、本県出身者を含めた県外在住の方々に対しまして、先ほど青島の魅力の話がありましたが、温暖な気候や豊かな自然、魅力ある産業など、本県の多彩な情報を届けるとともに、移住しやすい環境を整えていくことが今後重要であると考えております。

このような観点から、今回設置をお願いしている基金を活用した移住・定住関係の事業には、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」を初め、国の支援策を上回る県独自の支援も盛り込んでいるところでありまして、これまで以上に取り組みに力を入れて、人口減少対策、徹底的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○脇谷のりこ議員 先日、東京の「ふるさと帰郷支援センター」に視察に行つてまいりまし

た。全国の自治体が、移住希望者向けにさまざまな情報発信を行っています。関東に住んでいる方がどこかに移住しようとするとき、相談に行くところです。

宮崎県のブースに伺つてお話をお聞きしましたが、一番驚いたのは、全国の自治体が移住促進に力を入れている中、移住希望地ランキングで、宮崎県は2015年から毎年、全国10位以内に入っているということです。さらに、Uターンが多いのかと思いきや、若い方々のIターンが多いのです。つまり、宮崎が郷里ではない方が多く移住されているということです。

ただし、就労の場があることが、一番の移住先選択の条件でありました。先日、宮崎市高岡町にある日機装が宮崎県に工場を集約し、さらに最大200人の新規雇用が見込めるとのニュースが飛び込んできましたので、大変喜ばしいことです。

高知県では、高知市が市役所職員の応募年齢を撤廃して、移住者が応募しやすいようにしたそうです。おかげで40歳代の方が職員になられたそうで、そういう話題性もあり、移住がふえているとのことでした。

今後、UIJターンの方々魅力的な就労の場を提供できるよう、県内への企業誘致なども働きかけていただきたいと思います。

それでは、これまでの移住実績と、今回新規事業として挙げられている「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についての概要を、部長にお伺いします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 移住世帯数につきましては、県の関係部署や市町村が、移住施策等を通じて把握しているものを集計しております。平成28年度は388世帯、平成29年度は506世帯、昨年度は471世帯となっております。

す。また、年代別では、20歳代と30歳代の若い世代が6割強を占めております。

今回お願いしております「わくわくひなた暮らし実現応援事業」につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、東京圏から移住して県内の対象企業に就職される方等に対し、最大100万円の移住支援金を、市町村を通じて支給するものでございます。

また、これに加え、本県独自の取り組みとして、東京圏以外からの移住者や、1次産業、医療・福祉事業等を行う個人事業主等に就業した方に対しても、移住支援金を支給することとしております。

あわせて、大阪・福岡への移住相談窓口の設置や企業とのマッチング促進など、総合的な取り組みにより、移住の促進や地域の人材確保を図ってまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 移住支援金もよいのですが、お金より人とのつながり、宮崎人のおもてなしや優しさが移住者をつなぎとめる鍵になるとよいと思います。移住者が地域活動へ参加し、地域の人とつながりができて、やがては地域のリーダーになってくれることを期待しています。

人口減少対策の一つとして、結婚対策があります。近所のおばちゃんから、うちの息子に誰かよい人はいないかと聞かれるのは、議員でしたら日常茶飯事です。

少子化の原因である未婚化・晩婚化に歯どめをかけようと、各県ではさまざまな出会いの場の提供をしています。

宮崎県では、結婚を希望する男女に対して個別の出会いをサポートする結婚サポートセンターが立ち上がっていますが、今どのような実績を上げているのでしょうか、福祉保健部長に

お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、平成27年8月に宮崎市に結婚サポートセンターを開設しまして、その後、都城センター及び延岡センターを設けたところでございます。同年の12月からお引き合わせを行っております。

先月末現在の会員数は1,092人、男女の数はほぼ同数で、男女とも30歳代から40歳代でほぼ8割を占めているという状況でございます。また、本県へのUターンや移住等を考えておられる県外在住の会員も43名登録されておりました。帰省時のお引き合わせなどで御活用をいただいております。

また、お引き合わせに立ち会ったり、相談相手になっていただくボランティアであります「縁結びサポーター」も、64名の方が御登録いただいております。

これまでお引き合わせした件数は、累計で2,839組、交際に進まれた方が979組、結婚された方は65組となっております。

○脇谷のりこ議員 大変よい結果だと評価いたします。やはり、個別での出会いをつくるというのがよいのだと思います。

なかなか結婚しないお子さんのことを心配して、親御さんから、誰かよい人はいないかと聞かれると、この結婚サポートセンターに登録するよう促しています。ところが、登録するだけで本人が乗り気にならないらしく、一度も利用したことがない人もいるとのことでした。結婚サポートセンターに行くのが恥ずかしいという人もいるでしょう。

それでは、今の課題とその解決に向けた今後の取り組みについてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） センターの主な課題としまして、1つは、中山間地域の会員

が少なく、その利用に地域差が生じているということでございます。そのため今年度は、中山間地域の市町村と連携をしまして、出張窓口の開設等による会員の確保や利便性の向上に努めたいと考えております。

また、課題の2つ目は、会員登録はしたものの、実際の利用が少ない方がいらっしゃるということで、議員御指摘の点でございます。その理由としましては、初めから一対一でのお引き合わせへのためらいがあったりとか、異性との交流に自信が持てないといったことがあるようでございます。

このため、会員同士の交流会を開催したり、コミュニケーションスキルを養うための講座の開催等の取り組みを充実させておまして、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 中山間地域への出張窓口の開設というのは、大変よいと思います。やはり、そういった方々がまちのほうに出て結婚サポートセンターに登録するというのがなかなか大変ですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に、国文祭・芸文祭についてお伺いします。

第35回国民文化祭（略して国文祭）と、第20回全国障害者芸術・文化祭（略して芸文祭）が、いよいよ来年、2020年に宮崎県で開催されます。宮崎県が平成24年度から取り組んできた「記紀編さん1300年記念事業」の最終年度である2020年に、国文祭・芸文祭が宮崎県で開催されるよう、知事が手を挙げられたわけですが、同じ2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催になったというのは、偶然といいましようか、ラッキーといいですか、知事は何か持っていらっしゃるなど感じます。

「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」のキャッチフレーズで、県内市町村で開催されるわけですが、内容についてはわからない点が多いので、まずは、国文祭・芸文祭の全体像についてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭は、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深め、文化力の向上のほか、文化資源を生かした持続的な地域の活性化を目的に開催することとしております。主に、県と市町村の実行委員会が主催する事業で構成されております。

まず、県が主催する事業につきましては、開会式典などのほか、これまで本県が育ててまいりました「記紀・神話・神楽」、そして「国際音楽祭」「若山牧水」「宮崎の食文化」という4つの文化に焦点を当てた各種事業を展開いたします。

一方、市町村が主催する事業につきましては、市町村と文化団体等が連携して、全国持ち回りで開催されております、例えば、太鼓の祭典等の発表会や、神楽を初めとした伝統芸能など、地域の特色を生かした事業を行うこととしております。

また、芸文祭につきましては、「共に生きて共に感じる芸術文化プログラム」を中心としまして、障がいのある人もない人も一体となつてつくる演劇あるいはアート展等を実施することとしております。

○脇谷のりこ議員 県外からの団体や障がい者の方も多く訪れる大きなイベントです。そのおもてなしとして、ボランティア募集やトラベルセンターの設置が大会実施計画に盛り込まれていますが、その進捗状況を教えてください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大会ボラン

ティアにつきましては、各事業の運営補助や障がいのある方の補助など、県民の皆様から広く御協力をいただくものでありまして、業務内容のほか、必要となる人数について検討を進めているところでございます。

また、宿泊施設、交通手段のあっせんなどを行うトラベルセンターにつきましては、関係機関と協議の場を設けるなど準備を進めておりますけれども、大会参加者等に地域の伝統文化に触れていただくための体験メニューづくりについても、検討しているところでございます。

本県を訪れる大会参加者が、期間中快適に過ごされ、「また来たい」と思っただけのように、関係機関と連携しながら、おもてなしの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 国文祭・芸文祭の開催期間は2020年10月17日から12月6日までですが、この期間は、10月に、宮崎市を中心としてフェニックスリーグ、11月は、ダンロップフェニックストーナメントやLPGAツアーが宮崎市内で開催されます。毎年、イベント参加者や見学者だけでなく、メディアを含む関係者も多く宿泊します。

国文祭・芸文祭の実施計画を見ますと、宮崎市内での事業が34事業で、その開催日は、ほとんどが週末に集中しています。毎年、この期間の週末は、宮崎市内の宿泊施設はどこも満杯の状態の中、国文祭・芸文祭の宿泊は大丈夫なんでしょうか、大変心配です。宿泊需要が見込まれるこの期間にしっかりと対策ができるのか、宿泊施設の確保のための対策状況についてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大会会期中は、県外から多くの参加者が見込まれますけれども、議員御指摘のとおり、宿泊需要がふえる

時期でもございまして、宿泊施設の確保は重要な課題であると考えております。

このため県では、県ホテル旅館生活衛生同業組合等に対しまして、大会への協力要請を行うとともに、今年度中に、大会参加者等への宿泊意向調査などを予定しております。

こうした意向調査などを踏まえまして、大会参加者等の必要な宿泊先が確保できるよう、関係団体や宿泊施設と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 宿泊施設につきましては、宮崎市で開催するのに都城市の宿泊地しかなかったというクレームが、宮崎市のほうに来ています。ですから、宿泊先につきましては、大変困難ではあるかと思っておりますけれども、十分に対応していただきますように、お願いいたします。

宮崎市議時代に感じたことですが、平成24年からの古事記編さん1300年記念事業のイベントを宮崎市内で開催しているものの、主催者が県と市で違うものですから、お互いの情報が共有されず、お互いがイベントのPRに躍起になっていることを、県民の一人として、なぜ一緒にやらないのかと不思議に思っていました。県も市も、どちらも中途半端な予算で開催しているので、古事記編さん1300年記念事業も盛り上がった感がなく、ただ単に予算消化をするだけのイベント開催になってしまったと思っています。

同じ目的の事業であるのに、市町村単独の取り組みと県独自のイベントがあることに違和感があります。同じ目的で県内挙げてやるのであれば、県は、市町村と一体となって盛り上げることが予算の節約にもなりますし、県外へのアピールにもなります。

来年の国文祭・芸文祭の一大イベントを盛り上げるためには、県と市町村が連携して広報活動を行うことが、効果的、経済的であります。そのために、いち早く県は市町村へ情報を提供し、一体となって取り組むための協力要請を行うことが望ましいと言えます。県民挙げて盛り上げていくための知事の見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭は、本県のそれぞれの地域で育まれた伝統文化を、県民としても改めて見詰め直すとともに、全国に広くアピールできる絶好の機会であると考えております。このため、県が音頭をとって旗を振りながら、取り組みを進めているものでありますが、これらの取り組みを一過性のものとせず、郷土愛の醸成や地域の連帯感を高めていくためにも、県と市町村、またさまざまな芸術文化団体と連携をしていくことが極めて重要であるとと考えております。

このため、県としましては、市町村や民間団体等で構成されます実行委員会を中心としまして、取り組みを進めてきております。先日開催された第4回の総会におきまして、実施計画案が決定されたところであります。

特に、大会の認知度向上や機運醸成については、県、市町村、民間団体等が一体となったPRの一環としまして、広報キャラバン隊を結成し、多くの方が集まる市町村の各種イベントを巡回するなど、大会本番に向けて、オール宮崎で取り組んでまいりたいと考えております。

オリンピック・パラリンピックも、また国体や全国障害者スポーツ大会にしても、その大会の成功はもとより、その大会の成果を将来に向けて生かしていくレガシー（遺産）というものが大変重要視されているところであります。こ

の国文祭・芸文祭につきましても、市町村、また関係団体と連携しながら本県の文化振興に努め、遺産をしっかりと築く、そのような大会に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 知事の思いがしっかり伝わりました。知事が手を挙げて国文祭・芸文祭を2020年に持ってこられたのですから、ぜひ県が旗振り役として、市町村と連携して盛り上げていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、外国人誘客についてお伺いします。

ことしは、ラグビーワールドカップのキャンプを初め、例年のスポーツキャンプ・合宿、そして東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプなど、外国から多くの方が来県されることが予想されます。県内への外国人観光客もさらに多くなることから、外国の方に配慮した外国語の案内標識や案内板などが必要です。韓国語や中国語など、まだまだ足りていません。多言語化の取り組みについてお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今後さらに外国人観光客をふやしていくためには、来県した観光客が、訪れた観光地等で必要な情報を入手できるなど、ストレスなく快適に観光を楽しんでいただく環境を整備することが非常に重要であると考えております。

このため県では、これまでも観光案内標識等の多言語化を進めてきたところでありますが、さらなる拡充を図るため、今年度新たに、市町村等が実施する観光地や観光施設の案内標識等の多言語化の取り組みに対し支援を行うこととしております。

引き続き市町村や観光施設等と連携し、外国

人観光客に対する受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 外国人観光客が旅館や食堂に来られて言葉がわからなかったときなど、通訳してくれる多言語コールセンターなどは宮崎県にないのでしょうか、設置状況についてお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、外国人観光客と観光施設等の担当者の円滑なコミュニケーションを支援するため、英語、中国語、韓国語など17言語による24時間365日対応の多言語コールセンターを、九州・山口各県と共同して昨年8月に開設したところであります。

ことし3月末現在、県内では、宿泊・観光施設など197施設で利用いただいております。開設からことし3月末までの利用実績は332件となっております。

今後とも、外国人観光客が安全・安心に県内を周遊していただけるよう、多言語コールセンターの周知と、施設の登録促進に取り組んでまいりたいと考えています。

○脇谷のりこ議員 今は私たちが外国に行ったときは、ほとんどカード決済になっているんですが、日本ではまだ現金が喜ばれるような雰囲気になっています。外国の方がレストランやお土産物屋さんに行ったときにカードが使えないとのクレームがあります。道の駅でもカードが使えず、お土産を買うことができなかつたとのお話をお聞きしました。

今や現金を持たないキャッシュレスの時代です。カード決済などのキャッシュレス化の推進について、県としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） キャッシュレス化につきましては、人口減少による労働

力不足が見込まれる中、店舗業務の効率化につながるとともに、ゴールデン・スポーツイヤーズを迎えた本県にとりまして、インバウンド需要を取り込む絶好の機会となりますことから、その推進が大変重要であると考えております。

このため県では、国や地元金融機関との共催により、キャッシュレスセミナーを開催するほか、商工関係者の会議の場で説明を行うなど、事業者の理解促進に努めてきたところであります。

また、国においては、10月からの消費税率引き上げに合わせて、事業者に対する決済端末の導入補助や決済手数料の負担軽減、消費者へのポイント還元を行う事業が実施されることから、県といたしましても、より広報周知に努めるとともに、国や関係団体とも連携し、キャッシュレス化の推進に、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 お店の方々にもキャッシュレスをすることによるメリットがなければ進みませんので、ぜひ国の補助を使ってキャッシュレス化を推進していただくようお願いして、この項目を終わります。

続いて、国体施設、プール整備についてであります。

国体施設については、陸上競技場を都城市、体育館を延岡市、プールを宮崎市に整備することが決定しました。

県プール整備基本計画がことし3月に出されています。それには、宮崎市錦本町の県有グラウンドに整備されること、PFI手法の導入を検討することなどが発表されています。官民対話、サウンディングによりますと、20社から意見をいただいたとのことなので、期待はあるのですが、実際どうなるかはわかりません。

県プールについて、現在の進捗状況と整備スケジュールをお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） プールの整備につきましては、ことし3月に策定いたしました基本計画に基づき、現在、PFI手法の導入に向けた可能性調査を行うとともに、関係機関との協議などを進めているところでございます。

今年度中に事業手法の方針を決定することとしておりますけれども、PFI事業として行うと判断した場合には、PFI事業者の選定を行った後、令和3年度から設計に着手することとしておりまして、完成は令和6年度を予定しております。

○脇谷のりこ議員 このプール整備につきましては1問しかないんですけれども、宮崎市は宮崎駅周辺に開発が進むとのことから、宮崎駅東側の民間駐車場にアリーナ整備を予定しています。民設民営や官民連携などを考えておられるようですが、アリーナに商業施設を併設、そしてプールにも商業施設を併設などになると、どちらも共倒れしてしまうのではないかと危惧しています。しかも、錦本町の近くには、民間のプール所有のスポーツジムがあります。国体施設としてのプールは、競技大会用ではありますが、県民も利用されるのであれば、民業圧迫にならないように配慮しなければなりません。

いずれにいたしましても、プールも箱物ですから、PFIで運営し始めて、途中で民間が手を離してしまうと、結局、県が負担しなければなりません。維持管理費が莫大にかかるプールですから、子供たちにツケを残さないよう、今後の検討をよろしく願いいたします。

続いて、県総合運動公園の津波避難施設についてです。

これは、私が県議になる前の事業計画ですので、どのような経緯で計画されていたのかお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県総合運動公園は、スポーツランドみやぎきの中心施設であり、年間約139万人が利用している施設であります。今後は、国民スポーツ大会に向けて、さまざまな競技でさらなる利用者が見込まれるほか、30年以内に大規模地震が発生する可能性が高まっていることから、公園利用者などのさらなる安全を確保する必要があります。

このため、利用者の避難距離が500メートル以内となるように、サンマリンスタージアムなど4カ所に計6,200人が収容できる避難デッキを、第1陸上競技場の東側に2万5,100人が収容できる盛り土高台を1カ所、合計3万1,300人が収容できる5カ所の避難施設などを整備する計画を策定し、昨年9月議会でその内容を説明しており、ことし2月議会を経て新規事業化されたところであります。

○脇谷のりこ議員 第1陸上競技場の東側、保安林のところに幅35メートル、長さ360メートル、高さ9メートルの盛り土高台を計画されていますが、なぜ盛り土高台なのでしょう。国体施設としての陸上競技場を山之口に整備するのですから、木花の陸上競技場周辺に2万人以上の人が入ることは考えられません。

また、避難する場合、競技場から海側に向かって盛り土高台に駆け上がるということがイメージできません。しかも土ですから、水分を含むと崩れやすくなるのでしょうか。木花の県総合運動公園あたりは、宮崎市内が晴れていても、よく雨が降る地域として有名です。そのような雨量の多いところになぜ盛り土高台なのか、その理由をお聞かせください。また、安

全性についてもお聞きします。以上2点をお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国が策定した「港湾の津波避難施設的设计ガイドライン」におきまして、盛り土高台は津波避難施設の一つとして位置づけられており、本県の宮崎港や日向市を初め、東日本大震災の被災地である宮城県など他県においても整備されているところがあります。

今回の盛り土高台は、斜面を利用してどこからでも登れる構造とし、2万人以上の方々が避難する場合の安全性、整備の経済性、景観などさまざまな観点から検討し、当公園における避難施設として最適であると判断したところであります。

また、津波に対する安全性につきましては、国の研究機関である国土技術政策総合研究所や大学の有識者など専門家の意見を伺いながら、シミュレーションにより確認しているところがあります。

○脇谷のりこ議員 第1陸上競技場の東側の保安林は、海側は県有林ですが、陸上競技場側は3つの自治会が所有する民有林です。約120年ほど前、木花の青年たちが何もなかった砂浜に植林した「青年松」と呼ばれる松林です。木花の郷土史には、当時の消防団の森山恕一さんが仲間に言った言葉が書かれてあります。

「日向灘の黒潮は我々木花の宝であるとともに、恐ろしい敵でもある。いつ恐ろしい津波が押し寄せるかもわからないし、激しい台風がやってくるかもしれない。そのためには防風・防潮の保安林が必要ではなかろうか。どうだろう、ひとつ我々青年の手であの海岸に松の苗木を植えて、将来、村の守りとなるような保安林をつくろうではないか。」

そして、みんなで植林したものの、浜に近いところは風が大変強くて砂が積もり、なかなかうまく育たなかったそうです。根気よく植えて、やっと松の根を張らせることができたということでした。

今では20メートルもの大木になっています。もしあの松林がなかったら、恐らく木花の田んぼの稲は塩害で全てだめになったことでしょう。ですから、地元木花の人たちは、この松林のことを「青年松」と呼んでいるんです。

今回計画されている盛り土高台は、陸上競技場と接しており、民有林にすっぽりと入っています。つまり、ほぼ民有林の青年松を切り倒して盛り土高台をつくろうと計画されているのです。私も現地に行ってみましたが、地元の方が草払いをされていてきれいな松林に、巨大な盛り土高台ができるのを想像することができませんでした。

3つの自治会が所有されている民有林に整備するには、地元の方々の同意が必要となります。今まで説明会をされてきていると思いますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 地元への説明につきましては、3つの自治会の代表者の方々には、まず平成30年10月に、運動公園における全体の津波避難施設について説明を行っております。また、本年3月には、共有地に計画している盛り土高台について、改めて説明を行っております。

さらに、自治会の住民の皆様には、本年3月から5月にかけて、盛り土高台の計画について地元説明会を3回開催しており、住民の皆様からは、さまざまな御意見を伺っているところがあります。

○脇谷のりこ議員 地元の方々は、松林も避難施設もどちらも生かす方法を探ってくださいと言われていています。大きくなった青年松が自分たちの生活を守ってくれているという思い、松林がなくなることへの不安、盛り土高台に対する危惧、また景観を損ねるなど、さまざまな不安要素があるのです。

3つの自治会の中で、反対を表明されている自治会もあれば、説明は聞いたが自治会として意見の集約ができていないところ、説明を聞いただけのところ、さまざまです。地元の方のさまざまな御意見に対して今後どのように対応されるのか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 津波避難施設は、公園利用者などの命を津波から守るために大変重要な施設であります。

先ほども申し上げましたが、これまでの説明会において、地元住民の皆様さまにさまざまな御意見があることは承知しているところであります。

このため、地元住民の皆様様の御意見を伺いながら、これからも十分に対話を重ねるなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 私が申し上げるのは、地元の方々の気持ちに寄り添って対応してくださいということだけです。長年住んでおられ、松林を管理し、毎日松林を散歩されている地元の方にしかわからないことがあります。どうか一緒になって考えていただきますようお願いして、この項目を終わります。

続いて、道路施設整備についてお伺いします。

市議時代に多くの要望があったのが、信号機の設置でした。特に通学の安全性を考慮し、PTAから要望が上がるが多かったのです

が、なかなか設置に至らず、長年待つてようやく設置できたということがありました。

それでは、信号機の設置基準についてお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成27年に警察庁から現在の「信号機設置の指針」が示されており、本県もこの指針を基準として設置を行っております。

具体的な指針の内容としましては、一定以上の交通量があること、車が安全にすれ違うための道路の幅や、横断しようとする歩行者の待機場所があること、学校・幼稚園・病院等の付近において、生徒や高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること等の条件が示されており、この条件に合致するかなどを総合的に判断した上で、必要性が高い場所を選定して信号機を設置しております。

○脇谷のりこ議員 それでは、信号機の設置要望に対する対応についてお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 信号機の設置要望の中には、設置が困難な場所や必要性が低いと判断される場所も含まれておりますことから、一つ一つ全ての要望につきまして、要望者から直接話を伺って現地調査などを行い、「信号機設置の指針」の条件を満たしているかなどの確認を行っております。

また、厳しい財政状況の中、限られた予算の範囲内におきまして、耐用年数や更新費用を勘案しながら、指針を踏まえ、通学路の有無、設置の効果、緊急性等を総合的に判断し、必要性の高い場所を順次選定して計画的に設置しております。

さらに、交差点の形状等の理由から設置が困難な場所につきまして、道路管理者に交差点改良や道路標示等の整備などの安全対策をお願い

しております。

今後とも、必要性の低下した信号機の道路標識・標示への規制変更などを含めて、交通安全施設整備や適切な交通規制などによる効果的な交通事故防止対策を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 最近多い要望が、横断歩道や一時停止線が消えかかっているのが大変危ない、何とかしてくれということです。

横断歩道や一時停止線の補修についてどのように対応しているのか、お伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 横断歩道や一時停止線等の道路標示は、特定の通行方法を制限または指定するなど、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であります。

このため、県民から寄せられた補修要望のほか、日常の警察活動における常時点検や、毎年4月、5月に実施する「交通安全施設の点検・見直し月間」による定期点検等で実態を把握し、補修の必要な箇所については、摩耗の程度、交通環境などを総合的に判断し、厳しい財政状況の中、限られた予算の範囲内において、必要性の高い箇所を順次選定して計画的に対応しております。

引き続き、道路管理者等と連携を図りながら適切な維持管理に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 道路管理者というのは、県道は県で、市道は市でということだと思わなくてすけれども、4月、5月に実施する点検で補修するところが決まるということですから、これからきれいに整備されるということですね。よろしく願いいたします。

最近、道路沿いの草が気になります。特に梅雨どきから夏になると道路脇の草がぼうぼうで、観光客に宮崎市がどう映るだろうかと心配になります。

県が管理する道路沿いの除草についてはどのように行われているのか、お伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県が管理する道路沿いの除草につきましては、道路利用者の安全性確保や、美しい沿道景観を保全することを目的に実施しております。

基本的には年1回の実施としておりますが、交通量の多い区間や観光地周辺等においては実施回数をふやすなど、道路の利用状況や周辺の環境に応じた除草を実施しております。

また、「クリーンロードみやざき推進事業」により、地域の方々が行う除草活動に必要な用具を支給するなど、官民協働への取り組みも推進しているところであります。

今後とも、関係機関や地域の方々と連携を図りながら、良好な沿道環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 環境整備、景観美化のためにも予算の確保をぜひお願いして、この項目は終わります。

続いては、公立学校のトイレ洋式化についてお伺いします。

市議時代によくトイレ整備についての質問をしていましたので、自分でもトイレ議員と言っています。フェニックス自然動物園の流れるプールのトイレも、洋式化を要望して設置していただきましたが、最初はウォータースライダーやプールのリニューアルのみでした。目に見える老朽化だけを整備しても、目に見えない課題解決にはなりません。女性や子供や高齢者の要望はトイレの洋式化でありましたから、40年もたった和式便器を洋式トイレに幾つかかえていただきました。それだけで大変喜ばれました。

学校のトイレも同じです。小中学校のトイレ

は国からの補助が出ますので、徐々に洋式化を推進していますが、高等学校は国からの補助がないので、なかなか進んでいません。家よりも学校で過ごす時間のほうが長いのですから、学校のトイレは健康面また心理面からも、洋式化にすることで解決することが多くあります。また、災害時の避難所にもなりますから、衛生面からも高校のトイレ洋式化に積極的に取り組んでもらいたいものです。

県立高等学校と特別支援学校における洋式トイレの設置状況と今後の取り組みについてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高等学校39校と特別支援学校13校におきましては、全ての学校で洋式トイレが設置されておりますけれども、洋式便器数の割合で見ますと、ことし4月時点で、高等学校が28.7%、特別支援学校が84.4%、県全体では38.7%となっております。

県立学校の施設整備全般につきましては、現在、建物の老朽化が全県的に進んでおりますので、児童生徒の安全を第一に考えまして、外壁落下防止などの改修を優先して進めておりますけれども、トイレの洋式化など個別の整備につきましても、各学校の実情に配慮して、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 高等学校28.7%の洋式トイレ普及率というのは、やはり少ないというふうに思います。

女性、つまり女子生徒のみならず男子生徒も、洋式トイレで衛生面にも、心理面にも効果的だということが取り上げられています。しかしながら、結局、老朽化対策事業のほうが優先されるということなのですが、高等学校の校長先生にお伺いいたしますと、トイレの洋式化を要望されています。しかし、その要望を出され

ていません。教育委員会に要望してもかなわないからと、初めから要望されないのではないのでしょうか。それならば、教育予算をしっかりとっていただきたいと思います。

職員室の前だけにウォシュレットつきの多目的トイレがあって、普通教室の生徒たちのところには和式のみというのは、今の時代に合っていないです。一つの多目的トイレを何百人もの高校生が奪い合うというような感じになっているわけです。一日の大半を過ごす学校生活を快適にするために、トイレの洋式化、できたらウォシュレットつきの多目的トイレを順次整備していただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、きょうは県議になってすぐの質問でしたから、なかなか準備も進まず、ちょっと早い段階で終わることになるんですけども、市議時代と勝手が違って戸惑いましたが、いろいろなところからの要望をまとめてみました。

市議時代の一般質問では、宮崎市の答弁は「財政が厳しい」という言葉が多かったんですが、やはり県も同じく「財政が厳しい」という答えが多く出てきます。もちろん厳しい財政状況はわかるのですが、さまざまな事業を見ますと、宮崎市と同じような事業をされていたり、あるいは各種団体を集めてイベントをやるのが課題解決になると思われていて、その団体さんからは無意味だとぼっさり切られたり。

やはり、取捨選択で必要なところにしっかりと予算を投入していただくようお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会、自由民主党の野崎幸士です。

6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今年度当初予算と補正予算を合わせた本格予算の合計が、14年ぶりに6,000億円台に達しました。予算編成の内容については、先日説明を受けたところではありますが、いずれにせよ地方交付税や国庫支出金などに大きく依存している状況で、歳出は、義務的経費が約4割を占めていることから、脆弱で財政の硬直化が見てとれます。この構図はここ数年続いており、大変厳しい財政状況が続いているのが現実であります。

また、既に進めている、抱えている事業、これから始まる事業、将来の社会情勢を鑑みると、知事におかれましては、本当に困難な判断の難しい、本県のかじ取りを進めていかなければならないと思いますが、求められるのは確実な事業の執行と確実な成果であります。

今後4年間、どのような方向で施策を展開していられるのか、知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県も我が国も、これまでに経験したことがない本格的な人口減少社会を迎えております。人手不足や超高齢化、中山間地域対策など、さまざまな課題に本県も直面する中で、今求められていることは、持続可能な宮崎県の土台づくりに取り組み、安心と希望ある未来を築いていくことであると考えております。

このような考え方のもと、今議会には、私が選挙のときにお示しした政策提案も踏まえた総合計画アクションプラン案を提出しておりま

す。この中では、本県の最重要課題であります人口減少問題への対応を初め、産業振興や経済の活性化、スポーツ・文化資源を生かした観光振興、生涯活躍社会づくりや危機管理対応といった、今後4年間で取り組むべき5つの重点施策をお示ししております。

このアクションプランを県民共有の指針として、今後4年間、市町村や関係団体とも十分に連携しながら着実に施策を展開し、結果を出してまいりたい、そのように考えております。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 昨日の坂口議員の冒頭の質問において、知事の財源確保を含めた県政運営に対する熱い熱い決意を確認させていただきました。総合計画アクションプランの基本姿勢にあるように、「現場主義の徹底、対話と協働の推進」を原点としながら、本当に県民そして現場は何を求めているのか的確に見きわめ、無駄のない、確実に成果の出るような計画の執行を強く要望いたします。

次に、公共事業の入札不調・不落の問題について質問します。

御案内のとおり、建設業界が抱えている課題としてまず挙げられるのが、人手不足による労働力不足の深刻化、つまり人材確保です。

特に技術者と職人不足が深刻で、少子化の影響で建設業界に就職する若者が減少傾向にあり、全国では、建設技能者の人手不足数は平成30年度時点で約2万人、令和5年度で約21万人と推計されているようですが、本県建設業における技術者等の担い手についてどのような現状にあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 本県建設業の平成30年度の有効求人倍率は3.42で、全体

の1.49を大きく上回っており、多くの産業において担い手の確保が難しくなっている中、特に厳しい状況にあります。

加えて、平成27年の国勢調査によりますと、建設業就業者の年齢構成は、29歳以下が約9%である一方、50歳以上が50%を超えており、若年者の担い手不足や高齢化が進んでいる状況であります。

今後、さらに多くの熟練した技術者等が退職を迎え、担い手不足の問題がより一層顕在化していくと見込まれますことから、担い手の育成・確保は喫緊の課題であると認識をしております。

○野崎幸士議員 答弁がありました数字、状況等を見ても、大変厳しい現状にあると思えますし、部長も喫緊の課題であるとの認識でしたが、建設業の担い手の育成・確保に対する県の取り組み状況とその成果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、これまで産業開発青年隊や産業技術専門校における建設技術者等の育成を行っており、この3年間で179人が、即戦力として県内の建設産業に就職したところであります。

また近年、若年者の確保や定着、建設業の魅力の発信が課題となる中、建設業団体等と連携し、平成28年度から、建設産業への入職促進のため、若年技術者等を雇用する建設業者へ合計38人分の人件費等の支援を行うとともに、若年技術者等の資格取得に対する支援についても、これまで延べ654人に行ったところであります。

このような取り組みに加えて、高校生等を対象に、建設産業の魅力を伝えるための出前講座やインターンシップを実施するとともに、こと

し6月から、県内の公共工事で毎月第2土曜日を一斉に休む取り組みを受発注者一体となって推進するなど、職場環境の改善を図っているところでもあります。

○野崎幸士議員 建設技能者の人手不足の推計、また建設業の有効求人倍率の伸び、建設業就業者の年齢構成、高齢化の進展、また国が打ち出した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を鑑みますと、今後ますます人材育成と確保は大変重要になりますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

このように、さまざまな要因により、あらゆる分野、あらゆる業種で人手不足による労働力不足が深刻化している中で、建設業においては、外国人技能実習生を建設現場で活用する動きが広がっておりますが、本県の建設業に従事する外国人技能実習生の状況について、推移を含めて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内の建設業に従事する外国人技能実習生の過去3カ年の推移は、宮崎労働局によりますと、毎年10月末時点で、平成28年が58名、平成29年が99名、平成30年が208名と大きく増加しております。

県としましては、今後とも、外国人技能実習生の増加が見込まれますことから、アンケート調査や建設業団体との意見交換を行いながら、県内建設業に従事する技能実習生を含めた外国人労働者の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県も、建設業の担い手確保に対するさまざまな取り組みを進めておられますが、なかなか人手不足解消まで至るには時間のかかる難しい問題です。平成29年と30年には、外国人技能実習生が約2倍にふえているこ

とからも、今後、この制度を活用する建設業者がますますふえていくであろうと推測できますので、建設業団体と勉強会を行いながら、業界全体がその認識を統一するよう進めていただきますようお願いいたします。

先ほども申しましたが、本県の公共事業予算の規模は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を受け膨らむ傾向にあり、本県建設業の現状と材料費、人件費の高騰による利益率の低下等も鑑みますと、不調・不落が懸念されるところでございます。

本県の最新の不調・不落の現状を確認したところ、平成30年度の件数と発生率は、環境森林部が22件で18%、農政水産部が51件で19.5%、県土整備部が128件で9.2%と、いずれも29年度を上回る件数です。

このように不調・不落が増加している要因について、制度を統括する県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における入札の不調・不落は、手持ち工事の多くなる時期に、主に小規模工事や災害復旧工事、機材等の搬入が困難な山間部の工事などで発生しております。

不調・不落の要因としましては、建設業者が減少傾向にあり、昨年の台風24号による災害復旧や国土強靱化3か年緊急対策等により工事発注量も増加している中、建設業者が、技術者等の配置や採算性を考慮して応札する工事を選択していることが、主な要因ではないかと考えております。

○野崎幸士議員 これまで建設業者が減少してきた原因、体力を落としてきた原因、建設業から人が離れていった原因等、建設業が厳しくなっていったのは何だったのかということ振

り返り、しっかり認識することが、まずは第一だと私は思っております。

このたび、不調・不落発生抑制対策として、一定の要件を満たした場合には、現場代理人は複数工事の兼務ができるなど特例措置が講じられ、最低制限価格及び低入札価格調査基準の上限も90%から92%に改定されたものの、現場によっては採算性の合わない工事もあるとの声も聞いております。

公共工事の予定価格はどのように積算されているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設業者が適正な利潤を確保することは、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保のために大変重要であると認識しております。

予定価格は、それぞれの現場条件に照らして標準的な工法で施工する場合に必要な労務費、材料費、諸経費等を積み上げて算出したものであり、これによりがたい場合は、現場の施工実態に応じて見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算に努めております。

さらに、積算に必要な経費の見直しを行っており、設計労務単価の7年連続となる引き上げや、諸経費を割り増す改定を行ったところであります。

今後とも、適正な予定価格を設定するとともに、建設関係団体と十分な意見交換を行いながら、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○野崎幸士議員 公共工事の不調・不落は、その現場に大きなおくれが生じます。そのしわ寄せは、その現場のある地域住民が受けるわけです。

国交省が示している実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動に対する適切な契約変更、適切な数量の算出を着実に進めていただき、県の積算と実勢価格に乖離のないよう、さらに予定価格の積算に慎重にしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

毎年起こるさまざまな自然災害、また口蹄疫発生、鳥インフルエンザ発生のときもそうでした。いち早く現場に駆けつけて実質的な復旧・復興作業に汗を流されているのは、地元建設業者です。さまざまな問題を抱え、大変厳しい状況にある建設業を守ることが、県土を守ることにつながりますので、着実に、建設業が抱えている問題解決につながる政策を進めていただきますよう要望いたします。

次に、児童虐待問題について質問します。

たびたび、本当に悲しい、痛ましい児童虐待の報道がなされているのは御承知のとおりですが、一向におさまる気配はありません。大事なのは、こういった事件を見て、ただ悲しみや怒りをあらわすのではなく、何が原因で事件は起きてしまったのか、なぜ救えなかったのかをひも解いていくことが大事です。今回の質問では、最近起きた児童虐待事件を取り上げて進めてまいります。

先週の金曜日、6月7日、札幌市で2歳の女の子が衰弱死した事件、女の子の体重は6キログラム前後と平均の半分ほどしかなく、女の子の体には、たばこの火を押しつけたようなやけどの跡があるなど、暴行を繰り返し受けた疑いがあるということでした。

また、1月、父親から虐待を受けていた千葉県野田市の小学4年生の女兒が、首をわしづかみにされ、冷水のシャワーを浴びせられるなど

の暴行を受け死亡したという事件が起きました。

まず、本県の児童相談所における児童虐待対応件数の推移と傾向を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の児童相談所の平成29年度の児童虐待相談対応件数でございますが、過去最高の1,136件で、5年前の平成25年と比較しますと約2倍となっております、大きく増加しております。

昨年度の実績につきましては、現在精査中でございますが、前年度の相談対応件数をさらに上回る見込みとなっております。

平成29年度の相談対応の種別では、最も多いのが、子供がDVの現場を目撃するいわゆる面前DVなどの「心理的虐待」でございます、全体の約6割を占めております。次は、「保護の怠慢ないし拒否」「身体的虐待」が、いずれも全体の約2割程度となっております。

○野崎幸士議員 これほどまでに大きく増加しているとは、私も驚いているところでございますが、札幌での事件では、警察と児相との見解の相違があるようですが、当初の報道では、「子供の泣き声がする」という通報を受けた警察から、児相へ午後11時ごろに、容疑者の自宅へ同行するよう求められましたが、「夜間で職員の体制が整わないため翌朝訪問する」として断り、その次の日の朝も訪問できず、警察から正午ごろに再度、同行要請を受けましたが、これも断ったということです。

我が県の虐待対応件数が大きく増加している推移を見ますと、児童相談所の職員体制は十分なのかが心配になるところですが、本県の児童相談所の職員体制の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内に3カ所児童相談所がございますが、これまで体制の強化を順次進めてきたところでございまして、児童福祉司を30人配置している状況でございます。これは、平成28年度に国が策定した「児童相談所強化プラン」の基準を満たしているという状況でございます。児童虐待の「通告受理後48時間以内の安全確認」などの必要な対応は、現在実施できているところでございます。

現在、議員御指摘のとおり、児童虐待対応件数は大幅に増加しているところでございまして、今後、昨年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づきまして、児童相談所のさらなる体制強化に向けて、関係部局と連携して、必要な職員を計画的に配置してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 相談件数が1,136件ですから、単純に先ほどの30人で割ると、1人当たり約38件の相談に対応していることとなります。1人で対応する数としては、私はいっぱいいっぱいじゃないかなと思いますし、今後も相談件数はふえていく傾向にあると思いますので、今後、しっかり体制強化に取り組んでいただくよう要望いたします。

今、一部の都道府県では、児相が虐待案件を抱え込まず、児相、警察、市町村が共有する全件共有の考え方が広がろうとしているところでございますが、慎重な検討がなされているところでは、虐待の相談件数の増加、また児相の体制等を鑑みますと、全件共有についても議論されることをお願いいたします。

野田市の事件でございますが、野田市の事件では、被害者の女兒が虐待を受けているという相談を学校のアンケートに記入したことから明らかになりました。

まず、意思表示がうまくできない、保育所や幼稚園等に通っている乳幼児については、どのような方法で児童虐待の実態把握に努められているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保育所等における虐待の把握についてでございますけれども、保育に関する基本原則等を定めた「保育所保育指針」等に基づきまして、日ごろの保育や幼児教育の中で、子供の身体、情緒面、行動、家庭における養育等の状況を、ふだんからきめ細かに観察します。こうした形で、虐待が疑われる場合には、保育所等から速やかに市町村や児童相談所に通告がなされるという仕組みになっております。

また先月には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づきまして、国が策定した「虐待対応の手引き」について、市町村を通じ、県内全ての保育所や幼稚園等に通知し、周知を図ったところでございます。

県としましては、こうした取り組みを通じて虐待の実態把握に努めておりますが、今後とも、適切な対応を徹底してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今後もしっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

では、学校においてはどのような方法で児童虐待の実態把握に努められているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、定期的に生活アンケートや教育相談を実施したり、日常的な観察や会話などから児童生徒の表情や身体状況に変化がないか確認するなどにより、児童虐待の早期発見に努めているところであります。

さらに、学校がきめ細かな情報収集ができま

すよう、県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、派遣するなどの対応、さらに、児童生徒や保護者の悩みをいつでも受けとめる「24時間子供SOSダイヤル」の設置など、相談体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止や実態把握に努めているところであります。

○野崎幸士議員 子供たちが一日の中で最も長く過ごす学校ですので、これからもしっかりと子供たちに気配りしていただき、早期発見・未然防止に努めていただきますよう要望いたします。

ちなみに、先ほど御答弁にあった「24時間子供SOSダイヤル」は、0120-0-78310（なやみ言おう）です。このダイヤルの啓発もよろしくお願いいたします。

野田市の事件では、小学校で行われたアンケートに、「お父さんに暴行を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたり、たたかれたりしています。先生、どうにかできませんか。」と記入していたため、児相が女兒を一時保護していましたが、一時保護解除後、親族宅で生活させていたところ、このアンケートのコピーを、女兒に無断で野田市教育委員会が、父親に激しく要求されたという理由のみで父親に渡し、児相は、虐待のリスクが高くなったにもかかわらず、女兒を親族宅から自宅へ戻すことを決定したことも明らかになり、この事件は最悪の方向に進んでいくわけです。女兒が切実な思い、状況をアンケートに託しSOSを伝えたにもかかわらず、「なぜ」という怒りの感情に駆られますが、学校で行われる児童虐待に係るアンケートの結果等について、情報は守られるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） これまで学校におきましては、児童虐待の兆候を発見した際には、確証がない場合であっても、市町村や児童相談所、警察等の関係機関に情報提供を行うなど、迅速かつ慎重に対応しております。

また、本年5月に国から出されました虐待対応の手引きにおいて、アンケート結果等の児童虐待の情報元につきましては、児童生徒の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるため、保護者にも伝えないようにすることが明確に示されましたことから、県立学校及び市町村教育委員会に本手引を通知し、情報管理の徹底を指導したところであります。

○野崎幸士議員 文科省は、この野田市での虐待事件を受けて緊急対策として、全国の学校、教育委員会に向け、先ほどの虐待対応の手引きを作成し、5月9日に公表しております。

この手引は、子供の観察の仕方、児相に通告する方法や通告後の対応など、具体的に示す内容になっているようですので、この手引の徹底を全学校に促すよう要望いたします。

次に、学校で虐待の兆候を把握した場合は、学校から児相への通告がなされますが、児童相談所では秘密が守られるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童相談所の職員には、児童福祉法の規定によりまして、罰則を伴う厳しい守秘義務が課せられております。

さらに、児童虐待防止法においても、児童相談所職員は、児童虐待に関する通告をした者を特定させる情報等を漏らしてはならないとされておりまして、これらの法令を遵守し、各児童相談所において、通告に係る情報管理を厳格に行っているところでございます。

○野崎幸士議員 大事な大事な当事者の情報ですから、これからも厳しく情報管理と守秘に努めていただきますよう要望いたします。

札幌市での2歳の女の子が衰弱死した事件を受け、政府は事件を防ぐ機会を十分に生かせなかったとして、関係省庁による緊急の会議を開き、児相が虐待の通告を受けてから48時間以内に子供の安全を確認できない場合は、立入調査を行う臨検など、政府が定めたルールを改めて徹底するほか、全国の児相の虐待の通告を受けた後、面会できないケースについては、緊急点検を実施することを確認しました。まずは、この虐待通告後の48時間ルールの徹底を、強く強く要望いたします。48時間が重要でございますので、よろしく願いいたします。

「アドボカシー」、余り聞きなれない言葉ですが、「人権擁護」と訳され、権利の表明が困難な障がい者など、本来個人個人が持つ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人にかわり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能を「アドボカシー」、代弁・擁護者を「アドボケイト」と呼びます。

近年、児童虐待が相次ぐ中、虐待を受け、社会的養護が必要な子供の意思を親権者や児相以外の第三者が酌み取り、関係機関などに伝えるアドボケイト制度の構築を目指し、各地のNPO法人が連携して、7月にも全国協議会を立ち上げる動きもあります。

とにかくどんな形であれ、まずは子供たちのSOSに気づく、そして即伝え、即対応する、この流れをしっかりと構築していただくことを要望いたします。

次に、全国でも多発している高齢ドライバーによる交通事故問題について質問いたします。

今月に入っても、本当に毎日のように各地域

で、高齢ドライバーによる交通事故の報道が絶えませんが、特に印象深いのが、4月19日に東京池袋で、87歳の男性が運転する暴走した自動車に母親と3歳の女の子がはねられ死亡したという、本当に痛ましい、悲しい事故が発生し、社会を騒がせました。

このように、高齢ドライバーによる事故への社会的不安が高まっているところでございますが、我が県における高齢ドライバーによる事故発生件数と事故全体に占める割合を、5年前の平成26年と昨年と比較した状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内の65歳以上の高齢運転者による人身事故の発生件数は、平成30年が1,920件で、平成26年の2,110件と比較すると190件減少しております。また、人身事故全体に占める高齢者による事故の割合は、平成26年が21.6%であるのに対しまして、平成30年は25.8%と増加しております。昨年は過去最高になっております。

このため、警察本部としましては、高齢運転者に対する交通事故抑止対策を重点的に推進しているところであります。

○野崎幸士議員 昨年は人身事故の割合が過去最高となっているということで、我が県も早急にしっかりとした対策を進めなければならない状況にあるということが確認できました。

高齢化に伴い、全国では高齢者の運転免許証保有者はふえるばかりで、平成28年末では、75歳以上の免許保有者数は75歳以上人口の約3分の1に当たる割合です。

そこで、本県における過去3年間の高齢運転者人口の推移及び昨年中の65～69歳、70～74歳、そして75歳以上の免許所有者の数を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内の65歳以上の免許保有者数につきましては、平成28年が20万2,404人、平成29年が20万8,778人、平成30年が21万4,104人であり、平成28年と比較しますと1万1,700人増加しております。

昨年年代別高齢者免許保有者数は、65歳から69歳が8万920人、70歳から74歳が6万977人、75歳以上が7万2,207人となっております。

○野崎幸士議員 全国と同じように、我が県も高齢ドライバーが急速にふえていることがわかりますし、75歳以上の後期高齢者のドライバーが7万2,000人もいることに驚いたところでございます。

「平成30年版警察白書」によりますと、平成29年の75歳以上のドライバーによる死亡事故は、75歳未満のドライバーと比較して、免許人口10万人当たりの件数が2倍以上になっています。その要因は、ハンドルなどの不適切な操作による事故が最も多く、特にブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故は、75歳未満では死亡事故全体の0.8%にすぎないのに対して、75歳以上では6.2%と高い割合になっています。

これとは別に、運転中の突発的な脳疾患、心疾患、てんかん等、そして、高齢化による認知症の発症も大変懸念されるところでございます。

こういったさまざまな高齢ドライバー事故の要因を受け、改正道路交通法が平成29年3月12日に施行され、70歳以上の方は、あらかじめ高齢者講習を受講しなければ、運転免許の更新ができなくなりました。また、75歳以上の方は、高齢者講習を受ける前に認知機能検査を受けなければなりません。昨年中の認知機能検査の受検者数及び診断の結果、免許の取り消し処分

となった方や返納された人数を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 認知機能検査は、御指摘ありましたとおり、75歳以上の運転者に、免許更新時の高齢者講習を受講する前に受けていただく検査で、その結果、記憶力・判断力の低下が見られる方は、医師の診断を受けていただく制度です。

検査は、年月日・曜日・時刻を答える、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える、指示された時刻の時計の絵を描くという内容で、その検査結果により第1分類から第3分類に判定されます。

昨年の受験者数は2万9,397人で、記憶力・判断力が低くなり認知症のおそれがある第1分類と判定された824人のうち、診断書の提出命令を受けた方は339人です。診断書の提出命令を受けた方のうち、取り消し処分や自主返納などで242人の方が免許を失われております。

○野崎幸士議員 この認知機能検査は、高齢者ドライバーの事故を未然に防ぐには本当に大事だと思いますので、しっかりとした検査の実施と正確な診断にさらに努めていただきますようお願いいたします。

池袋の事故の続きですが、事故を起こした運転者が任意の聴取に応じるため警察署を訪れた姿が報道されておりました。その姿は、2本のつえをつきながら、なだらかなスロープも人の手をかりなければ上がれないようで、相当老いているように見えましたし、事故当時は両足を痛めていて、医師から運転を控えるように言われていたとの証言も出てきたようです。このように、医師から運転を控えるように言われたぐらゐの高齢者に運転をさせるということ自体、この事件は起こるべくして起きたと言っても過言

でないと思います。

こういった例はほかにも多々あると想像しますので、適切な措置がとられるよう、警察と医療関係の連携構築を進めていただくことを国に要望していただくよう、お願いいたします。

では、高齢ドライバーが身体機能の低下等を理由に、みずから運転免許証を返納する状況はどうでしょうか。過去3年間の運転免許証の返納状況の推移と返納に至った理由について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内における65歳以上の運転者の免許返納状況につきましては、平成28年が2,907人、平成29年が3,870人、平成30年が4,094人であり、平成28年と比較すると1,187人増加しております。

昨年、65歳以上の免許返納者約4,000人から返納理由についてアンケート調査を実施した結果、「身体機能の低下」が約45%の1,838人、「運転の必要がない」が約27%の1,110人、「家族の勧め」が約17%の714人等となっております。

○野崎幸士議員 年々返納の数もふえているようですが、公共交通機関が充実している中心部の方は、運転免許証を返納しても生活の交通手段にはさほど困らないと思いますが、公共交通機関が乏しい地域、特に中山間地域の方は、車がないと買い物、病院等に行けないなど、本当に生活に不安を抱えていることで、返納を拒む方も多々いると思います。

大事なものは、自治体と連携して、免許証を返納された高齢者に対する交通支援の充実を構築していくことだと考えますが、その取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、運転免許を返納された高齢者に対する支援の取り組

みとして、返納者の同意を得た上で、返納者の情報を市町村に提供する「情報連絡同意書制度」を昨年2月から実施しております。

返納者のうち制度に同意された方は、昨年が約4割の1,630人、ことしは4月末現在で約5割の735人です。

各市町村の地域包括支援センターの中には、この制度を活用しまして、返納者への家庭訪問や電話相談を行い、バス・タクシー利用補助制度や公民館活動を紹介したり、買い物支援を行うなど、返納後の生活支援に取り組む望ましい事例もあると伺っております。

今後とも、免許を返納された高齢者に対する支援の充実に向けまして、市町村を初め、関係機関・団体との連携を進める考えであります。

○野崎幸士議員 私もちよっと勉強不足だったんですが、昨年2月から実施している「情報連絡同意書制度」、非常に大事な制度だと思います。できれば、免許証を返納された方がもっともこの制度に同意していただきたいと思いますので、これからも、この制度の充実と、返納される方への理解と啓発を進めていただきますよう要望いたします。

ここまでは、免許証を返納された方についての質問でしたけど、逆に、車に乗り続けたい、乗る必要がある高齢ドライバーが安全に運転を継続するための取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、中山間地域に限らず、高齢運転者に対しまして、警察官や交通安全指導員が、自宅や利用施設等を訪問して、交通安全に関する情報提供などを行っております。

また、自動ブレーキや誤発進抑制機能を備えた安全運転サポート車の普及促進のために、自

自動車販売事業者の団体等と連携しまして、講習会等を行っております。

なお、他県では、高齢者みずからが健康状態に応じて運転する時間帯やエリア等を選択して、加齢による身体機能の衰えを補う「補償運転」という取り組みを、自治体や地区、高齢者クラブ等が推進役となって実施しております。

本県におきましても、この取り組みの導入を検討している自治体があることから、今後警察としましても、情報提供や助言等を行っていきたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁にありました「補償運転」、富山県警が全国で初めて試行したようですが、例えば、視界が悪い夜間や雨の日の運転を避ける、子供が多い通学時間帯の運転を控える、高速道路での運転や長距離運転はしない、以前よりスピードを落とすなどの目標を設定し、その目標を確実に実践することによって、より安全性を高めるといえるものです。他にも隣県の鹿児島県では、「ちゃいっぺ心で補償運転」を実施しています。

このように、先進的な取り組みをしている他県の事業を調査研究され、補償運転の普及・定着を図り、高齢ドライバー事故防止対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

東京都は6月4日、高齢ドライバーによる死亡事故が全国各地で相次いでいることを受け、アクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置「ワンペダル」等の購入費用を補助する考えを明らかにしました。

今後、こういった高齢ドライバーに対する補助制度も全国的に広がっていくと思われまので、担当部、担当課におかれましては、調査研究を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

また政府も、相次ぐ高齢ドライバーの交通事故を防止するため、安全機能がついた車のみ運転できる、高齢者専用の新たな運転免許制度の創設を成長戦略に盛り込む方針ですので、今後注視していきたいと思っております。

次に、統一地方選挙等について質問します。

今回の統一地方選挙、県議選を振り返りますと、立候補者数は過去最少の46人で、半分の選挙区で無投票となりました。残りの選挙区全体の投票率は、九州7県の県議選で最低の39.76%で、そのうち宮崎市選挙区においては、過去最低の33.62%でした。ちなみに昨年12月の知事選挙でも28.82%と過去最低でした。

さまざまな要因があると思いますが、この半分の選挙区で無投票になったことと、投票率の結果をどう感じておられるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 今回の県議会議員選挙では、全14選挙区のうち7つの選挙区が無投票でありました。有権者が4年に一度の投票でみずからの意思を表明する機会が得られなかったということにつきましては、政治的関心を低下させることなどにつながる非常に残念なことであるというふうに考えております。

また、今回の選挙における投票率は、過去最低でありました前回はさらに下回ります39.76%でありまして、投票率の低下傾向に歯どめがかからないことは、民主主義の根幹にかかわる大きな問題であるというふうに考えております。

選挙管理委員会といたしましては、より多くの皆様方が、政治や社会に関心を持ち、積極的に選挙に参加していただけるよう、選挙啓発に取り組むとともに、教育委員会や関係機関等との連携を強化しながら、主権者教育を初めとした県民の意識向上に取り組んでまいりたいと考え

ております。

○野崎幸士議員 近年の各選挙の投票率を見ましても、今後も投票率の低下傾向が懸念されるわけですが、今回の県議選の投票率の結果については、1人落選する選挙区、一騎打ちの選挙区と候補者を選ぶ選択肢が少なかったことや、候補者を選ぶ際の争点が乏しかったことが、その大きな原因の一つじゃないかなと思っております。

特に若年層は投票率が低い傾向にあり、我が国の高齢化率が年々伸びる中、若者の声をもっと政治に反映させるために、平成28年6月19日に改正公職選挙法が施行され、選挙権が満18歳以上の人へと引き下げられたわけです。

しかし、高校生や大学生は、学校生活（勉強や部活、遊び）等が忙しく、政治に無関心な人が多く、18歳になっていきなり選挙権を与えられても、何をもとに判断して投票したらいいかわからない若者がほとんどだと思いますが、これまで、若年層の投票率向上を目的としてどのような取り組みを行い、その取り組みをどのように捉えているのか、選挙管理委員長と教育長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙管理委員会では、若年層の投票率向上に向けて、政治と生活のかかわりを考えるワークショップ「ポーターズ・ゼミ」の開催や、政治や選挙について若者が意見発表いたします「わけもんの主張」の開催などに取り組んでおりまして、これらに参加いただいた方の政治や選挙に対する関心は確実に高まっていると考えているところでございます。

一方で、こうした取り組みの中には、参加対象を少人数とせざるを得ないものも多いことから、その効果を広く波及させる必要があると感

じておるところでございます。

今後も教育委員会などの関係機関と連携しながら、インターネットなどのメディアを活用するなどして、若年層における投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、生徒の主権者としての意識を高めるために、全ての県立学校で企画立案を行う職員を「主権者教育推進リーダー」として任命し、各学校における年間の計画的な取り組みを促すとともに、指導の充実に向けた教員への研修会を実施しております。また、各学校におきましては、模擬選挙やディベートなど実践的な取り組みを通じて、日ごろから、主権者としての資質や態度を育てているところであります。

これらの取り組みの結果、各学校では、主権者教育の位置づけやそのあり方、進め方が明確になるとともに、徐々にではありますが、生徒みずからが主権者として社会に参画しようとする意欲や態度の醸成がなされつつあるものと考えております。

これまでも、講師を派遣していただく等、選挙管理委員会とは連携を図ってきておりますが、今後とも、関係機関等の協力を得ながら、各学校での指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 選挙管理委員会がさまざまなワークショップを開催しても、そこに参加した若者が社会にどう発信するかが重要であって、その発信するというところとワークショップのあり方について、さらに調査研究していただくことを要望いたします。

また、教育長から主権者教育の話が出ました。平成28年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、この主権者教育の必要性

が叫ばれるようになり、平成27年から文科省は、主権者教育の推進に力を入れてきたわけですが、選挙権年齢が引き下げられようが、されまいが、この主権者教育は前からずっとしっかり学ばせるべきだったと、個人的には強く思っていますので、これからもさらに力を入れていただくよう要望いたします。

今回の県議選ではありませんが、宮崎市議会議員選挙において、宮崎青年会議所が、市民の政治参画の向上と消費促進による地域活性化を目的に、「宮崎センキョ割」という企画を実施しました。この企画は、100以上の協賛店舗において投票証明書を提示すると、さまざまな特典が受けられるといったものです。こういった取り組みは大変意味のあることだと思いますので、これからも、選挙と何かをマッチングさせることはできないか検討を重ねていただき、投票率アップに努めていただきますよう要望いたします。

県選管は、改正公職選挙法が施行される前の平成27年に、県内全高校生を対象に政治や選挙に関する意識調査を実施しております。

この意識調査の結果を見ますと、「選挙権年齢引き下げに賛成ですか、反対ですか」という問いに対して、賛成が36%、反対が23.1%と、賛成の生徒が多い結果になっているわけですが、「賛成の理由は何ですか」という問いに対して、「18歳はもう十分な判断力があるから」などといった意見があった一方、「反対の理由は何ですか」という問いに対して、「18歳はまだ十分な判断力がないから」などの意見がありました。でも、この問いの共通点は、「判断」という単語であります。

大事なことは、政治に関心を持ち、自分の頭で政治について考え、みずから判断できる若者

をふやすことだと思います。これには、やはり学校教育の中で、小中学校の段階から政治への理解、大切さ等をしっかり学ばせることが大事だと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、主権者教育につきましては、高校生だけでなく、小中学校段階からもしっかりと進めるべきものであると考えております。

また、およそ10年ぶりに改訂されました学習指導要領におきましても、例えば社会科におきまして、自分が選挙権を持つようになったときどう行動すべきかを考えさせるなど、主権者教育を充実させる観点からの見直しが行われております。

今後とも、子供たちが政治を身近なものとして考えることができるよう、主権者としての資質や態度を育む教育の充実を努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本当に主権者教育が鍵だと思いますので、早い段階からしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

ここからは、投票環境について質問を進めさせていただきますが、他県では、平成の大合併や人口減少の影響によって投票所を統廃合し、投票所が減少している自治体もあるようですが、本県において、投票所の数は市町村合併前と現在ではどのように変化しているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 平成30年12月に行われました県知事選挙における投票所の数は、26市町村、746カ所でした。

一方、平成の合併が始まる前の平成15年7月に行われました県知事選挙における投票所の数は、44市町村、806カ所でありました。

投票所は、市町村選挙管理委員会が設置主体でありますけれども、投票区における選挙人の人数の減少、いわゆる人口減少などを理由に統廃合が進んだ結果、その数はおよそ15年間で60カ所減少しております。

○野崎幸士議員 もともと地元地域にあった近くの投票所がなくなるということは、人口減少や立会人確保の困難さがあるとはいえ、投票に行く行動の妨げになっていると思います。

特に、高齢者、障がいのある方などの交通弱者にとっては大変だと思われませんが、高齢者、障がいのある方など交通弱者の方々や施設に入所される方への対策はどうなっているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 県選挙管理委員会では、病院、老人ホーム、介護老人保健施設等のうち、公正な実施の確保や投票の秘密保持など一定の要件を満たした施設につきまして、不在者投票ができる施設として指定をしているところでございます。

現在、県内284カ所の施設で、入所者などが直接投票所に出向かなくても、施設内で投票することが可能となっておるところでございます。

また、市町村選挙管理委員会におきましては、高齢者や障がいのある方など交通弱者の方々投票しやすいように、都城市では、ワゴン車を使った移動式期日前投票所の導入や、西都市を初め2市2町におきましては、投票所までの移動支援の取り組みを行っている事例もございします。

県選挙管理委員会におきましても、市町村向けの研修会等で先進事例の紹介を行うなど、今後とも、県内における投票環境の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 先ほどのワゴン車を使った移

動式期日前投票所や移動支援の取り組みは、一部の地域のみで行われる取り組みですので、市町村選挙管理委員会とも前向きに検討され、全県的にさらに投票環境の充実を進めていただきますようお願いいたします。

さまざまな質問をさせていただきましたが、大事なことは、我々の生活は政治なしでは動かないということ、その政治を託す公職を選ぶ選挙の大事さを浸透させること、さらに言えば、政治がもっと身近に、もっとわかりやすく感じられるような対策を全県的に進めることが重要だと思います。

今回行われた県議選挙では、先ほどから申しますように、投票率が過去最低という残念な結果になりましたが、一方で、県議会過去最多で4人の女性議員が誕生したということで、我々男性にはない女性ならではの目線で御活躍されることを期待いたします。

先ほどの選挙管理委員会が行った意識調査の中身を最後に御紹介いたしますけど、「議員や首長（知事・市町村長）などの政治家に対して、どのようなイメージを抱いていますか？」という11の選択肢から3つ以内で回答する問題がありまして、その回答ですけど、我々政治家について、「どんな活動をしているのかわからない」48.7%、「住民のためにがんばっている」31.6%、何と「信用できない」21.3%、「お金持ちになれる」12.7%、最後は余り言いたくないんですが、「いばっている」11%というような回答状況でございました。しっかり頑張ってまいります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党児湯郡選挙区の1期生、山下寿でございます。本日は、地元からもたくさんの方々が傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。初めての質問で大変緊張していますが、知事ほか執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

さて、5月28日、神奈川県川崎市において、登校中の児童及び児童の父母に、絶対にあってはならない悲惨な事件が発生しました。20人もの方が被害に遭い、2人が死亡、4人が重傷、また、亡くなられた大変有能な外務省職員小山智史さんは、宮崎市の出身だそうです。大変お気の毒で、犯人に大変な憤りを感じます。亡くなられた児童と小山智史さん、また御家族、御親戚の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

急速な人口減少が進む中、知事は昨年の知事選において、選挙公約の一丁目一番地に人口減少対策を挙げられ、今回、肉付けの補正予算にも思い切った予算をつけられ、計画を実行しようとしていらっしゃるようです。

人口減少対策には、さまざまな取り組みが必要と思われれます。出産、育児、移住、教育など、国もいろいろと対策をなされているようですが、大都市と宮崎県のような地方都市の間で

も、また県内でも、宮崎市と町村では異なる対策をする必要があると思います。時遅しとも感じますが、今対策に取り組まないと、大変なことになると考えます。

私の住む町、川南町を例に挙げますと、最大2万人いた人口も、現在1万5,423人であります。3年前から出生数は100人を切り、昨年は90人でした。その生まれた子供たちが高校を卒業し、また大学卒業後、川南町に残るのは1割か2割なのです。

県もいろいろと計画されているようですが、この川南町の現状を見ると、専門家の統計では、将来2060年には8,369人と推計されていますが、今の比率で子供たちが県外に流出すると、とても8,369人は保てないのではないのでしょうか、大変心配するところであります。

県内でも児童数が減少し、学校を閉鎖せざるを得ないところがあります。特に町村の山間部であります。学校がなくなると、子供を育てる若い人たちは住めなくなります。そうなりますと、そこは限界集落になります。

そこで、知事にお伺いします。人口減少が、特に町村部を中心に加速していると思いますが、県としてどのように人口減少対策に取り組むのか、お考えをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

2015年の国勢調査結果を見ますと、人口減少が著しい自治体の中には、65歳以上の人口も減少に転じるころが出てきております。このような局面は、今後、どの自治体でも起こってくるものと考えております。

このため、今私たちに求められているのは、

その先を見据えて、持続可能な地域としていくための土台づくりをしていくこと、そのための手だてをしっかりと講じていくことでありまして、総合計画でも人口減少への対応を最重要の課題と位置づけているところであります。

今後、移住・定住の促進や若者の県内定着、合計特殊出生率の向上、交流人口・関係人口の拡大などに向けた施策を展開し、人口減少下にあっても地域の活力が維持されるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今議会には、これらの対策を推進するための新たな基金設置もお願いしているところでありますが、人口減少の状況や課題は地域ごとに異なっておりますので、市町村との連携も十分に図りながら、一体となって人口減少対策を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 私も今回の県議選を通じて、いろいろな人や団体と話をしましたが、人が少ないことを痛感いたしました。

この対策でよいということはないと思います。フランスでは、国を挙げていろいろな対策をやり、1世紀がかりで人口減少に歯どめがかかったと書かれておりました。県、国を挙げてさらにいろいろな対策をしていただき、人口減少に歯どめをかけていただきますように、お願いいたします。

私の選挙区児湯郡内には、高鍋町にキヤノン、川南町にくみあいチキンフーズの新工場、都農町には、ミヤチク新工場、また大型のディスカウントストア「トライアル」など、たくさん企業が一度に立地され、大変ありがたいことですが、どの会社も、人を集めるのに大変なようです。地域内で引き抜き合いも始まっているようです。

また一方では、外国人労働にかじを切らなけ

ればならないところもあるようです。企業誘致も大変重要ですが、ただこれだけで人口減少に歯どめがかかるとは思えません。

そこで、人口減少の著しい町村部には地域の特性に応じた対策が必要と考えますが、どのように取り組まれているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少が著しい町村部におきましては、他の地域に比べて1次産業の従事者の割合が高いことから、人口減少を抑制するためには、特に1次産業の担い手確保が大変重要でございます。

このため、6月補正予算におきましては、移住支援金の対象を1次産業にまで拡大するとともに、農林水産業への就業に対する支援策をお願いしているところでございます。

また、人口減少に伴い、買い物や交通、福祉サービス等の確保が困難となる地域もございますので、地域住民や企業、NPOなど多様な主体が連携・協働しながら、日常生活に必要なサービスや機能の維持、医療・介護、防災などのセーフティーネットを構築し、地域全体の生活を守る仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今述べられましたとおり、地域住民や企業、行政が連携し、一体となることが大切であると思います。御指導をよろしくお願いたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。

宮崎県は、いろいろな農産品目で全国トップクラスの品質、量を有し、すばらしい県だと思います。

9年前に児湯地域で発生した、まだまだ忘れることのできないあの惨事、口蹄疫。私も地域の一人として、一日も早い終息を思い、発生日

から30日間、毎日、埋却の手伝いをいたしました。あの惨事になり大変悔やまれます。

川南町における農家の復興状況は、和牛繁殖牛で102戸の51%、肥育牛で11戸の64.7%、酪農で16戸の66.7%、養豚43戸48.3%、全体で330戸の畜産農家が172戸で52.1%でございます。そして、158戸の農家が廃業しております。子牛の価格は、驚くほどの高値で推移し、豚価も安定しているのですが、なぜ農家戸数がふえないのでしょうか。露地野菜、施設野菜も、農業後継者、新規参入もなかなかふえない。

そこで川南町は、2年前から国、県の指導をいただきながら、ピーマンのトレーニングハウスをつくり、昨年は4名の方が応募され、ことしは5名の方が応募されているようです。新規就農のトレーニングを行い、次に自立をする。自立をするときも行政、農協、部会などが積極的に手伝える。このようなことを考えるとき、今の人たちの新規の投資や就農に対する慎重さは、その本人よりも周り、すなわち親の影響もあるのではないのでしょうか。

私たちの年代は、農家の長男に生まれると、農業を継ぐことが当たり前でした。私も農家の長男として生まれ、今の農業大学の前身であります宮崎県高等営農研修所を卒業しましたが、男女で180名の同級生がいて、9割の人は農業を継いでおります。

しかし、この戦後の高度成長を経験した私たちは、第一次、第二次のオイルショックや、いろいろな農産物の輸入自由化による大幅な価格変動により、経営の不安定など、いろいろ経験しました。私たちの世代の者としては、農業をなかなか推奨できないのではないのでしょうか。

そこで、農業大学校や農業高校と連携して、和牛の繁殖経営であれば、30頭くらいの牛舎

を、施設園芸であれば、その品目に合った施設をつくってあげる。そして、そこを農業大学校などの卒業生が経営する。それを、農協やその地域でリタイアした専門家の人たちにサポートをお願いする。このようなシステムを各町村で始める。私は今、ここまでやってあげる必要があると思います。

そこで、本県における人口減少対策として、農業で人を呼び込むような対策が必要と考えますが、県の取り組みについて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 農業を基幹産業とする本県におきましては、農業の持続的な発展を支える農業従事者の確保が大変重要であり、農家子弟に加えまして、多様な人材の確保・育成が重要であると認識をいたしております。

このため、新たな人材を呼び込むために、県におきましては、首都圏での独自の就農相談会や、派遣方式で数カ月の就農体験ができる「お試し就農」、さらには、1年間かけて実践的な知識と技術を習得する「みやざき農業実践塾」等により、U I J ターン者などが安心して就農できる環境づくりに取り組んでいるところであります。あわせて、各種国庫事業等を使いまして農協等が施設をつくって、それを貸し出すアパート牛舎とか、アパートの園芸施設等も導入して、新規就農者等の支援をしているところでもございます。

また、今議会におきまして、農家子弟等に対して経営開始資金を交付する事業をお願いしているところでありまして、移住支援対策とも連携して、本県農業の将来を担う多様な人材を呼び込めるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 県もいろいろと取り組まれているようですが、先ほど述べましたように、地域には技術のすぐれた人たちがたくさんいらっしゃいますので、地域と一体となり、思い切った対策をお願いいたします。

次に、福祉保健部長にお伺いします。

町村部の少子化の進行が急激に進んでいます。先日、厚生労働省より人口動態統計が出され、「出生率は1.42、3年連続減少、2018年生まれの赤ちゃんの数は、統計開始以来最少となる91万8,397人、2人目の壁は教育費不安、政策見直しが急務」と報道がなされました。また、専門家のコメントに、「若い世代が、子供だけでなく自分自身の老後の問題を含めて、安心した将来設計ができる対策が必要だ」ともありました。

人口減少対策として、子供を産み育てやすい環境づくりが重要であると考えますが、県として今後どう取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、市町村や関係団体と連携しまして、若者向けに、結婚や子育てのことを自分のこととして考える講座や結婚サポート事業など、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っているところでございます。

直近の本県における結婚・子育て意識調査におきましては、子育てに関して不安や負担感を感じている県民の方々が6割を超えまして、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいとする割合がふえておりますので、職場における子育て支援の強化が必要というふうに考えたところでございます。

このため今回、補正予算でお願いをしております

「子育てに優しい働き方改革応援事業」によりまして、企業等の取り組みを県が支援することで、子育て環境のさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 宮崎県は、出生率も全国平均より0.3ポイント高いようですが、子供は宝ですから、さらなる対策をお願いいたします。

先日、テレビを見ていましたら、若い人のがんの発症が最近多く、その治療やその病気による大変さについての番組でした。

皆さんも驚かれたと思いますが、ことし2月、競泳女子、池江璃花子選手（18歳）が、血液のがん、白血病であると公表されました。次々と記録を塗りかえ、東京オリンピックでは金メダルを何個とるだろうと、皆さん思っていたと思います。

しかし、先日の報道で、今、軽い運動を再開したとの報道があり、大変喜んでいるところであります。

話は変わりますが、がん治療によって、完治後に子供が産めなくなることがあるそうです。そこで、全国に先駆けて和歌山県では、将来、子供を産み育てる希望を持ってがん治療に取り組むことができるように支援しようと、若年性がん患者の妊孕性温存支援が始まったそうです。まさに少子化対策であると思います。

若年性がん患者の妊孕性温存治療に対する補助制度について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 妊孕性温存治療でございますけれども、抗がん剤治療や放射線治療などで生殖機能への影響が懸念される前に、将来に備えまして、卵子や精子を保存する治療でございます。子供を持つことを望む若いがん患者にとりまして、希望を与える治療法で

あるとともに、人口減少対策にもつながるものだと考えております。

しかしながら、この治療については、現在、国の補助制度や医療保険の対象外になっておりまして、これまでも全国知事会を通じ、助成の検討について国に要望しているところでございます。

県としましても、助成制度の必要性も含め、子供を持つことを望む若いがん患者の方々へ、どのような形で支援をしていくのがよいか、他の県の事例も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 和歌山県の補助制度の場合、女性に20万円、男性に3万円のように。ぜひ宮崎県も創設を御検討ください。

次に、教育長に伺います。

私は関係する会社で2つのバイオマス発電所を経営しているところですが、県内には火力発電所が少ないこともあって、小学校、中学校、工業系の高校、南九州大学、宮崎大学、九州大学大学院総合理工学部の生徒など、定期的に見学されることもあります。会社には佐土原高校、宮崎工業高校、日向工業高校の生徒も在職しておるところであります。

そういうこともありまして、平成25年から佐土原高校の2年生をインターン就業体験で毎年受け入れ、昨年までに14名の就業体験をしていただきました。体験の感想文を拝見しますと、大変感動されているようです。

そこで、今回の補正予算に提案されている「職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業」のねらいについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お尋ねの人財育成事業ではありますが、この事業は、職業系高校生が、学校の授業と並行しながら企業等で実習を

行うものでありまして、これまで以上に学校と企業との連携を強化し、より専門的で実践的な教育の充実を図るものであります。

具体的には、生徒が企業に赴き、年10回程度の実習を行ったり、地元企業の技術者等を学校に招き、専門的な実習を実施してもらったりすることで、生徒は、従来の授業だけでは学ぶことができなかった高い専門性や技術を身につけることができます。

さらに、学校と企業の双方向の取り組みを繰り返すことで、地元企業の魅力をより深く知る機会にもなりますことから、将来、県内に定着し、活躍できる人財の育成につながるとともに、地域産業の振興にも寄与するものと考えております。

○山下 寿議員 今、答弁いただきましたとおりであります。生徒たちは、どこにどんな会社があるのか、理解していません。ぜひこのことを広く推進をお願いいたします。

次に、総合政策部長に再度お伺いいたします。

本県は、数多くの山間部を有し、まだ携帯電話の不通箇所が多いようです。

私の選挙区内で昨年あったことですが、住民の方がミツバチの巣を見に行き、谷間に滑落してしまいました。地域住民が発見しましたが、消防に連絡がとれず救助がおくれ、亡くなりました。このような状況を一日も早く解消してほしいものです。

そこで、携帯電話が通じない地域がどれだけ残っているのか、また、その解消に向けた取り組みについてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、携帯電話の通じない地域、いわゆる不感地域につきましては、採算性の問題などから事業者単独で

の整備が難しい山間部等におきまして、市町村と連携し、国の補助事業を活用しながら、その解消を図ってきたところでございます。

この結果、携帯電話が1社も使用できない世帯がある地域は、平成30年度末で31地区、世帯数は147となっております。徐々に解消してきているところでございます。

携帯電話の通信網は、県民の安全・安心な暮らしを支える重要なインフラでありますことから、県といたしましては、今後とも市町村と連携しまして、事業者への働きかけを行いながら、不感地域の解消に取り組んでまいります。また、国に対して、市町村や事業者の負担軽減につながる制度の拡充について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 さらなる不感地域の解消をお願いいたします。

次に、外国人材受け入れについてお伺いします。

今回、県はいろいろな形で、外国人材受け入れとその対策を計画されているようです。実は私も、10年前から外国人技能実習生を受け入れています。

農林分野においては、若手の人材不足は喫緊の課題であります。国も、ことし4月に法律を改正し、技能実習生から特定技能1号と就労目的へと変わり、耕種農業全般、畜産農業全般と農業分野は壁がなくなりました。期間も通算5年と大変よくなりました。

しかし、問題も山積しています。平成30年末の国内の技能実習生は27万4,233人、そのうち失踪技能実習生は約3.3%の9,052人だそうです。技能実習生の都道府県別の失踪者数は公表されていませんが、技能実習生を含む外国人の行方不明者の件数では、平成30年、県内でも118人お

られるとお聞きしています。

これには、各国の送り出し団体、国内においては受け入れ監理団体に問題があると思います。双方の団体が最低限の日本語教育や日本の風土などの教育をしていけばよいのですが、そうでない監理団体があるようです。

そこで、国内の監理団体数及び県内の監理団体数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人技能実習生の受け入れや支援等を行う監理団体の許可事務などを取り扱う、国の認可法人であります外国人技能実習機構によりますと、平成31年4月時点におきまして、全国で2,505団体が許可をされております。

また、そのうち、県内に主たる事務所を置く監理団体につきましては、13団体が許可されており、内訳としましては、中小企業事業協同組合が4団体、農業協同組合が2団体、そして漁業協同組合が7団体となっております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

先ほど述べましたように、問題があるようですが、監理団体への調査・指導はどのようになされるか、商工観光労働部長に再度お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 監理団体への調査・指導につきましては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づいて、国は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言を行うこととされております。

また、外国人技能実習機構は、監理団体に対し定期的な実地検査を行うこととされており、さらに国においても、監理団体への立入検査が

可能となっております。

なお、昨年7月には、九州・沖縄地域の労働局、出入国在留管理局等の国の出先機関と外国人技能実習機構、県及び県警察本部等を構成員とする「九州・沖縄地域協議会」が設置されておりまして、県としましても、関係機関相互の連携、技能実習制度に係る課題等の情報共有を行うことにより、技能実習制度の適正な運用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今後、たくさんの外国人が宮崎県内にも入ってくると思われまます。監理団体の指導の強化をよろしくお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。

農業分野の技能実習制度については、年間を通じた研修を実施する必要があることや、施設園芸や果樹、養豚、養鶏など、一つの業種に絞って3年間継続して技能実習に従事することが要件となっています。また、作付や収穫などの繁忙期や夏場の作業のない閑散期がある耕種農業では活用しにくいといった、現場からの声も聞いております。

一方、この4月から開始された新たな在留資格制度、いわゆる「特定技能制度」においては、4カ月とか6カ月とか期間を区切った就労が可能で、就労できる範囲が「耕種農業全般」とか「畜産農業全般」といった区分になっており、施設園芸と果樹、養豚と養鶏という働き方もできるなど、労働力として大変期待しているところです。

また、この制度は、外国人を農家に人材派遣する方法もあると聞いております。前例のない取り組みであり、制度の導入は簡単ではないと思っております。

そこで、特定技能制度における農業分野の派

遣型雇用に係る要件と今後の進め方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 特定技能制度における派遣型雇用につきましては、農業と漁業の分野に限られており、御質問のありました農業分野につきましては、派遣事業者と受け入れ農家、それぞれに要件が設定されております。

具体的には、派遣事業者につきましては、農業協同組合連合会やその出資による事業者等で、労働者派遣法の許可を受ける必要がございます。また、受け入れ農家につきましては、過去5年以内に、労働者を少なくとも6カ月以上継続して雇用した経験がある者等となっております。

この制度の詳細については、まだ明らかになっていない部分もございますので、県といたしましては、情報収集にしっかり努め、特定技能外国人の活用のあり方について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 このことは、農家にとって大変ありがたいことです。今までの法律でできなかったことでした。この特定技能制度を成功させ普及拡大していただけると、人手不足の解消につながると思いますので、ぜひ実現させてください。

次に、再度、農政水産部長にお聞きするのですが、この質問は知事にもよく聞いていただきたい質問なんです。川北南農免農道につながる農道整備についてお伺いします。

この農免農道は、平成4年度、事業採択を受け、全長1,475メートル、幅員7メートル、車道5.5メートル、橋梁61メートルで、県道都農綾線から川南町の町道につながる大変利用度の高い道路として事業採択をされたものでありま

す。平成6年度に都農町側から着工し、名貫川の橋梁は順調に完了しましたが、川南町側の一部の用地交渉が難航し、平成12年度に事業の計画変更を行い、平成13年度に事業を完了したわけです。

その後、平成21年には、児湯郡内外の農産物を一手に引き受ける大規模なJA尾鈴総合選果場が建設され、また平成24年には、東九州自動車道都農—高鍋間も開通したことから、農免農道と選果場を結ぶ農道の整備が改めて重要になったところであります。

このため、平成24年、私が川南町議会議長のときに、宮崎県北部地域町村議会議長連絡協議会から知事へ要望書を提出し、一方、地元町議会では平成27年12月、28年6月、29年9月と3回の一般質問がなされ、平成30年4月に、地権者も含め、鍛冶の別府振興班から町長宛てに要望書が上げられ、それを受けて平成30年9月、川南町から県へ要望したところであります。

この道路が完成すると、国道10号の西側に位置し、代替道路としても機能し、株式会社児湯食鳥、宮崎県農協果汁株式会社、大規模なJA尾鈴総合選果場などの物流が短時間で都農インターにつながり、宮崎の新鮮な野菜、農産物の物流に貢献するものと確信しています。

そこで、川北南農免農道につながる新たな農道整備の計画について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 川北南農免農道は、平成4年度に着工し、御質問にありましたとおり、一部区間の計画変更を行い、平成13年度に事業が終了したところでございます。

その後、県央の物流拠点となるJA尾鈴総合選果場の建設や東九州自動車道の開通など、情勢が変化してきており、川北南農免農道につな

がる新たな農道の整備について、川南町から昨年、要望が出されております。

本県におきます農道整備につきましては、国の公共事業予算の大幅な削減などにより、これまで継続路線に重点化して取り組んでまいりましたが、それらの完成のめどが立ったことや、国の予算が回復してきたこと等を考慮し、現在、新たな農道についても、事業化の検討を進めていくことといたしております。

御質問のありました、新たな農道の事業化につきましても、今後、川南町と連携し、事業効果や国の予算の動向などをしっかり見据えながら、検討してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 本来ならば平成13年に完了すべきところを、地権者との話し合いができなかったことについては、地元としては謝るべきところであります。平成4年に採択していただきましたように、また先ほど述べましたとおり、知事、この道路は大変利便性の高い道路です。国土強靱化にもつながりますので、格段の御配慮をお願いいたします。

次に、昨年、本県に甚大な被害をもたらした台風24号、25号についてであります。

昨年9月29日から30日にかけて本県に接近した台風24号、さらにその翌週10月4日から6日にかけて、24号の後を追うように本県に接近した台風25号は、道路のり面からの土砂や、その影響を受けた電柱の転倒や倒木により、県内の多くの道路が通行できなくなったと聞いております。

そこで、県管理の道路で、昨年の台風24号、25号により、現在も通行どめなど通行規制となっている箇所はどれくらいあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 昨年の台

風24号、25号では、斜面の崩壊や倒木などにより、県管理道路において、ピーク時には73路線101カ所が全面通行どめとなりました。

これらの箇所への通行再開に向けて取り組みを進めておりますが、現在、全面通行どめが、県道木城高鍋線など4路線4カ所、片側交互通行が、県道都農綾線など8路線10カ所となっております。

○山下 寿議員 今の答弁でもあったように、当時はかなりの被害があったわけですが、特に児湯郡管内がひどかったように感じておりません。

既に梅雨の時期に入り、台風シーズンが目の前に迫っております。私がいる児湯郡内でも、重要な道路が長期間にわたり規制がかかり、生活に影響が出るなど、地域住民からもいろいろと苦情が寄せられています。これからの雨風の影響で、現在の被害箇所の部分を巻き込み、さらなる被害を起こす可能性も高いと思っております。

このような中、一刻も早い復旧が望まれますが、現在、児湯郡内で2カ所が全面通行どめとなっておりますが、通行開放のめどについて県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 児湯郡内の全面通行どめ箇所につきましては、いずれも斜面崩壊により道路が被災したものであります。

このうち、県道木城高鍋線の高鍋町家床におきましては、現在、県の治山事業でのり面工事が行われており、8月上旬には通行の安全が確保できることから、片側交互により開放の見込みです。その後、道路の復旧工事に着手することとしており、9月末の全面開放を予定しております。

また、県道石河内高城高鍋線の木城町石河内

におきましては、被災箇所が国有林内であるため、森林管理署が7月に発注を予定しているのり面工事の完了後に、速やかに道路の復旧工事に着手することとしております。

引き続き関係機関と連携しながら、一日も早い通行開放に向けて、全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 この2つの道路は、児湯郡内におきましても大変交通量の多い道路ですので、一日も早い復旧を要望いたします。

次に、環境森林部長に2問お伺いします。

同じく昨年度の台風24、25号で、たくさんの山林や林道に被害が出ているようですが、林道の災害状況についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 昨年度の台風24号、25号によります県内の林道の災害は、56路線83カ所で発生しまして、管理者であります市町村において復旧工事に取り組んでいるところであります。

このうち、ことしの5月までに完成したものが17カ所、現在工事中のものが60カ所、そして今後発注予定のものが6カ所となっております。

○山下 寿議員 たくさんの被害が出ているようですが、町村だけでは大変ですので、県の適切な指導助言をお願いしておきます。

次に、県や林業公社との立木売り払い契約についてお尋ねします。

立木売り払いにおいて搬出に必要な道路が被災した場合の搬出期間の取り扱いについて、お尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県及び林業公社の立木売り払い契約におきましては、原則、契約物件を引き渡した日から3年以内としております。

しかしながら、台風等により搬出に必要な道路が被災するなど、不可抗力により搬出できない期間が生じた場合は、契約者の申し出により、金銭的な条件を付すことなく、その期間を延長することができることとなっております。

なお、不可抗力として認められない場合にも延長することはできますが、この場合は、延長する期間の日数に応じて計算した額を納付していただくこととなっております。

○山下 寿議員 次に、県土整備部長にお伺いします。

中山間地域における道路整備について県土整備部長にお伺いするわけですが、私は県道東郷西都線をよく利用しますが、整備が進むにつれて走りやすくなっております。さらに現在、木城町の中之又地区において整備を行っていただいております。大変ありがたく思っております。

しかし、国道219号などに比べると、まだまだ整備が必要な箇所が残っております。道路整備は地域経済の活性化に大きく寄与しますので、国道219号までとは言いませんが、引き続き道路整備をお願いしたいと思っております。

そこで、県道東郷西都線の整備状況についてお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道東郷西都線は、日向市東郷町から木城町を経て西都市を結び、沿線住民の生活を支えるとともに緊急輸送道路にも指定されるなど、重要な路線であります。

このため、これまでに日向市東郷町の矢櫃工区や木城町の戸崎工区などにおいて計画的に整備を進めてきたところであり、延長約39キロメートルのうち約21キロメートルが改良済みとなっております。

現在、木城町中之又地区の延長約1.8キロメートルを松尾工区として2車線での整備を進めており、昨年度までに約270メートルを供用したところです。

また、今年度からは、松尾ダム付近の特に線形や見通しの悪い箇所の解消を図るため、松尾ダム工区として新規事業に着手したところであり、測量や設計を進めることとしております。

引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備を図ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 知事、今お話がありましたように、この道路は緊急輸送道路の指定道路であり、さらにこの地域は、たくさんの林産物があり、出荷の時期も来ております。大型車での輸送が必要なわけですが、大型車が通行するのに危険なところもあり、一日も早い整備をお願いいたします。

県土整備部長に再度お伺いします。

県道東郷西都線などの中山間地域における国県道は、地域の生活を支えるとともに、産業や観光振興を図る上で重要な社会インフラであります。また、全国各地で甚大な災害が毎年のように発生する中、安全・安心な道路の確保が必要となっております。

そこで、中山間地域の生活を支える国県道の整備についてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 中山間地域における国県道につきましては、住民の日常生活を支えるとともに、林業などの産業振興、さらには地域における救急医療や災害時の救援活動などを支える命の道ともなることから、果たすべき役割は大変重要と考えております。

このため、本県におきましては、国道219号な

どの地域間を結ぶ幹線道路や、東郷西都線などの緊急輸送道路について抜本的な整備を行うとともに、地域の実情に応じた交通機能を早期に確保するため、地形が険しい山間部を通過する県道においては、1.5車線の道路整備手法を取り入れるなど、工夫しながら整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、安全で安心して暮らせる県土づくりに向け、予算確保に努めるとともに、中山間地域の道路整備が着実に進むよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 しっかり取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。改選後初の一般質問となります。私も4度目の当選をさせていただきました。初心を忘れることなく、県民の声をまたこの議会で届けてまいりたいと思います。きょうもお疲れかと思いますが、最後まで傍聴をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は傍聴に日向のほうからも来ていただいております。毎回、本当にありがとうございます。

まず、知事の政治姿勢について質問をいたします。空のアクセス向上についてであります。

現在、九州の国際拠点空港としての役割を担う福岡空港は、ターミナル改修とともに滑走路の増設を行っています。同時に空港民営化に取り組む、新たな事業拡大に着手し始めました。

福岡空港は国の混雑空港に指定されており、1時間当たり35回に発着が制限されています。既にそのほとんどが埋まっている状況にあり、平成29年には17.1万回の発着があり、これまで

年々増加してまいりました。令和7年に滑走路が増設されれば、18.8万回以上へとふやすことが可能だそうですが、まだ年数がかかります。

報道によりますと、「今月5日、九州知事会と経済団体でつくる九州地域戦略会議にて、九州を訪れる外国人をふやすために、玄関口となる各県の空港の連携を目指すことで一致した」とのことでありました。九州を周遊するインバウンド需要をさらにふやすために、空港間の連携を強化していくということでしょうが、本県の場合、新幹線や高速道路網のインフラ整備のおくれや、そもそも他県との移動時間もかかるために、インバウンド客を伸ばしていくための空路の活用は、本県の観光客や交通アクセスを向上させていくためには必要不可欠であります。

この地域戦略会議には知事も出席されたようであります。その方針を踏まえ、今後の本県の空路活用の取り組みや知事のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

以降、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

九州各県の空港連携につきましては、福岡空港が飽和状態であることや、国際線のイン・アウトを福岡空港と九州内の別の空港で行うことで観光客の周遊につなげていきたいとの趣旨から、九州経済連合会の麻生会長より提案があったところであります。私も、観光というのはそれぞれの県だけで完結するものではない、周遊というものが求められている、空港の連携また各県としっかりと力を合わせていくことが大変重要であるという思いで賛同したところであります。

宮崎空港につきましては、国内外の路線の充実により、利用者数が回復傾向にあるところですが、当面の目標としまして、令和4年度の利用者数を過去最高の350万人と掲げ、本県の国内外の経済・観光・文化交流のゲートウエーとして、より一層の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのためには、既存路線の維持・充実や新規路線の開拓に積極的に取り組む必要がありますので、九州地域戦略会議の中で、本県への新規路線誘致やインバウンド増加につながるよう、しっかりと議論してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 空港の民営化によりまして、福岡国際空港株式会社を運営する福岡エアポートホールディングスは、西鉄やチャンギ国際空港などが参加し、鉄道バス事業や海外航空路線拡大のために強い企業が参加しています。福岡空港を運営するこの会社のマスタープランを見ますと、宮崎市や延岡市、高千穂町から福岡空港へのアクセスを強化して、空港バスを新規で拡充していくというような文言もありました。また、お隣の熊本空港も民営化を進めており、これらの空港は、これまでと違った営業拡大戦略を練ってくると考えております。しっかりとこれらの空港と連携するのも大事ですが、宮崎空港が埋没していかないように、ぜひとも知事にはお願いを申し上げたいと思っております。

次に、県有財産について伺います。県有財産のあり方として、職員住宅、いわゆる官舎について質問をいたします。

市民の方からの連絡がありまして、日向市内の公務員住宅を見に行きました。場所は、なかなかの一等地ではありますが、そのほとんどが空室となっており、その住宅がある地域の住民か

らは「不気味だ」と苦情があり、また市民感情からも、「もったいない」「民間に開放すべきだ」との意見が出されております。このような住宅は県内各地に存在すると思います。2月議会では太田議員の質問にもありましたが、もっと早急に対応していくべきと考えます。

一方で、道路整備や交通機関の活用による遠距離通勤、また働き方改革や子育て支援などの観点から、自宅から通勤する職員もふえており、今後も官舎を利用する職員は減っていくのではないかと思います。

官舎を縮小し、民間アパートの活用などに変えていくことで、県民の不満を解消し、また県有財産を再活用できるのではないかと思います。職員宿舎また教員宿舎の現状と今後の対策について、総務部長また教育長にそれぞれ伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 知事部局が所管する職員宿舎の入居率は、平成29年度末で約65%であります。議員からも今お話がありましたとおり、通勤圏の拡大、民間借家の充実などによって年々減少傾向にあり、一部の宿舎で空き室が多くなっております。

このため、「宮崎県公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2年度末までに策定予定の個別施設計画において、入居率が低く、今後も利用が見込まれない宿舎につきましては、可能な限り早期に売却などの処分を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会が所管しております教職員住宅の入居率は、平成29年度末で約60%となっております。知事部局と同様に減少傾向にあります。そのため、一定期間入居率が低下している住宅について、学校と協議を行い、改善が見込めないと判断されたも

のについては、計画的に処分しているところがあります。

今後は、教育委員会におきましても、個別施設計画に基づき、教職員住宅の適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 続きまして、宮崎県東京ビルについて質問をいたします。

このビルには、職員宿舎や男子のみの学生寮、企業に貸し出すスペース等があります。

宮崎県東京ビルの建てかえについては、平成28年11月議会において私が、築44年——今現在は47年に当たりますが——学生寮の入居率も下がっている状況、また東京オリンピック開催効果で都心の地価が上がっている状況を踏まえ、豊島区の区役所がPFI方式によりほとんど元手をかけずに区役所を新築にした事例を挙げて説明をいたしました。それからこの東京ビルの動向には注視しておりましたが、依然、検討中が続き、やきもきしております。

オリンピック効果で都市部の地価が高騰する中、東京の一等地でありながら、現在、建蔽率も有効活用されておらず、また一方で、設備が古くなり、男子しか入居できない相部屋の学生寮の学生からは不満の声も聞かれます。

私としては、この状態を3年も放置しておくことは考えられないのですが、県の検討結果はどうなっているのか、また、いつ方針を決定するのかを総務部長に伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 東京ビルにつきましては、これまで必要な改修工事などを実施しておりまして、当分の間は引き続き利用が可能な状況にありますが、老朽化を初めとするさまざまな課題を抱えております。

このため、平成28年度から29年度にかけて現状と課題の整理を行い、昨年度は、民間事業者

から建てかえとした場合の意見や提案を直接聞く「サウンディング」に参加したところであります。

今後、学生寮を利用する関係者やその他の施設利用者などに対するアンケート調査等を実施し、意見を聞くとともに、想定される機能、規模や規格、整備手法、整備スケジュール等について詳細な検討を進めていくこととしております。

これらを踏まえまして、令和2年度末までに策定予定の個別施設計画に合わせて、東京ビルの方向性を示してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これらの不動産というのは、放置していくことで、得られるべき利益を得られないという損失があることを、もっと知事、執行部は考えるべきではないかと思えます。

話は違いますが、防災庁舎を建てるとき、また病院局における県病院の建てかえなどは、県議会のいろんな意見に対して速やかに対応して、その着工に向けて動き出したように思いますが、なかなか目の届かない東京ビルや、各市町村にある官舎に対しては、非常に対応が遅いように感じます。

知事はどのように考えているのか、知事にも伺ってみたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 県有財産につきましては、財政状況を初め、施設等の目的や用途、利用状況などを総合的に勘案しながら、活用していく必要があると考えております。

このため、まずは、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき策定します個別施設計画におきまして、その活用等の方向性をしっかり出していくとともに、早期に対応が可能なものにつきましては、速やかに処分や活用を検討してまい

りたいと考えております。

○西村 賢議員 知事の思いもわかるんですが、毎回速やかにというのが……。民間の感覚だと1年とか、長くて2年なんですけど、もう3年、この問題にはかかっております。ぜひもう少しスピードを上げていただくように……。この東京ビルだけじゃなく、官舎の問題も先ほどありましたが、しっかりと早目、早目で見直していけないと、非常にもったいないことでもありますので、ぜひこれからを注視してまいりたいと思います。

次に、ひきこもり問題について伺いたしたいと思います。

これまでも、80代の親がひきこもりの50代の子の面倒を見る8050問題について質問してきました。いろんな報道でこの8050問題を聞くことがふえてまいりました。時には7040とも言われるようにもなりました。

残念ながら先日も、バスを待つ児童らを殺傷した事件や40代のひきこもりの息子を親が刺殺するという、2つのひきこもりが絡んだ痛ましい事件がありました。これらは極端な事件ではありますが、ひきこもりに対するイメージを相当悪くしてしまったと思います。家族にひきこもりの方がいて悩んでいるケースはたくさんあります。

ことしの3月に発表されました内閣府のひきこもり調査におきましては、40歳から64歳のひきこもりの方が全国で61万3,000人いるとの推計値が公表されました。また、本県の民生委員の方々が行った調査においては、15歳から65歳までで601人のひきこもりの方が確認されたとのこと。調査方法が違うので比較は難しいかもしれませんが、本県の調査はよりリアルであると思いますし、これが最低限の数字ではないか

なと思います。しかし、国の40歳以上のひきこもりの調査結果がその100分の1だとしても、県内にも6,000人程度がいる可能性があり、その乖離はどうかと思います。

ここではまず、本県が実施したひきこもり調査の結果をどのように受けとめているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、議員御指摘のとおり、地域の実情に通じた民生委員・児童委員が把握しているという形で調査をいたしたところでございます。

その結果、把握していた該当者の数は601人で、その傾向としては、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、年代別では、多い順に40歳代、50歳代、30歳代となっております。

また、ひきこもりに至った経緯についてでございますけれども、離職や病気、不登校などが多く、必要な支援策としては、医療支援や身近な相談窓口の設置、PRなどであることがわかったところでございます。

こうしたことを受けとめまして、今後とも、医療、福祉、雇用など幅広い分野と連携を図りながら、ひきこもりの方が社会とのつながりを回復できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 市民から御家族のひきこもりの相談をいただきました。その際、県のひきこもり地域支援センターを紹介したところ、「対応が非常に親切であった」と、お礼の連絡までいただきました。

県民の相談に寄り添ってくれることは、とてもありがたいことですが、ひきこもりの解決につながっていかねばならないと思います。県のひきこもり地域支援センターの相談件数の状況と、ひきこもりの方の就職対策について伺いま

す。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では平成29年度から、ひきこもりに関する相談機関を、県の精神保健福祉センター内に設置している「ひきこもり地域支援センター」に一本化しまして、電話相談から面接、訪問まで、専門のコーディネーターが一貫して支援する体制にしたところです。その相談件数につきましては、平成29年度が848件、平成30年度が792件でありました。

このセンターでは、相談者の状況に応じて、きめ細やかな支援を行っておりまして、その中で就労支援が必要な方には、就労支援機関やハローワークに同行するといった支援も行っておりまして、最終的に一般企業への就労につながったケースもございました。

今後とも、関係機関と連携しながら、より多くのひきこもりの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組んでまいります。

○西村 賢議員 先日発表されました政府の骨太の方針の中で、就職氷河期世代の支援を国が打ち出していただきました。この世代については、3年間で正規雇用を30万人ふやす集中支援計画が発表され、期待したいところでありませう。

この就職氷河期に当たる30代から40代は、私も同世代に当たり、同級生や後輩を含め、大学や高校の卒業時には非常に就職に苦労し、非正規雇用で何とか生活し、結果、安定した生活が描けずに結婚できず、この世代は今度は老後を考えていかなければならない世代でもあります。

議会でもこの世代についての支援を何度も訴えましたが、若い世代の具体的な支援はなかなか難しいところもありました。この世代こそ、

社会に出てからのさまざまな挫折、また社会に出る前の挫折からひきこもりが多いことは、先ほどの調査からも事実であります。

この国の方針も踏まえて、県もひきこもり対策にさらに取り組んでいただくように要望いたします。

次に、見守り応援隊について伺います。

ことしの選挙で市内をくまなく回ったところ、これまで以上に独居高齢者の方がふえた印象を得ました。特に女性の場合は、炊事、洗濯など自分一人でできるものですから、高齢になっても身の回りのことができってしまうことがあります。しかし、それでもやはり近隣の方々の手助けは必要となつてまいりますし、行政や民生委員、また消防団の方々のサポートも必要ですが、限界もあります。

新興住宅地においては地域のコミュニティーも希薄になってきており、互いの家族構成もわからない家庭もふえているところでありまして、残念ながら、孤独死と呼ばれる不審死の数もふえてきているのが現状であります。

その中で、県は見守り応援隊事業を行い、県民全体でフォローしていこうという事業を展開しております。その意義は年々高まっていると思いますが、現在の応援隊の状況について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員のお話にもありましたように、ひとり暮らしの高齢者などの見守りにつきましては、民生委員等による取り組みだけでは限界があるところがございます。県では、生活に密着した事業者との間で協定を締結しまして、訪問先で異変を察知した場合に市町村等に通報する「みやぎき地域見守り応援隊」の取り組みを推進しているところがございます。

現在、電気・ガス・宅配サービスなどの21の事業者に参加していただいております。平成31年3月までの約5年間に、病気やけがなどで倒れているところを発見し消防へ通報したケースを含む141件の報告がありました。地域での見守りに対する貢献について、感謝の声をいただいております。

今後とも、事業者の意見交換の場を設けたり、新たな事業者の参加を呼びかけるなど、この取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、障がい者の雇用促進について伺います。

昨年の官公庁で発覚した障がい者雇用の水増し問題は記憶に新しいところでありますが、障がい者の方々にとって働く環境づくりは社会参加していく上でも重要であり、また企業側のニーズも増しているところであります。

昨年4月より、法定雇用率が民間企業は2.0から2.2へと、国・地方公共団体は2.3から2.5へと、教育委員会は2.2から2.4へと引き上げられております。

現在の県の機関の状況、また県内企業の状況、そして雇用率を上げていく取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎労働局によりますと、平成30年6月1日現在の県の機関の雇用状況は、知事部局、企業局、教育委員会は法定雇用率を達成したものの、病院局、警察本部は未達成となっている状況でございます。また、民間企業では雇用率達成企業の割合が63.6%で全国3位となっております。

障がい者の雇用促進を図るためには、相談支援体制の充実ですとか、企業等に対する普及啓発の強化が大変重要であると思っております。

このため県では、身近な総合相談窓口として県内7カ所に設置しております「障害者就業・生活支援センター」での就労・生活面に関する相談対応を初め、職場開拓や職場定着支援等のほか、企業等に対する普及啓発として、知事による障がい者雇用優良事業所の表彰や企業向けセミナー等に積極的に取り組んでいるところでございます。

○西村 賢議員 病院局と警察が未達成ということですので、ぜひここは達成できるようにお願いしたいと思いますし、また県内企業においても全国3位ということで、非常に優秀であります。また63%、しっかりとこの数字が積み上がっていきけるような支援をお願いしたいと思います。

先日、福岡県にある就労移行支援事業所に、本県の事業者と調査に行きました。

福岡県はテレワークを活用した障がい者雇用に積極的です。テレ（離れた）ワーク（仕事）という意味で、在宅で仕事を行うということですが、障がい者にとって、通勤の不安がないことは大きなメリットでもあります。企業側も障がい者の雇用につながり、在庫管理や経理、データ整理などテレワークでも可能な仕事は多くあり、企業ニーズも高まっています。

しかし、障がい者もいきなりの就職は難しい現状もあり、企業側も障がい者の就労支援まで手が回らない現実があります。

そこで、福岡県では障がい者の就労移行にテレワークを認め、ネット上の架空オフィスに自宅のパソコンからチェックインすれば仕事開始とみなし、そこで就職に向けたパソコンの使い方や働き方などの指導や支援を一定期間することで、スムーズに就職ができるような実績も上げています。

本来の「通所」という概念が障がい者の就職の機会を奪っており、最も働きやすいテレワークの拡大を図っていくことが重要だと思いますが、通所が必要な就労移行支援事業所について、通所が難しい在宅者を利用対象とする場合の要件は何かを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の就労移行支援事業につきましては、通所を基本とした障がい福祉サービスとなっております。

通所が難しい在宅者が利用する場合には、まずは、サービス支給決定を行う市町村が、利用者の通所が困難で在宅による支援がやむを得ないと判断することがございます。その上で国が定めた要件も満たす必要があります。

その要件としましては、週1回、事業所職員による訪問または利用者による通所により評価等を行うこと、1日に2回、連絡、助言または進捗状況の確認等を行うこと、緊急時の対応ができること等、7つの項目が定められているところでございます。

○西村 賢議員 障がい者の在宅就労を支援するために、県はどのように取り組んでいるのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 通勤や通所が困難な障がい者の方に対しましては、在宅での就労を支援することは、障がい者の自立にとって大変重要であると考えておりまして、県では、「障がい者在宅就労支援事業」等に取り組んでいるところでございます。

この事業につきましては、障がい者が、ホームページの作成や情報セキュリティ技術の習得など在宅就労に必要なスキルをインターネット等を利用して自宅で学んでいただくものでございまして、障がい者の在宅就労支援団体として国に登録された事業所に委託して実施してお

ります。

事業を開始した平成16年度からこれまで169名の方が受講をされておりまして、そのうち在宅で就労した方が19名いらっしゃいます。これらの方を含め、32名の方の就職が実現しているという状況です。

○西村 賢議員 先ほど申し上げたとおり、福岡県では、障がいを持つ方のテレワークの検討会議が始まっております。

しかし、本県のように障がい者の通勤が不便な地域を多く抱える県こそ、テレワークを普及拡大すべきだと考えますが、宮崎県では検討会設置の予定があるのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御紹介いただいた福岡県では、テレワークによる障がい者雇用の促進を図るために、企業や障がい者支援事業所、行政機関等で構成する検討会議を設置しまして、普及拡大に向けた検討を行っていると同っております。

障がい者の通勤が不便な地域を抱える本県におきましては、在宅就労を希望する障がい者にとって、テレワークはその可能性を広げるものであるということで、重要であると考えております。

このため、まずは宮崎労働局等とも連携しながら、障がい者雇用に関心のある企業等に対しまして、鋭意テレワークの活用について情報提供を行っているところです。

また、県がこれまで実施してきた在宅就業支援事業について、その成果や課題を検証したいと考えておりまして、他県の取り組みも参考にしながら、テレワークを含め、障がい者の在宅就労を促進する方策について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 宮崎県の場合は非常に県土も

広いし、障がいを抱える方が通勤していくというのは非常に難しい問題もあります。ぜひこのテレワークを有効に使って、新しい形で支援を導入できるように、先ほど申し上げた検討委員会のようなものができればいいなと思いますが、ぜひとも県は、これからの支援のニーズや企業のニーズに応えられるような体制を進めていっていただきたいと要望しておきます。

次に、食の安全について幾つか質問をしたいと思えます。

まず、シイタケについて質問をいたします。

本県のシイタケ生産は、乾シイタケで全国2位の400トン、生シイタケが全国7位で2,800トンと、全国屈指のシイタケ生産地であります。

しかし今、中国産菌床を初めとする輸入菌床の増加は、原木栽培を得意とする本県のシイタケ農家にとっては大きな不安材料となっております。

菌床の輸入は、平成19年時は2,093トンだったものが、平成30年には2万1,583トンと激増して、輸入量も過去最高となっております。これらから推計をすると、生シイタケでは7,000トンに相当し、全国1位の徳島県の8,150トンに迫り、乾シイタケに換算すると1,000トン程度に相当し、全国1位の大分県の生産量に匹敵いたします。

危惧される理由は、その価格や輸入量だけでなく、中国産菌床を輸入し、国内で栽培しても、それを収穫した場所が生産地となる食品表示法によって国産シイタケとなるためであります。もう少し詳しく言いますと、中国国内で菌床に駒を打ち込んで日本に輸入した後に刈り取ったシイタケも、国産になるということでもあります。

輸入の増加は貿易統計から判断できるもの

の、本県にどのくらいその量が入ってきているのか、シイタケの生産量全体にどのような影響があるのか、はかり知れません。何より、製品が国内を流通する際には国産として流通してしまうので、非常に危惧しております。本県も含め、輸入菌床を使ったシイタケ生産の現状について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、財務省貿易統計によりますと、シイタケを生産する菌床の輸入量は年々増加いたしております。これに伴いまして、輸入菌床から生産されるシイタケも増加が見込まれまして、平成30年には国内で約7,000トンが生産されたと推計されているところであります。

県内での輸入菌床を使ったシイタケの生産事例につきましても、種菌メーカーなど関係者への聞き取りの結果、現時点では確認できておりません。

○西村 賢議員 輸入菌床のほとんどは生シイタケで利用されると考えますが、何割かは乾シイタケとして生産されるとも言われています。菌床シイタケでつくられた乾シイタケは虫やごみが混入しにくいことから、学校給食に多く利用されているのではないかと伺っています。

輸入菌床のほぼ100%が中国産であります。中国は広葉樹が豊富ではなく伐採にも制限があり、菌床の原料になるおがくずの成分にも何が含まれているのか不安があります。中国産菌床の安全性はどうか、輸入菌床の安全性について法的な確認がされているのかを伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から、食品衛生法に基づき、輸入者に対して輸入届け出の義務が課されておりまして、国の検疫所が関係書類を審査することとなっております。

しかしながら、国に確認いたしましたところ、菌床につきましては食品に該当しないため、法律の対象外となるとの回答があったところであります。

○西村 賢議員 非常に危惧される現状だと思えますが、国産原木、国内菌床、輸入菌床を比較し、専門の方に生産原価を試算していただきました。これは公的なものではありませんので、参考程度で聞いていただければと思えますが、生シイタケ1キロ当たりの生産原価は、国産原木540円、国産菌床330円から360円、その国内生産と比較し、中国産菌床では180円程度ではないかと言われております。

この影響かわかりませんが、本県の原木シイタケの価格は下落傾向となっており、厳しい状態が続いています。先ほど述べたように、これだけ生産原価が違えば、中国産菌床などの影響もあるかと疑ってしまいます。

原木シイタケは山間地における貴重な産業であるため、価格低迷は大きな問題であります。山間地の人口減少対策や産業を守っていくためにも、安定した原木シイタケの生産拡大が必要であると考えますが、振興策について環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県は、乾シイタケ生産量が全国第2位であるなど、国内有数のシイタケ産地であります。生産者の減少・高齢化や価格の下落、消費低迷などによりまして、経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、シイタケ乾燥機など生産施設等の整備を支援するとともに、県内外でプロモーション活動を実施しまして、新たな販路開拓やさらなる消費拡大に取り組んでいるところであります。

また、今年度から新規担い手対策として、原

木シイタケ生産の基礎研修に取り組むことといたしておりますが、加えて、今議会に補正予算としてお願いしております「山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業」によりまして、生産技術習得のための研修期間中に給付金を支給することといたしております。

今後とも、市町村等と連携を図りながら、シイタケ振興策にしっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 今、質や味は圧倒的に原木シイタケが上だと言われますが、先ほど申し上げたような生産原価、そして菌床栽培は3カ月程度、原木の場合は10カ月程度、生育にかかります。原価や手間に差があれば、競争をしていくのは本当に厳しいことだと思います。

本県の重要な特用林産物であるシイタケが、安全性も不明確なシイタケとの競争を強いられる今の状況もどうかと思いますが、これからは厳しい状況がこのままでは続いていくのではないかと予想できます。万が一、輸入菌床によるシイタケから残留農薬や有害物質が検出された際は、国産シイタケ全体に影響が出てくる問題であります。ぜひ知事、執行部におかれましては、食の安全のためにも政府関係機関に、この国内シイタケという名称についても、また中国産菌床の安全性についても訴えていただきますようお願いをしたいと思います。思っております。

続きまして、鶏肉について伺います。

今、鶏肉の年間1人当たりの消費量が增大しています。健康ブームやコンビニチキンの影響もあり、安価でおいしい鶏肉は、平成29年には1人当たりの消費量が13.4キロ、平成元年の9.6キロ、昭和50年の5.3キロと比べても格段に伸びています。

それに伴い、生産量、輸入量ともにふえてき

ており、国内生産量は約160万トン、輸入量は91万トンとなってきました。本県の経済連も、その需要増の対策に、加工施設を集約化して生産量増加に向けて動いています。

一方で、報道によれば、鶏肉の市場価格が現在低下傾向にあるとのことで、これも輸入増加の影響もあるのかなと思います。今後も、為替や外交交渉の内容いかんによっても変わりますが、輸入自体はふえていくことが予想されております。

日向市においても、農村地域でしっかりと後継者が育ち、経済的にも安定した生活をされている農家の多くは、ブロイラーや牛などの畜産を主にされています。経済のグローバル化が推進される中で、農産物はこれからは厳しい競争をしていかねばなりません。行政として、国産農産物の安心・安全を訴えていくことはもちろんであります。競争にさらされる農家へのサポートも行うべきであります。

鶏肉の需要が高まり、海外からの輸入が増加している中で、県内ブロイラー産業の競争力を高める必要があると考えますが、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊園正恒君） 本県のブロイラーは全国1位の飼養羽数を誇り、関連産業も多く、地域経済を牽引する裾野の広い産業として重要な位置づけにあります。

このため、県といたしましては、畜産クラスター事業の活用等により、農場の環境改善や衛生対策の取り組みを支援し、生産性や収益性の高いブロイラー経営体の育成を進めているところでございます。

また、県内全ての大型食鳥処理場においてはHACCPが導入されており、加えて現在、最新鋭の機器を導入した、より衛生レベルの高い

食鳥処理場が整備されているところでございます。

これらの取り組みは、輸入品との差別化の観点からも非常に重要でありますので、引き続き、安全・安心な鶏肉生産の取り組みを進めるとともに、関係団体と連携したPRにも努め、本県のブロイラー産業の競争力を高めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 価格の変動というのは、農家の生活のために非常に注視していかねばならない問題だと思います。ブロイラーは本県の畜産の中でも全国1位ということで、非常に大事な産業でありますので、これからはしっかりと守っていただきますようお願いしたいと思っております。

次に、ヘベスについて質問いたします。

今、ヘベスのハウスものの出荷が始まりました。日向市内でもちょこちょこ見かけるようになってきました。夏ぐらいにはもっとたくさん出てくると思いますので、ぜひ皆さんにもことしのヘベスを味わっていただきたいと思っております。

ヘベスの栽培が日向農協管内から県内全域へと、2016年より始まりました。このきっかけは、年々需要の増す魅力的な産物ながら、年々生産量が落ち込んでいくことにありました。

それまでの年間生産量は100トン程度、大分県が中心のカボスの6,000トンの生産量と比べても全く太刀打ちできず、またカボス自体も本県でも栽培されており、そのほかの木酢もたくさん種類が出てきて、この争いも激しいところがあります。県内全域で取り組んでまだ3年目です。生産には至っていないと思っておりますが、現時点で産地や植栽がどの程度広がっているのか、現在の苗木の植栽の状況、今後の生産

拡大の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県のへべス栽培は、先ほどありましたように、2016年（平成28年）から県内一円に拡大することといたしました。その当時、25ヘクタールの栽培面積でございましたが、10年後の令和7年には40ヘクタールまで拡大することを目標に、苗木の確保や新たな産地への導入推進に取り組んでいるところでございます。

その結果、日向市を初め都城市や串間市などで、新たに8ヘクタールで植栽され、現在33ヘクタールと、目標面積の8割に達しているところでございます。

県といたしましては、近年、飲食店向けの業務需要が高まっていること等を背景に、効率的な生産が可能となります平場での植栽を推進するとともに、県内全域での出荷に向けまして、統一した技術支援や出荷基準の周知など生産・出荷体制を整え、へべスブランドの確立による生産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 へべスも季節ものでありますが、先輩議員であります黒木覚市先輩のところから、へべスをとった後にアルミホイルを巻いて保存すると、黄色くならなくてずっと緑のままでおいしい状態を保てるということを発見し、新聞等でそのやり方も報告されまして、これで一年通して緑のへべスが楽しめるということがあります。

ことし、へべスができれば、私も冬に向けてアルミホイルでくるんでまいりたいと思いますので、ぜひ執行部の皆様方、また議場の皆様方もトライしていただきますようお願いしたいと思っております。

次に、地元の防災対策について、2つの事案について質問をいたします。

日向市の奥野川は、大雨のたびに増水し、氾濫が起りやすい、非常に川幅も狭く蛇行した河川であり、何度もこの議場でも取り上げさせていただいております。

この河川は、被害が出るたびに災害復旧工事を施していただいておりますが、基本的には原状復帰の状況が続き、また大雨のたびに同じところが被害に遭うということで、農家は農業への意欲をなくしているところであります。また近年では、大型の太陽光発電所が近隣地域に建設中であり、住民の方々の、今後は河川への雨水の流量が増加するのではないかと不安もあります。

今後の奥野川の河川改修について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 奥野川では、平成28年の台風16号や平成30年の台風24号に伴う豪雨により農地等の浸水被害が生じたことから、洪水時の水位を低下させるための堆積土砂の除去を県単独事業で実施してきたところであります。

さらに今年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の交付金事業により、河道掘削工事を行うこととしており、できるだけ早期に完了させる予定であります。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、継続してモニタリングを行い、適正な河道管理に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 もう1問。今、日向市は、原木の輸出や中国木材の生産拡大による木材加工が非常に盛んであります。とてもありがたいことではありますが、貯木される原木の量や製品を置く量の拡大は続いております。

その木材や製品置き場の近くに避難タワーや避難マウンドが設置されており、地域の住民からは、「いざ津波の際に逃げていくときに怖い」「多くの木材が流れ出したら近隣の家や避難タワーが壊れないか心配だ」との声が上がっています。

コンテナや木材の流出が見られた東日本大震災津波の影響もあるかと思いますが、これらの野積みされた木材や製品等の流出対策はどこが行うべきか、難しいところがあります。

南海トラフ巨大地震による津波の発生により、コンテナや木材等が流出すると考えられますが、流出物から安全に避難する対策についてどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 南海トラフ巨大地震により巨大津波が発生しますと、コンテナや木材のみならず、船舶や自動車、一般家屋など、さまざまなものが押し流されることとなるため、住民は津波が押し寄せる前にいかに安全な場所へ避難するかが最も重要となります。

このため、津波避難タワーの整備や避難ビルの指定などにより避難場所の確保を図るとともに、安全な避難経路の確保のため、避難場所への誘導灯や階段などの整備を進めており、これらを活用した避難訓練も行われております。

また、安全性向上のためには、避難経路沿いにある個人宅や事業所において、家屋・ブロック塀等の倒壊や危険物流出などへの危険防止対策も必要になると考えております。

今後とも、より一層住民の安全で確実な避難が確保できるよう、関係市町などと連携しながら、取り組みを進めてまいります。

○西村 賢議員 津波が来たら、一つ一つの事

案に対応していくのは本当に難しいことだと思っております。今のことも踏まえ、市町村も含め連携して対策を練っていただきますように、また先ほど答弁にありました避難訓練等の充実というのも、今後図ってまいりたいと思いますので、県当局の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、警察本部長に伺います。

この議会でも高齢者ドライバーの件もありましたが、実際、高齢者に限らず危険運転を行っているドライバーはたくさんいらっしゃいます。通学路で通学中の児童を巻き込む事故がたびたび報道されます。当然、警察も目を光らせていただいておりますが、その中で本県が、可搬式速度違反自動取締装置、イメージ的には移動式オービスを導入したとのことでもあります。これまでのレーダー式に比べ、検挙する際に必要な空き地等のスペースの確保が不要なために、非常に効率的な取り締まりが可能になったと聞いておりますが、これまでの運用実績を伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 本年1月下旬から運用を開始しました可搬式速度違反自動取締装置は、御指摘のとおり、取り締まり現場におきまして、違反車両を停止させて検挙していたのみの従来の装置と異なりまして、事後での検挙もできるため、停車スペースなどが不要でありますことから、これまで取り締まりが困難であった場所や、少人数であっても速度違反取り締まりができるものであり、県内の警察署を4つに分けたブロックごとに、一定期間ずつ交代で運用することとしております。

○西村 賢議員 この可搬式取締装置の導入の本来の目的は、ドライバーに対し、「どんな道路においても安全運転をしてください」という

注意喚起だと思えます。大きな道では、これまでのレーダー式の取り締まり機を活用できるでしょうが、この可搬式の自動取り締まり装置では、住宅地や通学路、今まで取り締まりができなかった狭い道路でも利用することができるのではないかと考えております。スピードを出してほしくないところでの活用が求められると思えますが、今後の活用について警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知事） 今後は、本装置のどこでも設置できるという特徴を生かしまして、従来、速度違反取り締まりが困難であった通学路や住宅街などを中心に、事故発生状況や地域の要望等を考慮し、また、県下一斉の通学路取り締まり日などを含めまして、本装置を最大限に活用してまいります。

○西村 賢議員 通学路で児童が巻き込まれる痛ましい事故というのを本県から1件も出さないように、せっかくこういう新しい機材を導入したわけですから、目いっぱい活用していただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。
どうもありがとうございました。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時38分散会

6月14日（金）

令和元年6月14日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	郷治知道
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高民
政策調査課長	日高川真治
議事課長補佐	鬼川三修
議事担当主幹	山口隆三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い、順次質問を行いますので、知事を初め、関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、本年4月の統一地方選挙におきまして、多くの皆様方の力強い御支援をいただきまして、3期目の当選をさせていただきました。県民の負託に応え、県勢発展のためにさらに精進し、防災・減災を最優先に掲げ、そして活力ある未来をつくり出すことに私も全力で取り組んでまいる所存です。皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

初めに、文化芸術の振興についてであります。

この時期になりますと、私の好きなフレーズがございます。それは、「宮崎に音楽の花が咲く季節がやってきました」というキャッチフレーズです。第24回宮崎国際音楽祭が本年4月28日から5月19日、22日間にかけて開催されました。この期間中に新元号「令和」へと移り、新しい時代の幕あけを迎え、宮崎国際音楽祭もまさに、「音楽は世代を超えて」をテーマに、ピンカス・ズーカーマンさんらの巨匠たちに加え、今を時めく若き演奏家が集い、宮崎ならではの多彩なプログラムと数々の名演奏で観

客を魅了し、昨年以上の来場者を迎えることができたという旨を伺いました。

そこで、第24回宮崎国際音楽祭の総括と、本県の文化芸術の振興について、知事の御所見をお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

第24回を迎えましたことしの音楽祭につきましては、音楽監督の徳永二男さんを初め、世界的なバイオリンの巨匠ピンカス・ズーカーマンさん、さらには、国内で大変人気のある三浦文彰さんや辻井伸行さんなど、国内外で活躍する一流の演奏家をお招きし、盛況のうちに幕を閉じることができました。

私もほとんどの演奏会を鑑賞したところでありますが、会場が大変多くの観客を魅了し、その手応えを感じますとともに、満席になっている演奏家もそうでありますが、そうでない演奏会であっても、その質の高さを評価する声、また県外から来られたお客様に、宮崎ですばらしい演奏会をしていることに対する評価などを聞いて、大変うれしく思ったところであります。

また、町なかと連携した県民参加型のストリート音楽祭も定着しておりますし、「子どものための音楽会」などを開催して、聴衆の裾野を広げる取り組みをしているわけですが、発足当初の子供たちが親となって家族で来場されるなど、その裾野の広がりや次世代へのつながりも見られるようになってきているところであります。

この音楽祭を振り返ってみますと、県立芸術劇場という世界に誇り得る音楽ホール、箱物を用意したということに合わせて、アイザック・

スターンさんをお招きして、その系譜の演奏家の皆様が音楽祭を支えていただいている。一つの大きな軸ができていくということを感じるわけでありませう。

来年は、いよいよ25回目の節目を迎え、国文祭、芸文祭も開催される特別な年となるわけでありまして、県民が誇れる文化資産として、より一層愛され、国内外へ発信していくことができるよう、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

また、国文祭、芸文祭の一環として、秋にも音楽祭を予定しているところであります。今後とも、音楽祭はもとより、神話や神楽などの文化資産を幅広く生かしながら、文化芸術のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。ことしの延べ入場者数は1万9,518名で、過去第3位であったそうです。宮崎国際音楽祭につきましては、今御答弁いただいたように、知事は多忙の中、ほとんどのプログラムを鑑賞されたということでした。来年は、記念すべき第25回になりますし、国民文化祭との連携開催で、さらに魅力を発信していただきたいと思っております。

一方で、全国障害者芸術・文化祭も来年、宮崎県で同時開催されます。昨年6月に障害者文化芸術活動推進法が成立しましたが、その折、我が党の機関誌に次のようでありました。

障害者の文化芸術活動は、健常者と同時に絵画や音楽、演劇、ダンスなど多岐にわたる。専門的な教育を受けていない障害者が独自の発想で表現した芸術作品が、国内外で大きく注目されるケースも少なくない。しかし、障害者の文化芸術活動にはさまざまな困

難が伴う。例えば、作品が正当に評価されず日の目を見ないまま福祉施設内に放置されてしまうことがあったり、発表した作品について著作権を行使しようにも意思表示が難しい人がいたり。障害者を支える福祉関係者に権利保護に詳しい人が少ないのも実情だ。このため、同法では、基本的な方針として、文化芸術を創造する機会の拡大、作品を発表する機会の確保、芸術上価値が高い作品の評価や販売への支援、権利保護の推進などを掲げている。そして地方自治体の取り組みとして同法は、国の基本計画に沿った計画の策定に努めるよう求めている。

とありました。

そこで、障害者文化芸術活動推進法の制定を踏まえ、本県の障がい者芸術文化の振興にどのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 昨年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されまして、国や都道府県は、文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大や、作品発表の機会の確保、相談体制の整備など、障がい者による文化芸術活動に関する施策を総合的に推進することとされております。

本県におきましては、従来より、障がい者の文化芸術活動の普及を図る取り組みを進めておりますが、法の施行や来年の国文祭、芸文祭の開催も踏まえまして、今月初めに、宮崎市内に「障がい者芸術文化支援センター」を開設したところであり、文化芸術活動に関する相談支援や人材育成を目的としたワークショップ、作品展などを開催することとしております。

本センターを拠点として、障がい者の文化芸術活動の裾野を広げ、引き続き、障がい者の社

会参加や、障がいに対する理解の促進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 地域の実情に応じた施策の実現に向けて、ぜひとも尽力していただきたいと思っております。また、県議会としても、障がいのある方もない方も文化芸術活動がさらに活発化するよう、今月26日に再結成されます「宮崎県議会文化芸術振興会」の皆様とともに協力して推進してまいりたいと考えております。議員各位の皆様、御入会をよろしく願いいたします。

続いて、令和元年度予算案の目玉である宮崎県人口減少対策基金の中身について、できるだけ重複を避けて、何点かお伺いします。

まずは、「「人を呼び込む」移住・U I Jターン、定住の促進」の中からであります。

「わくわくひなた暮らし実現応援事業」につきましては、これまでお尋ねがありましたので、了といたします。その上で、国・県単の補助を丁寧かつ柔軟に活用し、進めていただきたいと思っております。

私は、人口減の要因と課題解決には県内の市町村との協議や連携がますます重要だと考えます。

そこで、新規事業「県・市町村人口問題対策連携事業」について、その内容を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少問題は、さまざまな要因が複雑に絡まっており、市町村ごとに、その現状や課題は異なりますことから、それぞれの実情に応じた対策が必要であると考えております。

このため、今回お願いしております「県・市町村人口問題対策連携事業」では、県と市町村が連携して、この問題に取り組んでまいります

ため、課題の共有と対策の検討を実務レベルで行う場として、「人口問題対策研究会」を県内7つのブロックに分けて設置することとしております。

本研究会では、各市町村の実情に応じて、さまざまな人口減少問題対策を検討してまいりたいと考えておまして、特に効果的と考えられる取り組みに対しましては、財政支援を行うこととしております。

県といたしましては、こうした研究会の設置や支援を通じて、市町村との連携をしっかりと図りながら、人口減少問題に対応してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県内を7ブロックに分けて、地域の現状と課題を細かく分析されることとであり、効果的な支援をよろしく願いいたします。

次は、産業の魅力を高める雇用環境づくりの中からであります。特に介護人材の支援についてであります。

介護職における外国人材の活用や職場でのICT化に取り組まれようとしておりますが、私は平成28年、3年前に単独で先進地四国、徳島県、香川県を視察した折には、国の事業（E P A連携協定）に介護事業所が手を挙げて、インドネシアなどからの留学生に介護福祉士の資格を取るための研修を独自に行っており、合格者をそのまま採用されておりました。

また、ICT導入につきましても、訪問介護をされている事業所が、職員の事務負担を軽減するために独自でシステム（ソフト）開発をされていて、その実証されたソフトを活用してほしいと語られまして、資料をいただけてきました。このシステムが有効なのかを伺うために、私は、市内の介護事業所を回り、お話を伺いま

した。答えは、いずれもシステムは有効であります。費用対効果を考えると、「今は検討中です」という御返事でした。導入に際しましては、やはり補助支援も必要かと思えます。

そこで、新規事業「介護事業所におけるICT導入支援事業」の目的と事業内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護事業所におきましては、担い手が不足しておりまして、職員の確保と生産性の向上が課題となっております。

このため、この事業は、ICTの導入を促進し、そうした課題に対応するために、事務負担の軽減や業務の効率化を図って、介護の職場環境の改善につなげることが目的でございます。

事業内容につきましては、訪問介護や訪問看護など、訪問系の事業所を対象に、介護ソフトやタブレット端末等に係る購入費用等を補助します。例えば、訪問先で入力した記録が報告書や請求書に反映されるなど、業務が省力化されると考えております。補助率は、対象経費の2分の1以内、補助額は、1事業所当たり60万円が上限となっております。

県では、この事業を通じて、介護保険制度を支える介護事業所を支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 介護サービス事業の効率化と、職場のイメージアップが重要だと思います。これから一気に導入が進むようになることを期待しております。

次に、「「産業を支える」多様な人材の育成・確保」の中から、2点お伺いいたします。

初めに、女性の活躍は大変重要であります。また、人生100年を見据えて、高齢者、シニアの社会参画も推進していく必要があると考えま

す。

そこで、女性高齢者の就業促進のため、県として、どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手善哉君） 女性高齢者の就業促進につきましては、今議会でもお願いしております「みやざき女性・高齢者就業促進事業」において、就業を希望しながら、現在、職についていない女性・高齢者を主な対象として就業促進を図ることとしております。

具体的には、官民連携型の協議会を設置し、関係機関が一体的に就業促進に取り組む体制を構築するほか、女性、高齢者を初め、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業に対して専門的かつ多角的にアドバイスできる人材の養成や、啓発動画の作成を行うこととしております。

また、女性・高齢者や企業を対象とする各種アンケートを実施することにより、現状把握や課題分析を行い、職についていない女性・高齢者の一層の就業促進につながる効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 何よりも働きやすい環境づくり、これが大切です。働く意欲のある女性・高齢者がさらに活躍できるような支援をお願いいたします。

次に、将来の担い手を育成し、特に地元企業への定着を図るには、県内企業の魅力紹介やキャリア教育は欠かせません。先日も高校生を対象に、県内就職の魅力語る講演会の模様が報道されておりました。

そこで、「キャリア教育によるみやざきの次世代を担う人財育成事業」の狙いについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 人財育成事業であり

ますが、この事業は、宮崎県キャリア教育支援センターの機能を強化し、市町村におけるキャリア教育の推進体制づくりを支援するとともに、中学校段階からの職業観、勤労観の醸成を図るものであります。

具体的には、まず、県のキャリア教育支援センターのコーディネーターを増員し、市町村への支援を充実させます。また、生徒たちが、社会人や大学生との対話を通して社会の一員であることを自覚し、自分自身の将来を考えるきっかけとなる活動の実施や、県内企業の魅力を知るイベント等の開催を行うこととしております。

このような取り組みを通しまして、郷土に対する愛着や誇り、魅力について早い段階から育み、地域の担い手となる若者の県内定着を促進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さまざまな取り組み、県内企業の紹介とあわせて、宮崎で働く魅力をしっかりと伝えていただきたいと思っております。

この項目の最後であります。新規事業「デジタルマーケティング推進事業」の内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少時代におきましては、移住や観光交流などの拡大を図ることが大変重要でございますけれども、そのためには、県外の方々に、本県の魅力やさまざまな情報を効率的かつ的確に届けていくことが必要でございます。

デジタルマーケティングは、インターネットや電子決済等の利用者情報を活用することで、製品やサービスに関する効果的な情報発信を行うものでございまして、本県に興味・関心を持った方への重点的なアプローチが可能になるなどの効果が期待されます。

このため、本事業では、行政分野でのデジタルマーケティングの活用に向けて、講演会などを通じた職員の意識啓発を図るとともに、専門家を招聘して、導入モデルとなる施策分野の検討や、より効果的な情報発信手法の導入可能性などを検証していくこととしております。

○重松幸次郎議員 新しい取り組みだと思いません。行政機関もこの手法の可能性を探求されて、効率よく活用していただきたいと思いません。

以上、全6項目26事業がある中で、特に気になる5事業について伺いました。人口減少抑制の対策には特効薬はないというふうに言われておりますけれども、手をこまねいてはいけません。当初予算とあわせて、市町村や関係団体と連携し、進みながら、次なる手を講じていただきたいと思っております。

続いて、情報化社会への対応について伺います。

本年1月、総務大臣から都道府県知事へ、また市町村長に送られたメールの内容を抜粋いたします。

「私は、最近「持続可能な地域社会の構築」に不可欠な、地域の働く場や生活支援サービスそして担い手の確保に必要な、2つの明るい兆しが見えてきたと思っております。

①「生活環境を変えたい」という若者の意識の変化です。」

この件につきましては、地域の担い手確保についてですので、ここでは割愛をいたします。

テーマは次であります。

「②Society 5.0で象徴されるAI・IoTやロボティクスなどの革新的な技術です。政府では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に次ぐ、第5の社会を意味する「Soc

i e t y 5.0」の実現を目指しています。(中略)日本のどこからでも世界とつながって仕事ができ、また日本のどこでも教育や医療など必要な生活支援サービスを利用できる社会が実現しようとしています。」という通達メールの後に、未来社会での科学技術の概要ですとか、活用事例等を紹介されております。

私も、次々に飛び出す情報通信用語、またスマホやタブレット端末についていけないようになっていくんですけども、本日は柱の部分をお伺いしたいと思っております。

まず、政府が打ち出している超スマート社会のS o c i e t y 5.0の内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) S o c i e t y 5.0は、今お話がございましたように、少子高齢化・人口減少が進む中、A Iやビッグデータ、ロボットなどの技術革新が急激に進んでいることを背景に、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新たな社会として、国が提唱しているものでございます。

この新たな社会は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込むとともに、革新的なサービスやシステムを創出し、今までにない新たな価値を生み出すことで、さまざまな課題の解決を図っていかうとするものでございます。

具体的なプロジェクトといたしましては、人手不足や移動弱者を解消するための自動運転などの実用化を初め、中山間地域等の交通が不便な場所であっても最適な医療や教育等を受けられる遠隔診療や遠隔授業の推進、A I・ロボットなどの活用を推進する農林水産業のスマート化、あるいは行政事務や手続のデジタル化による行政の情報化のさらなる推進等が位置づけられているところでございます。

○重松幸次郎議員 東京ビッグサイトで本年4月に開かれた国内最大級の「A I・人工知能E X P O」の出展数は約250社、来場者は約5万人。2年前の前回よりも100の会社、団体がふえて、社会的関心の高まりをうかがえます。

展示会場では、A Iが過去の膨大な経済ニュースを学習し、企業の有価証券報告書などの分析とひもづけることで、その企業への影響を図るツールが展示されておりました。それによって、企業や銀行が在庫予測や融資判断に役立てる。そのほかにも、画像データから製品、建物、農作物の病害の検査判断。自治体の間でも子育て支援や清掃業務の問い合わせなどに活用が始まっております。

一方で、A I人材の育成が課題となっております。統計学とコンピューター知識を兼ね備えたデータサイエンティストなどのA I人材は、来年度に、産業界では約30万人が不足するとの試算が出ています。国や地方、ますますA I人材育成が重要であります。

それでは、国の方向性と連動して、県において今後どのように取り組むのか、県における行政の情報化の取り組みについて、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 行政の情報化は、I C Tを活用して、県民の利便性の向上や業務の効率化等を図る取り組みでございます。S o c i e t y 5.0を実現するための重要な柱の一つであると認識しております。

このため県では、「eみやぎき推進指針」等に基づきまして、各種事務のデジタル化や、県庁が保有しておりますデータなどを簡単に「見える化」できるシステムの開発等に取り組んできたところでございます。

こうした取り組みに加えまして、本年度から

は、県民からの問い合わせ対応などの非定型業務や、県税業務などにおける定型的な事務にAIやロボット技術を活用した、いわゆるRPAなどの新しい技術を導入し、検証を行うとともに、その結果得られた効果的な導入手法について、市町村を含め、広く共有することとしております。

今後とも、技術革新の動向を注視しながら、市町村も含めた、さらなる行政情報化に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本年度は、情報化推進対策特別委員会が設置されました。先日、この特別委員会で早速、教育委員会より、学校におけるICT化環境整備について、進捗状況や課題を伺ったところであります。

これからの時代は、学校教育においても、私たちが経験したことのない段階でさまざまなICT機器が導入され、それらの利活用を推進しなくてはなりません。世界中で先端技術を競い合っていく時代だと考えられます。継続しての調査になりますが、これに合わせまして、特別支援学校におけるICT機器を活用した教育の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校におきましても、障がいのある児童生徒が効果的に情報を得たり発信したりできるように、パソコンやタブレット端末などのICT機器を積極的に活用しております。

例えば、知的障がいのある児童生徒が、タブレット端末による画像を見て算数の理解を深めたり、肢体不自由のある児童生徒が、目で見ただけで文字入力ができる視線入力装置というのがあるんですけれども、そういった装置を使用したりするなど、ICT機器を活用して、それぞれの障がいに応じた学習に取り組んでおりま

す。

障がいのある児童生徒が、将来自立し、社会に参加することができるよう、引き続き、ICT機器の活用を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。前回も、視覚支援学校の方々のために点字ディスプレイとかデイジー図書の普及をお願いしたところでありました。どのようなハンデがあっても、これからICT機器は、日常生活においても、また知識の習得にも欠かせないものと思います。今後、情報化推進対策特別委員会でもさらに調査してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、健康寿命の推進について伺います。

今月1日の土曜日、木の花ドームで行われました「2019県民総合スポーツ祭」の開会式に参加しました。県内各市郡部から集った選手団の力強い入場行進を見ているだけで、こちらにも元気と勇気が湧いてきます。56種目以上の競技が県内各地で行われていますが、爽やかな汗を流しながら、体力の向上、生きがいつくり、そして仲間づくりにいそしんでいただきたいと思います。

さて、本題ですが、本県も「目指せ！健康長寿日本一」を掲げて、健康寿命社会づくり推進をされています。県の健康長寿サポートサイトには、「健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。平均寿命と健康寿命の間には、男性で約8年、女性で約12年の差があります。健康でいきいきとした生活を送るため、健康寿命を延ばしましょう！」とありました。

平成28年のデータで、男性の平均寿命は81.21歳、健康寿命は72.05歳、その差8.16歳、全国

第23位。ちなみに、男性全国1位は山梨県で73.21歳でありました。女性の平均寿命86.92歳、健康寿命が74.93歳、その差11.99歳、全国25位、女性の全国1位は愛知県で76.32歳という状況でありました。ですから、70歳を過ぎてから、日常生活に支障のないよう、健康寿命を延ばすことが鍵となってまいります。

県では、「健康寿命男女とも日本一」の目標を掲げ、市町村や医療団体、企業等から成る「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を設置し、健康長寿社会づくりを全県的に推進しておりますが、健康寿命日本一を目指すための取り組みの状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、「健康寿命男女とも日本一」の実現を目指しまして、「健康みやざき行動計画21」を策定し、食生活や運動などの9分野において、さまざまな取り組みを推進しているところでございます。

こうした中、平成29年度に行った計画の中間見直しにおいて、特に歩数や塩分摂取量などで数値の悪化が見られたことから、運動習慣の定着や減塩の普及などに重点的に取り組んでおります。

さらに、健康への関心が低い働く世代が、おのずと健康によい行動をとれるような環境整備の一つとして、県内企業に対して健康経営の啓発を行うサポート企業登録制度の創設や、経営者を対象とした健康経営セミナーの開催等にも取り組んでいるところでございます。

今後も現状分析を行うとともに、より効果的な対策を検討しながら、引き続き健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 企業も健康経営の取り組みが重要かと思えます。

健康寿命サポートサイトでは、食事のバランス、運動生活習慣、口腔ケア、がんや介護予防など、日ごろから気をつけていくことが、詳しく説明されておりました。執行部の方と確認していく中で、生活習慣病、つまり糖尿病、高血圧症、がん、循環器疾患などの予防は、食事の習慣を若い年代、幼児や小学生のころから取り組むことが大事ですというふうに言われています。おいしいものには味が濃いものが多い、つまり塩分摂取量が多いように思います。ふだんから薄味になれることを薦めたいというお話でもありました。

さて、健康寿命の延伸には、健康診断の受診が必要であります。第3期宮崎県医療費適正化計画の位置づけには、「健康と長寿は国民誰もがの願いであることから、今後は、治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていく必要があります。とりわけ、生活習慣病の予防は、国民の健康を確保する上で重要であるのみならず、治療に要する医療費の減少にも資するものです。」とあります。

さらに、第2期実績に関する評価では、特定健康診査の実施率、特定健康診査については、「国において、平成29年度までに、対象者である40歳から74歳までの70%以上が特定健康診査を受診することを目標として定めており（中略）本県の特定健康診査の実施状況については、平成28年度実績で、対象者475,939人に対し受診者は213,131人であり、実施率は44.8%となっている。」とありました。先ほどの70%の目標に対しまして、44.8%ということになります。この実施率を高めることが重要であります。

そこで、生活習慣病の予防が重要であります

が、市町村国保における特定健診の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の市町村国保の特定健診実施率は、全国平均と比較しても低くなっておりまして、実施率向上が課題となっておりますので、市町村におきましては、文書、電話、訪問による受診勧奨のほか、休日の集団健診、がん検診との同時実施等の受診機会の拡大などに取り組んでいるところでございます。

また、県におきましても、保険者協議会等と連携して、特定健診の重要性を広く県民に啓発するとともに、かかりつけ医からの受診勧奨など、医療機関と連携した取り組みについて、市町村の支援を行っております。

今後は、さらに市町村の取り組みの効果を高めるため、より有効な実施方法の検討や好事例の横展開を図り、実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

昨年6月の定例議会におきまして、引退いたしました我が会派の新見昌安議員も、糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防について質問しておりました。

要約いたしますと、「①糖尿病が強く疑われている人が2016年に推計で1,000万人に上った。②これを放置すると、腎不全を発症して透析治療に至ったり、失明や脳卒中などを引き起こし、生活に重大な支障を生ずるおそれがある。よって、糖尿病の発症予防、重症化予防、合併症重症化予防において取り組むべきである。③診療報酬明細書（レセプト）を有効活用することにより、健診未受診者からの抽出や併発疾病

等の確認が可能となる。合併症が懸念される糖尿病治療中断者への対策として、未治療者や治療中断者の抽出が可能となるレセプトデータの活用は有効である」という内容の話でありました。

新見議員より、「県内市町村のレセプトデータの活用状況はどうなっているのか」という質問に対しまして、「県では、糖尿病専門医、かかりつけ医、市町村などの関係者が情報交換を行う場を設けている」という答弁でありました。

もう一度繰り返しますが、重症化を防ぐための未治療者や治療中断者への対応に、ますます市町村への主体的な取り組みが重要だと考えます。

全国知事会における「健康立国宣言」に基づく重症化予防の先進・優良事例集によれば、埼玉県では、国保連合会が市町村国保のデータ分析を外部業者へ委託し、受診勧奨のリスト作成から通知作成まで外部業者が実施して、市町村業務の負担の軽減を図っています。また、高知県では、県と国保連合会の連携により対象者抽出ツールを作成し、2018年度より国保連合会での受診勧奨のリストアップを実施し、リストを市町村へ提供していることなどが紹介されております。そのほか、福岡県、佐賀県、長崎県の糖尿病性腎症重症化予防、治療中断者の対策等の先進事例を紹介されております。宮崎県の事例もございました。

そこで、糖尿病の治療中断者に対する市町村の受診勧奨について、本県における対応を、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきましては、埼玉県の取り組みを参考としまして、平成29年8月に県や医師会等の5者で、糖尿病

予防等の標準的な取り組みとなる指針を策定したところであります。

指針に基づきまして、全ての市町村が、国民健康保険加入者の特定健診の結果から糖尿病が疑われる対象者を抽出した上で、さらにレセプトデータにより、医療機関受診歴のない方や治療を中断した方を抽出し、受診勧奨に取り組んでおります。

また、重症化予防の取り組みを円滑に進めていくためには、市町村と医療機関との連携が重要であることから、昨年度、「宮崎県糖尿病・慢性腎臓病対策検討会」を設置しまして、指針に基づく取り組み状況の評価や対策を検討するとともに、糖尿病専門医などの医療関係者と市町村保健師との連携強化を図っていくための研修会を開催したところであります。

引き続き、こうした取り組みの充実を図り、積極的に市町村を支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 これからも、生活習慣病の合併症予防を含む重症化対策の強化をしていただきたいと思います。我が党も「希望ある幸齢社会の実現」に向けて、生活習慣病を初め、認知症の施策、介護サービスの充実、がん対策の強化、肺炎予防、そして住みよいまちづくりをトータルで実施して、健康寿命の延伸を推進してまいりたいと考えております。

一点、ここで、御報告と御礼を申し上げます。

本年2月の定例議会で、骨髄バンクドナー登録の推進事業に対して要望しておりました件でございます。その推進に当たって、宮崎県と日本赤十字社宮崎支部と骨髄バンク推進連絡協議会の3者が一堂に会し、実務者会議の開催を知事に要望しておりましたところ、早速、去る5

月15日に県庁7号館において、第1回実務者会議が行われました。

会議では、臓器移植、骨髄移植普及推進街頭キャンペーンの実施やドナー休暇制度の周知、ドナー登録時の説明員養成に県から保健師さんが参加するなど、具体的な活動内容が固まり、バンク連絡会議のメンバーも感謝しております。これからも協同し、御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、県内産業の振興について伺います。

先日7日の宮日新聞に、「2018年度の本県農水産物の海外輸出額が55億4,430万円と過去最高を更新した」とありました。「昨年度比で9億240万円、19%の増加で、そのうち輸出額の74%を占める牛肉が堅調に伸びている。そのほかアフリカ向けのサバ、香港などへのカンショも好調」とありました。大変うれしいニュースであります。

一方、政府は、2019年に1兆円達成を目指すことを掲げ、我が国全体の農水産物輸出も好調でありますけれども、前年比12.4%増の9,068億円を記録し、ほぼ確実と、その目標に向けて進んでいるところでございます。

そこで、確認でありますけれども、本県の基幹産業である農畜産業の算出額をまず伺います。また、今後も拡大が期待される農畜産物輸出額について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 昨年末に農林水産省から公表されました2017年の本県の農業算出額は3,524億円で、畜産部門の増加等によりまして、2年連続で3,500億円台を維持しております。

次に、先ほど御質問にありましたように、先日公表いたしました2018年度の農畜水産物の輸

出額は約55億円でございます。そのうち、農畜産物の輸出額は、前年度よりも約6億円増加して約48億円となり、7年連続で過去最高を更新したところでございます。

○重松幸次郎議員 ますます期待が高まります。世界的な和食ブームや、環太平洋経済連携協定（TPP）の発効を背景に、ますます伸びていくものということで、絶好の機会が到来しております。他県との競争にも負けない取り組みが重要であります。

そこで、今後の輸出促進に対する県の取り組み方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 国内市場の縮小が懸念される中、輸出は、新たな販路を開拓する有効な手段であり、今後も輸出を伸ばしていくためには、輸出先のニーズや基準に合った品目の拡大と産地の育成を図っていくことが重要と考えております。

このため県では、有望な市場に対してプロモーション活動などを実施するとともに、新たに輸出先や品目ごとの取り組み方針を示しながら、アジアを初めとする世界市場への販路拡大を進めてまいりたいと考えております。

例えば台湾に対しましては、春節需要や残留農薬基準に対応したキンカンの専用産地づくりに取り組みますとともに、EUに対しては、ミヤチク都農新工場の安全性や品質の高さなどを前面に打ち出して、宮崎牛の戦略的な取引づくりなどにより、さらなる輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 政府は、農林水産物、食品の輸出拡大に向けて、各国との交渉や衛生管理審査などの業務を一元化する新体制を来春にも発足させると発表いたしました。これは、相手

国の食品安全規制に迅速に対応し、交渉に機動性を持たせることが狙いで、省庁間を横断する司令塔を農林水産省に設けて、手続を迅速化する方針であります。

こうした方針は、高齢化や担い手不足が深刻化する中、生産者と事業者と自治体との連携強化が進み、農林水産業の再生につながるものと期待されております。本県の農畜産業の振興に今後どのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 農畜産業を取り巻く情勢は、TPP等に代表される国際競争の激化、また、高齢化等による担い手の減少、労働力不足といったさまざまな課題に直面しているところであります。

一方で、この農畜産業は、本県の強みであります。最近明らかになった情報であります。ことし引退されたイチロー選手は、大変宮崎牛を気に入っていただいて、定期的に取り寄せておられたと。本県は、世界と勝負できるものがたくさんあるなということを改めて感じたところではあります。外貨を稼ぎ、地域経済を牽引する産業として、持続的に発展させていくことが大変重要であると考えております。

そのため、「人財育成・確保」の観点からは、未来を担う多様な担い手への支援の充実や、産地が有する経営資源を円滑に承継する新たな仕組みの構築、「生産力向上」の観点からは、ICTやAI等を活用したスマート農業の取り組みなどによる生産基盤の強化、さらに「販売力強化」の観点から、世界市場をターゲットとした輸出促進やフードビジネスのさらなる振興などに、積極的に取り組んでいくこととしております。

今後とも、農業者が夢と希望を持てるよう、

関係機関とも十分連携をしながら、本県農畜産業の成長産業化を一層加速させてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。先ほど農政水産部長の御答弁にもありましたEU向けの基準に対応した食肉加工工場が、都農町に新たに建設、整備されました。EUのみならず、アジア・中近東も視野に入れて、輸出拡大に力を入れていただきたいと思います。また、農畜産とあわせて、水産業、林業、同時並行で取り組みを強化していただきたいと思います。

次に、宮崎市の中心市街地構想についてお願ひいたします。

現在、宮崎駅東口から宮崎港に直結する道路が整備されつつあります。また、宮崎駅周辺での民間複合商業施設の建設が始まりました。これから、宮崎駅西口駅前広場の整備や県営プールの建設、また宮崎市庁舎の建てかえ計画などが予定され、県都宮崎市の中心街に新たな人の流れとにぎわいが起こると期待されています。

個人的な考えであります。これを機に市民の利便性、また耐震・安全性、快適性、そしてスマートでコンパクトな街を見据えて、中心市街地の再開発を官民挙げて想起してほしいと願っております。

私も機会あるごとに、経済・企業団体の方々、また、商店街の代表と意見交換をしております。今議会が終了いたしましたら、我が党の市議団と一緒に、行政庁舎を起点とした先進地視察に向かおうと計画をしております。中長期的に、これから専門家や先進地を訪ねて、じっくりと構想を膨らませていき、若者が集う、定着する、また文化が根づく、日本のひなたが具現化するようなまちづくりを、県と宮崎

市で目指していただきたいと思います。

そこでまず、宮崎市の中心市街地のまちづくりには、県と市の連携が重要と考えます。県策定の都市計画区域マスタープランにおいての位置づけはどのようになっているのか、県土整備部長にお願ひいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県の都市計画区域マスタープランは、都市の将来像や都市計画の基本的な方向性を示すもので、宮崎市を初めとする関係市町としっかり意見交換を行って策定をしております。

この中で、宮崎市を含む中部圏域都市計画区域マスタープランでは、宮崎市の中心市街地は、県全体の連携・交流のかなめとして、政治、経済、文化など、さまざまな高次都市機能の強化を図るとともに、商業、業務、交流及び居住機能が集約した、快適で活気あふれるまちづくりを目指す地域と位置づけております。

また、市の都市計画マスタープランにおきましても、県の中心としての役割を担う中核拠点として、さまざまな都市機能の集積など、同様の方針が位置づけられており、今後も宮崎市と連携して、中心市街地のまちづくりに必要な取り組みを進めてまいります。

○重松幸次郎議員 これからまた、しっかりと調査をして、商工観光の立場でも、また議論してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、防災減災についてお願ひします。

先月10日午前8時48分ごろ、日向灘を震源とする地震があり、宮崎市と都城市で震度5弱の揺れを観測しました。気象庁によりますと、震源の深さは25キロ、地震の規模、マグニチュードは6.3と推定されました。久しぶりの大きな揺れを体感し、被害は出なかったものの、驚きと

ともに、やはり南海トラフ巨大地震と津波が起こるのだろうと改めて思った次第であります。まずは、身の回りの安全対策、そして3日分の水、非常食などの備えを、我が家でも確認したところであります。

さて、県土整備部長にお伺いします。

県では、今回の補正予算において、県単独公共事業で県土整備部が取り組む「防災・減災、国土強靱化対策事業」の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の補正予算における「防災・減災、国土強靱化対策事業」では、国の3か年緊急対策による補助公共・交付金事業との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる事業に取り組むこととしております。

具体的には、交付金事業による国道などの緊急輸送道路の整備に合わせ、これに接続する県道を、避難所までの避難ルートとして、今回の県単独公共事業で整備するとともに、河川でも同様に、交付金事業による河道掘削に合わせ、護岸を整備し、浸水被害を軽減するなど、3か年緊急対策と一体となった取り組みを集中的に実施することとしております。

県としましては、国や市町村、建設業団体等と連携を図りながら、円滑な事業の執行に努めるとともに、県土の強靱化対策を効率的・効果的に進めてまいります。

○重松幸次郎議員 しっかり整備をお願いしたいと思います。国の3か年緊急対策、また、今回の補正予算と合わせて、道路、河川、砂防工事、治山や漁港の整備が進むことは、よいことでもありますけれども、これで万全ではありません。南海トラフ巨大地震と津波は、恐らく30年以内に80%の確率で起こるであろうと言われて

おります。

そうした南海トラフ巨大地震が発生した場合の県民がとるべき行動について、改めて危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 南海トラフ巨大地震につきましては、激しい揺れと巨大な津波から、いかに県民の命を守るかが最も重要な課題であり、そのためには、県民一人一人に自分の身を守る行動をとっていただく必要があります。

具体的には、地震が発生した場合には、まずは頭を保護し、大きな家具などから離れ、丈夫な机の下に隠れるなど、周囲の状況に応じて、慌てずに地震の揺れから身を守ることが大切です。

また、津波の浸水が想定される地域においては、揺れがおさまったら、迅速に高台や高いビルなどの避難場所へ逃げる必要があります。津波から身を守るには、安全な場所に逃げるしかありません。

県といたしましては、東日本大震災や熊本地震などの教訓を生かしながら、さまざまな機会を通じて、引き続き県民のさらなる防災意識の向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 災害、それは自助、共助、公助のうち、自助が基本であるということ、身を守る意識を常に持って対処していかななくてはならないというふうに思います。

防災のテーマの最後であります。熱中症対策でありますけれども、県立学校における普通教室のエアコン設置状況、また危険なブロック塀の改修状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校における普通教室のエアコン設置状況につきましては、

全55校中53校で整備が完了しております。現在残る2校におきましても整備を進めておりまして、今年度、全ての学校への設置が完了する予定であります。

また、危険なブロック塀の改修につきましても、昨年6月18日に発生しました大阪府北部地震の後、全ての県立学校において緊急点検を実施し、危険と判断したものの23校について順次改修を進めておりまして、今年度中には整備を完了すべく取り組んでいるところであります。

○重松幸次郎議員 小中学校では、まだ1年、2年かかるというふう聞いておりますが、県立学校においては、校舎の耐震化を初め、教室のエアコン、またブロック塀の改修は今年度中に完了するというところであり、素早い対応で安心いたしました。引き続き、安全対策、災害時の避難所対応もお願いしたいと思います。

最後の項目となりました。高齢者の自動車事故や、通学での痛ましい事故が多発しています。特に県内での通学路安全対策を強化していただきたいと思っております。

そこで、昨年の通学時における子供の交通事故の状況と、交通安全総点検の取り組み状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年の通学時における子供の交通事故は、全て軽傷事故で、発生が57件、負傷者が59名で、自転車乗車時に次いで、横断歩行中の事故が多い状況です。件数、負傷者とも減少傾向にあります。

交通安全総点検は、毎年、春と秋の交通安全運動に合わせて、警察と道路管理者、学校関係者、地域住民等が連携し、通学路等を中心に合同点検を行い、必要な安全対策を進めております。

昨年は、県内で156カ所を点検し、警察としま

しては、一時停止や横断歩道の補修、信号サイクルの調整など、124カ所について改善措置を実施しております。

○重松幸次郎議員 県内156カ所の点検を終了し、必要な改善措置が進んでいるということで、了解いたしました。

さらに、今後の通学路の安全対策について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 先般発生しました滋賀県大津市の痛ましい事故を受けまして、通学路及び園児等の移動経路等の安全を確保するために、過去5年間に子供の重傷事故が発生した交差点と改善要望のある箇所を抽出の上、警察と道路管理者、教育委員会、地元住民等との合同点検を行い、必要な対策を実施していくこととしております。

○重松幸次郎議員 通学路における事故が起こらないように、さらに継続して通学路の安全、総点検をお願いいたします。

また、交通安全対策とあわせて、変質者による被害が抑制されますように、警察官によるパトロール強化もお願いしたいと思います。安全・安心な宮崎を、よろしく願いいたします。

最後に、いま一度、防災・減災につきまして、宮日新聞には、本日こういう記事が出ておりました。東京大学大学院の片田教授が、延岡で8日に、「想定外の災害が続く今の私たちにできること」というテーマの講演をされたときの記事でございます。

南海トラフ巨大地震について、「高齢者は諦めがちだが、過剰におびえては駄目。地域全体で向き合うことが健全であり、対応策を住民みんなで積極的に考えてほしい」。また、全国で頻発している豪雨災害についても言及されております。「防災対策が行政依存になり、『防災

過保護』になってはいけない。災害時、行政は全員に個別対応はできない。行政は全力で支援する立場になり、住民が主体的姿勢で臨む防災対策に転換する必要がある。自分の命は自分で守ってほしい」と、このように片田教授も強調されております。しっかりと安全対策を行ってまいりたいと思います。

以上で質問を全て終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡です。通告に従い、質問をさせていただきます。

今回の質問は、知事の3期目に向けた政策提案「ともに築こう「みやざき新時代」」の研究資料をもとに組み立ててみました。

まず最初に、国文祭・芸文祭の参加者数は、知事の指標で100万人以上とあります。昨年の大分大会では、開催日数がほぼ同じで、参加者は230万人以上となっています。大分県の担当者にお話を伺うと、準備段階では盛り上がりにかけていたが、早くからの種まきをしたことで、大分県全18市町村で多くの参加をいただいたとのことでした。

そこで、2020年国文祭・芸文祭へ向けた種まきとして、これまでの広報の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、総務部長に県庁5号館の活用についてお伺いいたします。

県庁5号館は、昭和元年(1926年)に建設され、曳家工法により、現在の位置に移動し、保存されました。そこで、この5号館の活用について提案いたします。

私は、2年前、義務化されたストレスチェックについての一般質問を行った際、企業の取り

組みで寄り道部屋を準備し、仕事帰りに立ち寄り、職員のたまり場となっていることを紹介しました。そこで愚痴をこぼしたり、会話をしたりして帰ることで、リフレッシュできるそうです。知事を目指す県庁改革において、プロフェッショナル人材の養成も大切ですが、同じ県庁マンとしての仲間を知る場所、悩みを話せる場所づくりも必要な時代ではないでしょうか。

まず県庁の職員お一人お一人が大切な人材であり、財産です。職員の皆さんが安心と希望あふれる未来へ前進できる環境として、5号館の活用を検討いただきたいと考えております。

そこで一句、サラリーマン川柳2019の優秀句は、「五時過ぎた カモンベイビー USAばかり」でありました。

以上、壇上からの質問を終わり、以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(渡邊浩司君)〔登壇〕お答えいたします。

国文祭・芸文祭におけるこれまでの広報の取り組みについてでございます。

国文祭・芸文祭を多くの県民の皆様にご覧いただき、大会の成功に向けた機運の醸成を図るため、県では、年度ごとに広報の方針を立て、計画的に実施をしているところでございます。

昨年度は、大会の認知度向上を図るため、知らせることを目的に、できるだけ多くの方々に、まずは知っていただけるよう、公募した大会ロゴマークをさまざまな広報媒体で活用するとともに、大会公式ホームページですとかフェイスブックなど、各種媒体での情報の発信に取り組んでまいりました。

そして本年度は、「広める」ことを目的とい

たしまして、より幅広くPRを展開するため、4月の公式ポスターの発表や、500日前となります6月の大会カウントダウンボードの設置、さらには、県立美術館で開催されました藤城清治美術展など、芸術文化に関するイベント等を活用した広報活動にも積極的に取り組んでいるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（武田宗仁君）〔登壇〕 お答えします。5号館の活用についてであります。

県庁5号館は、大規模地震などの災害時には一時的な避難場所として使用するなど、防災拠点庁舎の補完的機能を担う施設として活用することとしております。

また、この建物は、昭和元年に竣工し、平成20年に宮崎市の景観重要建造物に指定された歴史的な建造物でもありますことから、竣工当時の姿を再現した多目的ホールに改修し、平時においては、災害時での機能を損なわない範囲で、会議や催事などに活用ができるよう検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

国文祭・芸文祭に向けて、多くの県民の関心を引きつける大会とするには、これまでどおりの広報ではなく、民間を巻き込んだPRが必要と考えますが、今後の取り組みについて、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭を県全体で盛り上げ、大会開催後も芸術文化の振興や地域の活性化につなげていくためには、民間企業などと連携した広報が大変重要であると考えております。

このため県では、県内の小・中・高校生が文

化体験やイベント等取材しまして、地元新聞紙上で広く紹介いたします「キッズプレスプロジェクト」を初め、宮崎ブーゲンビア空港の日向神話のスタンドグラスとタイアップをしました神楽などのステージイベントやパネル展の実施など、民間企業等との連携を図っているところでございます。

今後とも、先日開催した県実行委員会でお知らせしました民間企業等からの御意見や御提案も取り入れながら、効果的な広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 大分県の実績の中でバリアフリーツアーなどが大変好評だったということで、参考になるのではないかと思いますので、どうぞ御検討をよろしくお伺いいたします。

次に、東京ビルの再整備について、昨日、西村議員からも質問がありましたが、昨年度、サウンディングに参加し、検討を進めていることがわかりました。そこで、保護者からの声で、今後、学生寮は男子だけでなく、女子も利用できるよう検討してほしいという相談がありました。総務部長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 東京ビルの再整備に伴う学生寮のあり方につきましては、その必要性を初め、設備や機能のニーズを把握するために、学生やその関係者に対しまして、アンケート調査などを行いながら、検討を進めているところであります。

御提案のありました件につきましても、その中で検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞいろいろ検討していただきたいと思っておりますし、東京ビル出身の学生が、ともに暮らした仲間と活躍し、将来、宮崎にUターンして帰ってきていただけることも期待したいと思っております。

続いて、3番目になりますが、県土整備部長に、前回に引き続き株式会社大建の問題についてお伺いいたします。

ことし2月に刑事告発に至った経緯とその告発の内容、さらにその後の状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 株式会社大建からありました経営事項審査における申請につきましても、昨年8月から、過去にさかのぼって詳細に調査をしたところであります。

その結果、複数年にわたる多額の虚偽が認められ、また、県の実施した立入検査においても偽証等が行われていたことが明らかになったところであります。

そのため県では、ことし2月26日に建設業法違反として、株式会社大建を刑事告発し、現在、捜査機関や司法の状況を見守っているところであります。

○有岡浩一議員 3月の立入検査において虚偽報告を見抜けなかった原因として、立入検査マニュアルがなかったとしても、余りにも事前の準備不足であり、県としての失策であります。私自身、県議会議員の一人として大きく責任を感じているものであります。

そこで、県として何らかの責任をとるべきではないかとの声がありますが、どのように応えるのか、再度、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 昨年の経営事項審査における虚偽申請の問題により、建設業界や県民の皆様にお迷惑をおかけしたところであります。県としての対応は不十分であったものと考えております。

このため、このようなことが二度と起こらないよう、原則、事前通告を行わずに検査を実施することや、資材納入業者等への確認の強化、

行政機関への調査など、検査における具体的な手法を盛り込んだ立入検査マニュアルを今回整備したところであります。

今後、反省に立ちまして、このマニュアルに基づく検査を徹底してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 次に、平成30年台風24号において浸水被害を受けた、宮崎県管理河川内の樹木及び河床土砂堆積物の除去による防災・減災対策の要望が各地からありました。

そこで今回、3か年緊急対策において、河床土砂堆積物の除去にどのように取り組んでいけるのか、また、その後の対応についても県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川の堆積土砂除去につきましても、これまで年間約10万立方メートルを県単独事業で実施してきたところであります。

近年頻発する甚大な浸水被害を受け、県では昨年、重要インフラの緊急点検で抽出された、過去に浸水被害が発生した箇所について、令和2年度までに、国における「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の交付金事業により、県管理の158河川において、約200万立方メートルの河道掘削や樹木伐採を実施し、浸水被害の軽減を図ることとしております。

しかしながら、まだまだ河道掘削等が必要な河川が多数残っており、今後も多額の財源を要することから、3か年緊急対策後の新たな財政措置について、しっかりと国に要望してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、答弁いただきましたが、3か年緊急対策事業後にも、やはり継続した事業の取り組みが必要だと考えておりますので、ぜひとも知事におかれましても、国への要望と

して今後取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、最近よく耳にするプラスチックごみ問題であります。

まず、廃プラスチックの再資源化に向けた県内の状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内の廃プラスチックの量は、平成29年度推計で約10万トンとなっております。その内訳は、事業所から排出される産業廃棄物約6万トンのうち、約2万5,000トンが有償物取引やリサイクル製品として再資源化されております。

また、家庭から排出されます一般廃棄物約4万トンのうち、容器包装リサイクルで回収された約9,000トンが再資源化され、残りにつきましては、燃えるごみとして混在したまま、収集・焼却処理されております。したがって、産業廃棄物と一般廃棄物を合わせた廃プラスチック全体の再資源化率は、34%にとどまっているところであります。

このため県では、ごみの減量化やリサイクルの取り組みに対して助成する「4Rアクションサポート事業」や、事業者の先進的なリサイクル施設の整備に対する補助のほか、ごみ減量化リサイクルテキストによる県民への普及啓発などに取り組み、再資源化率向上を図っているところであります。

○有岡浩一議員 ただいま御答弁いただきましたとおり、ぜひともリサイクルという部分では、事業者の先進的なリサイクル施設の整備を行い、県内においても、しっかりとリサイクルに取り組み再利用できる、そういった設備の充実も必要ではないかと思っておりますし、先ほど御紹介がありました「4Rアクションサポ-

ート事業」、これは宮崎県4R推進協議会において取り組まれている事業であります。申請受け付けが本日から来月12日となっております。ぜひとも先進的な取り組みやモデル事業とつながることを期待し、4Rアクションサポート事業の推進を強く要望してまいります。

次に、商工観光労働部長にお伺いいたします。

新宿みやざき館KONNEを核として、首都圏の情報発信や販路拡大にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 新宿みやざき館KONNEでは、昨年4月のリニューアルにより新設しましたイベントスペースやレストランなどを活用し、首都圏での情報発信や県産品の販路拡大に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、県内事業者や市町村等による催し物を行う場として活用されているほか、県では、「本格焼酎の日」や農産物の旬の時期に合わせた発信力の高いイベントなどを行い、本県の「食」を初めとした魅力の発信に努めているところであります。

特に今年度は、東京オリンピック・パラリンピックを来年に控え、本県の魅力を国内外に発信する絶好の機会となりますことから、周辺の店舗や宮崎ゆかりの飲食店等とも連携したイベントに取り組むこととしておりまして、今後とも、新宿みやざき館KONNEを核として、さまざまな関係者と連携しながら、さらなる情報発信や販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 新宿みやざき館KONNEにおきましては、一般の利用者の方から、宮崎の

情報を尋ねられたり、今の時期でしたら、ジャガランダの紹介をさせていただいたり、高千穂町のお尋ねがあったり、そういった意味では、この核になるKONNEをさらに充実させる必要があると思いますが、やはり宮崎県出身の県人会、こういった人たちのつながりをさらにさらに強めていただきながら、関東一円に広がっていくようなネットワークをつくっていただくことを切にお願いしまして、宮崎ゆかりの飲食店との機会を今後ともつくっていきたく思っております。

それでは、7番目になりますが、農政水産部長にお伺いたします。

農林水産省のプレスリリースによると、今月から農薬危害防止運動の実施となっておりますが、農薬による事故防止などの指導が強められる中で、本県の取り組みの状況について、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 農薬危害防止運動は、農薬の使用に伴います事故・被害を防止することを目的に、毎年6月から8月の3カ月間、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理等の啓発活動に取り組んでいるものであります。

本県では、農政水産部と福祉保健部など関係部局が連携し、市町村やJA、農薬販売店等の協力のもと、農薬適正使用ポスターの作成・配付、医療機関への農薬中毒と治療に関する資料の配付、農業改良普及センター等による農家を対象とした講習会での適正使用の啓発、西臼杵支庁農林振興局などによる農薬販売店への立入検査などに取り組んでおります。

県といたしましては、引き続き、農薬の適正な使用や販売について、あらゆる機会を通じて啓発や指導を行い、農薬の危害防止に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 約3カ月間の取り組みでありますけれども、その間に、きめ細かい指導が必要だと思っております。その中でも、農家の場合は農薬を使い切ることが多いわけですが、一般の方が農薬を使用した場合、容器等に農薬が残ったりすることが多々あると思っております。

そういった場合、家庭ごみとして処理できないということもありますので、農薬の適正な処分が必要であります。その場合、どのような処分方法があるのか、再度、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 一般の方が家庭菜園の管理等で農薬を購入し、使用する際は、使い切ることを基本といたしておりますが、使用期限の切れた物や使い切れなかった農薬が出た場合は、購入した販売店や処分業者等に依頼し、処分を行っていただく必要がございます。

このため、県といたしましては、農薬販売店として届け出のあったJAや店舗への立入検査時などに、購入者に対し、余った農薬の適正処分を啓発いただくよう指導しているところでございます。

今後とも、農家のみならず、一般の方々の農薬使用に伴う事故・被害を防止するために、農薬の適正な処分について、しっかりと啓発してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、家庭ごみ、または河川に流すことのないように、産業廃棄物として適正な処分を、この機会に周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、岐阜県周辺では、豚コレラの終息が見えない中、海外では、アフリカ豚コレラ等が近隣国に蔓延しております。

そこで、本県の家畜防疫対策への取り組み状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） アフリカ豚コレラは、ワクチンがなく致死率が非常に高く、深刻な家畜伝染病でありまして、そのウイルスが海外旅行者が持ち込みます肉製品から見つかることに対しまして、強い危機感を持っているところでございます。

このため、まずは県内への侵入防止を図るために、防疫協定に基づく空港やホテルなどでの靴底消毒や、旅行代理店等を通じた海外旅行者への注意喚起など、水際防疫の強化に取り組んでいるところでございます。

また、防災メールによる最新情報の発信や防疫会議、農場巡回指導等を通じて、農場や地域での防疫徹底を指導しながら、養豚場での発生を想定した防疫演習も実施し、迅速な防疫措置についても確認しているところでございます。

さらに、国に対しましては、検疫探知犬の活用など、水際防疫の強化を要請しているところでございまして、今後とも緊張感を持って、家畜防疫にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 口蹄疫以降、宮崎県の防疫体制は大変充実していると思っておりますが、まだまだ油断することなく対応する必要があると思っております。

その中で、先ほど知事からも御紹介がありましたが、先日、地元紙で紹介された、アメリカの地で10数年前から宮崎牛を鈴木一朗氏が取り寄せていただき、広めてもらっていたという大変うれしいニュースがございました。

私もニューヨークの店を数軒回ってみました。宮崎牛のブランドが確立されておりました。これからさらに世界に広げていくために

も、対策の一丁目一番地は、安全であることであります。防疫対策の重要性を関係者と共有すべきだと考えております。今後とも、しっかりと防疫体制で販路拡大、そして宮崎牛のブランドの確立をさらに広げていただいて、今後はヨーロッパ等、さらに広がっていくだろうと期待しておりますので、防疫体制の充実をみんなとともに取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、9番目になりますが、違法薬物の密輸入防止に向けた水際対策について、警察本部長にお伺いいたします。

先日、静岡県の沖合で、不審船からおよそ1トンの覚醒剤が見つかったニュースが飛び込んでまいりました。地方都市部からの密輸が危惧される中、本県の取り組みについてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 違法薬物の密輸・密売につきましては、暴力団等の犯罪組織が深く関与していることから、空港や港からの密輸入を阻止することが非常に重要と考えております。

したがって、警察では、空港や貿易船が寄港する港は税関と、また沿岸部は海上保安庁との緊密な連携を図り、違法薬物の水際対策を行っております。

○有岡浩一議員 地方空港が狙われるとか、いろんな話題がある中で、県民の意識の中で、こういったものをどうやって防ぐのか、私どもライオンズクラブでも、小中学生に薬物乱用防止教育を続けております。そういった意味では、水際対策を今後ともしっかりとやっていただくことで、安全な地域づくりの一端を担っていただければと期待しております。

次に、10番目の質問に入らせていただきます

が、知事の政策提案に、「地域経済を支える産業の維持・振興」では、県が発注する物品の地元産品・地元企業からの調達を促進するとあります。

そこで、危機管理統括監にお伺いいたします。災害用備蓄品において、県が備蓄している物資で、県内で商品化されたものがどの程度備蓄されているのかをお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県におきましては、平成28年12月に策定いたしました宮崎県備蓄基本指針に基づき、食料や携帯トイレなど8品目の物資について、平成29年度から計画的に備蓄を進めているところでございます。

昨年度までの過去2年間に購入した物資につきまして調査をしたところ、県内の企業等により商品化されたものは確認できませんでした。

○有岡浩一議員 災害に対する備えをしている人の割合は45.5%。50%を目指したいということが記載されておりますが、県外の福祉施設の中には、7年保存の災害備蓄品をつくっているところがございます。また県内でも、水など商品化を進め、災害用備蓄品として活用することができるのではないかと考えております。

先ほどの携帯トイレなども今後検討することが必要でありましょうし、実は、第1回の防災技術講演会が宮崎市で行われた際、防災時の電源確保やトイレの備えなど、民間企業は、県内で製品をつくり、県外に広めたいと意気込んでいました。外貨を稼ぐ産業の育成をなし得たいということでございますが、やはり県内で、こういったものをつくっていく、そして県内で消費し、また県外にそういったものを流通させるという、そういった意味では、企業において、ピンチをチャンスに変える民間の知恵というものを我々も共有しながら、積極的に防災に向け

て取り組み、そして、安全・安心な環境として備蓄品の整備、こういったものを県民に強くアピールしていく必要があるのかなと考えております。

それでは続きまして、11番目になりますが、フードバンク支援についてお伺いいたします。

私は2年ほど前に、シドニーの郊外にありますオズ・ハーベストマーケットという、食料品が全て無料で提供されているスーパーに行ってみました。店舗に伺うと、スタッフが出迎えてくれまして、地元企業の協力、周辺住民のボランティアなどの、高齢者など生活弱者への支援意識の高さを感じました。

そこで、福祉保健部長にお伺いいたします。本県において、フードバンクに取り組む動きがありますが、どのような支援ができるのか、また今後期待される効果についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） フードバンクは、企業や個人から寄附などによる支援を受け、援助が必要な世帯に食料を提供する仕組みでございます。

現在、フードバンク日向や三股町社会福祉協議会では、直接食料を届ける取り組みを行っており、その世帯の課題の早期発見につながっていると受けとめております。

県では、現在、イベントの開催等を通じた食品の提供や、企業等からの支援などのマッチングを行っているところでございます。

また、私自身も、フードバンクを運営する方とお会いし、その意義を再認識するとともに、支援対象者の把握や、食材の調達・配送、運営資金の確保などの課題があると伺ったところであります。

今後とも、そうした課題を含むさらなるニー

ズの把握や活動の周知、取り組みが広がるための工夫などについて取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 この取り組みは、なかなかつながらないかもしれませんが、食品ロスということだけではなく、直接食料品をお届けすることで、家庭での課題の早期発見、または相談できる人間関係などが期待されます。県内各地に広がるためにも、このフードバンクのスタートアップ支援を期待したいと思っております。

続きまして、12番目の質問につきましては、危機管理統括監にお伺いいたします。

県総合運動公園において、南海トラフ巨大地震が発生したとき、津波浸水が始まる時間と、津波避難施設から避難者が退避できるまでにどれぐらいかかるのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県総合運動公園につきましては、津波の浸水開始時間は、地震発生後25分から30分と想定されております。

一方、津波による浸水の水位が下がる時間などにつきましては、解析が非常に困難で、このことは全国的にも課題となっているところでございます。

また、津波による浸水の水位が下がっても、避難場所の周りが瓦れきに埋もれることなども想定されるため、避難場所から退避できるまでの時間は、ケース・バイ・ケースになるものと考えております。

○有岡浩一議員 ケース・バイ・ケースということですが、一般的には2日前後かかるんじゃないかと言われているわけですが、次に、教育長にお伺いいたします。

津波避難施設に1日なのか2日かかるのかわかりませんが、どのような対策が必要か危惧さ

れる中で、県総合運動公園東側に整備される計画の盛り土高台について、避難誘導など、施設の関係者や利用団体と協議を行っているのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 盛り土高台の整備計画については、県土整備部等においては、これまで数回にわたって、宮崎県陸上競技協会などの競技団体と意見交換などを行ってきていると伺っております。私も前職で3月まで、県陸上競技場建設の関係で一緒にお話等を伺ってきたところでございます。

県教育委員会としましても、現在、県土整備部において、鋭意検討が進められていると伺っておりますので、今後、具体的な案を待って、県土整備部等と連携を図りながら、学校体育団体など関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 具体的には、学校体育団体、要するに、高校総体であれば高校の先生方、そして体育施設協会、こういったところとはまだ話をしていないというふうに伺いました。そういった意味では、現場の皆さん方と協議をすることによって、いろんな対策に必要なものが見えてくるというふうに思っています。

そこで再度、教育長にお尋ねしますが、この盛り土高台につきましては、高校総体を最大数として計画されております。学校体育団体の現場の先生方や指定管理者などの現場にいる方々の声も聞かれない中で、利用者がどのように安全に避難できると考えておられるのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 盛り土高台の整備につきましては、県土整備部において、緊急的かつ一時的な避難施設として、避難時の安全性を第一に、専門的な見地を含め、さまざまな観点

から検討されていると伺っているところであり
ます。

県教育委員会といたしましても、具体的な案
を待って、県土整備部とともに盛り土高台への
避難誘導について、関係団体の意見を伺いなが
ら、安全性を念頭に置いた対策に取り組んでま
いりたいと考えております。

○有岡浩一議員 私は、やはり現場主義という
んですか、現場の実態を把握することが必要で
あり、実際に利用される方の動線、人の流れ、
そういったものを把握しなければ、なかなか対
策はできないだろうと考えております。

例えば、ひなたスタジアムからおりていっ
て、どうやってそこまで行くのか、そういった
ものも関係者と話をすることが必要だと思っ
ております。

先日の打ち合わせの中では、県土整備部のほ
うで、専門家のシミュレーションでは大丈夫
だったというお話をされましたが、そういった
現場の細かいところのシミュレーションをして
いかなければ、なかなか現実的にはうまくいか
ない。災害が起きたときに想定外だったという
ような言葉で処理されるのではいけないと思っ
ております。そういった意味では、この盛り土
高台だけではありませんが、いろんな関係者と
対話をしていくという姿勢が必要だと思っ
ております。

そこで、対話という意味で、知事にお尋ねし
てまいりたいと思います。現場主義、対話と協
働を掲げる知事の政治姿勢において、県総合運
動公園の津波避難施設について、関係団体等に
説明と対話を行うべきと考えますが、知事の御
所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県総合運動公園の津波
避難施設の整備や避難誘導につきまして、避難

される方々の安全を確保するためには、施設を
利用される競技団体や学校体育団体など、幅広
く関係団体の御意見を伺うことが必要であると
考えております。

これまでも関係の皆様と意見交換を行ってき
たところではありますが、県総合運動公園が安心
して利用していただける施設となりますよう、
引き続き関係部局間でしっかりと連携を図りな
がら、より幅広く、関係の皆様との意見交換を
早急に行ってまいります。

○有岡浩一議員 ある意味では、一部の団体と
の協議は進んでいるけれども、まだ全く協議を
されていない団体もあるということですので、
やはりみんなの意見を聞くことが、最終的には
皆さんを安全に避難させるという目的につな
がるわけですから、そういった意味では、今まだ
協議をしていない、話をしていない団体があ
るとするならば、早く話をし、皆さんの御理解
が得られる努力をすべきだと思いますので、所
管がまたがっておりますけれども、知事のほう
からそういった指示を出していただいて、各担
当部署が動いていただくと。そういうことが
必要だと思っておりますので、ぜひとも知事
には、そのような積極的な取り組みを期待し
たいと思っております。

次に、株式会社大建の刑事告発について、現
状を見てみると、私はエコクリーンプラザ問題
と重なって見えてまいります。

エコクリーンプラザ問題について幾つか紹介
しなければなりませんけれども、平成15年当
時、地盤の補修工事を行うよう、現場から、く
いを打つことの提案を受けましたが、それが実
施できなかったということで、多くの課題が
あった問題であります。

これは平成17年度、宮崎県環境整備公社に在

籍された2人の担当者と副理事長が再三、文書を送っていただいて、私どもは目を通してはいるわけですが、公社が行った17年度役員5名の刑事告訴や、現在の民事裁判の不当な不正などについて読ませていただきました。

エコクリーン問題では、21年に、公社はなぜエコクリーン問題を17年度役員とコンサルタントと土地造成業者だけの責任と判断したのでしょうかということ、いろいろな原因と結果があると思いますが、いずれにしても、さまざまな案件の中で、6月28日に控訴審の判決があると伺っております。

河野知事は、「現場の声に耳を傾け、対話と協働で県政を進める」と公約されましたが、エコクリーンの真実がうそでなければ、今の問題を改めていく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、公社理事会で今後、対応を含め、慎重に審議されると思いますが、公社を設立したのは県であり、外部審査委員会を設立したのも県であります。知事としても十分な関心を持って、エコクリーン問題解決に適切な対応をしていただくよう要望し、業者だけに問題があるということではなくて、やはり関係者みんなが今回の問題に責任を持って対応していく、そういう姿勢が望まれると思っております。

その同じような視点から、大建問題について知事にお尋ねいたします。県は、「市町村との連携を常に行う」と言われておりましたが、今回の事案では、建設業者からホットラインの情報を得たにもかかわらず、都城市と連携は行っていないとのことでした。当時、県庁より都城市の部署に職員が出向していたにもかかわらず、確認しないなど多くのミスにより、今回の

告発に至ったと考えております。そのことに対して、行政の長として責任をとるべきではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県としましては、現在、刑事告発を行い、捜査状況を見守っているところではありますが、これら一連の対応の中で、立入検査を実施したにもかかわらず、県としての対応が不十分であったことなどから、県民の皆様の信頼を失うようなこととなっており、その責任を重く受けとめているところであります。

今後は、その反省を十分受けとめた上で、しっかりと気を引き締めて、経営事項審査を初めとする建設業法に基づく審査等を実施するとともに、先ほど部長が申し上げましたとおり、新たに作成をいたしました立入検査マニュアルに基づき、このようなことが二度と起こらないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 それでは、最後の質問になります。最初に質問いたしました、国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成を図るための知事の御所見を伺いたいと思いますが、多くの県民が参加する取り組みが必要だと思っております。そういった意味では、県民が参加しやすい土壌づくりということ、今後、取り組みの中で機運の醸成にどのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭に県民の皆様が主体的に参加されることは、機運の醸成はもとより、本県の文化芸術のすばらしさ、また地域の文化資源に対する認識を一層深め、県民の文化活動がより活発化するための契機になるものと考えております。

このため県では、全ての市町村を巡回してPRを行うフラッグツアアのほか、主に若者を対象としまして、大会情報やイベント等の広報を行うボランティアを募集する予定としております。若者から高齢者まで、多くの県民の皆様が参加できる取り組みについて、検討、準備を進めているところであります。

この国文祭・芸文祭は、東京オリンピック・パラリンピックと同じ年に開催ができると。オリンピックには必ず文化プログラムも伴うものでありまして、改めて日本全体の文化を見詰め直す、そのような機会に国文祭等を開催できることは、国内外で本県の文化を発信できる大きなチャンスであると考えております。県民の皆様様の御協力もいただきながら、全県的な盛り上がりを図り、宮崎ならではの大会とする。そして、それを将来にも結びつけていく、そのような大会にしてみたいと考えております。

○有岡浩一議員 昭和39年の東京オリンピックのときの聖火リレーを実際に行われた皆さん方、大先輩でたくさんいらっしゃるわけですが、そういった方たちが、そのときの思いをずっと今でも大切にしていられる姿を見まして、2020年が東京オリンピック・パラリンピックと同じ年であるということも一つのきっかけであります。例えば、県内全市町村を聖火リレーというようなもので結びつけ、そしてボランティアとして参加していただく、1万人ぐらいの規模でリレーをする。そういうことに挑戦する、そういった盛り上がりをつくっていくような、県民が何らかの形で参加し、ボランティアで参加していただけるような、そういう土壌を今回の取り組みとして提案したいと思っております。

また今後、国文祭・芸文祭が終わった後、レ

ガシーとてどういうものを目指すのかということも課題になりますが、1年前に文化庁から、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の施行について」が通知されております。やはり宮崎の今回の神話の源流を世界に発信するという思いで、宮崎の文化が、日本の文化として大きく世界に広がっていくような芸文祭・国文祭を目指して取り組んでいただくよう強く要望しまして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時00分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆様こんにちは。傍聴の皆様もお疲れさまでございます。

自由民主党串間市選出の武田浩一でございます。令和元年最初の質問ですので、一生懸命頑張りますので、執行部の皆様、元気よく、答弁をよろしく願いいたします。

ジョン・F・ケネディが大統領に就任したのは、知事や私の生まれる前の1961年、43歳でありました。「だからこそ、アメリカ国民の同胞の皆さん、あなたの国があなたのために何ができるかを問わないでほしい。あなたが、あなたの国のために何ができるかを問うてほしい。」名言であります。

国民の自立心が欠如すれば、国への要求ばかりがエスカレートし、政治家もそれに迎合して、あれもします、これもしますと聞こえのよ

い言葉を並べて、政治が安易な方向へ流れてしまう危険性があります。そうした風潮に敢然とノーを突きつけたのがケネディ大統領でした。その見識と勇気に目を開かされたアメリカ国民は、新しいリーダーとともに未来を切り開いていく決意を固めたのですが、わずか1年後に凶弾に倒れたことは、アメリカ一国だけではなく、世界の損失であったと思います。

さて、我が国日本は、本年5月1日から、新元号「令和」の時代に入りました。日本国民が幸せで心豊かに暮らせるよう、切望しているところでもあります。今こそ、ケネディのような高い見識と勇気を備えたリーダーの登場を願うとともに、私たち一人一人もその精神に学び、国のため、ふるさと宮崎のため、そして地域社会のために何ができるかをみずから問うときであります。

そこで、我々の宮崎県のリーダーとして3期目を迎えられた知事は、今議会において、人口減少対策としてさまざまな事業を計上されておりますが、20年、30年後の宮崎の未来をイメージされ、どう県づくりを進めていかれるのか、お伺いいたします。

あとは質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

これまで経験したことのない本格的な人口減少時代を、本県も、我が国としても迎えているところではありますが、本県としましても、人手不足や超高齢化、中山間地域の維持など、さまざまな課題に長期的視点を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

このため県では、2030年を展望した長期ビジョンを策定しております。その中では、一定

の経済的安定を基盤とした上で、人々や地域のきずな、安全・安心な暮らし、豊かな自然や良好な環境などが調和した「新しいゆたかさ」の構築に向けまして、基本目標を「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」と定めております。人口減少対策を初めとするさまざまな施策に取り組んでいくこととしております。

今後とも、将来を見通しながら、安心と希望あふれる未来を築き、「持続可能な宮崎県の土台づくり」に取り組む必要があると考えているところでありまして、今議会にも新たに設置を予定しております基金、その予算を提案させていただいているところではありますが、これをしっかり活用しながら、人口減少下にあっても、活力ある県づくりというものを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○武田浩一議員 昭和、平成と、世界では経済や社会の進歩をはかる指標の一つとして、GDPが使われてきましたが、知事の言われる「新しいゆたかさ」とは、ブータン国王が提唱されたGNH(国民総幸福量)に近い感じがするのですが、知事の考える新しいゆたかさの具体的なイメージをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど、「新しいゆたかさ」を構成する要素として、人々や地域のきずな、安全・安心な暮らしなどを掲げたところではありますが、本県には、経済計算などの統計データでは必ずしもあらわすことのできない魅力や特色が多くあると、常々感じているところでもあります。

例えば、県外から転居してきた方々に話を伺いますと、「地域で優しく受け入れてくれた。大変この宮崎はいいところだ」と言っていたことがあります。これは、本県の温かい県民

性や人のつながり、地域での支え合いが残っているからだというふうに思いますし、県外からスポーツキャンプ等で来られる関係者に話を伺いますと、「肉や魚はもちろんおいしいんですが、野菜がおいしい」と。当たり前のように宮崎の方が食べているものがこんなにおいしいのかということ、そういう方の話を通じながら、よく実感することがあります。

本県には、自然や食、伝統文化などの地域資源が豊富にあると考えております。一昨日、坂口県議が田辺知事のコメントを紹介されたところではありますが、昔から、宮崎の宝というものは数々あるということ、そして、それをいかに磨いていくかということで、地域づくりに取り組んできたわけでありまして、しっかりと、それが形になりつつあるものもあるわけでありまして、本県の持つ、このようなすばらしい宝に一層磨きをかけていく、そして経済的な豊かさとお金にかえられない価値の両方が調和して、心豊かに暮らせる「新しいゆたかさ」を感じることが出来る宮崎県づくりに、県民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。ブータン国王は、持続可能かつ公平な社会経済開発、自然環境の保護、伝統文化の保護と振興、よき統治の4つの柱で国を運営されております。まさに、令和の宮崎県にふさわしい考えではないかと思っておりますので、人口減少下にあっても、活力ある経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和し、心豊かに暮らせる宮崎県づくりに県民一丸となって、知事のもと取り組んでいきたいと思っております。

次に、人口減少対策・地域活性化について質問させていただきます。

人口減少対策基金を活用する事業は、幅広い

分野にわたっています。特に力を入れていく部分はどこか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 今議会におきましては、30億円の人口減少対策基金の設置とともに、これを活用しました約6億円の新規事業をお願いしているところでございます。

基金を活用する事業の中で、例えば移住・定住の促進につきましては、国が地方創生推進交付金で移住支援金制度を創設する中、本県独自の課題に対応するため、対象要件の拡大を図るなど、国を上回る措置をあわせて講じることとしております。

このように、移住希望者を直接支援する施策を幅広く展開することに加え、本県が選ばれる地域となるよう、産業の魅力向上や子育て環境づくり、人財育成・確保等の施策を総合的に実施することで、さらに本県に人財を呼び込んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 次に、これらの人口減少対策に係る事業には、どのような目標を持って取り組むのか、再度、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 今回、6月補正予算に計上した事業を初め、人口減少対策は、社会減の抑制や合計特殊出生率の向上などを通じて、人口減少に歯どめをかけることが目的でございます。それらの事業がどのような実績や効果を上げたのかを把握し、評価することは大変重要でございます。

このため、今回新たに策定する総合計画アクションプランでは、人口問題対応プログラム全体の具体的な目標といたしまして、令和4年度に総人口105万5,000人や合計特殊出生率1.81の達成など、人口減少対策に係るさまざまな目標を設定し、毎年度、その進捗状況を評価することとしております。

これらのアウトカムの目標を達成していくためには、個別の事業で着実に成果を上げていくことが重要と考えておりますので、まずは、新たに設置をお願いしております基金も活用しながら、一步一步、事業の実績を上げてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 令和4年度に人口105万5,000人、合計特殊出生率1.81の達成など、毎年度、その進捗状況を評価しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、宮崎県中山間地振興計画案の中山間地を有する県内23市町村へのアンケートの中で、日常生活における問題として、買い物、交通手段、病院が挙げられています。ほかにもいろいろあると思いますが、中山間地域において、地域の問題を解決することが事業（仕事）になれば、地方創生にとって素晴らしいことだと思います。

地域課題解決型支援事業について、具体的にはどのようなことを想定しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本事業においては、地域が抱える課題解決に資する「社会性」、収益によって自立的な事業継続が可能な「事業性」、地域におけるサービス供給の「必要性」、この3つの観点から、新たに事業を起こす方、いわゆる「起業者」を公募し、選定することとしております。

また、具体的な事業分野については、地域産品を活用したフードビジネスやグリーンツーリズム等の観光関連、子育て支援、また、お話にありました買い物弱者対策など、幅広い内容を想定しているところであります。

なお、選定した起業者に対しましては、起業支援金を支給するとともに、資金計画や販路開

拓、広報などに対する支援を実施することで、起業者の事業の安定化を図ることとしております。

○武田浩一議員 個人的に大変期待している事業なのですが、今回、補正での予算計上ということで、時間も限られているわけです。何件ぐらいの支援を想定されているのか、また、どのように事業の周知を図るのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本事業における今年度の支援対象事業数については、10件程度を予定しております。

また、事業の周知につきましては、実施主体であります公益財団法人宮崎県産業振興機構が、ホームページや各種セミナー、イベント等を活用して、広く掘り起こしを図るほか、県におきましても、市町村や商工団体等に対し、説明会や研修会などのさまざまな機会を活用して、事業の周知を行うこととしております。

さらに、本事業は、県外からの移住者が本県で起業するケースも支援対象としておりますことから、県外におきましても、UIJターンセンターなどの支援機関とも連携をしながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 補正といいますと、どうしても、これからまだ周知に入って、事業募集してとなると、よく市議会時代に、どうしても後ろ後ろに行ってしまうと、ぎりぎりになって、慌てて予算を消化するというようなこともありましたので、早目早目にしっかりと周知徹底をしていただいて、いい事業ですので、翌年に持ち込んでもいいから、しっかりした事業内容にしていきたいと思っております。

人口減少対策・地域活性化は、本県の未来を左右する課題であります。移住・定住を促進

し、総合計画アクションプランにある目標を達成していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、防災・減災について質問いたします。

5月10日、宮崎・都城市で、震度5弱の地震が発生しました。日向灘を震源とする震度5弱の地震は、1996年(平成8年)以来、23年ぶりです。本県では、5月10日以降、震度5弱以外にも震度4～1の地震を5月16日までに9回観測、気象庁は一連の地震について、南海トラフ巨大地震との関連性は否定していますが、県内の専門家は、日向灘では過去、周期的にマグニチュード6以上が起きていることから、今後、マグニチュード7クラスの大地震が発生する可能性があるとして、引き続き警戒を呼びかけています。

南海トラフ地震における高齢者等の避難対策として、本県の取り組みについて、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 県では、高齢者などの要配慮者の方々が、津波避難ビルや津波避難タワーなどの緊急避難場所へ速やかに、また安全に避難できるよう、要配慮者の安否確認、避難誘導や介助などを行う共助による避難訓練の実施や、手すり、スロープなど緊急避難場所等の整備に対する支援を行うなど、市町村と連携して、さまざまな避難対策を行っております。

また、住民向けに職員や防災士による出前講座を実施し、地域で助け合う共助の重要性を訴えるなど、防災意識の向上にも努めているところでございます。

今後とも市町村と連携して、地域の実情に応じたきめ細やかな高齢者等の避難対策に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 5月19日、県内は、平野部を中心に大雨となりました。ここ数年の局地的な大雨による災害に対して、住民の皆様から、近年、伐期を迎えた森林伐採の影響があるのではと心配する声が多くあります。

そこで、環境に配慮した森林の伐採に対する県の認識を、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 森林の伐採により、枝葉などの林地残材の流出や木材の搬出路からの土砂の流出が発生しないよう、環境に配慮した伐採が行われることが重要であると認識しております。

しかしながら、木材需要の高まりによりまして伐採面積も増加しており、伐採地の一部では、台風等の豪雨により、土砂や枝葉が河川や農地へ流出している状況も見受けられます。

このようなことから、県では昨年11月に、伐採地からの土砂流出等を未然に防止するために、伐採事業者が遵守すべき事項をまとめた「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」を策定したところであります。

今後とも関係機関と連携しながら、ガイドラインに即した適正な伐採が行われるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 それでは、伐採跡地の林地保全に対する県の取り組みについて、再度、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 県では、森林が伐採された跡地について、土砂災害等が予見される箇所につきましては、その状況を把握し、関係機関と情報を共有するとともに、林地残材や土砂などが流出しないよう、巡視・指導を行っております。

また、濁水の発生防止のため、補助事業を活

用した再生林や広葉樹林化による早期の植生回復などにも取り組んでいるところであります。

さらに、土砂の流出等の未然防止対策として、崩れにくい作業道づくりの研修会や、伐採現場のパトロールにおいて、ガイドラインに即した伐採が行われるよう、事業者への指導も行ってまいります。

県といたしましては、これらの取り組みを通じて、伐採による土砂等の流出や濁水の発生防止に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 伐採の一部では、台風等の豪雨により、土砂や枝葉が河川や農地などへ流出している状況も見受けられるという答弁がありました。

昨年11月に、伐採事業者が遵守すべき「宮崎県伐採、搬出及び再生林ガイドライン」ができたということですので、今、林業という業界が、循環型のしっかりとした業界に変わっておる状況の中、県民の中から、こういう問題について声が出ないように、林業の発展のためにもしっかりと頑張ってくださいよう、要望しておきます。

5月19日、串間市では、本城川が避難判断水位を超え、250世帯488人に、避難準備・高齢者等避難開始を発令、一昨年、昨年と、特に本城川に近い農地やハウス等で浸水被害が出ています。本城川周辺の浸水対策について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本城川では、平成9年度までに河川整備を実施しておりますが、平成29年の台風22号に伴う豪雨により、家屋等の浸水被害が生じたことから、さらなる対策としまして、洪水時の水位を低下させるための堆積土砂の除去や、一部、堤防のかさ

上げを実施してきたところであります。

しかしながら、ことし5月の豪雨におきましては、河川沿いの農地が冠水していることから、まずは、串間市など関係機関とともに、原因の把握や必要な対策の検討に向けた現地調査を行ってまいりたいと考えております。

また、河川断面を阻害しているような堆積土砂につきましては、できるだけ早期に除去する予定としております。

○武田浩一議員 今回、議会でも一般質問の中で、相当な数の議員から、やはり洪水の問題が出ております。抜本的な対策が必要だと思います。農家の方は、串間の場合は3年間、毎年浸水しているんですよ。補償とかそういう問題もありますけど、農業意欲というか、もう3年連続ハウスとか農地が水没すると、それを片づけるのに一生懸命で、またか、またかという感じなんですね。これが10年とか20年に一遍だと災害だなという感じがするんですが、これが毎年となると、災害なのか人災なのかというところもあります。もちろん予算もありますので、大変でしょうが、防災・減災、国土強靱化予算も出ておりますので、しっかりと対応していただきますよう要望しておきます。

また、南海トラフ地震、津波、近年の豪雨、県民が安心・安全に暮らすためにも、市町村と連携して避難計画等を毎年見直すなど、特に要介護者、高齢者等の避難対策に一生懸命努めていただきたいと思いますので、要望しておきます。

次に、油津港ファーストポート化について。

最近、クルーズ船の旅客数が減っているという情報もありますが、油津港がファーストポート化すれば、外国人観光客がふえると思われま

きくなると考えられます。

ファーストポート化による外国クルーズ船の寄港数の伸びとその効果について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国クルーズ船につきましては、整備が進む他県の港との競争激化等に対応するため、今議会におきまして、油津港が日本に入って最初の寄港地となる、いわゆるファーストポート化に係る予算をお願いしているところであります。

県としましては、地元自治体とも連携しながら、クルーズ船社等に対し、油津港がファーストポートとして受け入れ可能になることを積極的にPRするとともに、太平洋側の港と組み合わせた商品開発等も働きかけながら、寄港数の増加を図ってまいりたいと考えております。

このような取り組みにより、去年は9回でありました本県への外国クルーズ船の寄港数を、令和4年には50回とすることを目標としております。

また、その効果につきましては、お話のありました、県内観光や買い物、飲食等による経済効果に加え、本県の魅力に触れた乗船客のリピーター化なども期待しているところでございます。

○武田浩一議員 令和4年には50回という明確な目標がありますので、しっかりと達成をお願いしたいと思います。

次に、ファーストポート化により外国人観光客の増加が見込まれます。もちろん経済効果等も見込まれるわけですが、一方、畜産農家等から、口蹄疫等の防疫対策の心配の声を聞きますが、防疫にどう取り組まれているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 海外で継続発

生しています口蹄疫などの家畜伝染病を本県で発生させないためには、まずは、水際での侵入防止が重要でございます。

このため県では、空港や港湾など関係団体と防疫協定を締結し、水際防疫の強化に取り組んでおり、油津港におきましても、海外クルーズ船からの下船時の靴底消毒はもとより、観光バスなどの車両消毒も実施しているところでございます。

また、ファーストポートとして入港する場合は、入国審査等に加え、畜産物を持ち込ませないために、動物検疫所の家畜防疫官による船内での周知や取り締まり、それから靴底消毒などの検疫業務が実施されることとなります。

県といたしましても、動物検疫所と連携しながら、外国人観光客に対し、さらなる消毒の徹底や畜産物の県内持ち込み防止など、水際防疫の強化にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○武田浩一議員 今回、質問するに当たり、商工観光労働部の方と農政水産部の方に話をしたときに、令和4年に50回という目標があるんだけど、それを隠したまま、農政水産部の方に、どれぐらい来る予想かわかっていますかという質問をさせていただいたんです。ちょっと意地悪な質問ですけど。そうしたら、すぐ、「令和4年に50回という目標を商工労働部も立てていますので、それに外国人の方がふえることが予想されますので、しっかりと防疫体制をしていきたい」というお答えをいただいたので、さすが横のつながりが——私たちも、横のつながりを一生懸命頑張ってくださいと言っているんですが——できているなど、ちょっと感心しましたので、ここで御披露しておきます。ありがとうございます。

それでは次に、空き家対策について質問いたします。

平成27年2月に空き家対策特別措置法が施行されました。全国的に空き家の増加が問題となっています。この問題の空き家を活用しようと、県内市町村では空き家バンクに取り組んでおられますが、市町村における空き家バンクの設置状況及び空き家の登録状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 空き家バンクにつきましては、現在24市町村で設置されており、空き家の登録件数は、市町村によって状況は異なりますが、平成30年度は、合計401件となっております。

また、空き家バンクに登録された物件のうち、利活用された件数は131件となっており、市町村ごとで見ますと、利活用された物件がない町村もありますが、多いところでは、都城市で83件中33件となっております。

○武田浩一議員 県内で登録が401件、利用された件数が131件ということで、多いのか少ないのか。今、県内に空き家はどれぐらいあるのかなど。もちろん、利用できる空き家、利用できない空き家等もありますが、その中で、都城市で83件中33件利用されているということで、ちょっと安心したところではありますが、空き家の活用について、県は市町村と連携してどのように取り組んでいるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な行政主体である市町村が対策を実施し、県は、市町村に対する助言やその他必要な援助を行うこととされております。

このため、県といたしましては、新たな制度や全国での先進的な取り組み事例などの情報提供、市町村相互間の情報共有を目的としました「市町村空き家連絡調整会議」の開催などにより、市町村の空き家対策の取り組みを支援しているところであります。

また、「移住・定住促進支援事業」により、市町村が実施する空き家バンク事業に関し、登録物件の改修や家財道具の処分等に対する補助を行っているところであります。

今後とも、本県の空き家対策が円滑に進むよう、市町村とも十分な連携を図りながら、空き家バンクへの登録促進など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今後、県内の空き家は確実に増加していきますし、危険な空き家、また、利活用できる空き家の対策に取り組んでいただきたいと思います。市町村とともに、移住・定住対策に、この空き家利用は本当に素晴らしい取り組みだと思っておりますので、空き家バンクをもっと県を挙げて取り組んでいただきますよう、要望しておきます。よろしく申し上げます。

次に、今議会でも大分議論されておりますが、高齢者の事故、免許返納率等の状況について質問を予定しておりましたが、昨日の野崎議員の質問で理解できましたので、割愛いたします。

その答弁の中で、65歳以上の返納数が増加しておりました。今後もふえると見込まれている中、特に串間市などの中山間地域においては、移動手段の確保が課題となります。県として、その対策についてどのように考えているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運転免許返納が増加する中で、高齢化が進む中山間地域での

移動手段の確保は大変重要な課題であると認識いたしております。

県といたしましても、市町村と一体となりまして、路線バスやコミュニティバスのダイヤ調整による運行の効率化等に取り組んできたところでございますけれども、地域によっては、移動手段の確保が難しい状況も生じてきております。

このため、市町村や交通事業者等と、より緊密に連携をいたしまして、例えば、地域住民やNPO等が主体となりました自家用車による有償旅客運送や、地域の方々の助け合いによる互助輸送など、さまざまな交通手段を組み合わせながら、移動手段を確保していく必要があると考えております。

このような中で、串間市におかれましては、今年度、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする「地域公共交通網形成計画」を策定することとされておりますので、県としても、こうした視点から議論に参画させていただきまして、ともに考えてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 宮崎県中山間地域振興計画案の中でも、集落の状況、生活環境の状況の中で、アンケートなんですけど、先ほど言ったように、買い物とか交通手段、病院というのは、やはり日常の一番の問題であります。

その中で、今、答弁に、「地域住民やNPOが主体となった自家用有償旅客運送や相互輸送など、さまざまな交通手段を組み合わせながら」とありました。私の住む串間では、コミュニティバスが走っております。もう宮交のバスは、路線バスとして走っておりません。唯一、日南一南郷から市木、幸島までは入ってくるんですが、もうそのラインでしか宮交のバスは

入っておりません。だから、本当にコミュニティバスが唯一の交通手段なんですけど、地域によっては、集落によって週に1便というところがあるんです。そうすると、免許を返納しても、どうやって暮らしていくのか。病院にも行けない、買い物にも行けないということになりますので、本当に地域にとっては切実な問題であります。

先ほど答弁がありましたように、串間市で「地域公共交通網形成計画」が今つくられているようですので、県のほうからも、しっかりと支援をしていただいて、持続可能な地域として、この串間市にいても、同じ県民として同じ行政サービスが受けられるように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、地域医療について。

先ほども、今も申しましたが、中山間地を有する市町村のアンケートの中でも、日常生活における問題、病院の問題が生じております。問題は「生じているが深刻ではない」と「深刻である」を合わせると、平成30年4月の時点で、「生じているが深刻ではない」が734集落39.4%、「深刻である」が70集落3.8%で、合計804集落43.2%が問題を感じております。

そこで、県内の医師配置の現状についてどのように考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国の調査によりますと、平成28年末の本県の医師数は2,754人となっております。宮崎東諸県医療圏は1,539人で、全体の55.9%となっております。

また、平成31年2月に発表された医師偏在指標によりますと、県内7つの二次医療圏のうち4つが、全国で下位3分の1に含まれる医師少数二次医療圏とされておまして、県内での医

師の地域間偏在が見られるところがございます。

診療科においても、産科で4つの周産期医療圏のうち2つが、小児科で4つの小児医療圏の2つが、それぞれ医師少数区域とされまして、地域間偏在が見られるところがございます。

○武田浩一議員 次に、医師の地域間及び診療科間の偏在是正対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医師の地域間の偏在及び診療科間の偏在是正につきましては、非常に重要な課題であると考えております。

県では、昨年7月の医療法の改正を踏まえまして、医師修学資金貸与医師等に対するキャリア形成プログラムを策定し、医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は医師不足地域で勤務することを義務づけることとしております。加えて、専攻医に対する研修資金貸与制度の対象診療科に、小児科、産科に加えまして、僻地医療において重要な役割を担う総合診療を追加し、研修終了後、医師不足地域での勤務を従来の1年から3年に延長することとしております。

このため、県、宮崎大学、県医師会及び市町村等で構成する宮崎県地域医療支援機構の体制を強化しまして、若手医師に対して、地域医療を支える意義や魅力を伝えるとともに、医師修学資金貸与医師等が医師不足地域で勤務する場合の配置調整を、大学からの医師派遣と一体的に行ってまいることとしております。

今後とも、関係機関と連携を一層強化し、オール宮崎で医師の偏在是正に積極的に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 次に、公立病院等が中心と

なっている、中山間地域における医療のあり方について、県の考え方を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中山間地域におきましては、民間による医療提供も限られておりまして、中心となる公立病院等の果たす役割が非常に大きくなっております。住民が安心して医療を受けられる環境を維持するためには、公立病院等の体制を確保していくことが重要です。

県としましては、これまでも中山間地域の公立病院等の果たす役割に配慮しながら、先ほどの答弁で申し上げました偏在是正対策に加えまして、県と関係市町村が一体となった、医師確保対策推進協議会におけるPR活動や医師のあっせん、自治医科大学卒業医師の計画的配置などに取り組んできているところです。

今後とも、公立病院等の実情をしっかりと把握しながら、関係市町村と連携して、中山間地域の公立病院等の体制確保に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 部長の答弁にありましたように、県内において、医師の地域間偏在及び診療科間の偏在が見られます。全国的にも、都道府県単位での偏在もあります。

特に、中山間地域で暮らしていく中で、地域医療体制は大変切実な問題であります。医師の地域間及び診療科間の偏在是正に対して、県の強いリーダーシップを要望しておきます。よろしく申し上げます。

次に、国保制度について質問いたします。

まず、国民健康保険税率の将来のあるべき姿について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国民健康保険

制度でございますが、これは他の医療保険に加入していない全ての方を被保険者とする事で、国民皆保険を支える重要な仕組みでありませぬ。

国民健康保険税率につきましては、国において、医療費水準の格差が大きい場合には、原則として医療費水準に応じた保険税率とし、将来的に地域の事情を踏まえつつ、医療費水準が均てん化されてくれば、都道府県において統一した保険税水準を目指すこととされております。

本県におきましても、このような国の考え方に基づいた保険税率としていくことが望ましいと考えております。

○武田浩一議員 平成30年度から、国保の財政運営が都道府県単位となりました。県は責任主体として、市町村が負担する国保事業納付金及び標準保険税率を算定し提示していますが、県内26市町村で1人当たりの保険税が、高いところでは13万1,435円、低いところでは9万631円と、約1.5倍の差があります。

私は、国保とは、相互扶助を目的とした世界に誇る国民皆保険制度であると認識しております。国民健康保険税率の統一に向けた現在の取り組み状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国保財政の県単位化によりまして、県が財政運営の責任主体となつて、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うとされたところだす。

本県の保険税については、医療サービス、医療費水準、保健事業の内容、保険税の収納率や算定方法などの状況が、市町村間で大きく異なつてゐる実態があります。

このため、県と市町村で構成する連携会議に

おいて、国の見解や他県の検討状況なども参考にしながら、各市町村国保への影響や統一化における課題などについて、分析・検討しているところだございます。

○武田浩一議員 それでは、国保税率の統一に向けた今後の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保険税率の統一に向けましては、先ほどお答えした各市町村における実態の違いが大きい中で、医療サービスなどの受益と保険税という負担のバランスを考慮しながら、各市町村の合意形成を図っていくことが重要であります。

このため今後、市町村と、医療サービスの均質化や医療費水準の均てん化を図るための方策などについて研究を行うとともに、保健事業の内容や保険税の算定方式の違いなど、具体的な課題への対応について協議を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 先日も宮日に、国保財政の厳しい運営ということで、記事が出ておりました。1人当たり平均、必要税額が11万円を超えるということで、県内26市町村の順位がずっと出ているわけだす。これを見まして、県民の皆さんがどう思うか。私の串間市、隣の日南市等と比べて、同じ県内に住んでいて、なぜ税額が違ふのかという疑問が常に生じるわけだす。確かに、病院にいっぱい行つてゐるところ、余り行かれないところ、健康に気をつけてゐる地域地域で、それは差はあると思ひますが、相互扶助の精神からいって、単に市町村だけの税率でいいのか。これは国民健康保険だすので、本来であれば、北海道に住んでいようが宮崎に住んでいようが、同じ収入の方、同じ家族構成であれば、基本的に、やはり病気になることも、不

慮の事故に遭うこともあるわけです。だから、統一して国民全てで相互扶助の精神で補っていくのが国民健康保険ではないかと、私は思っております。

確かに、今、部長答弁にありましたように、きのうまで9万円だった人が、翌年から11万になると、それは確かに急激な変化は大変でしょう。しかし、目標を持って、5年なのか10年なのかはわかりませんが、標準化していく。これはもちろん、宮崎県だけじゃなくて、国に対してもそういう要望をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

本県は、全国平均より速いスピードで高齢化や人口減少が進行しております。私は、地方創生において、県立高校はなくてはならない存在であると思っておりますが、人口減少が進む中、県立高校のあり方についてどのように考えているのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 少子化の進行により生徒数が減少しますと、高等学校の小規模化が進み、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減少したり、学校行事や部活動の活気が失われたりするなど、課題が生じてくるのが考えられます。

しかしながら、地域にとって、高等学校はさまざまな点において重要な存在でありますので、県立高等学校のあり方については、地域の実態等も踏まえつつ、本県の高校生にとって、魅力と活力のある教育環境を提供するという視点から、検討していく必要があるものと考えております。

○武田浩一議員 宮崎県教育振興基本計画案の中の15の施策と3つの重点取組の中でも、「地域と学校の連携・協働の推進」「地域と学校の

連携・協働による多様な活動の充実」とありますように、県立高校は、地域の活性化を図る上で最も重要な存在だと思いますが、このことをどのように認識しているのか、再度、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 高等学校が地域活性化において重要な役割を果たすには、学校の魅力づくりが必要であります。そのため、地元自治体、企業等と連携体制を構築し、地域の抱える課題や将来への展望などをともに認識しながら、地域の人材や資源等を活用した教育活動を展開することが大切であると考えております。

そこで、今年度より、福島高校を含め県立高等学校5校をコミュニティスクールに指定しまして、地域の代表者とともに、地域活性化に結びつく教育活動のあり方などについて、協議を深めているところであります。

また、地方創生推進交付金を活用した「県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」の中でも、先ほどの5校を対象に、地域課題解決学習のモデル研究等に取り組み、高校生が地域の担い手として、地域の方々と連携しながら、地域活性化の一翼を担う活動を展開しているところであります。

○武田浩一議員 今回、コミュニティスクールに指定していただいております。また、「県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」等もありますので、しっかりと地域に高校が残るように、また、地域解決のモデルになるように、しっかりとお願いしておきます。

ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、病院もなんですが、県庁所在地の宮崎市には大学病院があったり、県病院があったり、各種大きな民間の病院もあります。また学校も、私立の

高校があり、県立高校もいっぱいあります。私は、公の役割として、本当に医療が足りないところ、教育が足りないところに——もうかるところは民間ができるわけです——しっかりと地方に、中山間地域で子供たちを育てていっていただきたいというのがありまして、今回、こういう質問をさせていただいたんですが、我が自民党の県立高校存続調査隊も今度、福島高校に今月末メンバーで行くことになっておりますので、しっかりと調査し、議論をして、まちの中心として、中山間地域のシンボルといいますか、皆さんの明かりになるような高校をみんなと一緒につくっていきたいと思っております。教育委員会、今、市町村も、市町村というか県立高校1校しかないところが、一生懸命、市町で頑張っていると思います。いろいろな予算をつけて、事業をして頑張っておられます。私は、県の教育委員会が残すため一生懸命頑張るのが、本来の姿ではないかと思っていますので、また教育長含め議論させていただきますので、よろしく願いしておきます。

次に、子供の安全対策についてであります。

これも、今議会でも大分取り上げられております。川崎市において大変不幸な痛ましい事件が発生しました。これを受けて、登下校中の児童生徒の安全確保についてどのような取り組みをしているのか、警察本部長と教育長に、それぞれ伺いたします。

○警察本部長（郷治知道君） 川崎市におきまして、御指摘の痛ましい児童などの殺傷事件が発生しておりますが、警察が行っている登下校時の子供の安全確保対策につきましては、事件発生直後に、防犯メールによる広報や各市町村等に対する地域安全情報の発信、事件発生日の下校時間帯から、防犯ボランティア等と連携し

た警戒の強化、今回は、スクールバスを待っていた多数の児童等が狙われたことから、子供の集合場所等のパトロールの強化や、不審者等に対する積極的な職務質問などを実施しております。

今後も引き続き、関係機関、ボランティア等と連携した子供の見守り活動、子供と保護者に対する防犯講話、警戒活動等を強化し、登下校中の児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○教育長（日隈俊郎君） 川崎市での小学生等が被害者となった事件の発生は、大変心が痛みますとともに、児童生徒の登下校中の安全確保が喫緊の課題であると、強く感じたところであります。

そのため、県教育委員会では、事件発生当日に県立学校、市町村教育委員会に通知文を発出しまして、学校での交通事故防止や不審者対応のあり方についての指導の徹底、PTA及び地域ボランティアによる見守り活動の強化など、学校と家庭、地域が連携した児童生徒の安全指導の推進をお願いしたところでございます。

今後とも、警察等と防犯や通学路の安全確保に関する情報共有を密にし、児童生徒の命を守る取り組みに努めてまいります。

○武田浩一議員 先ほどの交通事故のこともありますが、近年、本当に思わぬことが起こります。特に子供たち、児童生徒、弱者に対するこういう事件があると、本当にやるせない思いになります。

私も議会に出てくる前は、朝25分程度、駅前の交差点に立って、子供たちの見守り、交通指導をしております。県議会に出てくると、各交差点でボランティアの方々が毎朝立って、一生懸命子供たちの見守りをされています。すばらしいなど。私はまだ、たかだか4年、5年目に

入ったぐらいですが、もう本当に何十年とされている方、また、その方々が次の方々に引き継ぎながら、ずっと下校も見守られているようですので、本当に頭の下がる思いがしております。

二度とこのような事案がないように願いたいのですが、いつあるかわかりませんので、警察、教育委員会、また地元のボランティアの方々と連携を密にさせていただいて、何とか、この宮崎では起こらないように、もちろん全国的にも起こらないように要望しておきます。よろしく願いいたします。

最後の質問項目になりました。東九州自動車道についてであります。

本当に串間にとって悲願でありました事業化が、知事初め執行部の皆様、また国、県、市の皆様、また地域の皆様のおかげで、やっと事業化になりました。ありがとうございます。

これは、私たち串間市民にとっては、まだできていませんので、本当に第一歩であります。これから高速道路ができてきて、これを地域の活性化と安心・安全の道として、どう活用していくのかが、我々串間市民に託されたものと理解をしています。

そこで、東九州自動車道の早期開通を図るため、どのように考えているのか、鎌原副知事にお伺いいたします。

○副知事（鎌原宜文君） 東九州自動車道の早期全線開通のためには、ポイントが3点あると考えております。

1点目は、事業中区間の早期完成に向け、事業の進捗を図ることです。そのためには、必要な用地取得などにつきまして、地元としてもできる限りの協力をしていくことが重要になります。例えば日南東郷一油津間では、日

南市が国と協定を結び、県も連携して用地の先行取得を進めており、このような取り組みが他の区間でも大変有効と考えております。

2点目は、未事業化区間である南郷一奈留間の事業化の優先度を高めていくことでもあります。このためには、高速道路の開通直後からストック効果が最大限に発揮されるよう、産業や観光振興などの地域の取り組みを先行して、検討・推進していくことが重要になります。

3点目は、最も基本となることですが、国の公共事業予算について、国土強靱化やインフラの老朽化等への対応はもちろんのこと、新規の高速道路整備のための予算を含めて必要な総額の確保を、国に強く働きかけていくことが重要であります。

以上のような点に留意をしながら、知事を先頭に、議会の皆様の御協力もいただきながら、全ての関係者が一丸となって取り組んでいくことが必要と考えております。以上です。

○武田浩一議員 それでは、東九州自動車道の全線開通に向けた意気込みを、河野知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この油津・夏井道路は、串間市として初の新規事業化であり、全線開通に向けた大きな一歩ということで、大変うれしく受けとめたところであります。この地域の発展はもとより、県全体への波及効果は大変大きいものがあると期待をしております。

一方で、先月10日は、御指摘がありましたような、日向灘を震源とする震度5弱の地震が発生し、今後発生が懸念される南海トラフ地震など、さまざまな自然災害から県民の暮らしを守るためには、東九州自動車道の全線開通が喫緊の課題であるということ、改めて痛感したところであります。

このため先月末、丸山議長とともに、国土交通省や財務省に対しまして、高速道路のミッシングリンクの早期解消に向けて、整備が 이루어れております本県の実情を強く訴えてきたところでもあります。

また、さらに先日、国土審議会にも出席をいたしました。これは知事代表ということで、今回、私が就任をし、初めての会合でありましたが、特に防災・減災、国土強靱化の必要性というのを強く訴えてまいりました。

東日本大震災におきましては、高速道路が、くしの歯作戦ということで、早期の救助、復旧に大きな効果があったわけではありますが、そのくしの歯の背骨さえもないと。ミッシングリンクがない。南海トラフの地震に直面をしている本県としては非常に不安がある。地方共通の課題として、防災・減災、国土強靱化を国土政策の中でもっと強く位置づけてほしいとアピールをしてきたところでもあります。

また、8月には、沿線の4県1市が一体となった建設促進協議会の地方大会を、鹿児島県志布志市で、1,000人規模で開催しようと。これは今、この協議会の会長を私が仰せつかっておりますので、全線開通に向けて、地域の熱意を強く訴えていくこととしております。

今後とも、私が先頭に立って、沿線自治体や地域の皆様と連携を図りながら、一日も早い全線開通を目指して、官民一体となって取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。本当に私は、ピンクのはっぴを着た串間の道をつくる会の女性の方々に、ぜひとも東九州自動車道を、串間から宮崎の県庁にみんなで車を運転して来ていただきたい。それが思いであります。

今、知事もおっしゃいましたが、志布志は、

もうそこそこ都城志布志道路も大分できていますし、串間に来る、串間、日南を通ることは、そんなに志布志の方は多くないんでしょうが、今も日南、志布志の方々が一緒になって、あと串間の13.3キロ、南郷一奈留間のために、一生懸命こうやって決起大会を開いていただいて頑張っていることを思うと、ちょうど間の串間市としては、本当に両市民の皆さんに頭の下がる思いであります。宮崎県、鹿児島県とともに知事を先頭に頑張っているのを、本当に感謝申し上げます。

最後に、坂村真民先生の詩を一言、「なにごとも 本腰にならねば いい仕事はできない
新しい力も 生まれてはこない 本気であれ
本腰であれ」

どうもありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。傍聴においでいただきました皆様、本当にありがとうございます。通告に従い、一般質問を行います。

昨年、日本銀行が発表した資産循環統計によりますと、家計が保有する金融資産残高は1,829兆円でした。そのうち、現金・預金の残高は961兆円と、約52%を占めました。相変わらず、現金・預金の増加が続いています。

金融資産のかなりの部分が金利のつかないところに置かれ、貯金を少し持っていたとしても、ふえている感覚がないので、使う気にならないと言われていました。

1,800兆円の1%、18兆円でも市場に出てくれば大いに景気刺激になるのにと、ため息が出ますが、その上に、突然、政府が人生100年時代構想を言い出しましたので、ますます使えない状況になってきました。日本人は、貯金、年金、

そして保険で老後に備えています。しかし、それでも不安だと、年金の3割近くを貯金に回しているそうです。

国全体なので、金額は、私たちの生活とかけ離れて聞こえます。心情的には、「働け、節約、ためろ」の金融庁の審議会報告のほうが、実感を持って、ぴんと来ます。他国に比べ、日本人がなぜこんなふうにするのか。国民が国を、政府を信用できず、将来にずっと不安を持っているからだと分析する声もあります。

「100年安心のはずの年金も不安だし、年金がふえないという中で、食えなくなったら」という不安心理は根強いものがあります。この不安心理を払拭できるパワーは、どこにあるのでしょうか。国には、国民を説得する力はないと考えます。

私は、「ああ私の人生よかったな、結構いい女だった」と言って死んでいきたいと思っています。大好きな宮崎に生まれ、宮崎で生きる。私は、地方にこそ安心して生活するパワーがあると考えます。安心してお金を使い、経済活動に参加する。今議会で知事が提案された人口減少対策は、持続可能、自立する宮崎県の姿を明記し、具現化を図るとして提案されたものとして捉えています。知事のリーダーシップのもと、県民一体となって取り組むと、政策的効果が出ると信じています。

本日の私の質問の全ては、この観点から行います。

まず知事に、本県における人口減少対策への知事の思いを伺います。

以上で壇上での質問を終わり、あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県でも人口減少が加速する中で、さまざまな課題が顕在化しておりますが、このような中であっても将来を見通し、持続可能な宮崎県の土台づくりを進めていく必要があると私は考えております。

このため、県総合計画におきましては、人口減少への対応を最重要課題として位置づけ、女性、高齢者等の活躍促進や、子供を産み育てやすい環境づくり、若者の県内定着や移住・定住の促進などに取り組むこととしており、これらをより一層推進していくため、今議会には、新たな人口減少対策のための基金の設置もお願いしているところであります。

先ほど答弁で申し上げました国土審議会におきましては、もう一つのテーマ、人口の偏在是正ということも国に強く訴えたところであります。というのは、今、国全体では、リニア新幹線の開通、東京―大阪を60分ちょっとで結ぶ新幹線の開通を見据えて、三大都市圏を結びつけたスーパーメガリージョンという構想が展開しております。今でさえ東京一極集中ということで、都市部へどんどん人が流れていく状況がある中で、よりもっと強い流れが出てしまう。その中で、自治体としてもさまざまな取り組みを重ねていくわけではありますが、国としても、人口偏在是正というものを国土政策のあり方として位置づけてほしいと、強く訴えたところであります。これを、私が水泳が好きなものですから、泳ぎに例えて申し上げたんですが、強い水の流れがある中で、懸命に前に進もうと思って泳いでいる。そういう泳ぎ手の立場にあるのではないかと思っております。懸命に泳いでも泳いでもなかなか前に進まない中で、でも、これで力を緩めてしまうと、一気に流されてしまう。それではいけない。何とか、この泳ぎ続け

るための土台づくりが今求められているわけでありまして、この基金を活用した事業では、移住・定住につきまして、国の制度を上回る措置を講じるなど、さらに踏み込んだ対策も盛り込むこととしております。

これまで以上に市町村と連携を図りながら、県議会を初め、民間や県民の皆様の知恵と力を結集し、安心と希望あふれる持続可能な宮崎を築いてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 熱心な答弁をいただき、ありがとうございます。

減少対策には、市町村との連携が欠かせません。市町村の積極的な取り組みによる多様な主体をつくり上げることです。

そこで、人口減少対策での圏域について、県としてどのようなものと捉えているのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県では、医療機関や高等教育機関などの高度な都市機能につきまして、県央の宮崎市、県北の延岡市、県西の都城市を中心とした圏域が形成されております。

また、歴史的・地理的なつながりから、日常生活に必要な機能については、宮崎・東諸県地域を初めとする8つの地域ブロックが形成されております。

一方、人口減少の進展に伴い、市町村間の連携や補完のあり方も、国において議論されておりますが、あわせて中山間地域では、暮らしに必要なサービスの維持も困難になってきているところもあります。集落のネットワーク化による圏域の形成にも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

このように、さまざまな地域課題に対応した

圏域が想定されますので、今後とも市町村や関係機関との連携・協力体制の構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 県の本気度も問われますが、やっぱり一緒についてきてくださる市町村の本気度も問われると思います。県内の県の機関、それから民間機関を精査して、人口減少対策資源として機能的に活用できるよう、市町村と連携すべきと考えますので、取り組みを要望しておきます。

続きまして、人口減少社会においてどのような教育が必要と考えられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 人口減少社会においては、地域を支える担い手不足や地域社会のつながりの希薄化などの課題が考えられます。そのため、学校教育におきましては、地域の魅力を知ることにより、地域に誇りや愛着を抱く教育を行うことが必要であると考えております。

これらを踏まえ、小中学校においては、地域について学ぶ「ふるさと学習」や、地域の大人から働く喜び等について学ぶ「よのなか教室」等を行っております。また、高等学校では、地元自治体や大学、産業界などと協働して、地域課題の解決を図る学習や地元企業でのインターンシップを体験することで、社会の一員であることの自覚を持つとともに、地元企業の魅力を知る教育を行っているところであります。

このような教育を通しまして、地域に誇りを持つとともに、地域の未来や発展に向け貢献できる人材づくりを目指してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 続いて、高大連携主権者教育についてお尋ねをいたします。

平成28年に選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられてから3度目の大型国政選挙となる参議院選挙が、7月に迫っています。これまで、平成28年7月の参議院選、平成29年10月の衆議院選と、二度の国政選挙が18歳選挙権のもとで実施されました。結果として、2回の選挙とも、18歳の投票率が19歳を大きく上回っています。

2回の選挙で比べると、18歳の投票率は微減、マイナス3.4ポイントにとどまりましたが、19歳のそれは大幅に低下し、マイナス9.0ポイントになりました。19歳になると、進学や就職などに伴って親元を離れる者がふえる一方、住民票を異動しないために選挙権の行使が物理的に難しくなっていくケースも少なくなく、投票率の大きな落ち込みにつながっていると、これまでも指摘されてきました。いわゆる「19歳の壁」です。

そこで、高等学校の公民科における主権者教育について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 現在、高等学校では、公民科において生徒が、国民の政治参加の重要性や義務を理解し、望ましい主権者としてのあり方について考える学習を行っております。

また、選挙管理委員会などの専門機関の助言を得ながら、模擬選挙を行ったり、税務署の出前講座を活用して租税教育を行うなど、政治や税について、より社会生活に近い事柄を題材とした学習を行っている学校もあります。

今後とも、主権者や納税者として主体的に政治に参加することについての自覚を深める教育を通じて、社会とのかかわりに対する意識を高めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 18歳と19歳の投票率を比較

すると、19歳の投票率が低くなっていますが、この「19歳の壁」をどう捉えているのか、選挙管理委員長にお尋ねをいたします。

○選挙管理委員長(吉瀬和明君) 18歳選挙権が導入されました後に実施された国政選挙の本県における投票率につきましては、議員がおっしゃったように、18歳と比べて19歳が低い傾向にあることは大きな課題であると考えております。

このような差が生じた要因といたしましては、高校在学中に比べまして、卒業後に直接的な主権者教育を受ける機会が乏しいことや、進学、就職等に住民票を異動しないことによって現住所地で投票できないことなどが考えられます。

こうしたことから、選挙管理委員会といたしましては、大学生などの若者を対象とした政治と生活のかかわりを考えるワークショップや意見発表会の開催に取り組むとともに、引越しの際の住民票の異動について、周知徹底に努めているところでございます。

今後とも県内の大学等と連携しながら、若者が地域の住民としての自覚を持ち、政治や選挙を自分のものとして捉え、1人でも多くの方が投票に参加されるよう、主権者教育や各種啓発を推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 選管から出されている啓発の文書を丁寧に見てみますと、とてもいいものがいっぱいあるんですね。それが有権者の皆さんというか、主権者教育に該当する皆さんの手に届くかどうかというところは、ちょっとその点が残念だなと思います。これからも啓発をよろしく願いしておきます。

続けて、福祉問題ですが、我が国では今、「人生100年時代」への対応が大きなテーマと

なっています。その流れは、障がいの分野にも及びつつあります。50年前には、重症児（者）の寿命は、せいぜい15～16歳までで、成人に達する人は例外中の例外でした。

重症心身障がい児とは、重度の知的障がいと肢体不自由をあわせ持ち、常時医療が必要な児童を指します。ほとんど寝たまま、自力では起きられない状況の人たちが多く、寝返りも困難です。食事や排せつなど、日常生活のほとんどが全介助であるため、医療、リハビリ、介護が欠かせません。

現在、全国の重症心身障がい児（者）は、推計4万人余りと、50年前の約2.5倍にふえています。入所者のうち、「大島の分類1～4」に該当する狭義の重症児（者）は、1万5,000人程度です。入所の約2倍近い、少なくとも2万6,000人が在宅で暮らしていることとなります。

そこで、医療的ケア児の対応について、本県の状況、課題をどのように捉えているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今、お話のありましたように、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児につきましては、平成28年の児童福祉法の改正により、初めて法律上に位置づけられ、その支援の取り組みが始まったところでございます。私も部長就任後、関係施設の視察や講演会などをお聞きしまして、その対応の重要性を強く実感したところであります。

こうした中、本県の医療的ケア児の数は、厚生労働省の推計で185名、対応の中心となる医療型の障がい児関係施設は現在4施設でございまして、近年、県央施設で医療型短期入所が開設されたほか、今回の法改正で創設された居宅訪

問サービスもスタートするなど、県内でも支援の取り組みが進み始めたところです。

しかしながら、県北地域に医療型短期入所がないなど、受け入れ施設は数が限られておりまして、地域偏在があるという課題があるほか、医療的ケア児に適切に対応していくためには、今後、市町村、保健、医療、教育等、関係機関とのネットワーク強化が大変重要になってくるものと考えております。

○井上紀代子議員 今、高齢化に伴う介護と医療を取り巻く課題を国全体として何とか乗り越えていくために、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

重症児（者）にとっての地域包括ケアシステムはどうあるべきなのでしょうか。地域で重症児（者）が安心して暮らすための3本柱は、1、短期入所事業、2、重症児（者）通所事業、3、在宅訪問看護、リハビリ、介護事業が挙げられます。これに加え、相談支援事業等重症児（者）グループホームへの取り組みも始まりつつあります。

国は、都道府県政令市レベルで、重症児支援センターを設置し、そのバックアップのもとで、重症児（者）コーディネーターによる地域特性に応じたシステムづくりを推進したい考えです。

市町村で活躍する人材としては、重症児（者）に関する専門的な研修を終了した重症児（者）支援員を養成し、市町村レベルでは、地域ネットワークづくりのための重症児（者）コーディネーターの養成を急いでいます。

そこで、今後、県として医療的ケア児に対する支援の強化にどのように取り組むのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療的ケア児

の支援につきましては、医療的ケア児を受け入れる事業所の環境整備とネットワークづくりを一体的に進めることで、その強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、環境整備として、これまで、支援を行う事業所へのハード整備に対する助成や、医療スタッフ等のスキル向上に取り組んできたところですが、今後、市町村や医師会等との連携をさらに密にすることなどに努めてまいりたいと考えております。

また、ネットワークづくりとして、医療的ケア児の状況ですとか、支援ニーズ等を把握する実態調査を行った上で、関係機関が地域の課題や対応策の意見交換などを行う協議の場を設置してまいりたいと考えております。さらに、医療的ケア児の支援や関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの養成などに取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 国の試算ですと、年間に1,000人ずつふえていると。重症児は1,000人ずつふえている。このふえ方は、本当に半端でない数です。ですから私たちは、そこをどう今後やっていくのかということをしつかりと決めておかないと、それがずっと後手後手になると地域の中では暮らせないと。この宮崎県では暮らせないと状況になってしまいます。しっかりと対策を進めるべきだと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、農政問題についてお伺いをいたします。

私は、今回の選挙の中で、たくさんの農村を回り、本県農業の未来を真剣に考えているたくさんの若者と意見交換を重ねることができました。彼らの思いは、どうすれば儲かる農業ができるのか。どうしたら光り輝いて見える大型農

業法人になれるのかという、まさに直球の思いです。確かに農村部は、都市部よりひと足早く高齢化や人口減少が進んでいますが、これからの新しい宮崎の農業を展開していく上では、これまでできなかった農業ができるチャンス这个时代が来ているとも言えなくはないと思います。

国全体で見れば、毎年10万人もの農業就業者が減少し、その平均年齢は66.8歳となっています。全産業平均が42歳であることを考えると、農業・農村にはもう光が差さないような気もする数字です。しかしながら、農業就業人口が急速に減少する一方で、国全体の農業生産額は9兆3,000億円と、かつての10兆円には届いていないものの、年々微増傾向で推移しており、農業従事者1人当たりの農業生産額は531万円と、10年前の2倍近くに増加しています。そうです、農業は、今まさに地殻変動的に、そのプレーヤーが変わりつつあります。

そこでまず、本県農業を支えている担い手の構造変革について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の農業を支える担い手の構造につきましては、2015年農林業センサスによりますと、農業経営体数の約25%を占める主業農家と法人経営体が、約54%の経営耕地を担い、約80%の農業産出額を生み出しており、これらの経営体が果たす役割は一層大きくなっていくものと考えております。

一方、主業農家以外の販売農家や自給的農家は、約2割の農業産出額しかないものの、経営耕地の約46%を担うなど、本県の農業・農村を支える重要な役割を果たしていると考えております。

このため、県といたしましては、今後とも、市町村・関係団体等と連携しながら、農業振興

と地域振興の両面から、本県農業を支える多様な担い手を支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、県別の農業産出額を見ますと、平成29年も本県は、全国5位を維持しています。しかしながら、隣の鹿児島県は、全国第3位から第2位へと躍進しています。本県の農業産出額は、38億円減って3,524億円で、鹿児島県は、264億円ふえて5,000億円の大台に到達しています。本県と鹿児島県の農業は、規模こそ違いますが、その品目構成はよく似ており、今回、農業産出額の順位に差がついた大きな要因として、本県の野菜不振があったのではと思っています。このため、本県の農業産出額を伸ばすためには、野菜の一層の振興が重要であると考えます。

そこで、本県野菜生産の課題と振興策について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の野菜生産を今後飛躍的に伸ばしていくためには、生産性向上や省力化が課題であり、これらの解決を通して、野菜農家の所得向上が図られるものと考えております。

このため、施設野菜では、複合環境制御などの先進的な技術の導入による収量向上、露地野菜では、需要の高い加工・業務向け契約取引の拡大など、収益性の高い経営体づくりを進めているところでございます。

また、省略化への対応といたしまして、機械化一貫体系の推進とともに、地域農業を担う作業受委託体制の構築も進めているところでございます。

県といたしましては、今後とも、スマート農業など技術革新の動向も踏まえながら、より高度な技術の導入と普及を推進し、次世代の生産

者が希望と誇りを持てる野菜生産の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、次世代の人材を確保していくためには、生産振興だけでなく、ブランド力を生かした取り組みが重要だと考えます。本県にも、宮崎牛やマンゴー、キンカン、冷凍ハウレンソウなど、大変強いブランド商品があります。こういうもうけが見える作物を生み出し、産地としてまとめ、強い商品力を持ったブランド商品として戦略的に売っていくことが、若い世代に宮崎の農業を強くアピールすることになり、職業として宮崎の農業を選択させる武器になるのではないのでしょうか。

そこで、若者が職業として宮崎の農業を選択するための魅力づくりにどう取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県では、恵まれた気象条件のもと、すぐれた人材や技術の積み重ねなど、確かな生産基盤に裏づけられた農畜産物の生産に、農業者や関係者と一体となって取り組んできており、これまで宮崎牛や完熟マンゴーなど、全国に誇れるトップブランドを生み出してきたところであります。

また近年では、県産農産物の主力であるピーマンや冷凍ハウレンソウなどで、栄養や機能性の成分を表示した商品の開発に、他県に先駆けて取り組んでおり、消費ニーズに対応した取り組みとして、全国の関係者の関心も高く、評価されているところでございます。

今後とも、本県の農畜産物が有する高いポテンシャルを生かしたものづくりを進め、儲かる農業を実現することで、その魅力を宮崎の農業の将来を担う若者にしっかり伝えてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 大変重要なところですよ

で、よろしく願いしておきます。

ここまで、生産や販売の面から申し上げてきましたが、次に、本県の農業や食関連産業の人材育成対策についてお伺いをいたします。

これまで新規に農業に参入する若者を支援してきた、国の「農業次世代人材投資資金」の今年度予算がかなり減らされており、農業の担い手確保対策の大きな逆風になりかねないのではと懸念をしています。

本県には、高鍋農業高校を初めとする8つの農業系高校と、県立農業大学校があります。また、宮崎大学、南九州大学において、積極的に農業人材の育成に取り組んでおられます。

そこで、人口減少を見据えて、県内の農業教育機関の間では、どのような連携を図りながら農業人材の育成に取り組まれるのか、教育長と農政水産部長にお伺いをいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県内の全ての農業系高校におきましては、農業大学校等で実施される学校見学会に参加することで、農業に対する興味・関心を高め、就農などの意欲の喚起に取り組んでいるところであります。

具体的な連携事例としましては、お話にありました高鍋農業高校が、平成24年度に農業大学校と連携協定を結び、以降、共同研究や模擬会社運営等の取り組みを通して、生徒の実践力向上や職員の指導力向上に努めております。また、高鍋農業高校の1日体験入学の際には、希望する中学生に対して農業大学校の見学コースを設けるなど、就農や農業経営に向けた道筋をわかりやすく説明しております。

県教育委員会としましては、今後も農政水産部等と連携しながら、将来の農業経営者や関連産業従事者の育成に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 県では、高い技術とすぐれた経営感覚を有する農業人材を育成するため、農業大学校を総合研修拠点に位置づけ、連携協定を締結している大学や農業高校とさまざまな取り組みを展開しているところであります。

具体的には、大学校生と高校生が一緒に先進的な農業法人の経営者と意見交換を行う「高大連携法人バスツアー」や、県内3つの地区での合同研修会の開催、さらには、高鍋農業高校や南九州大学等と連携して生産技術の実証試験等を行う「プロジェクト学習」と、現場を知り、現場とつなげる取り組みを実施しているところであります。

担い手の減少が進む中で、引き続き県教育委員会等と連携しながら、農業を理解し、農業に携わってもらう人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、農業高校では、高鍋農業高校が国のSPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）事業に取り組んでいます。これは本当にすごいことだと思っています。

また、農業大学校では、チャレンジファーム、スマート農業、学生出資会社「アグリカレッジひなた」の活動、そして、先進的な農業法人での研修や福祉施設等、農業以外の事業所でのインターンシップを重ねています。

この2つの取り組みがしっかりとリンクすれば、本当に大きな力を発揮するのではないかと思いますので、ここは非常に期待できますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、私は、これからの若手農業者は、当然、宮崎に根差しながらも、グローバルな視野と幅広い人脈を持てるよう鍛えていくことが、

とても大事だと考えています。

そこで、他産業からの農業参入についても、新たな担い手として、地域農業の活性化や魅力的な雇用の場の創出につながり、人口減少対策としても有効と考えますが、他産業からの農業参入について、本県の現状と支援状況を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 昨年の県の調査では、県内の農業法人数は787法人で、このうち他産業からの参入法人数は138法人と、全体の約2割を占めており、地域農業の新たな担い手として、また、雇用の受け皿として大きな役割を担っております。

県では、これまで行ってきました地元農業関係者と連携した参入相談から、参入後に至るきめ細かな支援に加えまして、本議会でもお願いしております、「「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業」により、市町村が主体となって、必要な農地や支援策などをパッケージ化し、地域農業の特徴を生かして参入を促進する取り組みを強化したいと考えております。

今後、新たな技術や経営ノウハウを有する企業等の農業参入が地域農業の活性化につながるよう、支援を行ってまいります。

○井上紀代子議員 ここまで議論を重ねてまいりますと、農業・農村の人口減少対策は、関係する加工メーカー等が求める強いブランド力を持った産地づくりと、たくましい若手農業経営体や農業法人の育成であり、これら若手担い手への農地や農業施設の集積による産地の強靱化であることがわかってまいります。

今回提案の事業で、新たにどんな農業を伸ばしていくのか、誰がどうやってその伸びを担っていくのか、グローバルな視野はどう広げていくのか、しっかりと来る答えを探せませんでし

た。そこで、本県農業のどんな魅力を若者に伝え、若い彼らとともにどんな産地をつくっていくか、郡司副知事にお尋ねをいたします。

○副知事（郡司行敏君） 農業は、人が生きていく上で欠かすことのできない食料の生産を担う誇り高い産業であり、自然と向き合う中でのさまざまな苦労はありますが、自己の努力が成果に直結することや収穫の喜び、そして近年では、世界のマーケットにもチャレンジできる大変魅力的な産業であると考えております。

去る4月には河野知事が、そして5月には私が、若手生産者とともに安倍総理を表敬いたしました。その際、彼らが本県の農業の魅力や将来のビジョンを真摯に伝える姿に本当に大きな感動を覚えたところであります。

また、JA青年組織協議会や宮崎の次世代を担う農業リーダー養成塾の修了生等と意見交換を重ねる中で、彼らの今後の取り組みが、宮崎の農業を大きく動かすムーブメントになり得ると、大変頼もしく感じているところであります。

県といたしましては、志ある若者たちが、先人たちの培った経営資源をしっかりと引き継ぎ、儲かる農業に果敢にチャレンジできる環境づくりに努めるとともに、全国のモデルとなる世界を見据えた攻めの産地づくりに、関係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 我が県の農業は、健康に着目した本県農業・農産物のブランド力の強化、6次産業化、輸出、オリンピック向けの食材の提供、「第35回国民文化祭・みやざき2020」での食の情報発信、SAP活動や農業大学校生の日本農業経営大学校進学、他産業からの農業参

入対策と、本当にいろいろなことができる。人口減少対策の大きなかなめになるのは、この農業政策ではないのかなと私は思っています。そこに、私は自信を持っています。宮崎県は、このことがしっかりと、県民も含めてそうですけど、子供たちにも伝わっていけば、私は、宮崎は推して知るべし、もう心配することはないと。人口減少推して知るべし、もう自分たちの中で広げていける力として持つことはできるのではないかと考えているところです。この農業政策のところをきちんとやり通していけば、周りの注目というのはおかしいんですけども、情報発信をいっぱいすることによって、若者が参入してくれることを、そして、丁寧に我が県の若者を育てていくということになると思いますので、ぜひ、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、プラスチックごみ関係の、いわゆる環境問題についてお尋ねをいたします。

プラスチックごみの海への流出は、世界で年間800万トン以上とされています。海の生き物や鳥が誤って飲み込んだり、絡まって窒息したりする被害が相次ぎ、生態系への影響を防ぐ対策が急務と、話題になっています。

先日のNHKクローズアップ現代では、毎日の生活の中で、プラスチックなしでの生活が可能かどうかの検証をしていました。もちろんだめでした。日本人が出すプラごみは、3週間で1.8キロ、年間32キログラムで、アメリカに次いで世界第2位だそうです。少しでも意識して減らすことができれば、生態系への影響を減らすことができるのではないかと思います。

まず、ごみの減量化に向けて、県の取り組みについてお伺いをいたします。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、ごみを減らす取り組みとして、レジ袋などを断る「リフューズ」、ごみを出さない「リデュース」、使える物を再利用する「リユース」、そして、資源として再利用する「リサイクル」の4Rを推進しているところであります。

県といたしましては、その推進母体として、市町村や関係団体と4R推進協議会を組織し、県内の自治会等の団体が行う研修会への支援や、買い物時にマイバッグの持参を呼びかけるマイバッグキャンペーン、食べ残しの削減を目指した食べきり宣言プロジェクトなどを県民運動として推進してきたところであります。

循環型社会の形成には、ごみの減量化は極めて重要なことから、県では、引き続き当協議会を中心として、その普及定着に向けた取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 続けて、これもよく話題になります食品ロスについて、お尋ねをいたします。

この削減に関する県の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品ロスの削減につきましては、県では、4R推進協議会を中心に、「食べきり宣言プロジェクト」として、平成28年度から取り組んでおります。

具体的には、このプロジェクトを推進するため、食品の加工から消費に係る関係団体で構成されております食品ロス削減対策協議会を立ち上げ、連携協力関係を深めるとともに、著名人によります講演会の開催や啓発CMの放送など、県民向けの情報発信により、意識の醸成に取り組んできたところであります。

特に昨年度は、関係部局と連携し、初めてフードバンクイベントに取り組み、49の団体・

個人から寄贈された約170キロの食品を福祉団体を通じて、県内のこども食堂に配布したところでもあります。

県といたしましては、今後とも関係団体と連携しながら、食品ロス削減に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 いろんな関係者の方が、食品ロスについては取り組みを進めておられます。これを丁寧の一つ一つ重ねていくことが、食品ロスをなくすことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

環境省は、5月20日に、国内で産業廃棄物として排出されたプラスチックごみの処理を市区町村の焼却施設などで積極的に受け入れるよう要請しました。中国のプラごみ輸入禁止などで国内処理が滞留しているため、緊急避難措置として、必要な間、受け入れ処理を積極的に検討されたいと訴えています。

市区町村を超えた広域処理を進めるため、自治体による産廃業者に対する搬入規制の撤廃や手続の簡素化も求めたと報道されています。国内で滞留する産業廃棄物の廃プラスチックを市区町村の施設に受け入れて処理するよう、国から要請されたとして、県内市区町村の受け入れの見込みについて、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 廃プラスチックは、議員御指摘のように、中国などの輸入規制の影響を受けまして、産業廃棄物施設での国内処理が停滞していることから、今般、国から市区町村に対し、緊急避難措置として、必要な間、受け入れ処理することを検討するよう要請されたところでもあります。

廃プラスチックの受け入れ処理につきまして、各市町村において判断されることではござ

いますが、いずれの市町村でも、本来の一般廃棄物の適正処理を維持するため、現時点で受け入れは難しい状況にあるのではないかと考えております。

○井上紀代子議員 この問題は、これからまだ出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、薬物問題についてお尋ねをいたします。

県内で若者の大麻乱用が深刻化しており、2018年に大麻所持などで摘発された40人のうち、20代、30代が8割以上を占めているとの報道がありました。テレビで芸能人逮捕のニュースを見るたびに、簡単に薬物が手に入り、長年使用していても周りの人にはわからないこと等々を実感いたします。

危機感を持って若者に対処すべきと考えますが、違法薬物の現状と警察の薬物乱用防止活動について、警察本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内の平成30年中における薬物事犯検挙人員は82人で、前年比プラス19人となっております。薬物のうち、特に大麻事犯の検挙人員は、御指摘のとおり、過去最多の40人となっております、30代以下の年齢層が約8割を占めておりますことから、特に若年層に対する薬物乱用防止活動が重要であると考えております。

警察では、県や教育委員会等、関係機関との連携を図りつつ、小・中・高校における薬物乱用防止教室、大学の新生や企業の新入社員に対する講話など、各種啓発活動を行っております。

○井上紀代子議員 続いて、薬物乱用防止についてどのような啓発活動を行っているのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 薬物乱用を未然に防止するためには、特に青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性を正しく理解してもらうよう、積極的な広報・啓発が重要と考えております。

そのため、警察、教育委員会、関係団体等とともに、不正大麻、けし撲滅運動や6・26ヤング街頭キャンペーンを初めとする薬物乱用の根絶を目指した、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施のほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用した広報啓発活動を行っております。

引き続き、薬物乱用の未然防止のため、関係機関・団体と連携を図りながら、啓発活動にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 続いて、学校における薬物乱用防止教育の取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、保健の授業を中心に、小学生、中学生、高校生それぞれの発達の段階に応じて、薬物乱用が心身の健康に及ぼす影響などの正しい知識を習得させるとともに、薬物乱用を拒絶できる規範意識の育成などに取り組んでいるところであります。

また、警察職員や学校薬剤師、保健所職員等を指導者とした薬物乱用防止教室を開催し、具体的な事例をもとに薬物乱用の危険性をより深く認識し、薬物乱用は絶対に行ってはいけないということを実感できるような取り組みも行っております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、学校における薬物乱用防止教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 宮崎には、宮崎ダルクがあります。そこには、九州で唯一女性ハウスがあって、そこで、本当に丁寧な活動をされているところです。ですから、ありとあらゆる機関を通じてというか、ありとあらゆる人たちから、危険性について、子供たち、そして若者たちに啓発をするということがとても大切なのではないのでしょうか。私たちが想像している以上に近くに、簡単に手に入れることができる、この状況をしっかりと考えておかなければいけませんし、忘れてはならないのではないのでしょうか。そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の項目で、教育問題を取り上げたいと思ひます。

今回の人口減少対策の中で、やはり一番必要なのは、先ほども申しましたが、農政のように核になる政策をしっかりとやっていただくと同時に、もう一つは、人口減少対策の大きな柱になるのは教育だと思ひています。もちろん、移住するにしても定住するにしても、どういふ教育が受けられるのかということ、非常に参考になるところです。ですから、宮崎に行ったら学力も低下するわ、子供たちの生活のありようもおかしいわとなったら、とてもではありませんけれども、私どものところに来ていただけるということはないと思ひます。

私どもは全国一律同じ教育をしているんだからと思ひていても、そうではないんですね、受け取るほうの側としては。ですから、先生方のありようといひますか、子供と先生たちが触れ合うときの状況によっては、宮崎県の教育を受け入れていただいたり、受け入れていただけなかったりすると。そしてまた、今、子供たちが持っている問題は余りにも大き過ぎて、いっぱいあり過ぎて、先生方にも本当にお気の毒な状

況になっています。先生方が全部の責任を負わなければいけないのかどうか、そこは大変難しい議論を重ねていかなければならない。そしてまた、ここは唯一、知事の考え方も大きく作用してくると思います。「宮崎県の教育これだぞ」というふうに言わせるものを何かつくり上げていくということは大変重要なのではないかなど、私自身は思っています。

また、不登校の子供たちも多いです。先ほど言いましたインクルーシブ、医療的ケアの必要な子供たちも、その人たちは教育を受ける機会を失って、そのままでもいいんでしょうか。障がいがあるというだけで本当の教育を受けられないで、そのまんまでいいんでしょうか。

訪問で学習をする先生方は、どういうスキルがあればいいんでしょうか。それと、人口減少対策の中で、高校卒業して県外に行くということについて、多く問題視されていますが、先生方の中に、「宮崎に残れよ」「残って一緒に頑張ろうぜ」みたいな、「宮崎で働くことって、とってもいいよ」と言えるものが、先生方の中にもあるのでしょうか。先生方がきちんと職業についての考え方を持っていらっしゃるのでしょうか。先生方だけを責めるということではなく、やっぱり先生方にも多くの勉強をする機会があったり、受けとめる力を持つだけの時間を持たせてあげたりすることが必要なのではないのでしょうか。

先日、NHK福岡が、「アサタビ！」という番組なんですけど、その中で諸塚に来ておられました。イケメンの俳優の人が来ておりましたので、注目して見ておりましたが、子供たちと先生たちが、非常に楽しそうに学校生活をしている様子が出たんです。「先生方が、子供たちが大好きです」というテロップが出ました。

「子供が先生方を大好き」じゃなく、「先生方が、子供たちが大好きです」というテロップが出ました。それを見ると、やっぱり子供たちは、そんなふうに育つべき、そんなふうな教育の中で、子供たちが育まれるべきではないのかなど。「宮崎にいらっしやい。宮崎に来れば、こういう教育を受けられますよ」と、自信持って言えるのではないのでしょうか。

ですから、私は今回、本当に申しわけないような質問なんですけど、さまざまな子供たちの増加というか、発達障がいの子供たちもそうですが、対応が難しい子供たちの増加が見込まれる中、手厚い教育を行うために、教員の増員はできないのでしょうか。ここを一度も考えられたことはないのでしょうか。それとも、考えているとしたら、どう具体的に動かれるんでしょうか。教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長(日隈俊郎君) 教員の増員の関係の基本的な考え方について申し上げたいと思います。

教員の数は、法律に基づき定められておまして、その算定数は、基礎的には配置が法律に基づいて行われているところがございます。これに加えて、地域における特別支援教育の推進を担う教員や、生徒指導を主な業務とする教員の配置など、各学校の個別課題に応じた、県独自の配置を行っているところであります。

また、ことし5月、知事とともに文部科学省を訪問いたしまして、さまざまな教育課題へ対応するための教員の増員について要望を行ったところではありますが、議会終了後、7月にも再度私のほうで、文部科学省に対して要望を行うこととしているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒一人一人の抱える課題に応じたきめ細

かな教育が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私の発言は、教育長にはちょっと失礼だったかと思います。申しわけなく思います。質問の前段で、私は、高大連携の主権者教育についてお伺いをいたしました。正確には、中教審の答申では、高大連携ではなく、高大接続が正しくて、こんな中、中教審答申では、1、高校教育は受験準備教育の場ではなく、市民形成の場所とする、2、高校教育と大学教育の接続を促すため、対話的で深い探求的な学びの様式（アクティブラーニング）を充実させる、となっています。

また、主権者教育を中心に担う新科目「公共」を設置し、2020年度からは、新大学入学共通テストが導入されることとなっています。大学受験準備教育に事実上特化し、人材育成を企業社会に委ねてきた高度成長期型の学校教育のあり方が、これで大きく変わることとなります。ですから、そこに視点を当てて、これからの我が県の教育もやっていかないといけないのではないのでしょうか。

私は、主権者教育というのは、まさに納税者教育だと思うんです。私の仕事は、納税者をたくさんふやすことなんです。やはり納税者とは、納税者になることのステータスというのをきちんと子供たちに教えるということは、大変重要だと思っています。それと、ファイナンスの勉強はきちんとさせるべきだというふうに思っています。ビジネスをつくり上げていく、起業できる力を持つ。ですから、私は教育の現場の中で、新聞をもっと読む教育の充実をしなければいけない。地域の動きを知って、政治は議論の中で決着していくということを教えなければいけないと思っています。

再度教育長に、恐縮ですけれども、宮崎県の教育をこれからどうしていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 人口問題を考えるとき、私の考えでございますけれども、人材こそ最大の社会資本ではないかと考えております。また、宮崎、我が国の未来を考えるときに、それは全て子供たちにかかっているのではないのかなと思っております。

アメリカの学説で、これからの子供たちの65%は、現在ない仕事につくというふうなお話もあります。それほどに、これからの産業の創造というか、つくっていく、あるいはイノベーションによって、市場を拡大していくことが加速化していくというあらわれじゃないのかなと思います。それは、今申し上げた、子供たちにかかっていると言っても過言ではないと思います。

一方、現在の少子化によって生ずる教育予算の減少を単にスクラップするという考えもありますが、それはいかがなものかなと考えています。それは、しっかり教育の充実に向けていくべきであると考えますし、先ほど申し上げたとおり、国のほうにも訴えてまいりたいと考えております。

人口減少・少子高齢化の時代を迎え、取り組むべきは、やはり思い切った教育の充実ではないかなと、私ども教育委員会では考えているところでございます。何分、地方であり、所得の低い宮崎県でありますので、将来を託す子供たち、将来、未来への最大の投資の観点からも、この教育の充実、そして教育の再生の実現をしっかりと目指していくという気概を持って、これからの教育行政に当たってまいりたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 力強い答弁をいただき、本当にありがとうございます。

人口減少対策というのは、地域づくり対策。地域がもっともっと、本当に自立していく、持続していく、そのための対策だと。私は、名前を人口減少とマイナスに捉えがちなところを、プラスにとりながら、これから頑張っていたらと思っているところです。

私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日は、これで散会いたします。

午後2時59分散会

6月17日（月）

令和元年6月17日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

- 1番 日高利夫（東諸の未来を考える会）
- 2番 有岡浩一（郷中の会）
- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 6番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 7番 山下寿（同）
- 8番 窪菌辰也（同）
- 9番 脇谷のりこ（同）
- 10番 佐藤雅洋（同）
- 11番 安田厚生（同）
- 12番 内田理佐（同）
- 13番 丸山裕次郎（同）
- 14番 冏師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡辺創（県民連合宮崎）
- 18番 高橋透（同）
- 19番 中野一則（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 濱砂守（同）
- 22番 西村賢（同）
- 23番 外山衛（同）
- 24番 日高博之（同）
- 25番 野崎幸士（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 二見康之（同）
- 34番 蓬原正三（同）
- 35番 右松隆央（同）
- 37番 井本英雄（同）
- 38番 徳重忠夫（同）
- 39番 山下博三（同）

欠席議員（1名）

- 36番 星原透（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|------------|-------|------|
| 知事 | 河野俊嗣 | 野司行敏 |
| 副知事 | 鎌原宜文 | 原宜浩司 |
| 総合政策部長 | 渡邊浩 | 邊浩司 |
| 総務部長 | 武田宗仁 | 田宗仁 |
| 危機管理統括監 | 藪田亨 | 田亨 |
| 福祉保健部長 | 渡辺善敬 | 辺善敬 |
| 環境森林部長 | 佐野詔藏 | 野詔藏 |
| 商工観光労働部長 | 井手義哉 | 手義哉 |
| 農政水産部長 | 坊菌正恒 | 菌正恒 |
| 県土整備部長 | 瀬戸長秀美 | 戸長秀美 |
| 会計管理者 | 大西祐二 | 西祐二 |
| 企業局長 | 冏師雄一 | 師雄一 |
| 病院局長 | 桑山秀彦 | 山秀彦 |
| 総務部参事兼財政課長 | 吉村達也 | 村達也 |
| 教育長 | 日隈俊郎 | 隈俊郎 |
| 警察本部長 | 郷治知道 | 郷治知道 |
| 監査事務局長 | 高林宏一 | 林宏一 |
| 人事委員長 | 濱砂公一 | 砂公一 |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|-----|
| 事務局 局長 | 片寄元道 | 寄元道 |
| 事務局 次長 | 和田括伸 | 田括伸 |
| 議事課 長 | 齊藤安彦 | 藤安彦 |
| 政策調査課 長 | 日高民治 | 高民治 |
| 議事課 長補佐 | 鬼川真治 | 川真治 |
| 議事担当 主幹 | 山口修三 | 口修三 |
| 議事課 主査 | 井尻隆太 | 尻隆太 |
| 議事課 主任主事 | 三倉潤也 | 倉潤也 |

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市西米良村選出、自由民主党の濱砂守でございます。

まず、先般4月7日に行われました宮崎県議会議員選挙で、通算5期目の当選をさせていただきました。今後、任期の4年間、市民、村民の代弁者としてしっかり発言をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

国連の世界人口予測2017年版によりますと、現在76億人の世界人口は、2030年までに86億人、2050年に約98億人に達すると予測されています。人口の増加が最も大きくなる地域はアフリカ、その後にアジアが続いています。とりわけアフリカ26カ国では、2017年から2050年の間に、人口が少なくとも2倍になると推測されております。

今後は、宮崎県も例外なく、成長著しいアジアや、人口増を背景に安定した市場拡大が見込める欧米等の世界市場をターゲットにしながら、深刻な人手不足を補うために、外国人労働者への期待も一層高まるものと思われま

す。2000年ごろ、「世界がもし100人の村だったら」と題した文章がインターネットで広まり、世界中で話題を呼びました。世界人口を100人に縮めると、地球はどんな村になるかというものであります。ここでは、「宮崎県がもし100人の

村だったら」、今の宮崎県は一体どんな村なのか、紹介をしてみます。ただし、ここでいう1人は、平成31年3月刊行「指標で見る宮崎県」をもとにした本県の人口約108万人の1%、1万800人です。

まず、集落の状況から見てみます。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村には26の集落があります。そのうち3つの集落に63人が住んでいます。面積は村全体の28%です。残りの37人が、村の72%の面積に住んでいます。23の集落のうち10の集落には、全部合わせても4人しか住んでおりません。人口の多い集落、少ない集落があります。

次に、村人の年齢構成を見てみます。「宮崎県がもし100人の村だったら」、この村に住んでいる人のうち、男の人は47人で、女の人は53人です。村人の年齢は、15歳未満が13人、15歳から64歳は55人、65歳以上が32人です。

最近、村では子供の数が少なくなり、お年寄りがふえてきました。2年間で1.6人が生まれ、2.6人が死亡します。2年後には、村の人口は1人減って99人になります。

村人はどんな仕事をしているのでしょうか。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村人たちはいろいろな仕事をしています。100人のうち15歳以上で働くことのできる村人、労働力人口は50人います。そのうち、48人が就業しており、2人は失業しています。農林業や漁業の第1次産業で働いている人が5人、製造業や建設業の第2次産業で働いている人が10人、卸売業・小売業や医療福祉関係の3次産業で働いている人が32人です。

住居環境はどうでしょうか。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村人の97人が上水道を使用しておりますが、し尿処理を水洗化してい

るのは93人、下水道を使用しているのは59人です。村の9つの集落には、下水道施設がありません。34人は浄化槽を使用しています。

以上、ただ単に数を凝縮しただけの表現ではありませんが、県内の大まかな状況をつかむことができます。知事は、このような県内の26市町村の人口分布についてどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

宮崎県の人口分布の現状であります。平成30年10月1日現在の数字を申し上げますと、宮崎市は39万9,000人で県人口の36.9%、都城市は16万2,000人で15.0%、延岡市は12万1,000人で11.2%となっております。この3市で県人口の約6割を占めている状況であります。

一方で、山間部には、人口の少ないほうから言いますと、西米良村1,040人、諸塚村1,600人、椎葉村2,627人、こういった自治体もあります。

また、都市部に比べ、こうした自治体では高齢化率も高く、例えば美郷町では51.1%となっております。

このように本県では、都市部への人口集中が見られる一方、中山間地域では人口減少や高齢化が進み、日常生活に必要なサービスの維持が難しくなる自治体も生じるのではないかという認識を持っているところであります。以上であります。[降壇]

○濱砂 守議員 次に、人口減少問題について質問をしてみたいです。

県内には総人口の1%、つまり、人口がおよそ1万人に満たない10の町村が存在してありま

す。10の町村合わせた総人口は、2018年の4万8,893人から、2045年には42%減少して、2万8,513人になります。特に、そのうちの西米良村の566人、諸塚村の667人と、2つの村では人口1,000人を下回ると推計されております。

知事は、人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるとされております。このような人口減少の著しい村についても、最低でも人口1,000人は維持してもらいたいものであります。村と連携して即効性のある施策はとれないものか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県では、これまでも市町村などと連携しまして、人口減少の抑制に取り組んできたところでありますが、このままでいくと、国の推計にありますように、大幅な人口減少になることが懸念されるところであります。

一方で、例えば西米良村のような規模の自治体の場合、複数年で1世帯から2世帯のUターンや移住者を確保することができれば、人口減少の幅は相当緩和されるものと考えております。

そのためには、移住施策と並行して、基幹産業であります農林水産業の振興や、雇用、教育、医療などの生活を維持するための環境整備を行うことが重要であります。市町村の置かれている状況や課題はそれぞれ異なっております。

このため、市町村とは、現状分析や課題の共有化など、これまで以上に連携を深め、それぞれの実情に合わせた対策を講じてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き人口減少問題について、総合政策部長にお伺いいたします。

総合政策とは、今、社会で起きている問題に対して、複数の視点で政策的な解決方法を提示することとあります。

本県においても、市町村によって、置かれている状況や取り組むべき対策は当然に違ってまいります。

特に人口減少の著しい小規模町村に対して、今後どのような取り組みを行っていかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 御指摘のとおり、山間部の小規模町村におきましては、いかにして人口の流出に歯どめをかけていくのかということは、切実な問題であると認識しております。

県ではこれまで、市町村とそれぞれの人口動態等のデータを分析し、課題の共有化や、その対策に向けた協議を行ってまいりました。また、国の地方創生推進交付金を活用しまして、広域連携の枠組みをつくり、昨年度から、椎葉村や五ヶ瀬町等14の市町村と、情報がしっかりと届く仕組みづくりですとか、働きたい職場の確保等に取り組んでおりまして、小規模町村における若者の県内定着促進など、人口減少対策に活用しているところでございます。

さらに、今回、これらの取り組みを充実させるために、今議会に「県・市町村人口問題対策連携事業」をお願いしておりますけれども、各市町村の実情に応じた対策の検討や、その具体化を図ってまいりたいと考えております。

県といたしましては、このような取り組みを通じまして、市町村との連携をさらに進め、それぞれの実情に合わせた人口減少対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。引き続き人口減少問題について伺います。

知事は、今6月定例議会に人口減少対策基金積立金30億円を上程し、19年度は、新規の26事業6億300万円を盛り込んだ各種の支援金を準備して、今後4年間にわたって県単独費で積極的な事業展開を行う方針を示されております。まずは、その事業効果に期待を寄せているものでございます。

しかしながら、これらの対策は人口減少を幾分かは緩やかにするとは思われますが、現時点での社会動態、自然動態、出生率から見ても、現在の人口を到底維持できるとは思えません。宮崎県の人口は、2018年の107万9,727人から17年後の35年には92万8,034人、27年後の45年には82万4,806人にまで減少すると推計されております。

そもそも日本の人口は、明治維新から2008年の1億2,808万人のピークに達するまでの140年間で約3.84倍と急激に増加したもので、宮崎県の過去の人口を追ってみても、明治21年に40万9,675人、大正9年に65万1,095人、昭和22年に100万人の大台に乗り、102万5,689人、平成8年にピークの117万7,407人を境に減少を続けております。

全体的な人口減少はやむを得ないこととしても、さまざまな政策をもって減少のスピードを緩やかにし、どこで食いとめられるか、また、どのように食いとめるかが重要な課題であると考えます。

知事は、将来の宮崎県の望ましい人口についてどのように考えておられるのか、人口構造とあわせてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の人口につきましては、総合計画においても将来推計を示しておりますが、若年層を中心とした県外流出と出生数の減少が続く間は、人口が減少していくこと

となります。議員御指摘のように人口減少をとめること、現実問題かなり難しいものがございますが、少しでもその減少幅を緩やかなものにしていく、そして、将来にわたって持続可能な宮崎の土台を今つくっていくことが、大変重要であると考えております。

このため、社会減の解消と、合計特殊出生率2.07を達成していくことが必要でありまして、総合計画長期ビジョンにおきましては、その時期を2030年代末までとしているところであります。

このような中で、2030年には、総人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度を目指すこととしております。若者の県内定着の促進や子育て支援などに取り組むことによりまして、将来的には、若年層と高齢層のバランスがとれた年齢構造を目指す必要があるものと考えております。

○濱砂 守議員 これは余談ですが、明治21年(1888年)の人口調査によりますと、日本の人口は3,963万人、人口が最も多いのは新潟県で166万人、2位は兵庫県の151万人、3位が愛知県の144万人、東京都は何と4位の135万人であります。最も人口が少ないのは北海道の30万人、次いで沖縄県の37万人、鳥取県の39万人、宮崎県は44位の40万人であります。なぜ新潟が人口日本一と、つい考えてしまいますが、当時の日本経済は、第1次産業を中心に展開していましたから、その中で新潟は、稲作に適した気候で、お米の収穫量が豊富であったこと、それに加え、大阪と北海道を結ぶ北前船航路の港のあった日本海側のほうが豊かな傾向にあったようであります。

それでは次に、長期ビジョンに示された人口問題対応戦略について伺います。

本県では既に、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎え、労働力の不足や社会保障費の増大に伴い、地域や産業、家庭など、あらゆる分野が大きく変わり始めております。2015年の国民負担率は42.8%となり、2010年から5年間で5.5%増加し、主に社会保障費の拡大が目立っております。

宮崎県総合計画31年改定「2030年の宮崎県に関する推計」では、さまざまな対策を講じても、人口は100万人を割り込み、2.8人に1人が高齢者となります。人口構造に大きな違いはありませんが、30年までに合計特殊出生率が2.07に改善できれば、自然現象に歯どめがかかり、将来的な人口減少の収束につながることを期待されるとしております。

2015年の国勢調査によりますと、高齢化率は29.5%、厚生労働省が今月7日に発表した2018年の合計特殊出生率では、全国が1.42と3年連続で低下いたしました。宮崎県は1.73で、沖縄県の1.89、島根県の1.74に次いで3番目であり、全国2位から3位にランクダウンしてしまいました。全国的な傾向ではありますが、2003年以降は死亡数が出生数を上回る自然減に転換しております。さらに、社会動態でも転出超過による社会減が続いており、自然減と社会減が同時進行している状態にあります。

このような状況で、知事は、具体的にはどのような政策をもって人口減少の解消に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘ありましたように、自然減と社会減が同時進行する中で、今後の人口減少対策を考える上では、これから子供を産み育てることとなる若者世代の県内定着や県外からの呼び込みを図ることが最大の課題であると認識をしております。

そのためには、高校生などの県内就職やU I Jターンの促進、産業の魅力向上による良質な雇用の場の確保、さらには、働き方改革や子育て環境の整備といった人口減少対策に総合的に取り組み、社会減の解消や合計特殊出生率の向上を目指していく必要があると考えております。

その達成に向けた道のりは、決して平たんなものではないと考えておりますが、今議会には、人口減少対策に一層注力していくための新たな基金の設置もお願いしているところであります。今後とも、市町村や関係団体とも十分に連携しながら、施策を展開してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、合計特殊出生率の引き上げについて伺います。

県の長期ビジョンでは、人口問題対応戦略の内容を明確にした上で、その実現に向けた施策展開の方向性を示すとして、2030年に向けての数値目標を掲げ、総人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度を目指し、さらに安心して子供を産み育てられる社会づくりの充実に向けて取り組むとしております。

2018年の合計特殊出生率1.72から、2030年目標の1.9の達成に向けて、どのような施策を講じられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 2030年に合計特殊出生率1.9程度という目標を達成するためには、さらなる努力が不可欠でございます。本県では、子供と子育てを社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んでいるところでございます。

その中で県においては、結婚サポート事業や夫婦の子育て協働の推進、子育て支援団体への

支援など、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てというそれぞれのライフステージに沿った切れ目ない支援を、家庭、地域、職場の各場面に即して実施してまいりました。

今回も、人口減少対策基金を活用した新たな取り組みをお願いさせていただいているところですが、今後とも、目標が達成できるよう、安心して子供を産み、育てられる社会の実現に向けて、これまでの取り組みの課題と対応策、国の新たな取り組み、他県の先進的な施策を研究・分析しながら、国や市町村、関係団体、企業等ともさらなる連携を図りつつ、知恵を絞って、県民総ぐるみで取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、新卒者の県内就職割合についてであります。

県は、若者世代を中心に、人口流出に歯どめをかけるとともに、人口減少が進む中であっても、活力が維持される地域づくりを目指すとして、県内新規高卒者の県内就職割合を65%に設定しております。

学校基本調査によりますと、2018年の県内高校卒業者の県内就職率は56.8%で、過去10年以上50%台で推移をしております。目標の65%の達成に向けて、どのような対策をとられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高校生の県内就職促進につきましては、これまで、高校と企業・関係団体等とのネットワークづくりのほか、企業見学会や学年ごとの企業ガイダンス等を通じた生徒と企業の出会いの場づくりに取り組んでおり、県内就職率は、平成28年以降3年連続で上昇しているところであります。

県としましては、目標達成に向けて、これまでの取り組みを継続することに加え、働きやす

い職場環境づくりの推進や、地域の中核となる企業の育成などにより、働く場所としての魅力を向上させるとともに、こうした魅力や宮崎の暮らしやすさを、小中学生の段階から保護者を含めて伝える取り組みなどを強化してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続きお伺いいたします。

同じく長期ビジョンでは、県内大学・短大等新規卒業者の県内就職割合50%台を目標としています。2018年の大学卒業者の県内就職率は43.1%ですが、50%台を達成するためにどのような対策をとられるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大学生など若者の県内企業への就職を促進するためには、働く場である企業や地域の魅力を高めるとともに、その魅力を若者にしっかりと伝え、理解していただくことが重要であります。

県ではこれまで、県内企業に就職する若者の奨学金の返還支援や、海外展開する企業での就業体験などインターンシップの充実、また、女子大学生等を対象にした就職応援セミナーの開催等に取り組んできたところであります。

今後は、これらの取り組みに加えまして、給与水準の改善や福利厚生充実を初めとする魅力ある労働環境づくりに向けた県内企業への働きかけや、大学等における本県産業の魅力を学ぶ教育カリキュラムの充実、さらには、若者に情報を直接届ける仕組みづくりなど、大学や企業等との連携による取り組みを一層強化することによって、県内就職率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、農業問題についてお尋ねいたします。

まず、スマート農業についてであります。

農業の現場では、担い手の高齢化が急速に進んでおります。労働力不足が深刻となっている今、スマート農業は、ロボット技術や情報通信技術を活用して、農作業における省力化・軽労化をさらに進めるというもので、新規就農者の確保や、栽培技術力の継承等が期待されている新たな農業のことです。

既に、人気テレビドラマ「下町ロケット」で話題になった無人で走行するトラクター、運転アシスト機能がついた田植え機やコンバイン、自動運転で農薬を散布できるドローンなど、農作業の自動化を実現する農業ロボットの実用化が進んでおります。何といたっても最大のメリットは、作業量と時間の短縮であります。真夏の炎天下で重労働をしなくてよくなる、夜中でもトラクターが無人で働いてくれる、田んぼの農薬散布もドローンで好きなときにできるなどあります。

期待高まるスマート農業ですが、それが担い手や後継者不足などの課題解決につながる「儲かる農業」に貢献してほしいものであります。

全国でも有数の農業県である宮崎県におけるスマート農業の推進について、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） スマート農業であります。情報通信技術やロボット技術等の先端技術を導入することによりまして、農業生産の効率化、収量・品質の向上など、本県農業の主力であります畜産や園芸部門などをさらに発展させ、競争力向上を図る強力なツールになるものと期待しております。

また、担い手の高齢化や減少が見込まれる中、熟練農業者の技術伝承や人材の確保・育成といった観点から、人口減少対策としても、本県農業への導入は必要不可欠なものと考えてお

ります。

県内では既に、園芸ハウス内の温度等を自動制御するシステムや、畜産における搾乳ロボットの活用など、さまざまな取り組みが導入されているところではありますが、その技術は日々進歩しております。

県といたしましては、大きな可能性を秘めたこのスマート農業を、農業者はもちろん、関係団体や試験研究機関、民間企業などの多様な主体と連携し、本県に適した形での開発・実証、普及を進めることによりまして、新しい形での「儲かる農業」を目指し、さらに推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 本県では今議会に、県単事業として、「スマート農業による働き方改革産地実証事業」が提案されております。労働時間削減と生産性向上を実現する産地数を、令和3年までに18産地育成するとしています。具体的な就業環境の改善とはどのようなものなのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業分野でも働き方改革が求められている中で、スマート農業は、重労働や長時間拘束の解消など、就業環境改善にも貢献できる技術であると考えております。

このため、今議会をお願いしております「スマート農業による働き方改革産地実証事業」では、普及段階の技術に絞り、産地への導入を早急に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、農業機械の自動操舵システムにより、初心者でも高精度な作業を可能にする取り組み、また、収穫コンテナの積みおろしなどの重労働をアシストスーツで軽減する取り組み、さらには、遠隔監視により肉用牛繁殖農家の発情発見等の拘束時間を削減する取り組みな

どを想定しております。

県といたしましては、これらの技術の導入、普及に努め、農業現場の就業環境の改善を推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、林業問題についてお尋ねをいたします。

まず、県有財産、県有林の有効活用についてであります。県営林、経営計画では、安定的な収入確保による持続的な管理運営に取り組み、広く県民に親しまれる森林づくりなどを進め、多様な森林整備の推進と条件整備による安定的な収入確保に努めるとしております。

現在、県有林は面積にして6,841ヘクタール（68.41平方キロメートル）で、新富町の面積61.53平方キロメートルを上回る広さ、蓄積量は218万3,000立方メートルを有し、28年連続1位の、宮崎県の杉素材生産量179万立方メートルを上回る蓄積量であります。

このように、県有林は県民の貴重な財産であります。これまでの活用状況と今後のあり方について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県有林は、明治35年に宮崎市高岡町などに設置して以降、経営規模の拡大を図りながら、これまで管理してきたところであります。

その活用状況につきましては、戦後、宮崎市の復興資材として木材を供給したほか、昭和30年代以降は、県庁舎の建設費に充てるための伐採などを行ってきたところであります。

近年は、「ひなもり台県民ふれあいの森」の整備など、森林の総合的な利用も進めてきたところであり、こうした中、昨年度は、東京オリンピック・パラリンピックの「選手村ビレッジプラザ」の建築部材の一部として県有林材を提

供するなど、それぞれの時代の要請に応じてきたところでもあります。

今後、経営計画に基づき、森林の公益的機能の発揮に努めますとともに、県民の財産として資源の充実を図りつつ、多様なニーズに応じてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、林業についてお尋ねをいたします。

本県の森林資源は杉を中心に充実してきており、今後ますます素材生産量は増大するものと予想されております。杉の樹齢年数は、8 齢級以上が78%と偏っていることから、今後、急激に大径材が増加していくものと思われま。近年の大径材の丸太価格相場は、加工しにくい、歩どまりが悪い、集成材の利用で大きな材を使う必要がなくなった等の理由で、年々低下していると聞きます。

今のままでは山の総生産価値も、年期がたつほどに下がるのではないかと心配されています。大径材の利用状況について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 大径材につきましては、森林資源の充実に伴い、生産量が増加しており、住宅用のはりや桁に加えまして、こん包材や集成材の材料など、新たな用途にも利用され始めております。

このような中、大径材は今後増加していきますので、量産加工できる製材工場をさらに整備するとともに、非住宅分野への用途拡大が必要であると認識しております。

このため県では、大径材に対応した製材ラインや集成材加工施設の整備を支援しているところであり、最近では、高原町に立地する新規製材工場にも支援を行っているところでもあります。

また、木材利用技術センターにおいても、製品や構法の開発に取り組むとともに、保育園や福祉施設など、PR効果が大きく大径材を利用するモデル施設に対して、材料費支援を行っているところでもあります。

今後とも、このような取り組みにより、大径材の利用が一層進むよう努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、昨年2018年9月末から10月にかけて本県に襲来した台風24号、25号による風倒木被害は、いまだ県内各地の至るところで爪跡を残しております。県内における昨年の台風24号、25号による風倒木の処理状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 昨年度の台風24号、25号の強風による風倒木被害は、県内17市町村において、387カ所、284ヘクタールとなっております。

そのうち今年度は、都城市など5市町におきまして、森林所有者の委託を受けた森林組合が、国の森林整備事業を活用し、49カ所、70ヘクタールの復旧を行うこととしており、これまでに15カ所、28ヘクタールにおいて、風倒木の処理に着手しているところでもあります。

県といたしましては、残り214ヘクタールにつきましても、森林整備予算の確保や、関係団体への風倒木処理に対する協力要請に努めますとともに、森林所有者の理解を得ながら、早期の復旧が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、県有林は、原則として水源涵養機能や山地災害防止機能、土壌保全機能等の森林整備を推進するとしておりますが、県有林における昨年の台風24号、25号の被害状況について、環境森林部長にお尋ねいたしま

す。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県有林におきましては、風倒木被害はありませんでしたものの、林道の被害が2路線2カ所、林地の崩壊が3カ所発生しております。

このうち、林道の被害につきましては、国庫補助により1路線は復旧が完了し、1路線は現在復旧中であります。

また、林地の崩壊につきましても、国庫補助による復旧を検討したところではありますが、比較的小規模で、県内の他の被害箇所と比べて緊急性が低かったことから、現時点においては着手できていないところであります。

しかしながら、今後、大雨などによっては被害の拡大も考えられますので、現地の状況をしっかり見守り、復旧について検討していくことといたしております。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひいたします。

次に、障がい者福祉問題についてお伺ひいたします。

障がい者が65歳以上になることで従来の障がい者福祉サービスを受けられなくなる「65歳の壁」問題が、一部で注目されております。障がい者に福祉サービスを提供する障害者総合支援法では、介護保険に同様のサービスがある場合、介護保険を優先するよう求める規定があり、税金で賄われるサービスよりも、保険によるサービスのほうが優先されるためであります。65歳になり介護保険に変わると、健常者と同じ扱いとなつて、それまで受けていたサービスを受けられなくなったり、急に負担がふえたりする不都合が生じており、障がい者を苦しめているといひます。

厚生労働省は、自治体に対して、「個別の状況に応じて、介護保険サービスだけでなく、障

害福祉サービスも受けることができる」ことを通知していますが、実際の対応は自治体の裁量に任されておられ、内容はまちまちで、住む場所によってサービスの地域格差が生じているようであります。

65歳以上の障がい者の障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について、本県の状況を福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 65歳以上の障がい者につきましては、障害者総合支援法に基づき、基本的には介護保険サービスが優先的に適用されることとなっております。しかしながら、実施主体である市町村が、不足するサービスを障害福祉サービスで補うことができる仕組みとなっておりますので、御指摘のとおり、国の通知に基づき、利用者の心身の状況などに応じて、障害福祉サービスを適用することが求められております。

市町村では、この取り扱いに基づき支給決定を行っており、その結果、障害福祉サービス利用者の中で介護保険サービスも利用している方の割合は、県全体で2割程度、各市町村で1割から4割程度という状況にあります。

県としましては、65歳以上の障がい者の方々が、必要なサービスを受けられるようにすることが重要であると考えておられ、介護保険サービスに一律に切りかえるのではなく、その心身の状況に合った取り扱いがなされるよう、今後とも、市町村に対して、さまざまな機会を活用し、助言してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、障がい者福祉問題について質問いたします。

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づくものであります。その中には、障害福祉独

自のサービスと、介護保険サービスに相当するものがあります。

障害福祉サービスを利用していた人が、これまで介護保険相当のサービスを使っている場合、その人が65歳を迎えると、原則として介護保険サービスの利用が優先されることとなります。ただし、市町村の個別判断によって、そのまま障害福祉サービスを継続できることもあります。

ただし、ここでお金の問題が残ってきます。64歳以下で障害福祉サービスを利用する人のうち、住民税非課税者などの低所得者に利用者負担は発生しません。しかし、65歳で介護保険サービスの利用が優先されると、低所得者も1割負担が発生します。つまり、64歳まで障害福祉サービスを利用していた人が65歳の高齢者になると、介護保険サービスの利用が優先され、同じサービスを利用するには自己負担が発生することになります。

このことについて福祉保健部長はどう思われているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の利用者負担の違いについてでございますが、障害福祉サービスと介護保険サービスの制度の違いに起因するもので、障がい者が65歳の到来とともに新たな利用者負担を負うことは課題であると考えております。

このため、従来どおりのサービスを継続して享受し、安心した生活を送ることができるための体制を早期に構築するよう、平成29年度に、国に対して要望したところでございます。

こうした中、国は法改正を行い、平成30年度より、所得や障がいの程度など一定の条件はあるものの、65歳で介護保険を利用することとなった方の利用者負担をなくすための軽減措置

が設けられました。

今後、軽減措置の効果や影響を見きわめながら、必要に応じて国への要望等も検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 障害福祉サービスの場合は、ほとんど利用者負担がありません。介護保険は原則1割負担。部長答弁のように、このふぐあい解消するため、2018年4月から、障害支援区分2以上などの要件を満たせば、償還払いによる負担軽減がなされることになりました。しかし、条件があり、65歳になるまで一定期間、障害福祉サービスを利用していた低所得高齢者に限っております。制度のはざまで、自立への意欲や生活の継続性が阻害されないように、実態の把握と改善をよろしくお願いいたします。

次に、障害者入所施設についてであります。

私は以前、障害者福祉施設に携わっていたことがございます。常に誰かの手助けを必要とするのが重度障がい者であります。24時間介護が必要な障がいがある子を持つ親の高齢化が進むとともに、親が亡くなった後の子供はどうなってしまうのか、親は常に同じ不安を抱えております。「将来が不安」「行くところなくて不安」であります。誰かの手助けを得ながら生きなければならぬのが重度障がい者であります。

県内における、寝泊まりしながら介護を受けられる障害者支援施設の入所定員と待機者の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 障がい者の入所施設である障害者支援施設についてでございますが、県内に31施設ありまして、入所定員計1,694名に対し、入所者数は1,662名であり、各施設において、おおむね定員を満たしているという状況でございます。

また、待機者数につきましては、施設間を重複して希望されている方も含む数字として、1名から10名が8施設、11名以上が10施設であると承知しておりまして、施設によって偏りはあるものの、一定の待機者がいるものと認識しております。

県としましては、障害者支援施設と同様、障がい者が安心できる住まいとしてのグループホームや、居宅介護等の在宅サービスの利用者数を計画的にふやしているところをございまして、障がいのある方が、地域で安心して生活できるサービスを受けることができるよう、努めているところであります。

○濱砂 守議員 次に、ひとり親世帯の現状と課題についてであります。

本県で言うひとり親世帯とは、満20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子、男子とその児童から成る世帯であります。市町村が、ひとり親福祉、児童扶養手当等の対象としている世帯も、ひとり親世帯であります。

県内における直近のひとり親世帯の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県では、5年ごとに「ひとり親世帯生活実態調査」を行っておりまして、直近の平成29年度の調査における世帯数の推計値でございますが、母子世帯が1万5,686世帯、父子世帯が1,471世帯で、合計で1万7,157世帯となっております。

これは、前回調査の平成24年度と比較しますと、母子世帯は11世帯の増加、父子世帯は174世帯の減少となっております。

○濱砂 守議員 次に、ひとり親世帯となった理由と年齢構成について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ひとり親と

なった理由につきましては、母子世帯、父子世帯ともに、離婚の占める割合が最も多く、約8割となっております。その他、未婚、死別、行方不明等があります。

ひとり親の年齢構成につきましては、母子世帯、父子世帯ともに40歳から49歳の占める割合が最も多く、母子世帯では48.0%、父子世帯では44.6%となっております。次いで多いのは、いずれも30歳から39歳で、母子世帯は31.3%、父子世帯は26.9%となっております。

○濱砂 守議員 次に、ひとり親世帯の就労状況と平均月収、及び生活上の悩み事について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ひとり親の主な就労状況でございますが、母子世帯では、常用雇用者が46.2%、臨時雇用者が38.1%となっており、父子世帯では、常用雇用者が61.7%、自営業が23.1%となっております。

また、平均月収につきましては、母子世帯では、10～15万円未満の世帯が最も多く、35.6%となっており、父子世帯では、15～20万円未満の世帯が最も多く、30.3%となっております。

生活上の悩み事につきましては、母子世帯、父子世帯ともに、「生活費」に関するものが最も多く、次いで、「子供のこと」や「老後の心配」が挙げられております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

県は、子育てを応援する機運の醸成や、地域の子育て力の強化と子育て支援事業の拡充を図るとしております。また、経済的不安を抱えるひとり親家庭に対する自立のための就業支援や子育て・生活支援も必要だとして、答弁のように、5年ごとに実態に即した福祉施策を推進するための基礎資料を得るとして、「ひとり親世帯生活実態調査」を行っております。先ほど29

年度の実態調査の結果を2～3報告いただきましたが、前回24年の調査結果と比較しても、若干の数字の違いはあるものの、要望の順位や内容についての課題はほとんど変わっておらず、支援の効果が問われます。

本県におけるひとり親世帯の状況を踏まえて、今後、県としても新たな支援事業に取り組む必要があると思います。福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県におきましては、ひとり親世帯の生活の安定と向上を図るため、ひとり親世帯を支援するさまざまな事業を行っております。

具体的には、経済的支援として、児童扶養手当の支給や、ひとり親医療費の助成、子供の修学等に要する費用を無利子または低利で貸し付ける「母子父子寡婦福祉資金事業」を行っております。

また、就業支援として、親が就職に有利な看護師等の資格取得のために就学する場合に給付金を支給しますほか、県母子寡婦福祉連合会に委託して、就業相談や就業講習会等を実施しているところであります。

ひとり親世帯の自立促進のためには、特に就業支援に力を入れる必要があると考えておりました。就業相談の件数が伸び悩むなど、改善すべき点もありますので、今後、県母子寡婦福祉連合会などの関係機関との意見交換を行いながら、必要な支援策について検討を行ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

それでは、引き続き地域振興、辺地債・過疎債についてお伺いいたします。

辺地とは、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他へん

びな地域で、住民の数、その他政令で定める要件に該当している地域とされており、本県では辺地を有する22市町村が該当します。

過疎とは、過疎法において、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が低位にある地域とされており、本県では過疎地域・一部過疎地域を含めて17市町村が指定されております。

どちらも、起債充当率100%、辺地債は元利償還金の80%、過疎債は元利償還金の70%が、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっており、大変有利な地方債であります。

辺地債と過疎債では、その活用条件にどのような違いがあるのか。また、本県における利用状況について、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 過疎債及び辺地債は、それぞれ過疎法及び辺地法の指定を受けた地域において活用できる地方債であります。

過疎債と辺地債の主な違いといたしましては、今、議員からもお話がありましたように、過疎債は、市町村全域が事業の対象となる場合と、平成の合併前の旧町村区域に限って事業の対象となる場合があるのに対しまして、辺地債は、市町村内の一部地域、いわゆる辺地での事業に限られる点が挙げられます。

また、過疎債は、ハード事業に加えソフト事業も対象となる一方で、辺地債は、対象がハード事業に限られております。

次に、平成30年度における利用状況であります。国の地方債計画では全体で、過疎債が4,600億円、辺地債が485億円計上されており、そのうち本県では、過疎債が17市町村で約63億円を、辺地債が12市町村で約8億円を、それぞれ活用しているところであります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

引き続き、過疎法について伺います。

過疎法は、地方人口の過度の減少防止を目的に、過疎地域対策緊急措置法として、昭和45年に議員立法により制定されたものであります。その後、昭和55年、過疎地域振興特別措置法、平成2年、過疎地域活性化特別措置法として延長され、過去の過疎3法の経緯を経て、現在の過疎地域自立促進特別措置法として、平成12年度から平成32年度までの、過疎地域の自立促進を促す議員立法として引き継がれております。

過疎法は、これまで延長のたびに地域要件が改正されておまして、過疎債の対象に、集落活性化を担う人材育成、医師の雇用、路線バスの維持及び特産品の開発などのソフト事業の追加がなされており、ハード事業においても、認定こども園、図書館など対象施設が追加されております。また、平成22年の改正では、過疎地域の指定要件が拡大されたことで、新たに58市町村が追加され、平成29年4月1日現在で、全国1,718市町村のうち817市町村が指定されております。

先ほどの答弁にありましたように、過疎債と地方債を比較すると、平成30年度の国の地方債計画では、過疎債には4,600億円と多額の予算が配分され、ハード・ソフトの両事業に活用できるのに対し、辺地債は485億円と約1割でしかなく、用途は公共施設のハード事業に限られております。

過疎地域の指定を受けることができれば、疲弊する地域の振興に大きく貢献できると思えます。現在の過疎法では、平成の大合併で合併した旧過疎指定の自治体は、合併後も一部過疎地域として指定されております。しかしながら、過疎法が制定された昭和45年以前に合併した自

治体で、合併後に急速に人口が減少した地域については、現在所在する市町村内にあるため対象外となっており、地域格差の是正に不公平が生じております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年3月末で期限を迎えますが、引き続き総合的な過疎対策を充実させるため、指定地域の拡大を含めた新法制度について、国に対して強く要請すべきだと思っております。知事の考えをお聞きいたします。

○知事(河野俊嗣君) いわゆる過疎法は、昭和45年の施行以来、過疎債の活用などによりまず交通通信体系の整備や生活環境の整備など、本県過疎地域の維持・活性化に大きな役割を果たしてきました。

法の期限が近づいておりますが、人口減少がより一層進行する中で、過疎地域は以前にも増して困難な状況に置かれておりますことから、今後も引き続き対策を講じていくことが必要であると考えております。

このため、先日、国等に対して行いました「みやざきの提案・要望」におきまして、新法の制定や過疎債を初めとした支援制度の維持・拡充について要望を行ったところであります。

失効後の過疎対策のあり方につきましては、新法の制定を初め、現在、国の有識者会議で議論がなされております。今後も、対象地域のあり方を含め、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 過疎法は昭和45年に施行されておりますが、昭和の大合併は、昭和32年から38年ぐらいまでに進められております。当時、私の住んでおる西都市は、旧東米良村と合併をいたしました。昭和37年当時の東米良村の人口は約5,000人。今現在では300人を切ってお

ります。

平成の合併のときに、既に過疎指定をされておった延岡の北方町、北川町、それに北浦町、日向市の東郷町、都城市の高崎町、小林の須木村と野尻町、それぞれ、そのまんま過疎法で引き継がれております。ただし、先ほどお話をしましたように、私どもの住んでいる東米良地域では、人口が急激に減少しており、もう既に存在そのものが危ぶまれておるにもかかわらず、過疎の適用がなされておられません。これは、西都市内に存在をしておるということであります。ですから、この辺の矛盾点を――ほかの地域もまだあると思いますけれども――ぜひこの過疎法の改定の中で意見を取り上げていただきたいのであります。

ちなみに、平成27年度国勢調査反映により平成29年4月に改正された過疎地域指定追加要件は、昭和45年から平成27年までの45年間の人口減少率が32%以上。財政力要件として、平成25年度から平成27年度の3カ年平均の財政力指数が0.5以下であります。

今後、議会からも、協議の上、引き続き総合的な過疎対策を充実させるために、指定地域の拡大を含めた新法制度についての意見書の提出という運びになっていくと思いますが、ぜひよろしくお願いを申し上げ、疲弊してなくなっていく地域を何とかとどめたい、そのようなことで、ぜひとも知事、当局の御支援を賜りたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。きょうも梅雨なのに晴れました。宮崎のひなた、日高陽一です。

きょうは、選挙で訴えてまいりました労働力確保を中心に、質問をしてみたいと思います。

私も1人、人材を確保いたしました。農業者で、しかも女性であります。私の妻であります。しかし、その妻をゲットするには、本当に大きな大きなハードルがありました。妻の父であります。初めてその実家に行ったとき、妻のお姉さんが旦那さんになる方を呼ばれたときには、その日は父は家に帰ってこなかったそうです。恐る恐るノックすると、「おう、入れ」と、僕よりも一回り大きな父が迎えてくれました。「とりあえず飲め」ということで、ビールをつがれまして、当時、僕はビールを余り飲めなかったんですけれども、頑張っていたら、「おう、進まねえな。お母さん、日本酒持ってこい」と言われまして、日本酒もちろん飲めません。すると今度は、「お母さん、ワイン持ってこい」と。ワインを飲もうとして頑張っていたんですけれども、そのままトイレに行きまして、戻ってくるとお父さんが、「悪かった。おまえは九州出身だったな。お母さん、焼酎持ってこい」ということで、もう本当につらい、つらい初日でありました。

結婚式におきまして、ゴルフ場が見える結婚式場で結婚式をさせていただいたんですけれども、父はゴルフが大好きで、ゴルフ場を見て、「おい、俺はゴルフがしたいから、早く結婚式を終わらせろ」というふうな話をされまして、どれだけ大変なお父さんなんだと思っておりましたが、そんな父も6年前に亡くなってしまったんですけれども、東京のお通夜というのは、宮崎と違って食事会をします。その食事会で、妻とともにいろんな父の関係者の方に挨拶をしていたんですけれども、その父の同級生に

吸い込まれました。「宮崎の日高と申します」と言ったら、その父の同級生の1人の方が、「君か、九州の男は。あいつはね、僕たちの集まりのたびに君の自慢をしていたよ」という話をされたんですね。僕はもう本当に涙がとまらなくて、あれだけ近い人の心が読めなかったんだなと思っております。

人は、本当に真っ白な人はいないといえます。オセロに例えると、白でもやっぱり黒い部分がある人はいます。それを逆にすると、真っ黒な人はいない。悪い人でもどこかに白い部分があるというふうに思うようにしています。やっぱり議員になると、いろんな方と会いますが、1人でも多くの方のそういう白い部分を見つけながら、この任期も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。

労働力不足ですけれども、私が確保した1人では、まだまだ足りません。今、産業界では労働力不足が大きな問題となっています。さまざまな業界の方々と話をしていると、共通して問題となっているのが、労働力不足、人材不足です。各産業においても、労働力不足は喫緊の課題となっています。

昨年10月末現在で、外国人労働者は全国で146万人、本県でも4,144人と年々増加しています。国は労働力不足に対応するため、ことし4月から新たな残留資格特定技能を設け、人手不足が特に深刻な介護や農業、建設業など、14分野を対象として、今後5年間で最大34万5,000人を受け入れる方針を打ち出しました。

私は、これでも人手不足は解消せず、受け入れ対象分野や受け入れ人数がさらに拡充されるのではないかと考えています。

県においても、雇用の確保でいろんな施策を打っています。例えば企業立地は好調で、特に大型案件の話題も聞いています。つい先日も、「日機装は、全国に4カ所ある生産、開発拠点を大幅に再編し、産業用特殊ポンプや航空機部品の生産の多くを宮崎日機装に集約する」との新聞記事を見ました。そのために、当初の雇用予定者数500人に加え、さらに200人の雇用を予定しているということです。これ自体は大変喜ばしいことではありますが、本当にそれだけの従業員を採用できるのか、それだけの人材がこの宮崎、または県外から確保できるのか、危惧されます。企業立地だけではなく、このほかの県の施策においても、働き手がいないとその成果は出てこない、施策が生かされないことになります。

知事は、さきの選挙における政策提案で、まず初めに人口減少問題に徹底的に取り組むとされています。人口減少において大きな課題の一つが、労働力確保、人材確保です。そこで、本県の産業の将来を支える人材の確保について、今後どのように取り組むのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 〇お答えします。

人口減少問題への対応が喫緊の課題となる中で、本県産業の活力維持と将来の発展を図るためには、それを支える人材の確保や育成が極めて重要であると考えております。

このため県では、産学金労官の連携組織であります「産業人財育成プラットフォーム」を設立するとともに、課題や施策の方向性を整理した「産業人財育成・確保のための取組指針」を

作成し、関係機関一体となって、働く場の魅力向上や県内外への情報発信等に取り組んできたところでもあります。

さらに、今議会で設置をお願いしております「宮崎県人口減少対策基金」を活用しまして、県外の若者への働きかけの強化や、国の制度を上回る移住・定住支援のほか、女性や高齢者の就業の後押し、外国人材の受け入れ環境の整備など、多様な人材の確保を強力に推進することとしております。

議員のエピソードの紹介もございましたが、ハートで訴えかける人材確保は大変重要であると考えております。

県内における人手不足の深刻な状況を踏まえ、引き続き、産学労官の緊密な連携を図りながら、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 宮崎県では、大学・短大進学者のうち約7割が県外進学をしています。また、高校生の県内就職率は全国平均を大きく下回っており、若者が進学や就職を機に県外へ流出している状況が続いています。このような状況は、一刻も早く改善していかなければなりません。そのためにも、私は、県内高校生や大学生の県内就職を促進することや、並行して、県外で学び、あるいは経験を積んだ方にU I Jターンしてもらい、県内で活躍してもらおうことが大変重要であると思っています。

高校生や大学生の県内就職促進につきましては、先ほど、濱砂議員からの質問により、県の取り組みを伺ったところですが、U I Jターンについても非常に大切なことだと思います。

全国的にも人口減少、人手不足といった課題を抱えており、U I Jターンにつきましては、地域間競争が激化している状況です。

昨年度、県が実施した「若者の県外流出要因等調査」で、県外で働いている本県の出身者のうち7割の方が、「県外で生活する中で、宮崎へのUターンに関する情報を見かけることがない。」と回答しています。このような状況で、U I Jターンをしたくても、どうしていいかわからず、実行できない、または、他の地域へ行ってしまうということにもなりかねません。労働力の確保のためにも、また、宮崎に帰りたい、宮崎に住みたいという方のためにも、U I Jターンのさらなる取り組みの強化が必要と考えていますが、本県へのU I Jターン就職を促進するため、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、また、今後どのように取り組みを強化していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、平成27年度に東京と宮崎に「ひなた暮らしU I Jターンセンター」を設置し、移住や就職に関する一体的な相談対応のほか、「ふるさと宮崎人材バンク」を活用しながら、本県への移住希望者と県内企業とのマッチングなどに取り組んでおります。

今年度は、「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページをリニューアルするなど、県外への情報発信を強化することとしておりますが、さらに、今議会をお願いしております補正予算によりまして、移住支援金の支給や大阪・福岡地区での相談体制の充実、都市部在住の若者が本県にUターンするきっかけとなるようなイベントの開催などにより、U I Jターンの促進に向けた取り組みを強化してまいります。

○日高陽一議員 高校生、大学生の県内就職への取り組みやU I Jターン促進は、今お伺いしたとおりに取り組んでいただけるものの、県内へ

就職したい、宮崎に帰りたい、宮崎に住みたいという方々が、でも宮崎にはいい職場がないと思ってしまうては、元も子もありません。そのような方に、この企業で働きたい、この企業は魅力的だと思っただけでいただくことが必要であると思ひます。

県内では、中小企業振興条例を策定し、みやぎ産業振興戦略に基づき、県内産業の振興を図っていると認識してはいますが、労働力確保のためにも、このような魅力ある企業という視点を持って、県内企業の育成を図っていくことが必要だと考えています。

そこで、県内企業が若者等から就職先として選ばれるためには、企業の魅力を高めていくことも必要だと考えますが、県としてどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県内企業が必要な人材を確保していくためには、企業そのものの魅力を高めていくことが重要であると考へております。

このため、県におきましては、フードビジネスなど、本県の強みや特性を生かした産業の振興を図るとともに、新技術を活用した新分野進出や販路開拓など、生産性の向上や売り上げ拡大に向けた取り組みを支援しているところであります。

あわせて、仕事と生活の調和に向けた取り組みを宣言する企業の登録や、こうした取り組みにおいてすぐれた成果を上げた企業の認証を行うなど、働きやすい職場づくりを促進しているところであります。

このような取り組みを進めていくことにより、県内における将来性や働きがいのある企業の増加につなげてまいりたいと考へておりま

す。

○日高陽一議員 よろしくお願ひいたします。

県内の中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化が進展したり、後継者がいなかったり、事業を継続できる経営状況であっても、円滑に事業承継が進まないという話を聞きます。そうなりますと、廃業、解散を選択せざるを得ないことになり、地域経済を支える中小企業等の雇用や技術の損失につながることであります。適切に次の世代に事業を引き継いでいただくことは、雇用の場の確保や地域経済の活力を維持する上でも非常に重要と考へています。

そのために私は、本県中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を推進する必要があると思ひますが、中小企業の事業承継に関する県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員の御指摘がありましたとおり、事業承継対策は、産業界全体にわたる喫緊かつ大変重要な課題であります。

このため県では、昨年4月に、商工団体や金融機関を初め関係機関から成ります「事業承継ネットワーク」を立ち上げ、「支援戦略」を策定するとともに、構成機関が経営者を直接訪問して計画的な事業承継の準備を促す「事業承継診断」を、昨年度2,533件実施するなど、いわゆるプッシュ型の支援に取り組んでおります。

また、ネットワークの構成機関であります「事業引継ぎ支援センター」は、主に第三者承継や従業員承継を支援してありまして、個々の企業の状況に即した課題整理やマッチング支援を行っております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携

・協力し、円滑な事業承継の推進に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 この議会の中でも取り上げられている高齢者運転免許ですけれども、高齢者のドライバーが免許を返納しにくい理由に、移動手段がなくなるという問題があります。その移動手段として挙げられるのが、バス、タクシー、電車であります。

しかし、この交通業界でも労働力不足が大きな問題となっています。宮崎交通においては、バスの運転手が50人不足しており、路線バスを貸し切りバスの運転手がカバーしている状況であります。

鳥取県では、地域の重要な交通手段である路線バスの運転手不足という課題に、ソフトバンクグループの株式会社ソフトバンクドライブと連携協定を結び、自動運転技術で人手不足を解決するための環境整備などに取り組んでいます。

そこで、宮崎交通がことし4月に、初めて運転士不足を原因とする一部減便を実施したところですが、今後の運転士不足の問題にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県民の重要な移動手段であります路線バスを安定的に確保・維持していく上で、バスの運転士の確保は重要な課題であると認識しております。

宮崎交通におきましては、大型二種免許取得に係る費用の助成や高卒運転士の採用など、運転士確保のためにさまざまな取り組みが行われておりますが、県といたしましても、今年度から、県バス協会を通じまして、大型二種免許取得に係る費用の一部を支援する取り組みを始めたところでございます。

また、国への提案・要望におきましても、交通事業者による運転士の育成・定着に係る取り組みへの支援につきまして、要望を行ったところでございます。

今後とも、交通事業者や業界団体等と連携を図りながら、バス運転士の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 バスは、免許返納された方にとって、とても大切な公共交通機関ですので、これ以上減便にならないよう、連携をお願いいたします。

続いて、労働力確保の流れで、教職員確保についてお伺いいたします。

人口減少に伴って、労働力不足問題は、教職員の世界にも目の前まで来ています。平成24年採用予定に対する応募者数では、小学校教諭等の倍率が14.1%でした。しかし、令和2年度、来年採用予定に対する応募者数では、小学校教諭等の倍率が1.6倍となっています。1倍はもうすぐそこまで来ています。

未来を支える子供たちにとって重要な部分です。採用枠が広がり、募集人員がふえた影響もあるかもしれませんが、しっかりと教員を確保していくには1.6倍では十分と言える数字ではありません。

そこで、今後、教員を確保するためにどのような取り組みを行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、新旧交代期を迎えまして、教育職員採用につきましては、県教育委員会としては大きな課題でございます。

教員確保の観点では、まず採用試験におきまして、昨年度から、これまで満41歳未満としておりました受験年齢制限を実質的に撤廃いたし

ました。さらに本年度は、水泳実技において距離を短くするなど、受験しやすい環境づくりにも努めているところであります。

また、他県在住の本県出身者等に対して、本県で教員として働くことの魅力や、採用試験の概要を知っていただくためのガイダンスを、昨年度は福岡県で実施いたしました。本年度は福岡県に加え、鹿児島県、熊本県、広島県で実施することといたしております。

今後とも、採用試験のあり方や募集に関する情報提供の方法等について、さらなる改善に向けた検討を行うなど、教員確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、しっかりと教員確保、お願いいたします。

昨年、全日本レスリングの栄監督の指導がパウハラと認められて以来、日本の指導方法は大きく変わりつつあります。大きな声で怒ったら、そこに幾ら愛情があっても、相手の受け方次第ではパウハラになってしまいます。

息子の中学校の部活で、生徒が間違っていたため、先生が大きな声で指導しているのを見て、私はありがたいなと思っていた隣で、「あれはパウハラやね」と話す親がいました。指導とパウハラの境が難しくなっている昨今、間違っていることをしっかりと間違っていると指導してくれる先生が減っていくのではないかと、とても心配しています。実際、授業中、子供たちがトランプをしようが、弁当を食べていようが、何も注意することなく、淡々と授業だけを進めるサラリーマン教員もいると聞いたことがあります。大きな声を出すことはしないまでも、先生は、しっかりと生徒を正すことも仕事だと思います。

そこで、教員の優秀な人材を育成するために

どのような取り組みを行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会におきましては、教育職員の人材育成は喫緊の課題でありまして、平成29年度に、教員の経験年数に応じた求められる資質・能力を示した「宮崎県教員育成指標」を策定したところであります。また、昨年度は、それに基づきまして、新たに教員研修計画を作成しまして、教員の資質・能力の育成に取り組んでいるところであります。

中でも、近年の若手教員が増加する状況を踏まえ、教員は現場で育てるとの考えのもと、新たに採用された教員に対して、複数の先輩教員がチームを組んで丁寧に指導を行うなど、学校全体で人材育成に取り組む体制づくりに努めております。

また、教員全体の指導力を高めるため、すぐれた授業力を有するスーパーティーチャーを活用した研修等を実施するなど、優秀な人材育成に鋭意努めているところであります。

○日高陽一議員 金曜日に、教育長が熱く宮崎の教育について語っていただきました。時代がスピーディーに変化していく現代、教育もしっかりとした対応が必要だと思えます。思い切った教育改革をよろしくお願いいたします。

続いて、農政問題ですが、引き続き労働力不足の問題について伺います。

日本では人口減少が大きな問題となっている今、世界に目を向けてみると、逆に人口はどんどんふえ続けています。1分間に137人がふえていると言われておりますので、私の質問が始まって終わるまでに、世界の人口が8,220人ふえている計算になります。そうすると、この地球上にある食材には限りがありますので、必然的に食料不足が発生します。

そのような中、日本の食料自給率は、生産額ベースで66.4%と、100%を大きく下回っています。しかし、その生産額ベースで最も自給率が高いのはこの宮崎県で257.4%。まさに日本の食料基地となっています。日本の食料基地である宮崎の農業は、日本にとっても大変重要であり、衰退させるわけにはいきません。

しかし、現状はやはり少子高齢化の流れで、県内の農業従事者はどんどん減少する一方です。1人でも多くの後継者が必要な状況ですが、本県の新規就農者の年齢構成等の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の新規就農者につきましては、平成30年は402名と、2年連続で400名を超えており、これまでの取り組みが成果を上げつつあると考えております。

年齢の内訳を見ますと、25歳未満が103名と全体の約3割を、25歳以上45歳未満が212名と約5割を、45歳以上が87名と約2割を占めており、新規就農者の平均年齢は35.3歳となっております。

特徴的な点といたしましては、25歳未満と45歳以上では、法人への雇用就農者が約8割、25歳から45歳では自営就農が約6割となっております。

○日高陽一議員 25歳から45歳までの働き盛りの若者が6割、自営就農ということですので、しっかりと日本の食料基地宮崎県の農業の担い手として活躍していただきたいと思います。

今、農業は、資材や重油の高騰が進み、しかし、生産物の値段が上がらないという状況です。初期投資も大きな農業なので、若者への支援体制は多くありますが、中高年を含む新規就農者への支援策に今後どのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業の担い手不足が深刻化する中、中高年者を含む多様な人材を数多く確保していくことは、非常に重要と考えております。

このため、県におきましては、就農相談窓口の設置、みやざき農業実践塾等での実践的な就農研修、補助事業を活用した施設整備、農業者の発展段階に応じた各種研修などの支援を展開しているところであります。

また、次世代を担う新規就農者に資金を交付する国の「農業次世代人材投資事業」について、交付要件の緩和を要望し、今年度から交付対象年齢が、45歳未満から50歳未満に引き上げられたところであります。

県といたしましては、引き続き、本県農業の将来を担う多様な人材の確保・育成に向けて、関係機関等と連携して、研修から就農、経営安定までの切れ目ない支援により、就農環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 今現役の県職員である地元の先輩が、近いうちに退職を迎えられます。その先輩は退職後、農業をやるか意気込んでいらっしゃると思います。そんな現役を引退して宮崎の農業を支えようとしていただく方々がふえていくよう、将来、交付要件である年齢を引き上げていただきますよう、よろしくお伺いいたします。

農業は、御承知のとおり相当な初期費用が必要です。ハウス、トラクター、ビニール、冠水チューブ、土壌消毒機、ハウスカー、苗、肥料などなど。それに加えて、病害虫や自然災害のリスクもあります。ですから、少しでもコスト削減を望んでいます。

私も平成15年に、低コストハウスとして中期展張のハウスを建てましたが、名前は低コストでしたが、ハウス自体は高コストでございまし

た。一昨年、低コストハウスの設計が事業化されましたけれども、経営が厳しい状況にありながら建てかえ時期に来ている農家の方々にとっては、とても期待しているものであります。そこで、園芸ハウスにおける低コスト化の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） ハウスの低コスト化につきましては、平成29年度に、ハウスメーカーに対して具体的な設計案を募集し、その結果、汎用性のある骨材の活用や基礎の見直し等により、約1割のコスト削減が可能との提案を受けたところであります。

その提案をもとに、現在、耐候性確認のための構造計算や、県内一円で活用可能な標準設計書の作成等について検討を進めております。今後、生産者の意見も聞きながら、関係機関と連携し、実用化してまいりたいと考えております。

県といたしましては、本県施設園芸の生産基盤を将来にわたり維持し、発展させるためには、ハウスの低コスト化は大変重要であると認識しておりますので、スピード感を持って取り組んでまいります。

○日高陽一議員 生産者の意見も聞きながらとありましたが、ぜひ、この生産者の意見を聞いていただきたいと思います。

現場で働いていると、ビニールの巻き上げのチェーン、根石の大きさなど、コスト削減できる部分がたくさん目につきます。農業者あつてのハウスです。ハウスメーカーの意見ばかりではなく、農業者の希望もしっかりと加えていただくよう要望いたします。

先日、カーフェリーの話題でもありましたが、現在、鉄の値段が高騰しています。ハウス

を建てかえる際にも、この鉄代がネックになってきています。

県外では、補助率が高いため、ある程度の修理よりも新規のハウスを建てたほうが経済的に軽減されるため、多くの中古ハウスが出るという情報もあります。ぜひ、これらの部材を活用して、負担軽減につなげていただきたいと思います。新規就農者の初期負担を軽減するために、この中古ハウス等の活用を支援することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 園芸用ハウスの価格高騰等に伴い、新規就農者の経営開始初期の経済的な負担が増しており、中古ハウスの活用等による初期コストの低減が重要になっていると認識しているところであります。

中古ハウスの導入等に対する支援としましては、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金が骨材等の購入に活用できるほか、県におきましては、今年度から開始しました離農者等の中古ハウス等を承継する事業において、移設費用等の一部を支援することといたしております。

県といたしましては、関係機関等と連携して、これらの事業の周知と推進を図りながら、新規就農者の初期投資の低減対策を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 承継する事業とありましたが、新規就農者以外にも広げていただきますよう、ぜひ要望いたします。

現在、米の需給緩和により、米の価格下落が懸念されており、平成30年まであった直接支払い交付金が終了し、稲作の経営環境は厳しさを増しています。

そして、担い手が減少を続ける一方で、稲作

農家の高齢化により、作業委託等の要望はふえ続けており、現状では担い手の経営規模拡大にも限界があり、このままでは耕作放棄地がふえ続けてしまう一方です。

そこで、限られた担い手で、生産性の高い水田農業経営を実現するには、稲作経営のさらなる効率化、省力化が必要と考えますが、県はどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、本県の稲作経営においては、高齢化等により、特定の担い手に作業が集中しており、これ以上の経営規模拡大は限界という声も聞かれているところであります。

このような中、本県の稲作経営を将来にわたって発展させるには、農地の集積により団地化された作業性のよい水田において、革新的技術を活用した生産体制を確立する必要があると考えております。

このため、引き続き、農地中間管理事業等により、担い手への農地の集積や集約化を図るとともに、本年度、新たに創設しました「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」を活用し、新たな品種、作型の導入や、ICT技術を活用した作業の自動化等による稲作の生産性の向上により、担い手のさらなる規模拡大と経営の効率化を後押ししてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

水田農業の担い手の一つに集落営農があります。この集落営農については、北諸県地域を初めとした先進事例もありますが、逆に集落営農の進んでいない地域もあります。国の対策は、集落など産地として一定のまとまりが前提となっております。個人の担い手だけでは、こう

いった事業を活用しにくい状況もあります。

人口減少が進む中、集落営農組織や担い手が連携して地域の水田農業を維持することが重要だと考えますが、県はこの集落営農を今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の集落営農は、現在、138組織がございます。新たな法人設立の動きもありますが、リーダーの不在や収益低下など、地域それぞれの課題もあり、その組織数は横ばいとなっている状況でございます。

このため、集落営農の推進に当たっては、農業改良普及センターを中心に、集落の話し合い活動を支援するとともに、リーダーの養成や高収益品目の導入など、地域の課題に対応した支援を行っているところであります。

今後の集落営農の推進につきましては、引き続き、組織の育成や法人化を進めるとともに、リーダー不在の地域においては、既存の大規模稲作農家と、農地や受託作業の調整・連携を進めるなど、水田地域が一体となって発展できるよう、関係機関・団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ連携して進めていただきたいと思ひます。

先日、世界中を駆け回って仕事をしている方と食事をする機会がありました。その方は県外出身の方ですが、宮崎の野菜は本当においしいと、大きなボウル一皿、野菜を食べていました。しかし、その方から衝撃的な一言がありました。「こんなにおいしいけど、ヨーロッパの人たちは、日本の農薬基準が緩いから、余り好んで日本の野菜を食べたがらない」と聞きました。正直、日本の野菜、特にこの宮崎の野菜は

世界で一番おいしくて、安全で栄養価の高い野菜だと信じていた僕にとっては、衝撃的な言葉でした。

そんな状況の中、宮崎が誇る太陽の恵みで育った安心でおいしい野菜、残留農薬についても世界トップクラスの分析機があります。多くの方に信頼して食していただくためには、本県の農産物が安心・安全であることを情報発信すべきだと考えていますが、本県の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 安全・安心な農産物を生産し、消費者に提供することは、産地の最も重要な責務であると考えております。

このため本県では、生産者みずからが、農薬の適正使用や散布履歴の記帳を徹底することに加え、全国トップクラスの残留農薬検査体制を組み合わせた、安全・安心な産地づくりに取り組んでいるところであり、量販店等でのトップセールスやフェアなどで広くPRしております。

さらに、最近では、異物混入防止や衛生管理などの生産工程をチェックする「ひなたGAP」などの取り組みも始まっており、こうした、さらに消費者が安心できる情報の発信にも努めております。

今後とも、宮崎産なら安心といった、消費者から信頼される産地づくりと、積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これらの取り組みを発信していただくことで、農薬に敏感な現代の消費者に受け入れられると思います。ぜひよろしくお伺いいたします。

続いて、認知症問題についてお伺いいたします。

2025年には、団塊の世代の方々が全て後期高

齢者となる75歳を迎えるため、高齢化がさらに進む中、大きな問題となっているのが、この認知症問題であります。本県における高齢化率は30%を超え、約3年後には3人に1人が高齢者になると言われています。現在も、認知症の人にかかわる交通事故や行方不明等の事件・事故は後を絶たず、また、認知症は誰でもかかわる可能性のある身近な病気となっているところでもあります。

実際、私にとって認知症は、これまで身近な問題ではありませんでした。昨年、父が認知症と診断され、今現在では、我が家にとって大きな問題となっています。

高齢化が進む中、県としても大きな問題になってくるかと思いますが、本県の認知症高齢者の数と今後の見込みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成27年度に国が公表した認知症有病率に基づきますと、本県の65歳以上の高齢者のうち約5万人が認知症と推計されております。

また、2025年には、高齢者数の増加と有病率の上昇に伴い、約7万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

○日高陽一議員 もう既に5万人ということですので、これから増加傾向にあるということ、ますます心配であります。

そのため行政、民間、地域住民が、それぞれの役割を果たしながら、地域づくりをしていくことが必要と考えます。そこで、認知症に関する県内の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 認知症の方やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らし

続けるためには、早期診断・早期対応の体制を整えるとともに、医療・介護が連携し、地域全体で支援することが重要だと考えております。

このため県では、医療相談や専門医療の提供などを行う「認知症疾患医療センター」を県内5カ所に設置するとともに、医療従事者や介護職員を対象とした認知症の理解を深める研修の充実にも努めているところであります。

市町村においては、認知症サポート医の協力のもと、保健師や社会福祉士等の専門職で構成し、早期対応を目指す初期集中支援チームを、昨年度までに県内全市町村に配置しているなど、支援体制の構築に努めているところであります。

さらに、地域住民等による認知症サポーターを養成するなど、市町村と連携しながら、地域の見守り体制の整備も進めてまいります。

○日高陽一議員 よろしくお願いたします。

私の父は、認知症と診断されて約半年がたちますが、症状が進むのは意外と早く、つい先日までできていたことができなくなったり、幻覚が見えたりと、日に日に症状は進んでいます。私の場合は、近所に弟夫婦も住んでおり、父を支える家族が多いので、何とか生活ができています。しかし、一般的には、老夫婦だけの場合、どちらか一人に認知症が発生したり、さらに周りに手助けしてくれる方がいなかったりすると、その家族の負担はとて大きくなくなってしまいます。そこで、認知症の方はもとより、家族の方への支援も大切だと考えます。県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 認知症の方の生活を支えるためには、介護者の精神的・身体的な負担の軽減を図ることも大変重要だと考えております。

そのため、地域包括支援センターが窓口となりまして相談対応を行うとともに、「認知症の人と家族の会」においても、家族に寄り添った対応を行っております。

また、認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互い理解し合う場として認知症カフェが、現在、県内19市町村に50カ所設置されております。

県としては、相談体制の充実や窓口の周知に加え、認知症カフェの設置拡大にも努めているところであります。

今後とも、地域全体で認知症の方やその家族を支えられるよう、市町村や関係機関と連携して、認知症支援策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。

私の地元では、住吉ボランティアセンターつなぎというグループが、3年前に発足しました。いつまでも安心して暮らせるように、住民同士でお互いさまの心で支え合い、きずなを深めるということで、ボランティアで地域の高齢者の方々のごみ出しや掃除、庭の草むしりや話し相手などのサービスが行われています。地域を思う温かい思いが人を育み、人々をつなぎ、支え合いの輪が広がっているようです。ぜひ、ほかの地区でもこの輪が広がってほしいものと考えます。

続きまして、ことし2019年、いよいよゴールデン・スポーツイヤーズが始まります。ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、そしてワールドマスターズゲームズ。このような大規模なスポーツイベントが同じ国で続けて開催されることは世界初のことで、奇跡の3年間とも呼ばれています。そのため、この3年間では、日本全体が、スポーツをする人

という当事者だけではなく、スポーツを見る人、スポーツを支える人といった参加者として関与できることも大きなポイントです。

この宮崎には、ほかの県が喉から手が出るくらい欲しいラグビー日本代表の事前キャンプの誘致に、関係者の方々の努力で成功し、先週からキャンプが始まりました。オリンピック、FIFAサッカーワールドカップに次ぐ、世界が注目するラグビーワールドカップですけれども、この議場にいる方も、ラグビー日本代表のキャンプを見に行きたくて、うずうずしていると思います、多分。県外のファンの皆様は、飛行機を使って宿泊し、この宮崎までキャンプを見に来ていらっしゃいます。しかし、私たちは、ここから車を20分走らせるだけで、日本代表のキャンプを目の前で見ることができるのです。一度、日本代表のキャンプに見に行くだけで、このラグビーワールドカップが何倍もおもしろくなると思います。ぜひ、一度と言わず何度でも足を運んでいただきたいと思います。

このように、キャンプだけでもわくわくするこのラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズが開催されるこの3年間は、世界の注目が日本に集中し、世界中の多くの人々が日本を訪れます。多大な経済効果が見込めるこの大きなチャンス。そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズを契機とした外国人観光客の誘致にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、いよいよゴールデン・スポーツイヤーズを迎え、9月からラグビーワールドカップが始まります。今年度の主な取り組みといたしましては、在京の外国メディアを招聘し

たプレスツアーの実施や、JNTO（日本政府観光局）のホームページ等を活用した情報発信を行います。また、連携協定を結んでおりますANAと共同で、着地型旅行商品の造成・販売を行うほか、九州各県と連携し、大会期間中に祭りをテーマに各地を周遊してもらう取り組みを行うこととしております。

さらに、来年2月から3月にかけては、東京オリンピック・パラリンピックの開催150日前に合わせ、新宿みやざき館KONNE周辺において、首都圏在住者や外国人観光客向けのイベントを開催し、本県の多彩な魅力を集中的に発信することとしております。

このような取り組みによりまして、欧米豪を初め海外での本県の認知度向上を図り、インバウンドの増加につなげてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 海外のスポーツ選手やその家族、応援団、観戦者がキャンプ地を訪れることで、地域の文化や食、風習といった魅力を、日本から海外へ存分に伝えることができますし、それを機に観光地化や地域の活性化、国際交流、多文化共生などを推進することができます。さらに、より効果的なインバウンド誘致を狙うには、各国の有力ジャーナリストやインフルエンサーを招致して地域を深く知ってもらい、海外に魅力を発信してもらうことも、とても重要だと思えます。

宮崎は素晴らしい場所です。世界の素晴らしい場所は、交通の便が悪いのは当たり前です。発信力さえあれば、必ず来ていただけます。しっかりと、他県と違うアピールを期待しております。

この宮崎には、奇跡の3年間のゴールデン・スポーツイヤーズにプラス、ISAワールド

サーフィンゲームスも行われます。日向で昨年行われました世界ジュニア大会に輪をかけて大きな大会です。世界のトップサーファーが訪れ、もちろん関係者、ファン、マスコミと、多くの方が訪れます。大きな大きなチャンスに、この交流イベントなど、期間中に来県した観光客に対するおもてなしの取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 来県いただいた外国人観光客に、交流を通して温かな県民性に触れていただくことは、宮崎のファンをふやすとともに、リピーターの獲得につながるものと考えております。

このため、ことし9月に、宮崎市木崎浜を会場として開催されるISAワールドサーフィンゲームスにおきましては、観光客や県民が参加・交流できるパレードや、音楽フェスティバルを開催する予定としております。

また、ラグビーワールドカップに向けて、訪れる外国人観光客に対し、受け入れに積極的な飲食店の情報提供や、居酒屋をめぐるミニツアーの実施等も検討しております。

県としましては、引き続き、地元自治体や関係機関と連携しながら、県民と外国人観光客が出会い、交流できる場の創出に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 観光地は、この地に来るきっかけですので、やはりもう一度この地に訪れたいと思うのは、人との出会いだと思います。シャイな宮崎人が気軽に話せるように、昨年大いに盛り上がったノンジョルノのようなイベントを町全体で実施して、大会を盛り上げ、観光客と交流を図っていただきたいと思います。

言葉が通じなくても、星原議員のように海外に親友をたくさんつくることができます。宮崎

の認知度を上げる絶好のチャンスです。好機を捉えたPRと、「宮崎」というワードが訪れた外国の方の心に残るおもてなしを、しっかり行っていただきたいと思います。

それでは、ここで記紀編さん事業についてお伺いします。

先日、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術文化祭みやざき大会」の500日前イベントに参加してまいりました。電光掲示板が動き始め、いよいよ始まるんだなど期待と興奮でいっぱいになりました。

平成24年から始まった記紀編さん記念事業ですが、日本書紀編さん1300年の大きな歴史的節目の年になる令和2年の国文祭・芸文祭まで、この宮崎に受け継がれてきた神話や伝承、伝統芸能等の地域の文化資源や観光資源を大きく県外に発信していかれますが、この記紀編さん事業のこれまでの取り組み状況と成果を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 記紀編さん記念事業では、これまで、神話を初め神楽や史跡などの歴史的・文化的資源を、本県の宝として県民の皆さんに再認識していただくため、一般の方々向けの講座や講演会のほか、小・中・高校生を対象とした出前講座の開催など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

また、神話をテーマとした観光資源の磨き上げや首都圏等での神楽公演など、情報発信についても行っているところでございます。

こうした取り組みを通じて、多くの県民の皆さんの郷土への愛着や誇りが深まるとともに、県内外において「神話の源流みやざき」のブランドイメージが着実に浸透してきていると認識しております。

また、神楽や古墳の世界遺産登録に向けた取

り組みにより、神楽を継承する機運が高まるなど、地域の活性化にもつながっておりますとともに、昨年の西都原古墳群等の日本遺産認定にも結びついたものと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。

先月15日に宮崎空港ビルで公開セレモニーが行われました、日本を代表する世界的影絵作家藤城氏の、宮崎県が舞台の日向神話を描いたステンドグラスを見てまいりました。横21メートル、縦最大3メートルで、約1万4,000個のピースで色鮮やかに表現されている、本当に素晴らしいものでした。宮崎と日本の神秘の美しさを世界へ。空の玄関口の新たな観光スポットをしっかりと生かしていただきたいと思っております。

平成24年から神話に関する観光資源の磨き上げに取り組んでこられた、この記紀編さん事業ですが、来年度の集大成に向けての取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん1300年記念事業、その集大成として来年、本県で国文祭や芸文祭の開催を行うところでありますが、それは、改めて本県の神話や神楽などを県民としても見詰め直していく、そして、東京オリンピック・パラリンピック開催の年でもありますので、国内外に発信ができる絶好の機会であるというふうに考えております。

また、あわせて現在、文化庁が音頭をとりまして、「日本博」というイベントが展開しております。これは、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、我が国の芸術・文化・自然の美をテーマとしながら、それをインバウンドにも結びつけていこうという取り組みでありまして、全国各地のさまざまな文化的事業を日本博と位置づけて、総体として行っていくというもので、国文祭・芸文祭もその日本博の位

置づけの中で展開をする予定としております。記紀編さん記念事業の集大成に向けて、例えば、東京オリンピック・パラリンピックの開会式等での神話や神楽の採用はもとより、この日本博の一環として神楽公演などを提案していくなど、さまざまな場面で本県の魅力をアピールできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みというものを一過性で終わらせることなく、将来に結びつけていくことが大変重要であろうかと考えております。いずれ、記紀編さん1400年という時期を迎えることとなりますが、その100年後に、あの1300年のときにスタートしたさまざまな神楽や神話の磨き上げというものを実を結んでいるというふうに将来世代に言っていただけるように、今、頑張ることが大事でありまして、神楽や古墳の世界遺産登録に向けた取り組みなども総合的に展開し、しっかりと将来に結びつけてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 来年の集大成に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。そして、これまで磨き上げてきた歴史的・文化的資源が今後も継承されるようでありましたけれども、記紀編さん事業が有意義なものであったと、後世に語り継がれることを望みます。

先ほど質問でも触れましたが、これからゴールデン・スポーツイヤーズを迎え、世界から多くの人々が訪れる機運にあります。

訪れる外国の方には、日本の歴史に興味を持つ方も多いと思っております。私も海外で、よく日本の文化について聞かれました。よく聞かれたのは、食事をしているときに、「なぜ日本人は箸を使うのか」と聞かれました。当時は、まだインターネットで調べることもできず、恥ずかし

ながら答えることはできませんでした。和食も世界文化遺産に登録されました。毎日使っている箸です。世界で唯一、箸だけで食事をする日本人なのに答えられない。とても恥ずかしい思いをしました。

宮崎の文化を知らないのも同じだと思えます。せっかく日本の発祥にまつわる日向神話が受け継がれているこの宮崎県です。これから、記紀編さん記念事業が来年集大成を迎えることで、全国、全世界にこの「神話の源流みやざき」が発信されていくと思えます。

県外で出会った方に、「何で宮崎は神話の源流なのか」と聞かれたとき、僕みたいに「わからない」と言って恥ずかしい思いをしてほしくありません。グローバル化も大切なことだと思いますけれども、まずは小学生にしっかりとこの地域の文化を学んでもらい、そして高校、大学から県外へ飛び立つ子供たちに、アンバサダーとして、このふるさと宮崎のよさを発信してもらおうことができるのではないのでしょうか。ぜひとも県内に広げ、子供から大人まで神話の先生になっていただきたいと思えます。

そして、知事がおっしゃっていたレガシーを、この国の国文祭・芸文祭でも、ぜひつくり上げていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の岩切達哉でございます。本日も傍聴席に多くの皆さんにお越しいただきました。常に関心を持っていただいておりますことに感謝申し上げたいと思えます。通告に従い、質問を行わせていただきます。

最初に、知事に伺います。

児童福祉法や児童虐待防止法の一部改正が議論されております。既に衆議院では全会一致で修正議決され、現在、参議院で議論されているところであります。

法改正の発端は、先日、野崎幸士議員も触れました、千葉県野田市における小学校4年女児に対する虐待死事件であります。その後にも、本当に数多くの虐待事案が報道されています。やけどした3歳女児にラップを巻いていた事件、ペット用スタンガンで子供3人にやけどをさせた事件、8歳男児の指や腕を切っていた事件、2歳児に暴力を振るい衰弱死させた事件、3カ月乳児を床に落とす事件、5歳息子の足をライターであぶった事件、本当に悔しくてたまらない思いであります。

今回の法律改正は、とりわけ野田市の事件を受けて、父親がしつけと称して暴力を振るっていたこと、そういう虐待をなくそうという思いが強くあらわれています。

これまで、社会には、体罰も時には必要という考えが根強く残っているということでもございましたけれども、私たちはこれを明確に否定することとしました。

体罰は、さまざまな弊害があることが明らかになっています。改めて申しますが、体罰というと、どのような場合であっても、大人に対して行われたら、それは異常なことであり、違法

となる。例えば、殴る、ひねる、縛る、そういう行為が行われているわけです。大人が大人にすると、それは罪になるけれども、弱い立場にある子供に対しては、愛のむちだということで、許容されるという考えを変えなくてはならないと思います。

子供の健やかな成長、発達を実現するために、体罰を用いない、ほかの適切な方法を用いることを広く知っていただく必要があります。私は、29年6月と30年9月の議会で、愛のむちゼロをこの議場でも訴えましたが、いよいよ体罰は禁止されることになりました。

知事に伺います。体罰を禁止することとなった今回の法改正を、子供の幸せを全国一にすることを目指す知事は、どのように受けとめておられるか、お考えをお聞かせください。

以上、壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の児童福祉法等の改正案におきましては、保護者等による体罰を禁止する内容が盛り込まれております。これは、全国で虐待相談対応件数が増加し、かけがえのない子供の命が奪われる痛ましい事件が起きた現状や、体罰が虐待にエスカレートするおそれを踏まえ、子供の命を守ることを最優先とする考えに基づくものであります。

我が国の将来を担う子供たちは、国の宝であります。私といたしましても、子供を守る上で、改正案の目的と内容は大変重要なものであると認識しております。

県としましては、これまでも愛の鞭ゼロ作戦などにより、体罰によらない子育ての啓発を行ってきたところではありますが、今後、体罰

は絶対に許されないという意識を県民にさらに浸透させるよう、徹底してまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○岩切達哉議員 体罰は絶対に許されないという思いを浸透させていく決意をいただきました。いろんな方法があろうかと思えますけれども、ぜひ強く進めていっていただきたいと思えます。

今回の法改正に盛り込まれました内容や、附帯決議とされた事項で、何点か伺いたいと思えます。

まず、児童相談所の体制強化。これが、介入的対応をする児童福祉司と支援を行う児童福祉司を分けることとか、1人当たりの対応件数を40件以内とするとか、スーパーバイザーを含めて任用要件を見直すこと、児童心理士の配置の法定化、医師や保健師の配置など多岐にわたる事項が確認されています。

職員の配置については厳しい、難しいということをよく聞きますけれども、そう言っているわけにはまいりません。これからどうなさっていくのか、福祉保健部長に伺いたいと思えます。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 今回の児童福祉法等の改正案では、児童相談所の体制強化等に関して、御指摘のありましたように、一時保護等の介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けることとか、児童福祉司の数について、今後、政令で定められる基準を標準として適正に配置することとか、弁護士や医師、保健師を配置すること、さらには、児童福祉司を指導・教育する、いわゆる「スーパーバイザー」と児童福祉司の任用要件の見直しなどが、それぞれ実施期限が設定される形で盛り込まれております。

県としましては、改正案が成立すれば、改正法に基づき、必要な体制を整備できるよう関係部局と連携し、職員の着実かつ計画的な育成・配置等に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 関係部といえば、総務部あたりだと思います。ぜひ御配慮いただきたいし、そのことが法定で決められるということであります。

さらに、児童虐待は宮崎の場合、29年度で1,100件少しですけれども、そのほかの相談事項を入れますと4,000件近い相談に児童相談所は対応している。それが、先日の答弁で30人の児童福祉司ということでありましたので、1人当たり100件を超える事案に対応しているということでありまして、さらには、既に保護している児童、施設等で社会的擁護下にある児童の担当も含めて、本当にオーバーワークであるというふうに思っております。ぜひ、対応いただきたいと思っております。

そういう中で、虐待をしてしまう親に対する再発防止プログラムの普及が、児相の努力義務となりました。しかし、このプログラム、習得するにも、直接援助するにも、児童相談所職員では相当な時間を必要とします。コモンセンスとかマイツリーなど、既に広く定着した手法で支援に取り組む民間団体がありますが、そのような団体に委託をして、積極的に活動していただくことなど、体制を整える必要があると考えます。福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 虐待を行った保護者につきましては、再び虐待を起すリスクが高いことが指摘されておりますことから、保護者に対する再発防止のための指導は重要であると考えております。そのため、児童相談所

においては、これまでも研修を受けてスキルを習得した職員が、保護者支援プログラムに基づき、虐待した保護者に対する指導を行っているところでございますが、十分な指導が行えているとは言えない現状があります。

今回の改正案により、保護者に対する医学的・心理学的知見に基づく指導の実施が努力義務として規定されたことを踏まえまして、県としても、保護者への指導をさらに充実させていく必要があると考えております。このため、保護者の再発防止プログラムを実施している民間団体への委託も含めまして、今後の効果的な保護者指導について検討を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ここで、教育長に伺いたいと思っております。

体罰の話でございますけれども、学校における体罰というものの現状をどのように把握しておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

同時に、福祉保健部長には、幼稚園、保育所、認定こども園そのほか養護施設のような児童福祉施設などである体罰をどう把握しておられるか、そして、どう対処されているか、順次お聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 体罰は、学校教育法第11条で厳に禁止されておまして、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教職員や学校への信頼を失墜させる行為であります。いかなる場合も許されるものではないと認識しております。

もし体罰が発生した場合には、各学校は、速やかに状況を把握するとともに、教育委員会に報告を行うこととしておまして、その発生件数は減少傾向にあるものの、まことに残念では

ありますが、根絶には至っていない現状にあります。

そのため、県教育委員会といたしましては、ガイドラインや通知により、体罰防止の周知や教職員の人権意識の高揚を図るとともに、相談窓口を設置したり、研修会を行ったりするなど、体罰の根絶に向けた指導の徹底を図っているところであります。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼稚園や保育所、認定こども園、その他の児童福祉施設では、関係法令等に基づき体罰が禁止されている状況でございます。

幼稚園や保育所等においては、県外で体罰等の不適切な事例があったことを踏まえまして、4月に市町村を通じて、各施設に対する適切な保育の徹底と、不適切な事例を市町村が把握した場合の速やかな県への報告を求めたところであります。

また、その他の児童福祉施設についても、県が策定したガイドラインに基づき、適切な処遇の徹底と速やかな報告を求めているところであります。

いずれにおきましても、体罰等の不適切な処遇が行われた場合は、立入調査を行うとともに、再発防止等の必要な対策を講じるよう指導することとしております。

○岩切達哉議員 今、お伺いしましたように、教育や子供を預かる場での体罰は、既にだめなことと認識をされておきまして、さらに今回、保護者による体罰もだめなんだと私たちの国は確認をしたということでもあります。ただ、まだまだ腹の隅っこに、時にはたたかないと子供のしつけはできないという思いが残っている大人たちが多くいるんじゃないかなと思っております。ぜひ、十分な啓発をお願いし、そのための

予算はしっかりと確保していただきたいと思っております。

続けて、子供の貧困対策について福祉保健部長に伺いたいと思っております。

子どもの貧困対策法を改正する法案が、今月12日に成立いたしました。改正の特徴を紹介すれば、子どもの権利条約の精神にのっとることを求めたこと、貧困による将来の影響にとどまらず、現在の課題そのものの不利益を解消するよう努めましょうということなど、基本理念の充実が図られました。

また、調査研究として、子供の貧困に関する指標の研究を地方公共団体はやりましょうということになっています。ことし、県の子どもの貧困対策推進計画も改定されるところですが、部長として、今回の法改正についてどう受けとめていらっしゃるか、所見をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 先週成立しました御指摘の改正法におきましては、子供の貧困対策の基本理念を充実させたほか、これまで都道府県での努力義務とされていた関係計画の策定について、住民に身近な市町村での策定も努力義務となったところです。

また、「ひとり親世帯の貧困率」や、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が法律上の指標として、新たに位置づけられました。この改正については、県としては、子供の貧困対策に重要な意義があるものと考えております。

改正法に基づいて、関係機関などからの意見も踏まえながら、今年度、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を改定しますとともに、市町村にも、計画の策定を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 子供の貧困率、これがなかなか調査が困難ということで、まだ具体的に解明されているところではありません。そういったことも研究の必要があるかと思えますけれども、例えば、小学校入学までにどこにも行かない、いきなり小学校から集団生活に参加するという児童、そういう一切の所属がないお子さんがいらっしゃいます。

一つは、保護者の考えで小学校入学前までしっかりと育てたいと、確固たる信念をお持ちの方もいますけれども、私が心配するのは、経済的または社会的に不利な家庭であるがために行かせられないという実態にあるお子さんがいらっしゃる。現実にはいらっしゃるわけでありませぬ。

この場合において、保護者の体や心の健康の問題もあるんですけれども、そういう子供の存在をしっかりと把握して、必要なケアがされる必要があると思えますが、現在、どのような調査が行われているか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員のお話にありましたような、小学校入学まで保育園等に通わない子供という形での直接的な調査を行っているわけではございません。ただし、市町村において、そうした子供たちに対しても、1歳6カ月児健診ですとか、3歳児健診などを実施して、発育状況や栄養状態などから問題があると判断した場合には、面接や訪問等、個別の状況に応じて必要な支援を行っているところであります。

県では、こうした支援とあわせまして、市町村や民生委員、児童委員、関係機関等と連携しながら、必要な対策に取り組んでいるところであります。

○岩切達哉議員 昔、生活をしていました高千穂町では、5歳児で健診をするという特別の対応をしておられました。そういう自治体も幾つかはあります。確固たる信念で小学校からとされる方は、それはそれで結構なんですけれども、そういうふうなお子さんだと把握をしておくこと、現実には養育者の心や体の課題があるとなれば、必要な支援を行うことが必要になってくると思えます。

さらに、例示しますと、児童の肥満が問題視されているところであります。これは栄養の偏り、いわゆる食べ物がお菓子だったり、砂糖分の多い飲み物だったりするわけでありませぬ。それは、家庭が経済的に豊かでそうになっているということではなくて、実は、安くて大量におなかに入れることができる食料が、そういうものになってしまう、そういうものに偏らざるを得ない、貧困であるがゆえにそうになってしまう家庭というのがあります。小児生活習慣病と言われる問題にもつながる課題でありますけれども、こういう肥満傾向と貧困の問題についての関連調査、現在どのような対応をされているか、お聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、県民の栄養摂取の実態と健康状態の把握を目的としまして、「県民健康・栄養調査」を実施しているところでございます。調査項目には、身長や体重、食事状況などがありますが、世帯の所得など、肥満傾向と貧困を関連づけた調査項目が含まれているわけではございません。

○岩切達哉議員 今、小学校まで学校に行っていない、どこにも行っていない問題、それと肥満の問題を取り上げましたけれども、実はもう既に、子供をめぐるいろんな団体が関心を持って調査をしているところでもあるんです。貧困

対策ということで、今、改定の作業をしておられると思いますけれども、そういう課題、家計が苦しい、よって、安売り量販店にしか買い物に行けない、そこで、安くて量が多い食品に偏る、結果、肥満になるというようなものを調査するなど、本当に子供の支援にとって大変重要なことだと思っています。

これから、子どもの貧困対策推進法改正によって、いろんな努力義務が課せられます。部長としてどのように取り組むか、お聞かせいただきたいと思っています。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘のとおり、子供を取り巻く環境には、食生活を初め、さまざまな問題があると考えられます。このため、子供の肥満を初め、子供の健やかな成長に資するような調査等のあり方について、改正法の趣旨なども踏まえながら、今後とも問題意識を持って、研究してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 私たちは、長い間、児童虐待がふえている、児相の体制を強化しなければならない、それでもやっぱり児童虐待はふえます、ますます強化をと、こういう繰り返しをしてまいりました。これも大変大事であります。体制は強化してほしい。ただ、やはり虐待そのものが起きない社会というものを、どう私たちはつくっていくのか、このことが大事だと考えます。

貧困対策も同様です。貧困そのものの原因を取り除く事が大事であって、子供だけが貧困ということは絶対ないわけでありまして、そのお子さんの暮らす家庭の貧困であります。

御承知のように、ひとり親世帯の2世帯に1世帯は貧困状態にある。さらには、今現在、労働環境、労働生活の貧困として、ワーキングプ

アという言葉があります。さらには、今日、年金問題がありますけれども、社会保障の貧困もあると思います。

子供の貧困対策に取り組む実践者は多くいらっしゃると思いますけれども、それぞれ地域で頑張っておられますが、疲弊が心配される場所でもあります。子供の命や健康が害され、多くの涙が流されていること、それ自体を防ぐために、県として、子供にかかわるさまざまな部署の連携、すき間を埋めるような努力が必要だというふうに思いますけれども、どのようにこれからの具体的な取り組みをされるのか、いま一度、知事の所見というか、取り組む決意をお聞かせいただければと思います。

○知事（河野俊嗣君） 児童虐待、貧困、一連のお尋ねであります。この児童虐待は、子供の健やかな成長を阻害し、時にはかけがえのない命をも奪う、絶対にあってはならない行為であると考えております。その虐待が起きてしまう背景には、議員御指摘のとおり、さまざまな要因があると考えております。貧困も同様であります。社会のさまざまな問題が複雑に絡み合いながら、そして、弱い立場にある子供にしわ寄せとして顕在化してしまう、そういう問題であらうかと考えております。

児童虐待の背景には、一つには、保護者等における「時には体罰は必要」という意識があるわけですが、先ほど答弁申し上げましたように、今回の法律改正を契機として、体罰によらない子育てを、県民の方にさらに浸透するよう徹底してまいります。

また、親が、子育てに関する不安や、困難、孤立感などを抱え込むことも、大きな要因となっております。子育てを地域で見守り、支援する取り組みの強化が、何よりも重要であると

考えております。本県は、比較的地域のきずなというものが残されている。そのような地域であろうかと考えておりますので、関係部局はもちろん、市町村等との連携も密に行い、子育て家庭への妊娠期からのきめ細やかな支援などを一層強化することにより、地域全体で子育てを支え、児童虐待を起こさせない社会の実現を目指してまいります。

○岩切達哉議員 宮崎県は、児童虐待が少ない、貧困もだんだんと解消されつつある県だと評価されるようになることは、本議会で特に話題になっている人口対策、宮崎に来てほしいというコマーシャルにもなる、大変すばらしい要素だというふうに思います。ぜひ、そういう態度で、立場で、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

話題をかえまして、職員の確保の問題として伺いたいと思います。

最初に、昨年障がい者雇用問題のその後について伺いたいと思います。

国の機関や宮崎県庁の各部局において、障害者雇用促進法が定める対象障がい者についての不理解が、求められる雇用率を下回ることにつながったというふうに理解しております。

病院局と県警本部において、求められる雇用率を下回っていたということで、昨年答弁がありました。年度がかわって、退職、採用があったと思いますけれども、まず病院局における障がい者雇用はどうなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○病院局長(桑山秀彦君) 病院局における障がい者雇用の状況につきましては、昨年度、国のガイドラインにのっとり、改めて確認調査を行いましたところ、障害者手帳の確認が不十分で、既に返還していた職員がいたなどの理由に

よりまして、法定雇用率を満たしていなかったことが判明したところでございます。

このため、障がい者雇用数の増加に向けて、病院局で採用を行っていない事務職につきましては、知事部局に対し人事交流の要請を行いますとともに、医療系の職種につきましては、病院局独自に、障がい者に限定した医療系ソーシャルワーカーの募集、あるいは看護師の採用に当たって、障がい者枠を設定するなどの取り組みを新たに行っているところであります。

引き続き、他の病院の事例等も参考にしながら、法定雇用率の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 昨年、濱砂議員の質問に警察本部のほうから、対象者が急遽退職したためだという答弁がございました。その後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○警察本部長(郷治知道君) 議員御指摘の過去の答弁のとおり、障がい者である2名の職員が急遽体調不良により退職しましたため、県警察の昨年6月1日現在の障害者雇用率は1.95%で、法定雇用率を達成しておりませんでした。

そこで、県警察では、今年度、障がい者2名を新規採用しましたほか、昨年度6月以降1名が障害認定を受けております。

県警察では、本年度もこれまでと同様に、障がい者として把握している職員全員の障害者手帳を直接確認し、法定雇用率の達成状況について確認していく予定にしております。

○岩切達哉議員 中央省庁での障がい者雇用水増し問題という表現になりましたけれども、そのことを発端とした問題は、今回、厚生労働省における行政機関への監督機能強化を柱にした障害者雇用促進法改正案という形になりまして、今回の国会で成立したようでございます。

来年度からの施行でございますけれども、行政機関であっても、雇用率を下回れば納付金が徴収されるということでございまして、これまでに以上に法定雇用率を遵守することが、任命権者には求められるところであります。

そこで、人事委員長に伺います。任命権者からの要請を受けて行う採用試験に当たっては、障がい者の雇用が促進されるような工夫をどのようにしておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○人事委員長（濱砂公一君） 人事委員会におきましては、障がい者の採用に関しましては、従来から、身体障がい者を対象とする採用選考試験を実施しているところでございます。試験の実施に際しましては、これまで、受験申込時に確認する本人の要望を踏まえまして、拡大文字、あるいは手話通訳の利用などの配慮を行ってきたところでございます。

また、従来課しておりました、「自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者」とする受験資格を今年度から撤廃いたしますとともに、新たに知的障がい者及び精神障がい者を選考試験の対象に加えるように、見直しを行ったところでございます。

今後とも、この指針を踏まえまして、障がい者が受験しやすい環境を整えますとともに、任命権者と連携しながら、必要な資質や能力を有する人材を広く確保できるように、適切に試験制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 自力による通勤ができるという要件などがあつたことは、障がい者団体とともに過去、実はそれをなくしてほしいという要請行動を行った経験がございます。そういう意味で、それを実施に移したということは、大変

評価できると思ひます。

宮崎県は、障害者差別禁止条例だとか、昨年度末、ことしの2月に手話等言語条例を制定した、障がい者への理解の深い県でございますので、ぜひ、職員採用に当たって、各任命権者もそういう対応をなされるように求めておきたいと思ひます。

次に、職員の採用に当たって、会計年度任用職員制度の問題でございますが、実施が来年度からということでございます。これは、官製ワーキングプアという問題、執行部の会計におられる公務員の皆さんの中で、臨時・非常勤という立場で働く皆さんの年間所得等が大変低い、そういうような問題ということございまして、それらの問題が解消されることは、宮崎での仕事をふやすことにもなりますので、宮崎県における人口維持という政策にも必ず寄与するものと思ひます。

その適正な実施に向けた準備が必要だと思ひますけれども、具体的な職場を取り上げて恐縮ですが、食肉衛生検査所では、獣医師の再雇用者確保ができるのかという不安が聞かれています。

どの部署においても共通することではあるんですけれども、会計年度任用職員制度の導入によって、雇用人数が抑制されることにはならないようにすべきだと考えております。総務部長の所見を伺いたいと思ひます。

○総務部長（武田宗仁君） 新たに導入されます会計年度任用職員につきましては、一般の職員に適用されます任用、服務に関する規定等が同様に適用されますことから、これまでの臨時・非常勤職員の運用を抜本的に見直し、適切な制度移行を図る必要があります。

このため、現在、臨時・非常勤職員が担って

おります職務の内容や業務量などの調査を行っているところであり、今後、それぞれの職場の業務の実態をしっかりと把握した上で、必要なところに適正な人員を配置してまいりたいと考えております。

なお、制度導入に伴い必要となる財源につきましては、国において影響額調査を行い、地方財政措置について検討されていると伺っておりますが、県としましても、全国知事会等を通じて、必要な財源の確保について、引き続き国に対し要望してまいりたいと思います。

○岩切達哉議員 同様に、教員の非正規職員、臨時講師等いらっしゃるかもしれませんが、会計年度任用職員制度導入でどうなっていくのか、現在の教員数が確保されるのか、教育長にお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校現場におきましては、育児休業等の代替職員としての常勤講師を初め、少人数指導や小学校専科指導の非常勤講師など、さまざまな非正規の教員が従事しております。

県教育委員会におきましては、現在、新制度におけるこれらの職の位置づけを初め、制度導入の趣旨を踏まえた給与や手当などの勤務条件、適正な人員配置等について、学校現場の実態を踏まえ、整理・検討を進めているところであります。

今後とも、新制度が施行される来年4月に向けて、円滑に移行できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 必要な財源の確保、まさにそこにあるというふうに思います。制度導入の趣旨を踏まえた対応がなされるように注目してまいりたいと思います。

話題をかえます。太陽光発電施設の適切な整

備についてお伺いをしたいと思います。

県内各地で、大規模な太陽光発電施設の整備が行われてまいりました。本議会に提出されている再生可能エネルギー導入推進計画案によれば、2017年度で予定された発電量の2.2倍に達しているということでもあります。それほどまでに急速に推進されています。

私は、再生可能エネルギーを推進する立場からこれを歓迎しますが、一方で、景観の問題、パネルからの反射光や土地の防災機能などが心配なことと感じておりました。

これについて、兵庫県において、2017年度から「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を施行していることを知りまして、会派で兵庫県に伺って調査を行ってまいりました。ベースは、建築基準法や都市計画法等の法令による規制を受けないものについて、設置を届け出制にして、良好な環境及び安全な県民生活を確保するというところでございます。

これは本県としても、研究いただくことが適切なことだと考えますけれども、どのようにこれらの先進県の取り組みを把握しておられるか、環境森林部長からお聞かせいただきたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、3県の取り組みを把握しているところでございます。

議員の御質問にありました兵庫県では、条例で太陽光発電施設の事業区画の面積が5,000平方メートル以上のものを届け出の対象とし、傾斜地や山頂部等の景観への配慮や、住民との調整などを設置基準としておるところでございます。

また、和歌山県では、同様の条例を制定しておりまして、出力50キロワット以上の設備を対

象とし、土地造成や設備の安全な設置などを認定基準といたしております。

もう一つは岡山県で、条例制定の手続が行われているところではありますが、設置者の責務として、適切な地域住民とのコミュニケーションや土地の選定等が求められることになるかと伺っております。

○岩切達哉議員 直接場所を示すことは避けませんが、私の目で見て大変危険じゃないかという太陽光パネルが山肌に張りつけてあるような場所があります。私の目で見てということをあえて前置きしましたが、当然、県なり市町村なりで安全確認をされていると信じたいと思っております。

一番の問題は、やはり景観上の問題でありまして、それについては、私は「あれはよろしくないな」と感じているものでありまして、美しい宮崎づくりを推進する立場で問題だと感じておるところであります。

部長に重ねて伺いますが、このような開発には適切な対応を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 太陽光発電施設の設置につきましては、その設置する土地に係る森林法などの個別法による許可や届け出が必要なものは、関係法令等を所管する部局において、適切に対応していくことが必要であると考えております。

県では、平成27年3月に「景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い」を定めておりまして、市町村においては、この取り扱いを参考にした景観条例により、色彩や形態等の制限を行っているところもあります。

また、国においては、平成29年4月に改正されました固定価格買取制度において、関係法令

の遵守及び地域との関係構築の推奨を明記した事業計画策定ガイドラインを公表し、遵守事項に適合していない場合は認定しないなどの措置がとられております。

このようなことから、県といたしましては、関係部局と情報共有しながら、国の動きや他県の状況等を注視してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 太陽光発電とか風力発電というのはぜひ進めていってほしい、またこれから水素エネルギーなどもあると思いますけれども、私は世論を二分している原発に頼らない電力確保に努めてほしいという立場でございますが、その適正な対応はぜひ進めていってほしいと思います。

そして、ソーラーパネル自体の耐用年数が経過していくという課題についてであります。

適正な廃棄処理の徹底がないと、ソーラーパネルがあちこちに廃棄され、環境に害を及ぼすということになりかねません。県として、ソーラーパネルの処分に対する指針などをお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、平成24年から始まった固定価格買取制度の導入もあり、太陽光発電の普及が急速に進みましたが、ソーラーパネルの耐用年数は17年とされておりまして、今後、ソーラーパネルの大量廃棄が予想されます。

このパネルには、一部鉛などを含んだものや、感電等の危険もありますことから、中央環境審議会などにおいて適正処理の検討がなされ、国から、平成30年にガイドラインが示されたところでもあります。

県では、独自の指針は定めておりませんが、この国のガイドラインに基づいた適正処理の徹

底を、関係団体や市町村を通じて幅広く周知・指導しているところであり、不法投棄などの不適正処理が発生しないよう、廃棄物監視員による監視指導も実施しているところでもあります。引き続き、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう、努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 2017年度で予定されているエネルギー量、予定していたより2.2倍進んでいると。それほどまでに開発が進んだ太陽光発電であります。設置の段階から廃棄を見通してやっているのと、廃棄の時代が来たので考えるというのでは全然違う結果を宮崎県の環境に及ぼす、そのように思いますので、ぜひ、宮崎県がこれからエネルギー輸出県として発展していくためにも、適切な対応、指針などの徹底をお願いしたいと期待しております。

話題をかえますが、公営住宅団地におけるコミュニティ力の維持という問題について、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

宮崎市内では、中心市街地から少し離れた丘陵地に団地造成があつて、それに伴って建築された県営住宅が数多くあります。そこでの入居者の高齢化という姿があるように、私は思っています。

その中で、数少ない若者世帯が地域コミュニティの中心的役割を担って、例えば自治会の運営だとか、PTAだとか、草刈りなど環境整備を行っている。その中堅の世代の方々が、仕事の経験を重ねて、所得がふえることがある。そうしますと、公営住宅法でいう低額所得者に貸すというものでありますので、退去を求められることになっていく問題があるそうです。結果、その団地には高齢者等の入居者のみが残っていくということでございまして、人口流出に

悩む地域と同じように、地域コミュニティー維持ができなくなるという御相談を伺いました。

このような県営住宅の入居状況でございますので、私は生目台団地に住んでおるんですけども、団地内の空き部屋も目立っているというふうに思っています。

県土整備部長、幾つかのデータをお伺いしたいんですけども、まず、県営住宅の入居率はいかがな状況なんでしょうか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県営住宅全体の管理戸数は、平成31年3月31日現在で8,885戸であります。このうち、建てかえやバリアフリー化工事などのために入居募集をとめている住戸が224戸ありますので、これを除いた管理戸数は8,661戸であります。これに対し、入居戸数は7,645戸でありますので、入居率は88.3%となっております。

○岩切達哉議員 約1,000戸の空き室があるということでございました。

次に、定期的に入居者の募集をしていると思えますけれども、現実の募集に対する応募状況というのはどういう状況か、お聞かせください。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 平成30年度に4回実施いたしました定期募集の応募状況につきましては、募集戸数の合計340戸に対して、応募世帯総数は806世帯であり、応募倍率は約2.4倍となっております。

○岩切達哉議員 重ねて伺います。その倍率でも現在1,000戸の空き室がありますが、成約に至る、応募して、抽せんに通つて、成約するという流れになろうかと思えます。実は聞いた話なんですけれども、生目台の団地のほうで、内見に来た若い御夫妻が入居を見合わせるという判断をしたと。現実には、このような辞退という

例があるそうですが、そういう件数を把握しておられれば、お聞かせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平成30年度の定期募集において、募集を行った340戸のうち応募のありました住戸に当選された世帯数は222世帯であります。このうち、入居を辞退した方は18世帯であり、その割合は8.1%となっております。

○岩切達哉議員 先ほど高齢者世帯が多いというふうに申し上げましたけれども、私の感想でありますので、現実の高齢者世帯率について把握しておられれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県営住宅に居住する高齢者の状況につきましては、平成31年3月31日現在で、全ての入居者1万8,473人のうち、65歳以上の方は4,194人であり、その割合は22.7%となっております。

○岩切達哉議員 いろいろお聞かせいただきましたけれども、1,000戸ちょっとの空き状況、大体1割半、14%ぐらいの計算になりますけれども、その中で、問題は、地域コミュニティの推進役となっている中堅世帯が団地から出ていけない状況にあると。そういうふうに、収入が増加したので転居を求めている世帯が何世帯ぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としておりますので、入居後に収入が一定の基準を超えた世帯につきましては、収入超過者として認定され、住宅を明け渡す努力義務が発生し、県では、必要に応じて他の住宅への転居を促しております。平成30年度に、この基準に

該当した世帯は、811世帯であります。

また、収入がさらに高い基準に該当した世帯は高額所得者として認定され、明け渡しの義務が発生するため、県では、期限を定めて住宅の明け渡しを求めており、平成30年度の該当世帯は24世帯となっております。

○岩切達哉議員 入居後に、お働きになっておられて、年齢を重ねていって所得がふえることはよくあると思うんですけども、所得がふえたので出ていってくださいというふうになることが、これまでの公営住宅法の中ではありませんでした。あるんです。これは、公営住宅法、昭和26年の制定であります。大変古い法律でありまして、当初目標は、やっぱり戦後復興の中で住宅を確保すると、そして、とりわけ自力で確保することが困難な低所得者に対して住宅をと、こういう構えでされてきました。

今、人口減少社会ということでもあります。そして、人口構成も変わってきた。そういった中で地域のコミュニティーを維持しようというのが、政策課題にも挙げられています。そういうことを意識しながら、この問題を取り上げているんですけども、実は具体的に現場の住居の皆さんから、「空き室が結構あるので、そこで空き室の利用方法として入居がないなら、コミュニティルームとして利用できないか」という希望があります。高齢者サロンを行う、また、住民サロン、または子ども食堂、学習支援の場、そういうアイデアをいただいているんですけども、全く難しいことなのか、相談できることなのか、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県営住宅におきましては、これまで、入居者のコミュニティー形成を支援するため、多くの県営住宅に

集会所を設置してきたところであり、一部の集会所においては、指定管理者による読み聞かせや、おもちゃ病院等の取り組みが行われてきたほか、NPO法人が行う子育てサロンとしても活用されております。

県といたしましては、今後とも、団地のコミュニティ形成につながるような活動を促進してまいりたいと考えておりますので、お尋ねの空き住戸の有効活用につきましても、近年、他の道府県において、高齢者や子育て世帯の支援に活用している事例も見られますことから、コミュニティ形成を図る取り組みとして検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 部長の立場から、コミュニティ形成を図る取り組みとして検討していくんだと、こういうお話をいただきました。各団地ごとにいろんなアイデアがあろうかと思えます。コミュニティの要素というのは、地域地域で違うと思えますから、お声を聞き取っていただいて、できる対応をしていただきたいと思います。

今回、その地域を支える人材確保という言葉が議案書の中にも使われておまして、公営住宅として、住宅政策上の新たな展開が必要になっていると思っております。いま一度、この問題に関する部長の御所見をいただきたいと思えます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、一部の県営住宅の集会所は、県営住宅以外にお住まいの方々も交えた交流の場となっております。

日南市の県営住宅の集会所には放課後児童クラブが併設されており、また宮崎市では市営住宅に地域子育て支援センターを併設するなど、地域が求める施設を公営住宅の中に取り入れる

試みを行っております。

このように、公営住宅の施設の一部を地域のコミュニティの維持に活用していただくことは、大変重要なことだと考えておりますので、引き続き市町村と協議しながら、空き住戸の有効活用の検討も含め、地域のコミュニティ維持につながるような取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 新たな住宅政策、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続けて、話題をかえても県土整備部長に伺います。

道路における除草についてでございますけれども、昨年も9月議会で伺ったわけなんです、その除草剤使用での除草を研究、試験しているとのお話でございました。現段階において、どのような試験結果として受けとめているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 除草剤や成長抑制剤の使用につきましては、従来の草刈りと併用しながら、これまで、宮崎土木事務所ほか5事務所で試験的に行ってまいりました。その結果、草刈りの回数を減らしても、成長が抑制され、従来と同等の環境を確保できるなど、一定の効果が得られました。

また、一部で確認されました立ち枯れによる景観への影響につきましても、草刈りと散布の時期を工夫することにより、改善が見られたところでもあります。このため、本年度から、高鍋土木事務所ほか4事務所におきましても、周辺環境に十分配慮しながら、試験的に取り組むこととしております。

○岩切達哉議員 除草の方法が費用を抑えるということで、予算が厳しいということで、除草剤を使う方法が研究されていると前回は聞きま

した。そのことが、実は健康被害の懸念を住民に感じさせたり、景観を損ねる結果とならないように願っておる立場でございます。

県土整備部長のほうで、できることならば、県として草刈りに十分な予算を用意していただいて、人手をかけた、従前あったような方法によって今後は進めてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路の除草につきましては、良好な沿道環境の保全等を目的に実施しておりますが、限られた予算の中、維持管理が行き届かない箇所もあり、さまざまな御要望を伺っているところであります。

そのような中、除草剤等を併用する除草方法につきましては、一定の効果が確認できたことに加え、作業の効率化や安全性の向上も図られることから、現状においては、近年の労働力不足にも対応した有効な手段であると考えております。

今後とも予算の確保に努めながら、美しい宮崎づくりに向けた沿道環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 公の立場で除草剤を使っていくことについて、非常に懸念を持っております。シーガイアに続く観光道路で草を真っ茶色にしていたら、多分、観光客は残念がると思います。ローカルの道路ならオーケー、山奥の道路ならオーケーということにはならない、私はそのように思っています。ぜひ、手をかけて、汗を流して、予算をかけて、人の手で行う沿道修景整備、草刈りというものがよいと私は思います。ぜひ、研究をしていただきたい、努力をしていただきたいと、重ねて申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、公立学校における

冷房設備の設置についてでございます。金曜日に重松議員のほうから、公立高校のことについては御質問があって、答弁をいただいております。そこで、県内の公立小中学校における冷房設置の状況について、いかがな状況にあるか。暑い夏が目の前になっておりますので、教育長からお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 冷房設備についてありますが、県内公立小中学校につきましては、平成30年9月時点で、設置率は約3割でございましたが、昨年度創設された国の特例交付金事業を活用しまして、今年度末には約8割になると見込んでおります。

なお、整備が完了していない4市1町のうち、令和2年度には2市1町で整備が完了する予定でありまして、改築とあわせて整備予定の1校を残している日向市と、対象教室を多く抱える宮崎市、この2市については令和3年度で整備が完了すると聞いているところであります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

小中学校では、宮崎市は教室が多いので令和3年度までかかると、こういうことでございました。宮崎市で生活をする小中学生は、ついていないなというか、残念だなという思いをされるのではないかなと思います。優先度が各市の自治体、首長さんの御判断だと思いますので、県議の立場でとやかく申し上げられないんですけれども、できるならば宮崎市のほうに、何らかの形で、より一層早いスピーディーな対応を求めていただけたらということをお願いして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○山下博三副議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 岩切議員に

引き続きまして、県民連合宮崎の田口雄二です。厳しい戦いでしたが、4期目の議席をいただきました。宮崎県発展のために4年間、力を注いでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

質問に入る前に、風貌が変わったことにより、いろいろと臆測が飛んでおりますので、御報告しておきます。直接私に、何で切ったのかと尋ねる方もいますが、会派の同僚に、どうして頭を丸めたのか問い合わせる方もいらっしゃいますので、経緯を御紹介しておきます。病気をしたり、あるいは何かをやらかしたのでもありません。また、家内に不倫がばれたということでもありません。昨年末に還暦を迎え、頭頂部、頭のとっぺんもかなり薄くなってきたことと、髪を染めていたことにだんだん違和感を持ってきたこと、また私は、冷やし中華を食べても汗をかく、特に頭部に集中して汗が出る状況を何とかしたいと前々から思っており、思い切って丸坊主にしたというところであります。

さすがに宮崎のひなた、日高陽一議員のようにスキンヘッドにはできませんでしたが、高校3年生の部活をしていたとき以来、42年ぶりの丸坊主で、実に快適な感覚を味わっております。皆さんが想像していたような不祥事ではなく、がっかりしているかもしれませんが、以上が今回の経緯であると御理解ください。

それでは、本題の質問に移らせていただきます。

今回の選挙前の後援会活動で多くの皆さんと話をし、たくさんの御意見や御要望をいただきました。その幾つかを質問に生かしております。どうぞよろしく願いいたします。

今議会には、肉づけとなる補正予算案、96億6,793万円が提案され、当初予算と合わせると

前年比4.0%増の6,051億8,793万円となり、14年ぶりに6,000億円を超える大変積極的な予算になりました。

30億円の人口減少対策基金を設置し、基金を活用した26の新規事業を予定しています。私の住む延岡市は、以前は県内一の人口の時代もありましたが、合併により九州で2番目の広さになる広大な面積になったにもかかわらず、人口減少が顕著になり、先々月の4月には、とうとう12万人を切ってしまいました。今回の補正予算案が、人口減少が少しでも緩やかになっていくことに効力を発揮してほしいものです。

さて、本年2月に、厚生労働省が医師少数県を公表し、全国で16県の中に、九州で唯一、本県が選定されました。これまで医師の数は、人口10万人当たり何人いるかで判断されていきましたが、今回は医師偏在の度合いを適切に示すため、医師偏在指標を公表しました。医師偏在指標とは、1点目が医療ニーズ及び将来の人口、人口構成の変化、2点目が患者の流出入、3点目が僻地等の地理的条件、4点目が医師の性別・年齢分布、5点目が区域・診療科・入院・外来を考慮した医師の偏在、以上を偏在にかかわる5要素として策定されたものです。この指標に基づいて、本県が医師少数県と判断されたものです。

しかし、本県においても宮崎東諸県医療圏は、本県の医師の6割近くが集中しており、全国の335ある二次医療圏の中でも24番目に位置するなど、非常に恵まれている状況です。しかし、それ以外の二次医療圏は厳しい状況で、これまで医師偏在の解消が訴え続けられました。今回はこの実態が、国にお墨つきをいただいたようなものです。

そこで今回、厚生労働省に医師少数県に選定されたことについて、知事の見解をお伺いします。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今回の医師偏在指標におきましては、県全体が医師少数県と位置づけられるとともに、県内においても、県央に医師が集中する地域間・診療科間の偏在が示されたところであります。

これらの要因は、本県において、人口の高齢化率が高い地域や医師の高齢化率が高い地域が多いことから、これまで用いてきた人口10万人対医師数と比較すると、地域ごとの実態がより反映されたものと認識しております。

これまで、関係機関と一体となって医師の養成・確保に取り組んできた中、大変厳しい結果と受けとめております。その取り組みを一層強化しなければならないと実感したところであります。

昨年7月の医療法改正により、県が地域の医療ニーズを踏まえて、医師確保を主体的に実施していく仕組みが整備され、まずは今年度、医師確保計画の策定等に取り組むこととしております。

先日も、国に対して提案・要望を行ったところではありますが、国に対しても制度改善を働きかけるとともに、今後とも1人でも多くの医師を養成・確保できるよう、宮崎大学、県医師会、県教育委員会等と密接に連携しながら、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。偏在の是正は、赴任地の強制ができるわけでもあり

ません。さまざまな要因があつて簡単なことではありませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

以前私は、最新の医療機器、手術支援ロボット「ダビンチ」が、全国に350台以上あるにもかかわらず、本県には1台もないと紹介させていただいたことがございますが、この状況を何とかしなければと訴えてまいりました。しかし、宮崎大学医学部附属病院の今年度の予算に、手術支援ロボット「ダビンチ」の購入費が計上されたようです。ようやく本県にも最先端の医療機器が入ることになったのかと喜んでおりました。

そんなとき、6月13日の朝日新聞の1面トップに、そのダビンチに関する記事「名医 ロボットで遠隔手術」が目にとまりました。その記事の内容は、東京にいる外科の専門医が、北海道の病院にある手術支援ロボットを操作して手術するというものです。遠隔手術の実現に向け、日本外科学会が7月にもガイドラインづくりに着手するそうです。外科医不足が深刻化する中、全国どこにいても患者が質の高い手術を受けられる環境を目指していくようです。

まだ、ダビンチは価格が3億円ほどするのですが、大部分の特許が今年度中に切れるようですので、他の企業参入も考えられ、価格もそれに合わせて下がることになるでしょうから、医師が少ない地域においても状況が変わることが期待されます。

続けて、医療問題について何点か質問いたします。

まず、その前にお礼を申し上げます。

県立延岡病院の心臓カテーテル室を2室に増設していただき、心臓脳血管センターを整備していただきました。3月26日に竣工式が行わ

れ、私も出席をさせていただきました。最新の医療機器が設置され、これまでの1.5倍ほどの心臓カテーテル手術が行われるようになり、県北地区の循環器疾患への迅速、そして的確な医療の提供と、また医師確保にも期待できる施設の誕生を大変うれしく思っております。

また昨年、延岡病院に久しぶりに研修医が、それも3名来てくれました。それが、ことしも連続して研修医が2名来てくれております。これまで、宮崎大学地域総合医育成サテライトセンターの設置をずっと要望してまいりましたが、延岡病院でも育成体制がしっかりできつつあるのかなと期待しております。心から感謝申し上げます。

それでは、今年度の本県の専攻医の数について伺います。

昨年度から、これまでの専門医制度から新しい制度に移行しました。この制度に至るまでには紆余曲折がありました。首都圏や都市部への専門医を目指す専攻医が集中してしまう、また診療科の偏在も助長され、地域医療に大きな影響が出ると懸念されました。

偏在が生じないように見直しをしたとのことでしたが、その心配が見事に的中し、本県においては前年より10名減の37名となり、全国で最下位になってしまいました。

すぐに影響は出ないかもしれませんが、この状況が何年も継続すると、ボディーブローのように効いてきて、本県医療が危機的状況に陥る可能性があります。本年の本県の新専門医制度による専攻医の状況はどうであったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 日本専門医機構の発表によりますと、今年度から本県で専門研修を開始する医師数は、昨年度比15名増の52

名となっております、そのうち本県で臨床研修を修了した医師数は44名となっております。

昨年度の状況を受けて、専攻医確保に向けて、県では、医師修学資金や専門研修資金の貸与制度において、対象となる診療科や指定医療機関の拡充を行ったほか、宮崎大学医学部、県医師会や関係医療機関等と一体となって、県内外の臨床研修医や医学生に対する働きかけの強化等を行った結果、取り組みの成果が徐々にあらわれているものと考えております。

専攻医は、研修修了後も県内に定着する可能性が高く、まだまだ不足している状況ではありますが、今後とも関係機関としっかり連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 前年より15名と大幅な増加により、新専門医制度導入以前の47名より増加になっております。前回、この専攻医の大幅な減に、知事も大変心配していましたが、取り組みを強化していただいた結果だと思えます。知事を初め、関係各位の御尽力に感謝申し上げます。引き続き手を緩めることなく、専攻医確保にもしっかりと取り組んでいただきたいと存じます。

働き方改革関連法について伺います。

8本の労働法の改正を本年4月より順次実施されていくものですが、県立病院の医療スタッフの働き方の現状と対策についてどのように考えているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 今般の労働関係法令の改正を受けまして、各病院に対し、その内容を周知・徹底いたしますとともに、勤務時間の把握や年次有給休暇の取得促進などにつきまして、改めて指示を行ったところでございます。

病院局では、これまでも、医療秘書や病棟における事務クラークの配置、あるいは院内保育施設の設置・拡充などによりまして、医師や看護師など医療スタッフの業務負担の軽減や勤務環境の改善に努めてきたところでございます。

今後はさらに、例えば、近年導入が進んでおります病棟での2交代制勤務の実施や、患者の入退院支援業務の一元化について検討を進めるなどしながら、患者サービスの充実とともに、職員の働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 働きやすい職場環境が人材確保にもつながります。今後とも取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、6年前の平成25年よりスタートした、延岡と日南の県立病院の看護師の地域枠採用は、看護師確保に大きな効果を上げてきました。地域枠採用について、これまでの実績を病院局長にお伺いします。

○病院局長(桑山秀彦君) 看護師の地域枠採用につきましては、原則として、県立病院間を異動せずに、日南病院または延岡病院に限定して勤務する方を採用する取り組みでありまして、御質問にありましたように、平成25年度から実施しております。

これまで、新卒者、経験者を合わせまして、延岡病院で118名、日南病院で41名の方を地域枠として採用しております。

○田口雄二議員 6年で延岡が118名、かなりの数だと思いますし、日南が41名。ありがたいことではありますが、ちょっと気になるものを目にいたしました。本年4月の県医師会の広報誌「日州医事」の各医師会だよりの中で、延岡市医師会の理事より、このような実情が報告されています。「県立延岡病院の看護師中途採用に

延岡市内の病院が苦しめられている。年々、採用条件が緩くなり、現在は44歳まで可、試験もなく面接のみ、転勤なしとなっている。夜勤は1人欠けたらクールが組めないが、先方も夜勤が可能な人材を採用する。外来や手術室などをお願いし、なんとかしのいでいる。存亡の危機である！河野(県医師会)会長に愚痴をすべらせたところ、「その問題、やりましょう！」と力強く言われた。県庁との会合など次々と出席させていただき、意見を述べる機会を与えていただいた。この制度が終わるまで、機会を見つけて主張し続けるつもりである。」とつぶられていました。

これまで県立延岡病院の医師や看護師等の医療スタッフの確保を絶えず要望し続けてきた私にとりまして、ちょっと耳の痛い問題です。地元医療機関からさまざまな意見が出ている看護師の地域枠採用について、どのような対応を考えているのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) 地域枠採用には、新卒者、経験者の区分がございますが、経験者の区分につきましては、毎年、多くの新卒の看護師が県外に流出しております本県にとりましては、そうした方々が県内に戻ってくる受け皿ともなるものでありまして、これまでの採用者のうち約23%26名の方が、県外の病院からの採用となっております。しかしながら、中には地元の医療機関から転職する形で採用された方もいらっしゃいますことから、御指摘のような御意見をいただいたところでございます。

そうした状況を踏まえまして、病院局では、今年度の募集においては、地域枠の中に、県外の経験者の優先採用枠といたしまして、UIJターン枠を新たに設けたところでございます。こうした取り組みによりまして、地域枠の採用

試験にできるだけ多くの県外の経験者の方々が受験していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先ほどの延岡の理事の話で採用条件の44歳まで可というのは、実際は43歳までだと伺っております。

この医師会の理事は、私も大変お世話になっているお医者さんでございまして、今、新しい病院を災害の心配がないところに建設中で、年明けから診療スタートとなります。これまで直接こういうお話を聞いたことがなかったのに、厳しい御指摘でした。地元医療を支える民間病院に支障がないよう、県外でスキルアップした看護師がたくさん採用されるとありがたいと思っております。

県立延岡病院も民間病院も、地域にとって大事な大事な財産です。医師会とも十分な意見交換をしつつ、配慮しながらの採用をよろしくお願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想について質問いたします。

大分県南部と本県北部の東九州地域は、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにこの産業集積を生かした地域活性化と、医療分野でアジアに貢献する地域を目指すものです。

地域活性化総合特区に指定され、研究開発がしやすくなりました。9年目を迎えた東九州メディカルバレー構想の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 東九州メディカルバレー構想につきましては、本県の医療機器産業研究会の会員企業が、設立当初の32社から93社に増加するとともに、新たに医療機

器製造業の登録をした企業も10社となるなど、医療関連機器分野への参入が進んでおります。

既に、高機能のプラスチック製手術器具など、会員企業により市場化された機器が出てきておりますが、現在、これに続くものとして、例えば、延岡鉄工団地内の企業によって、口腔外科の手術器具や、軽量の放射線防護服の開発が進んでおります。また、西都市の企業により、災害時などに対応できる、持ち運び可能なたんや血液の吸引装置が、年内にも販売開始の予定となっております。

県としましては、参入から機器開発、さらには販路開拓までの一貫した支援に取り組むことによりまして、引き続き、当該構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 医療機器産業研究会の会員も大幅増になり、県内各地に広がっております。商品化が間もなくのものもあり、大変楽しみにしております。ただ、九州保健福祉大学の竹澤先生と西都市の企業が開発した自動たん吸引装置が、臨床試験を済ませ、商品化が近いのではと期待されていましたが、ちょっと足踏みをしているのが残念です。

次に、県内企業への就職をいざなう昨年からの事業化された「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について、これまでの認定企業と支援対象者の実績を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本事業に登録し、返還支援を行う企業の認定につきましては、平成30年度の採用を対象とする認定が35社、令和元年度が62社、令和2年度が82社ということで、年々増加している状況でございます。

また、これらの企業に就職し、奨学金の返還

を支援する対象者につきましては、平成30年度の採用が12社の19名、令和元年度が18社の32名、合計をいたしますと、延べ30社の51名となっております。

○田口雄二議員 やはり人材確保に御苦労されているのか、奨学金返済支援を活用したい認定企業が急増しております。支援対象者も32名までふえておりますが、もともとは年度ごとに40名ほどを想定していたので、学生へのPRをもっと工夫する必要があるかもしれません。

次に、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援対象者の出身大学及び出身地について、県内・県外の割合がどうなっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 支援対象者として決定いたしました51名の内訳でございますが、まず、出身大学につきましては、県内大学が14名、県外大学が37名でありまして、県内大学出身の割合は27.5%となっております。

一方で、出身地別に見てみますと、県内出身者が42名、県外出身者が9名でありまして、県内の割合が82.4%という状況でございます。

○田口雄二議員 県外の大学に進学した学生の比率は75%ぐらいになりますので、県内に戻すことに、また人材確保に一定の効果が出ているものだと思っております。

次に、五ヶ瀬川水系のアユの減少により、県はアユ資源の回復のため、2017年より、延岡湾での海産稚アユの採捕を停止してきました。本年から、海産稚アユの採捕を再開しました。このことに、関係者から賛否が寄せられています。五ヶ瀬川水系のアユ資源の管理に係る取り組みを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 五ヶ瀬川水系のアユ資源の管理につきましては、資源量調査

を実施するとともに、平成28年度から、延岡湾での稚アユ漁の停止や、河川での漁期短縮などによる資源回復に取り組んできたところであります。

その結果、昨年度の資源量が当初の目標水準に達したと判断し、本年2月からの延岡湾での稚アユ漁を許可いたしました。

なお、許可に当たっては、資源量が一定水準を下回った場合には、翌年の漁を停止することも含めて、資源量に応じて採捕数量を設定する新たな管理方式を導入しております。

県といたしましては、新たな管理方式の効果の検証に加え、アユ資源に対する影響が大きいと言われておりますカワウの調査なども含めて、総合的なアユ資源の管理に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 今回のやりとりでわかったんですが、海産稚アユは生命力が大変強くて、養殖業者には好まれるとお聞きしました。ただ、状況を見ながら停止することもあるとのことですが、アユ資源の状況を見ながら、関係者の声を聞きながら、適切な判断をよろしくお願いいたします。

次に、一ツ葉有料道路に関して何点か伺います。

県北の県民は、広瀬バイパスの完成と接続される一ツ葉有料道路の無料化を大変楽しみにしています。というのも、いろんな施設が県央に集中しており、そこまでの交通費が大変大きな負担になっております。県庁、宮崎空港、総合運動公園、宮崎大学医学部附属病院、芸術劇場、美術館、博物館、イオンモール等々は、高速道路そしてJRを使っても、料金だけでも5,000円前後、ガソリン代を入れればもっとかかります。念願の東九州自動車道がつながった

にもかかわらず、これまでどおり2時間以上もかけて国道10号を使っているのが現状です。

高速道を使っている方でも、宮崎西インターチェンジまでは使わず、西都でおられる方が多くいます。それだけに、春田バイパスと広瀬バイパスを経由し、無料になった一ツ葉道路を使えば、主要な施設までの交通費の負担がかなり軽くなって、利用しやすくなります。

無料になれば、宮崎市内の住吉地区の国道10号、橋通りなどの通過車両が減り、渋滞がかなり減るのではないかと思います。

そしてもう一つの問題が、県北の消費がかなり大分県にとられている現状です。東九州道の延岡と佐伯間60キロが直轄道路で無料のため、大分市内の大型商業施設に格安で行けるため、延岡市民同士が土日には現地によく出会うと言われるほどです。アミュプラザ大分、パークプレイス、トキワなどのチラシが、延岡では新聞によく入ります。大分での消費をぜひ県内に向けさせるためにも、交通費の負担を軽減させないといけません。

ところが、2020年2月末の一ツ葉有料道路の無料化予定が、南海トラフ巨大地震に備えて橋梁などの耐震化が必要となり、無料化がぐらついてきました。その成り行きを大変気にしております。一ツ葉有料道路における橋梁の耐震対策等にどの程度の費用が見込まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ葉有料道路において必要となる橋梁の耐震対策としましては、国土強靱化の観点から、例えば、平成7年の兵庫県南部地震と同程度の地震が発生し、橋梁が被災した場合においても、軽微な補修で早期の通行を可能とするレベルの性能が求められております。

一ツ葉有料道路には、北線、南線を合わせて13の橋梁がありますが、詳細な調査を実施しました結果、一ツ葉大橋を含む3つの橋梁において対策が必要となり、費用としましては約31億円を見込んでおります。

加えて、一ツ葉有料道路に関する有識者会議で意見をいただきました津波避難のためのUターン場所の整備などに、約7億円が必要と考えており、合わせて約38億円を見込んでおります。

○田口雄二議員 橋梁等の耐震対策は当然優先しなければなりません。2つの対策で38億円必要となりますが、国から道路や河川、街路、港湾、砂防等々への防災・減災、国土強靱化対策の予算が、昨年度末に171億円、今年度に119億円の合計290億円、国からおりました。3年にわたって防災対策を行っていく予定です。

耐震対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算で実施すべきではないかと考えますが、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県におきましては、南海トラフ地震の発生が懸念される中、有事の際の受援体制の構築が大きな課題となっており、救援物資の輸送などを行うため、九州の東西を結ぶ道路を確保することが極めて重要であります。

このため、橋梁の耐震対策につきましては、熊本県と県北部を結ぶ国道218号において、重点的に進めているところです。

しかしながら、当路線は急峻な山間部を通過するため、干支大橋や青雲橋など大規模な橋梁が多くあり、その対策には100億円以上の費用が必要であります。

今年度も、「防災・減災、国土強靱化のため

の3か年緊急対策」の予算を集中的に投じ、対策を進めておりますが、完了までには、まだまだ期間を要するものと考えております。

引き続き、国道218号の耐震対策に集中的に取り組む必要がありますので、その他の路線につきましても、その進捗状況を見ながら、実施の時期を検討することとしております。

○田口雄二議員 大きな災害があったときのため、熊本県からの応援や支援をいただくために、西臼杵郡等の218号の橋梁の強化等に使う予定のようですが、一ツ葉有料道路も災害発生時には、救急・医療や支援物資の輸送等の役割を担う大変重要な道路になります。

一ツ葉有料道路の今後を協議している有識者会議では、どのようなことが議論されているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 有識者会議におきましては、一ツ葉有料道路の今後のあり方を検討するため、橋梁の耐震対策等に関する財源の確保や対策の進め方について、学識経験者や物流・観光・経済の分野の方々から意見を伺っているところであり、これまで2回開催したところであります。

第1回目の会議では、橋梁の耐震対策の必要性などについて説明を行い、物流や観光面から無料化を望む意見や、有料道路が継続されれば、走行時の定時性が確保されるといった意見のほか、耐震対策はもとより、津波発生時の避難についても検討すべきなどの意見をいただきました。

第2回目の会議では、前回の意見を踏まえ、橋梁の耐震や津波避難誘導対策の内容及び概算費用について説明を行い、国土強靱化の予算で行うべきとの意見や、これらの対策は必要であり、スピード感を持って実施すべきとの意見を

いただいたところであります。

○田口雄二議員 さまざまな意見が出されているようですが、私と同じ意見の方もいるようです。

次に、一ツ葉有料道路の返済額について、これまで年平均幾ら返済されてきたのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 建設費の返済に充てる経費につきましても、料金収入から管理費等の支出額を差し引いた金額を、償還準備金繰入額として計上しております。

県道路公社の決算によりますと、建設費の返済に充てました年間の繰入額は、過去10年平均で約3億6,000万円となっております。

○田口雄二議員 仮に有料が継続されたら、耐震対策費が38億円ですので、年平均3億6,000万円の返済ですと、ざっと計算しても完済までには10年ちょっとかかることとなります。

ただ、小戸の橋が間もなく完成するので、南線の交通量が減るのではないかと考えております。年間の返済額が今より少なくなることが予想されます。完済までにはもっと時間がかかるかもしれません。

最後の質問になりますが、通行料金についてはどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 有料道路の通行料金につきましても、料金徴収期間や推定交通量等を考慮し、建設費や維持管理費等の総費用を償還できるように定めることとなっております。

第2回有識者会議におきまして、「有料を継続した場合の通行料金の設定や徴収期間について説明をいただきたい」との意見をいただいております。現在、さまざまなケースを検討し、試算

を行っているところであります。

第3回会議においては、試算結果をお示しし、有識者等の御意見を伺いますとともに、県議会からの御意見も踏まえながら、県の方針を検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 大変割高な延岡南道路が今回値下がりすることになり、間もなく新料金に移行します。特に、特大車930円が350円まで大きく下がり、大変ありがたいのですが、普通車は残念ながら20円の値下げで、わずかな区間で240円取られます。県北の県民が宮崎の主要な施設を利用するのに、高額な交通費が使われていることを十分に考慮しながら、有料化の継続をするのか否かを検討していただきたいと存じます。かなうなら、利用者が少ない佐土原町下那珂から宮崎港までの北線だけでも無料化していただくことを要望して、この質問を終了いたします。

次に、県営住宅の入居に関する事で質問いたします。

今年の1月に、ある方から、「延岡市営住宅が抽せんで当たって入居が決まったけど、手続が全て完了し、部屋の鍵を渡されるまで、室内を全く見せてくれない。普通、民間のアパートなら、まず室内を見て、周りの環境を考慮して入居を決めます。当選したのでいろいろと準備が必要なのに、何で下見させてくれないのですか」と御意見をいただきました。そこで私は、これから何年も住むかもしれない部屋を見せてくれないわけではないでしょうと、すぐに確認の調査をしました。そして、県北の公共住宅の指定管理者、延岡日向宅建協同組合が出している「県営・市営住宅入居募集のご案内」を開いてみますと、「県営・市営住宅の下見は管理上の都合により、一切できませんのでご了承ください

い。」と、きっぱりと明記されておりました。収入の低い市民や県民に安い家賃で提供するんだから、黙って入居しろとでも言うのか、上から目線の対応に驚きました。

市営住宅でしたので、この件を我が党の延岡市議に話したところ、その市議も信じられないと驚いて、確認してくれました。宅建協同組合に確認したら、一切見せないというのは、市の指導である。市に確認したら、そんな指導はしていないと、責任のなすりつけ合いをしていました。

どういう理由で当選者にさえ下見、内覧をさせないのかわかりませんが、少なくとも部屋の写真を見せるぐらいの最低限のサービスがあってもいいのに、それさえも全くしていません。図面を見せてくれるだけです。しかし、図面では、一般の人は全くイメージが湧きません。それでいて、部屋も見せないのに、1日でも部屋に入ったら、「退出時には畳・ふすまは全て自費でとりかえてください」と冷たく言われたそうです。その対応を聞いているだけでも腹が立ってくるほどです。延岡の我が党の市議団も、我が県民連合宮崎の同僚議員も下見をさせないことは知りませんでした。下見をすることが当たり前と思っているからです。

そこで、これまでの県営住宅入居募集時における下見・内覧の取り扱いについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県営住宅につきましては、県内を県央・県南地区と県北地区の2つに分けて、それぞれ指定管理者に管理運営をお願いしているところであり、入居募集については、公平性を保つため、原則、年4回の定期募集により行っております。

内覧の取り扱いにつきましては、県央・県南

地区では、当選された方のうち、高齢者や障がい者など一定の配慮が必要な方に内覧を行っているほか、ホームページ上で住宅の内部写真を閲覧できるようにしておりますが、県北地区においては、このような運用をしておりませんでした。

○田口雄二議員 県営住宅は2つの指定管理者が県内を管理運営していますが、その取り扱いが違うようです。県央・県南地区の指定管理者も、直接の下見はできないが、住宅の内部写真が閲覧できるようです。今では1泊しかしないホテルでも、事前にネットで部屋の様子を見ることができると、なぜ県北ではそれもできないのか、納得できません。

県営住宅の指定管理者2団体で、どうして下見・内覧の取り扱いが異なることになったのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県営住宅の住戸の内覧につきましては、県が直接管理を行っていたころから、内覧の取り扱いについては特に定めておらず、県営住宅の管理を指定管理者に委託する際にも、業務仕様書に特段明示しておりませんでした。

そのため、指定管理者ごとに異なった取り扱いになっているものと考えております。

○田口雄二議員 今回、指示はしていなかったということでございますが、今回の質問でわかったのですが、室内を下見・内覧させないのは、県が直接管理していたころからだそうでございます。そのころのやり方がそのまま引き継がれているということです。

今回の相談があった方からは、入居を決めて書類審査の際に、初めて部屋の場所を教えてください、鍵をもらって初めて入室して、給湯器がないこと、カーテンレールや網戸がないこと等々

を初めて知り、また、現在持っている家具等が合わないこと等々、相当の不満を聞かされました。

そこで、県営住宅の住戸の下見・内覧を今後どのように運用していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘のとおり、入居を希望される皆様に、今後お住まいになる住戸について事前によりよく知っていただくことは、重要であると考えております。

このため、県北地区の内覧の取り扱いにつきましては、昨年度末以降、県央・県南地区と同様に、高齢者や障がい者など、住宅の確保に一定の配慮が必要な方から申し出があった場合には、内覧を行うこととしたところであります。

さらに、今後とも県民の皆様に対して、よりよいサービスを提供するため、入居される全ての方々が、住戸内の写真を閲覧したり内覧を行うことができるよう、現在、指定管理者と検討を行っているところであります。

○田口雄二議員 W i - F i の設置を申請してから許可が出るまで1カ月半も時間を要した等の声も聞いております。安い家賃で提供しているからではなく、下見や事前の室内情報等は提供するのが当然です。県民サービスの向上をぜひよろしくお願いいたします。

次に、警察本部長に伺います。

2010年に大阪地検特捜部で発覚した証拠改ざん事件をきっかけに、刑事訴訟法が改正され、取り調べの可視化がこの6月から全面施行され、容疑者に対する取り調べの録音・録画の義務づけが始まりました。可視化の狙いは、取り調べの過程を透明化し、法廷での活用など、後に第三者のチェックを可能にすることです。

6月1日から義務化となった取り調べの可視化に対する本県の現時点の対応について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成28年6月の刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布によりまして、制度対象の事件について、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べる場合等においては、原則としてその全過程を録音・録画する試行の指針を制定しまして、これまでに警察本部及び全ての警察署に、合計38台の録音・録画装置を配備して対応してまいりました。

改正刑事訴訟法が本年6月1日に施行されたことで、取り調べの録音・録画は同法上の義務となりましたが、試行指針に基づき、これまでに取り組んできた手続と何ら変わりありませんので、今後も同法にのっとった適正な対応をしてまいります。

○田口雄二議員 3年前からの試行期間を経たので、問題なく対応できているようです。

とはいえ、全ての取り調べが対象になっていくわけではなく、かなり限定的です。取り調べの可視化、録音・録画の制度対象となる事件とはどういうものであるのか。また、平成30年の本県の全検挙事件に占める取り調べの録音・録画を実施した割合について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 取り調べの録音・録画の制度対象事件は、基本的には裁判員裁判対象事件であります。具体的には、殺人や強盗致死などの死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件と、傷害致死や危険運転致死などの短期1年以上の有期の懲役または禁錮に当たる罪であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件であります。

平成30年の本県の全検挙事件に占める取り調べの録音・録画を実施した割合につきましては、全検挙事件が2,655件、取り調べの録音・録画を実施した事件が19件でありますので、その割合は約0.7%であります。

○田口雄二議員 何も県警には問題はないんですが、可視化対象が1%もない、つまり99%以上が可視化対象外ということはどう評価しているのか、ちょっと悩むところでもあります。ただ、弁護士の助言もあり、黙秘や否認がふえましたので、自白での取り調べが難しくなったようで、丁寧に証拠を集めなければならなくなり、客観的な証拠が必要になったようです。取り調べの可視化に先立って、昨年司法取引が始まり、一連の刑事司法改革は一区切りを迎えております。

次に、昨年、私は横断歩行者妨害について質問しました。「信号機のない横断歩道を渡ろうとしているのに一時停止をせず、歩行者妨害をしている車が検挙される例が全国的に増加している。交通事故の発生件数は大幅に減少しているのに、横断歩道の事故の減り方が少ないために、取り締まりを強化している」とのことでした。その時点では、本県の横断歩道で歩行者への優しさは少し足りない状況でしたが、その後、取り締まりを強化したり、啓発活動が実を結んだのか、一時停止する様子をよく拝見するようになりました。

信号機のない横断歩道での交通事故を減らすための取り組みの状況と、横断歩道での交通違反の検挙状況を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 県警では、信号機のない横断歩道における歩行者優先を徹底させるため、運転免許証の更新時講習、事業所における講習などの交通安全教育、街頭キャン

ペーン、テレビCMの放映、路線バスの広告、新聞等を活用するなど、あらゆる機会を通じてルール周知を図っております。

また、これらの取り組みと並行して、横断歩行者妨害にかかる交通指導取り締まりを強化し、本年の検挙件数は5月末で952件であり、昨年同期の207件と比べまして、745件ふえております。

今後、歩行者保護のルール向上のための広報啓発と指導取り締まりを徹底してまいります。

○田口雄二議員 まだ私は検挙した現場に遭遇したことはありませんが、前年同期の4.6倍です。相当力を入れて取り締まりを強化していることがわかりました。

栃木県では昨年、一時停止をしない全国ワーストになり、今、県を挙げて不名誉なワースト脱却運動をしています。議場にいる皆さんも、歩行者に対して優しく接していただきたいと存じます。ちなみに違反点数は2点、反則金は普通車で9,000円となっています。

次に、教育行政について伺います。

これまで何度も質問していますが、強く要望させていただきました、工業高校に専攻科の設置の件です。

延岡日向地区には、東九州随一の工業地帯にもかかわらず、工業系の大学や高等専門学校がなく、以前より工業高校内に専攻科の設置を要望する声があります。既存の施設を利用して、卒業後さらに1～2年、専門的な知識や技術を習得するもので、講師は、工業高校の講師や地元の企業の技術者等の協力を得ながら、講義と実習を実施するものです。企業研修を通して実践力を身につけることを一番の目的とし、地域一体となった教育の場を形成していくもので

す。

今年度から教育長がかわりましたので、改めてこのテーマで伺います。県北の工業高校における専攻科設置について、昨年の11月議会後の取り組み状況と教育長のお考えを伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 専攻科設置につきましては、その後、関係行政機関との情報共有や意見交換を行ってきたところであります。

専攻科設置の目的には、地域産業界が求める即戦力となる人材の育成や、生徒自身が県内就職の意識を高めるところにあります。まずは、これらの目的を高校3年間で目指すために、「職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業」の中で、生徒が専門力を高めたり、地元企業への理解を深めたりする取り組みを始めることとしております。

専攻科設置におきましては、設備・機器の導入や指導者の育成、専攻科卒業後のキャリアに見合う就職先の確保などの課題も多いことから、関係部局や関係自治体、県北地域の関係団体とも引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 クリアしなければならない課題が多いのもわかりませんが、地元は専門性を高めた貴重な人材を求めています。さらに地元の関係者の声を聞きながら、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

次に、まず県内の高校生の県内大学への進学状況について、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 学校基本調査において、この5年間の平均を見ますと、県内の高等学校を卒業し、県内大学へ進学した生徒の数は、公立、私立含めてですが、1,100名程度で推移しております。

県内大学の定員の合計が2,300名程度となって

おりますので、定員の約半数が県内出身者となっております。

○田口雄二議員 私学も入れて1,100名ほどが県内大学に進学しているようですが、県や地元自治体が高額な補助金を出し誘致した大学が、資格取得や就職もいい結果を出しているにもかかわらず、定員を下回る大学が出てきています。現在の人口減少対策、人材確保の一環として、さまざまな事業を行っています。

その一つが、県外に進学した学生をいかに本県に呼び戻すかですが、県内の大学にもう少し目を向けることはできないのかと考えます。県民所得の低い本県から都市部への大学進学は、授業料や生活費などの経済的負担は非常に大きくなります。県内の大学であれば、自宅から通学もでき、経済的負担は小さく、また県内就職にもつながるのではないかと、地元経済においても大きなメリットがあります。

生徒へ県内大学等の魅力を伝える必要があると考えますが、高校ではどのような取り組みをしているのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 現在、各高校では、進路学習の中で、大学の学部・学科の特色等について調べる取り組みを行うほか、県内大学の教授等を招いて出前授業や講演会を実施したり、オープンキャンパスに生徒を参加させたりするなど、計画的に進路指導を行っているところであります。

さらに、県内大学において行われる、より専門的な実験に生徒を参加させたり、生徒が取り組む地域課題解決の探求学習において、アドバイザーとして大学教員にサポートしていただいたりするなど、連携を深めた取り組みを行っている学校もあります。

今後とも、県内の各大学と密接な関係を築き

ながら、その魅力を伝えることで、生徒の進路選択の幅を広げ、進路指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 高校生が激減している中、これから地方の大学の運営が心配され、東京23区内の大学の定員が規制されています。高額な補助金を出して誘致した大学ですので、地域のためにも貴重な人材を供給してもらわなければなりません。

ちなみに、我が家の3人の子供は、現在、全て延岡に住んでおります。次男と長女は地元の大学に行きました。大変授業料は高かったのですが、自宅から通わせることができましたので、何とか卒業して、資格を取ることもできまして、県北に就職しております。その間は、ちゃんと子供たちと、就職に関しても地元の有利性を伝えたり、いろんなことをすることができましたので、県内に残ってくれたと思っております。おかげで近くに孫もできましたので、いつも顔を見ることができると。これも県内に進学し、就職したからではないかと思っております。そういうことも十分考慮していただきまして、今のような政策を進めていただけたらと思っております。

どうもありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

6月18日（火）

令和元年6月18日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。新人議員でございますので、初めての一般質問でございます。選挙選を通じて私が訴えてきたこと、また県民の皆様から寄せられた貴重な声を質問に反映させてまいります。明快な御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

ことは、5月1日の改元に合わせまして、いわゆる令和フィーバーと言われる現象が、連日ニュースで取り上げられました。ジャーナリストの池上彰さんは、「元号が変わるからといって世界が変わるわけではない」と前置きをした上で、「平成になるとき、東西冷戦が終わり、日本ではバブルがはじけた。金融機関が次々にだめになったり、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった災害も発生するなど、非常に暗い、激動の時代でした。だからこそ、元号が変わることによってリセットされるのではないかと、次はもう少しいい時代になるのではないかと期待が高まっていることでもあるのだと思います」とコメントされていますが、私もテレビを見ながら全く同じような印象を受けました。

恐らく、宮崎の県民の間にも同様に、新しい時代への期待感、また新たな目標感が、少なからず高まっているように思われます。そんな空

気の中で令和の時代がスタートしたわけですが、歴史の節目であり、新しいことに挑戦する機運の高まりという意味では、またとない好機に県政に取り組んでいかれる知事の意気込みをお伺いいたします。

壇上での質問はここまでとし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

令和という新しい時代の幕あけを迎えました。この令和という元号には、一人一人の日本人が、あすへの希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいという願いが込められているということでもあります。また、令和という言葉の響きには、平和への願いも込められている、そのような受けとめをしております。この平成の時代に保たれた平和が続く中で、宮崎におきましても、将来、希望あふれる時代となることを祈念しているところであります。

本県はこれまで、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火など相次ぐ災害に見舞われながらも、県民が心を一つにして、これらの難局を乗り越えてまいりました。さらに、オール宮崎での取り組みにより、交通基盤の整備や産業の振興、世界ブランドづくりなどさまざまな面で、本県のさらなる発展の礎となる成果もあらわれてきております。そして、ことしから始まるゴールデン・スポーツイヤーズを迎え、来年には国文祭・芸文祭を、令和8年には国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控え、今まさに宮崎は、新たな飛躍のチャンスを迎えていると考えております。

現在、人口減少を初め、多くの課題を抱えておりますが、今こそ宮崎の時代だという思いの

もと、今後とも私が先頭に立って、県民の皆様を初め、市町村や関係機関とも一体となって、安心と希望あふれる宮崎の実現に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

私にとりましても、令和の時代の始まりに、議員としての第一歩を踏み出すことになりましたが、公に仕える身として、その使命と責任を常に確認しながら、県民の皆様のお役に立てる議員を目指し、精進してまいり所存でございます。

次に、雇用対策についてお伺いします。

このたび政府が、就職氷河期世代への集中的な支援策を発表しました。具体的な取り組みについてはこれからかと思いますが、県内の就職氷河期世代対象者の実態について御質問します。

就職氷河期世代、現在35歳から44歳の県内在住者の就労状況について、その数、就労状況、前後の世代との違いなど特徴を、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 平成29年の就業構造基本調査によりますと、本県における35歳から44歳までの仕事をしている方、いわゆる有業者は11万6,000人であり、このうちパート・アルバイトなどの非正規雇用者は3万200人となっております。前後の世代と比較しますと、25歳から34歳までの2万2,000人と比べ多いものの、45歳から54歳までの3万500人とは同程度となっております。

また、35歳から44歳までの仕事をしていない方、いわゆる無業者は1万7,400人となっております。25歳から34歳までの1万3,600人、45歳から54歳までの1万5,600人と比べて若干多い状況となっております。

○坂本康郎議員 次に、平成27年3月に締結されました、県と宮崎労働局の雇用対策協定に基づく実施計画があります。副題に「宮崎で働きたいを実現」とありまして、県と宮崎労働局がより連携を進化させ総力を挙げて雇用対策を推進することを目的に締結され、その施策として「人づくり」の一体的推進、若者の活躍推進、女性の活躍推進など8つの柱が掲げられておりますが、昨年度までの4年間の主な成果について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 雇用対策協定に基づく実施計画は、平成27年度から5カ年計画でありまして、平成30年度末現在の主な成果といたしましては、例えば、女性の活躍促進の指標であります、仕事と生活の両立応援宣言企業数が、目標1,200社に対しまして1,145社、厚生労働大臣の認定を受けた子育てサポート企業数が、目標30社に対して28社となっております。

また、若者の活躍促進の指標であります、高校の新規学卒者の就職後3年以内の離職率は、目標の40%に対して43.7%と、まだ少し高い数字であります。計画策定時の50.2%からは、6.5ポイント改善しているところであります。

今年度が計画の最終年度となっておりますことから、引き続き労働局と連携しながら、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

冒頭にこのような質問をされましたのは、本県の雇用対策について御答弁にありましたように、これまでもさまざまな角度から分析・調査をし、対策を練った取り組みがなされているわけでございます。実際に、直近の統計指標「指

標でみる宮崎県」によりますと、平成29年度の数字で、有効求人倍率は1.42倍で全国第22位、一般職業紹介状況の充足率7.9%は全国10位、中高年齢者職業紹介状況の就職率は10.0%で全国4位と、一定の位置にありますし、就職氷河期世代を対象にした新たな取り組みにつきましても、その効果に大変期待しているところでございます。

しかし一方で、毎月支払われる賃金になりますと、平成29年の平均賃金月額25万4,900円は、全国47都道府県中、青森県と並んで同率46位と、前年度最下位の沖縄県を下回ってワースト1位、平成30年は既に単独で最下位が確定しており、給料の安い県宮崎県というイメージが定着しかねない大変残念な結果になっています。

私は、本県の雇用対策について、今取り組まれている世代ごとの切り口や、正規労働者か非正規労働者かというような切り口だけでは、本質をついていないような気がしてなりません。

私は日常的に、公明党の青年局のメンバーを初め、若い方たちと話をする機会があります。皆さん20代から30代で、昼間はそれぞれ仕事について働いています。あるとき、介護の仕事を一人から、このような話が出ました。

「毎日一生懸命に働いても、給料が生活保護と変わらない。宮崎は給料が安いです。やっちょられんです」と。さすがに私も、そんなことはないだろうと疑いましたが、同じ条件で、宮崎のほかの業種で計算してみると、彼の言うとおりにになりました。手取りでいえば、生活保護のほうが3万円高くなる事業所もありました。

そこで、本県の世帯所得につきまして、直近で明らかになっている数字で結構ですが、年収300万円に満たない世帯がどれくらいあるの

か、それが全世帯のうちの何割ぐらいになるのか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 直近の「平成29年就業構造基本調査」の結果によりますと、本県の年収300万円未満の世帯は約22万2,000世帯でございます。全世帯数であります約49万7,000世帯の約45%となっております。なお、この中には、リタイアされた高齢者世帯も多く含まれております。

○坂本康郎議員 今お尋ねしました世帯所得とは、世帯主と世帯主の配偶者、及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間の収入（税込み額）の合計です。言いかえますと、これは一例ですが、御主人が働いて、奥さんも働いて、一緒に暮らしているお母さんの年金も含めた全ての合計が300万円未満、月額で税込み25万円に満たない世帯が全体の4割以上に及んでいるということでもあります。

今の御答弁に、「この中には、リタイアされた高齢者世帯も多く含まれている」とありましたので、世帯主が働いていない割合の高い70歳以上の世帯を除いて計算をしても、33万4,000世帯に対して11万9,000世帯、35.6%が年収300万円未満の世帯ということになります。当然300万円未満には、世帯所得が200万円未満、100万円未満の相当数の世帯も含まれます。

向こう三軒両隣のうち、少なくとも2軒の家庭が、毎月の生活を維持するのに苦勞されている。これが今の宮崎の現実であることをしっかりと認識しておく必要があります。そこには子供の貧困の問題もはらんでいますし、若者の県外流出の要因にも間違いなく、税金にも直結する問題です。

生活を切り詰めて、働いても働いても先が見えない家庭に、何らかのメッセージを発信する

のが、私は政治の役目だと思います。宮崎は給料が安いという本質的な課題を県の最重要課題に位置づけ、本腰を入れて県民の所得の向上に取り組んでいただきたいと、強くお願いいたします。知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、全国と比較しても中小・零細企業の割合が高く、給与や所得の水準が全国でも低位にある、低い順番にあるという状況にありますことから、企業の稼ぐ力を高めていくこと、そして労働者への配分をふやすことが大きな課題であると考えております。

このため、これまで、地域経済を牽引する中核企業の育成や、フードビジネス、医療機器関連産業など成長産業の集積、また事業承継の促進等による小規模企業支援などに取り組んでまいりました。

また今般、「総合計画アクションプラン」や「みやざき産業振興戦略」を改定しまして、多様な人財の育成確保を含め、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興について、一層強化することとしたところであります。

今後とも、これら産業振興の取り組みにあわせ、私自身、さまざまな機会を捉えて直接、産業界の方々に働きかけることにより、県民の給与・所得水準の改善を図り、「安心と希望を育むみやざき新時代」の実現を目指してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

所得の向上のためには、企業の生産性の向上は絶対に不可欠です。経営者の方にもさらなる意識改革をしていただく必要がありますが、そこで働く方たちにも意識改革が要ります。官・労・使が一体となって知恵を絞り、取り組むべ

き課題だと思います。

私は、議員になってからこの2カ月の間に、いろいろと勉強させていただいています。本県のこれまでの事業の中で、とりわけ目にとまった施策があります。それは、平成29年度に予算化されました、「山の宝を活用した所得向上支援事業」というものであります。字面を見ただけで何か希望が湧いてくるような、大変すてきな事業とネーミングだと感じました。知事には、例えばですが、豊かな宮崎、年収プラス100万円大作戦のような、多くの県民が毎日の仕事と生活に大いに希望が持てるような、新しい時代にふさわしい、インパクトのある大胆なお取り組みを御検討いただきますよう、ぜひともお願いいたします。

次に、障がい者の雇用対策について質問いたします。障害者法定雇用率の達成状況につきましては、西村議員の一般質問でも答弁がありましたので、多くは触れませんが、ここでは、法定雇用率を達成していない企業につきまして、率直に達成できない理由を、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎労働局によりますと、御指摘の理由としましては、障がい者雇用自体を十分理解していない企業があるほか、障がい者雇用を理解している企業であっても、どのような仕事を任せればよいのか、また、どのようにサポートすればよいかなど、企業の理解不足や不安などがあると伺っております。

県といたしましては、障害者就業・生活支援センターにおける障がい者からの相談対応を初め、宮崎労働局との共催セミナーなど、企業等に対する普及啓発等に取り組み、引き続き障がい者雇用の促進に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

ここで、株式会社ファーマーズマーケットという会社の農場を御紹介します。この農場は、千葉市内で300坪ほどのビニールハウスを構えて、葉物野菜を水耕栽培していますが、この農場の一番の特徴は、製造業やIT関連など民間企業8社が雇用する障がい者を受け入れ、企業各社の雇用率達成の下支えをするという仕組みを採用している点です。この農場では、障がい者の採用から1年後の職場定着率は95%。働く障がい者スタッフは約70人で、知的障がい者が約6割、精神障がい者が約3割、身体障がい者は1割弱で、同じ作業場で働いてもトラブルはなく、安定した仕事量と高い生産性が注目され、ことし2月には、農場で技術指導を受けた障がい者が所属するIT企業が、障がい者雇用拡大のために自社でハウス栽培を始めるような、次の動きが出てきているなど、企業の雇用率達成という課題をうまく活用した、新しい障がい者雇用のやり方として、本県の農福連携の取り組みにおいても大変参考になる点が多いと思いましたので、紹介させていただきました。私も、できれば早いうちに視察に出かけてまいりたいと考えております。

次の質問に移ります。このたび、「(改正)子ども・子育て支援法」と「大学等修学支援法」の2つの法律が可決・成立し、ことしの10月から、幼児教育・保育の無償化が、来年4月から、所得の低い世帯を対象にした大学・専門学校など高等教育の無償化が始まります。家庭の経済的な事情で進学を諦めるような事態が解消され、全ての子供に教育の機会が与えられることは、大変喜ばしいことであります。私はここで、就学支援制度の事務手続について取り上

げます。

現在、公立の小中学校において、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など費用の一部が援助される就学援助制度があります。この制度の申請方法について、各市町村で多少の違いがあるかもしれませんが、例えば宮崎市では、各小中学校に申請書が用意しており、必要事項を記入後、必要書類を添付して学校へ提出、学校長の意見等を参考にしながら市教育委員会で審査され、認定された後に学校長を通じてお知らせするということになっています。他の市町村でもおおむね同じような方法で申請、認可がなされていると思われませんが、これには児童生徒の家庭の情報、保護者の所得という極めてプライバシーにかかわる内容が含まれており、手続については慎重に扱われるべきであります。

学校を介さずに保護者から直接、教育委員会へ郵送等で手続をしても何ら問題はないように思いますが、一部の市町村では、保護者宛てのこの申請書や認定のお知らせが、児童生徒へ教室で手渡しされるという事例も伺っており、直ちに見直されるべきだと考えます。学校の事務手続における個人情報の取り扱いについて、教育長に御見解をお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 就学援助制度についてであります。この制度に関する書類等につきましては、市町村の指導のもと、学校から直接、保護者に手渡ししたり、児童生徒を通して封書にて保護者へ送付したりしているとお聞きしております。

その際、対象となる家庭が特定されたり、個人情報が出たりすることにより、児童生徒や保護者に不安感などを与えることのないよう、十分配慮することが必要だと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、各学校においてプライバシーに配慮した事務手続が行われるよう、市町村教育委員会に対して適切な対応を求めてまいります。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

さきに触れました、高等教育の無償化につきましても、ことし7月ごろから予約、申し込みが始まるようですので、くれぐれも御配慮をお願いいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化について、ことしの10月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての幼児の利用料が無料になりますが、制度が適用される時期において、幼稚園と保育所で差が生じます。具体的には、幼稚園では3歳の誕生日から利用料が無料の対象になるのに対して、保育所では3歳児クラス、つまり3歳になった後の最初の4月以降から無料ということになります。

これについて、幼児教育に携わっておられる現場の先生方から、「保護者の経済的な事情で、それまで保育所を利用していた子供たちが、3歳の誕生日に合わせて、一斉に幼稚園へ転園するようなことも予想され、そのために環境の変化による子供への悪影響を危惧する」との声が上がっておりますが、御見解を福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児教育・保育の無償化におきましては、御指摘のとおり3歳児は、幼稚園と保育所で対象となる時期が異なることとなります。

このため、保育所から幼稚園への転園を希望される方に対しましては、満3歳になり幼稚園に転園した場合でも、満3歳に達する日以後の3月31日までは、教育時間以外の預かり保育事業は無償化の対象外でありますことや、以前

通っていた保育所に再入園を希望した場合でも、定員の関係で利用できるとは限らないことなど、制度について丁寧に説明する必要があると考えております。

いずれにしましても、保護者が制度を理解した上で、ニーズに合わせて施設を選択することが重要だと考えておまして、市町村と連携しながら、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

日ごろから幼児教育に向き合っておられる先生方の貴重な御意見です。このことで、せっかくの制度自体にブレーキがかかることにならないよう、保護者の理解のために十分な説明をお願いいたします。

次に、防災・減災対策について質問します。

県内の公立学校における緊急地震速報受信システムの設置状況、及び地震発生時の緊急情報の伝達体制の現状について、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 緊急地震速報受信システムの設置につきましては、平成28年度文部科学省の学校安全に関する調査によりますと、県立学校では100%の状況にありますが、市町村立小学校では28.9%、中学校では28.6%となっております。

システムを設置していない市町村立学校におきましては、防災無線や防災ラジオなどを利用して災害情報を入手した上で、児童生徒への速やかな情報伝達、避難誘導に努めているところであります。

また、停電することも想定し、ハンドマイクやメガホンなども利用し、児童生徒への伝達手段を確保しております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

気象庁によりますと、緊急地震速報が流れてから実際に揺れが始まるまでの時間は、数秒から数十秒と極めて短く、その短い時間に自分の身の安全を確保しなければなりません。御答弁では、県内の7割の小中学校では校内放送その他で、間接的にしか地震発生情報が伝わらない状態で、児童生徒へ地震情報が伝わるまでに時間差が生じてしまいます。初動対応が全くとられないまま自身に遭遇することも、今のままでは十分に予想されます。そこで、災害発生時に児童生徒の安全を確保するためにどのような対策をとっておられるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 児童生徒の安全確保のためには、教職員が正しい情報を迅速に把握し、その情報に基づき適切な避難行動をとることが、極めて重要であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、毎年開催しております安全教育担当者に対する研修会において、危機管理マニュアルの改善や、児童生徒が情報に基づき、みずからの意思で適切に判断して避難する訓練の実施など、指導の徹底を図っているところであります。

さらに、今後は、災害情報をいち早く児童生徒に伝達するため、学校における緊急地震速報受信システムなどの必要性や積極的な活用について、市町村教育委員会に対し、より一層の啓発を図るなど、児童生徒の命を守ることを最優先に考えた安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 今や、南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくないという状況下にありますので、学校の緊急地震速報受信システムなど、情報伝達体制の整備を急ぐとともに、それまでの措置として、私は、通信会社の緊急地

震速報の機能を活用させ、校内の教職員にスマホ・携帯電話の持ち込みを徹底したほうが、より現実的かと思いますが、いずれにしましても、学校はテレビやラジオからの情報から隔離されている環境にあり、その点を十分考慮して、早急な対策をお願いいたします。

次に、県内の保育所における災害発生時の緊急連絡体制の現状と、子供の安全確保のための取り組みについて、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保育所におきましては、ゼロ歳から就学前までのさまざまな年齢の園児がおります。避難方法も異なることから、災害発生時には、いかに迅速に保育士へ情報が伝達されるかが重要です。

地震等の災害発生時に園児が園内にいる場合は、園内放送等による一斉伝達が行われることとなりますが、園外活動を行っている場合は、引率の保育士への電話連絡等により、災害情報が伝達されます。

また、各保育所では、園児の安全を確保するために、緊急時の対応の具体的内容、手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成することとされておりまして、災害情報伝達から避難までを迅速に行えるよう、毎月避難訓練を実施しているところです。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

東日本大震災で巨大津波が直撃し、多くの犠牲者を出した宮城県名取市の閑上地区において、1歳から6歳までの園児54人と職員10人、一人の犠牲者も出さなかった閑上保育所の佐竹悦子所長の記事を読みました。御存じの方も多いたと思いますが、一度作成したマニュアルでよしとせず、54人の子供の顔を思いながら、具体的な避難方法を何度も検証し、職員全員が非

常時には自分が何をするかを深く理解していたことが、奇跡と呼ばれる結果につながったと、佐竹所長は述べておられました。緊急時には、現場の先生方に子供の命がかかっております。どうかそれを忘れないで、日ごろの備えに取り組んでいただきたいと思います。

次に、河川の浸水対策について、既に一般質問でも何度か取り上げられていますので、多くは触れませんが、今年の台風24号による宮崎市の浸水被害の状況とその後の対応について、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今年の台風24号による主な浸水被害箇所としましては、大淀川支川の瓜生野川、江川、瓜田川、飯田川の沿川におきまして、浸水家屋211戸と、多くの内水被害が発生しております。

このため、関係する国・県・市におきまして検討会を設置し、学識者の助言を得て、浸水被害軽減に向けた検討を行ったところであります。

応急的な対策としまして、国・県・市におきまして、排水機場周辺や瓜生野川などの堆積土砂除去を行っており、抜本的な対策としましては、今後国におきまして、内水被害の軽減を図るため、大淀川本川の水位を低下させるための河道掘削を行うとともに、県では、本川の水位低減効果を確認しながら、さらなる対策の必要性を検討することとしております。

このほか、清武川など宮崎市内の36河川におきまして、「国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削や樹木伐採を行うこととしております。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、適正な河道管理に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

大雨、台風の季節を控え、特に被害に遭われた方は大変不安を抱えていらっしゃると思いますので、一日も早い工事の着工をお願いいたします。

次に、高齢化社会への取り組みについて、ここでは高齢者ドライバーの問題について質問します。自動車免許の更新時の高齢者講習の内容について、一般ドライバーの講習との違いを、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（郷治知道君） 70歳以上75歳未満の方に対する高齢者講習は2時間でありまして、視野検査などの運転適性検査、双方向型の講義、ドライブレコーダー等を利用した実車指導という内容になっております。

75歳以上の方は、初めに認知機能検査を受検しまして、その結果により、高齢者講習が2時間のものと3時間のものに分かれます。2時間講習の内容は、70歳以上75歳未満の方と同じでありまして、これに3時間講習では60分の個別指導が加わります。

高齢者講習は、座学のみでの一般の更新時講習と異なり、運転適性検査や実車指導によりまして、個別に、加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響などを理解していただく内容となっております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

最近の高齢者ドライバーによる重大事故の多発により、免許の自主返納をするのかしないのかと、ともすれば、高齢者が運転すること自体に批判の目が向けられるような風潮があります。しかし、本県では、自動車が高齢者にとって大事な生活の足であること、それにかわる交通インフラの整備が十分でないこと、市販の安全運転サポート車の技術が年々進化しているこ

などを踏まえると、むしろ、高齢者の安全運転をどう持続させ、どうサポートするかという視点で考えていく必要があるかと思います。

高齢者ドライバーの安全運転の対策として、県ではどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県ではこれまで、高齢運転者による交通事故対策といたしまして、加齢による身体機能の低下が運転に与える影響等を踏まえた注意喚起等を行うとともに、運転免許証の自主返納を啓発する取り組みを、交通安全対策推進本部を中心に進めてきております。

このような中で、議員御指摘のとおり、近年は、運転をサポートする新たな技術が次々と実用化され、また、教習所による実車訓練等の技能講習も広がりを見せてきておりまして、高齢者が安全に自動車を運転するための取り組みも重要になってくるものと考えております。

今後は、他県や県内市町村における取り組みを調査研究しながら、より幅広い視点で、高齢運転者による交通事故対策を検討してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

免許更新時の高齢者講習にも含まれていますが、定期的な実車指導、実車訓練については、最も有効な事故防止対策であるという専門家の意見もありますので、参考に御検討をお願いいたします。

ちなみにですが、国立長寿医療研究センターの医学博士、島田裕之氏によれば、脳や体を使う車の運転は、認知症のリスクを軽減できる効果があるそうであります。さらに、高齢者が運転を中止した場合、生活範囲の縮小や心身機能の低下を招き、運転を継続した高齢者と比べて

要介護者になる危険性が約8倍に上昇することが明らかになっているそうでありますので、皆様にも、健康で一日も長くハンドルを握り続けていただけると幸いです。

次に、シルバー人材センターについて質問します。65歳定年制や企業の雇用延長により、シルバー人材センターの会員数が減少していると聞きますが、現状と県の取り組みをお尋ねします。あわせて、センターの派遣事業について、会員の就業時間を拡大する特例措置が、知事の指定で可能になっています。鹿児島県など他県では、週40時間の就労ができるようになった県もあるようですが、本県の取り組みについて、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） シルバー人材センターは、法に基づき、臨時的かつ短期的、または軽易な就業を希望する高齢者に対して、農作業や介護補助など、地域の日常生活に密着した仕事を提供しておりますが、本県においては、その会員数は、平成21年度は6,468人でありましたが、30年度には5,525人と減少しております。

このため県では、県シルバー人材センター連合会が行う会員拡大に向けた広報活動等の取り組みに対して、支援をしているところであります。

また、お話のありました特例措置につきまして、本県といたしましては、県内のシルバー人材センターが実施しております派遣事業の就業時間の拡大に向けて、地域の関係者の方々の意見も踏まえつつ、適用する地域、業種、職種などの検討を進め、高齢者の多様な就業機会の確保を図ってまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次が最後の質問です。以前から公明党が推進

してきました「食品ロス削減推進法」が先日、可決・成立いたしました。本県では、既に「みやぎ食べきり宣言プロジェクト」として、食品ロス削減の事業が実施されており、食品ロス廃棄の半減と、未利用食品の福祉的活用というSDGs（持続可能な開発目標）にも合致する大事な取り組みとして、私どもも評価しております。実施からこの3年間の主な成果や効果、今後の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品ロス削減につきましては、本県では平成28年度から、「食べきり宣言プロジェクト」として取り組みを行っております。

具体的には、フォーラムの開催や啓発CMの放送、食べきをテーマにした写真や川柳のコンテスト実施のほか、「食べきり協力店」としてキャンペーン等の啓発に御協力いただく飲食店等を登録する事業にも取り組んでおります。特に昨年度は、今回の法律にも活動支援が明記されましたフードバンクイベントに、初めて取り組んだところであります。これらの結果、「食べきり協力店」の登録数が、28年度の92店舗から昨年度末には183店舗に増加するとともに、一部地域ではフードバンクに取り組もうとする動きが見られるなど、徐々に効果があらわれているものと考えております。

食品ロスの削減は、県民一人一人の意識の醸成とその定着が鍵となりますことから、今後もこのような取り組みを進めますとともに、年度内に示される予定の国の基本方針を踏まえ、必要な検討・見直しも行い、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

以上で、私の全ての質問を終わります。御回

答ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、杉原千畝という人物を御存じでしょうか。第2次世界大戦中、杉原千畝は、リトアニアの日本領事館領事代理として赴任いたしました。そのころ、ナチス・ドイツによるポーランド侵攻が始まり、ユダヤ系の人々は、ナチス独裁政権のユダヤ人排斥運動により、厳しい迫害政策の対象になりました。特にポーランドにおいては、当時、ヨーロッパ最大のユダヤ系社会となっていたことから、多数のユダヤ系ポーランド人が、当時はまだ独立した中立国であったリトアニアに逃げ込みました。しかし、そのリトアニアも、ソ連軍の進駐によりソ連に併合され、彼らは再び逃避を余儀なくされました。彼ら避難民にとって、ヨーロッパからの脱出ルートとしては、シベリア経由で日本に渡り、さらに第三国を目指すルートしか残されていないという状況でした。避難民の多くは、日本通過ビザの発給を求めて日本領事館に殺到しました。杉原は、要件を満たしていな避難民に対しても、人道上ビザの発給を認めるように外務省に願い出ましたが、認められず、悩んだ末に、独断でビザの発給を決断しました。出国直前までの約1カ月間発給を続け、約6,000人も命を救いました。

「命のビザ」と言われていて、映画にもなりました。そして、杉原千畝にビザを発給してもらった避難民の多くは、シベリア鉄道で日本への航路があった極東・ウラジオストクに移動しました。

そして、そのウラジオストクの総領事館にいたのが、総領事代理をしていた佐土原町出身の根井三郎でした。外務省は、軍事同盟を結んでいたドイツに配慮し、杉原が発給したビザを再

検討するよう根井三郎に命じましたが、根井は、「国際的信用から考えて、おもしろからず」と異を唱え、ビザを持つ避難民を敦賀港行きの船に乗せ、ビザを持たない者には、独断でビザや渡航証明書を発給したそうです。

自身の利益を顧みず、人道的に行動した気骨のある2人の外交官が行った「命のリレー」が、多くの命を救いました。杉原千畝記念財団理事の古江さんは、「ユダヤ難民救済は杉原だけの力で成し得たものではなく、根井ら陰で支えた人たちも評価をすべきだ」と言っておられます。

河野知事は、この根井三郎の功績をどのように評価しておられるのか、お聞かせください。

以下は、質問者席より質問させていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

宮崎市佐土原町の御出身、根井三郎氏におかれましては、外交官であった氏の行動によりまして、多くのとうとい人命が救われたことなど、今御紹介がありましたように、近年、その功績が徐々に明らかになってきております。根井三郎氏は、国際的に知られる杉原千畝氏の「命のビザ」をバトンのようにつなぐために、外務省の命令に「おもしろからず」と異を唱え、ユダヤ系避難民の日本行きを認める決断をされ、多くの命を救われたわけでありまして、この決断は、戦時中の極限的な場面において、大変な困難を伴うものであったと思われまますが、人道的な行為として高く評価されるべきものと感じております。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 平成24年2月議会での高橋透議員の「郷土の偉人を3人挙げるとしたら、どなたを挙げられますか」という質問に対して、

知事は「3人挙げるとするのは大変厳しいけど、すぐに頭に浮かぶのは小村寿太郎候です。高木兼寛、若山牧水、さらには岩切章太郎さん、瑛九さん、川越進さんなどたくさんおられますが、その中でも、やはり小村寿太郎候が本県を代表する偉人だと考えております」と答弁しておられます。当然、日南市選出の高橋議員への配慮もあったと思いますが、小村寿太郎候でも全然構わないですけど、今後は、根井三郎氏も本県を代表する偉人の一人に加えていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今お名前を挙げられました本県の偉人の方々、それぞれすばらしい功績が県民に語り継がれているわけでありまして、県としましても、講演会や資料展などの取り組みを行ってきているところであります。

そのような中、平成28年9月に佐土原町で、県と宮崎市、地元顕彰会によりまして、根井三郎顕彰講演会が開催されたところであります。私もその場で聴講させていただきましたが、本県には、「命のリレー」の中で、人道的な見地から重要な役割を果たし、立派な仕事をされた先人がいらっしゃるということで、県民として誇らしく感じたところであります。また以前、外交官を志しておりました私としても、特に感銘を強く受けたところであります。

今後、県民の間で広く語り継いでいくためにも、資料や情報の収集・調査がさらに進み、根井三郎氏の功績や生涯など、その人物像が史実に基づいてより明らかになっていくことを期待しているところであります。

○横田照夫議員 実は、平成12年に「勇気ある人道的行為を行った外交官杉原千畝を讃えて」という顕彰プレートが外交史料館に設置され、当時の外務大臣の河野洋平氏が除幕式を行い、

「外務省としても、同氏の業績を改めてたたえ、日本外交の足跡として後世に伝える」との挨拶をしておられます。その杉原千畝氏と「命のバトンリレー」をした根井三郎氏も杉原千畝氏と同様の功績と考えられますので、宮崎県として、根井三郎氏を何らかの形で顕彰することができないか、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県が今日に至るまでには、数多くの偉人の地道な努力があったということ、改めて認識いたしますとともに、そうした功績を県民に広く知っていただき、後世に語り継がれていくことは、大変重要であると考えております。根井三郎氏につきましては、現在、宮崎市や地元顕彰会、大学や民間の研究者などにより、国内外で調査研究が進められているところであります。県といたしましては、今後それらにより明らかになってくる功績等を踏まえまして、根井三郎氏に関する講演会の開催など、顕彰について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 根井三郎氏は、まだまだ内容がわかり出して間もないわけで、いわば原石の段階というようなことだと思いますが、県も宮崎市や地元と連携して、その原石に磨きをかけていただき、多くの県民に根井三郎氏の功績を知ってもらえるような顕彰を考えていただくよう要望いたします。

次に、交通弱者対策についてお伺いします。

東京池袋で4月に、高齢者が運転する車が暴走し、母子ら12名が死傷するという痛ましい事故が発生しました。この事故で妻と長女を一遍に亡くされた御遺族が、「大切な二人を失い、失意の底にいます。それぞれのご家庭で事情があることは重々承知しておりますが、少しでも

運転に不安がある人は車を運転しないという選択肢を考えてほしい。また、周囲の方々も本人に働きかけてほしい。家族の中に運転に不安がある方がいるならば、いま一度家族内で考えてほしい。それが世の中に広がれば、交通事故による犠牲者を減らせるかもしれない。そうすれば、妻も娘も少しは浮かばれるのではないかと思います。」というメッセージを出されました。本当は、事故を起こした相手に対して絶対に許せないという思いを抱くのが当然だと思いますが、こういうメッセージを出された御遺族に、心から敬意を表させていただきます。

高齢者が当事者となる交通事故が相次いでいますが、それに関しては、これまでに何人かの議員が同様の質問をされましたので、重複を避けて質問いたします。

宮崎駅前の事故を受けて、県警は平成28年4月に、認知症や意識障害を起こす病気による事故を防ぐため、県内3カ所の運転免許センターに看護師4名を配置しました。これらの看護師は、免許の更新時等にドライバーや家族からの相談を受け、相談内容によっては、医療機関への受診や免許返納を勧めるということでした。そこで、看護師配置による成果がどうなっているのかを、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成28年4月から宮崎、都城、延岡の各運転免許センターに、御指摘のとおり運転適性相談員として看護師4名を配置しまして、運転に不安を抱えている高齢者やその御家族、てんかんなどの病気を有する方などからの相談に対応しております。看護師としての知識や経験に基づくきめ細やかな対応で、相談者の不安解消を図っておりまして、相談件数も増加傾向にあります。

一例としまして、勧めても免許返納を拒む高

齢者に、御家族が不安を抱えて相談され、看護師の医学的な知見に基づく丁寧な説明により、免許を自主返納されることになりまして、御家族や御本人からも感謝されるなど、効果が上がっていると考えております。

県警としましては、今後も相談しやすい環境整備に努めてまいります。

○横田照夫議員 効果が上がっているということです。今後、団塊の世代がみんな後期高齢者になって、相談件数もさらにふえてくるのではないのでしょうか。そういったことを考えると、看護師の増員も図っていかねばいけないと考えるので、財政当局には御配慮もお願いいたします。

今言いましたように、2025年には団塊の世代がみんな後期高齢者となり、さらに高齢化が進みます。全国的には、今でも認知機能検査を担っている自動車学校がいっぱいで、検査の順番が回ってこないうちに免許証が失効してしまう人もいと伺いました。本県として、今後の認知機能検査及び高齢者講習をどのように持っていこうとお考えか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年、県内の認知症機能検査の受検者数が2万7,647人、高齢者講習の受講者数が3万4,840人であるのに対しまして、認知機能検査は自動車学校、地区安全協会など30カ所、高齢者講習は自動車学校22カ所でそれぞれ実施しております。ことし3月末の各所の受検待ち及び受講待ちの合計日数の平均は、61.7日と全国平均の88.2日を下回っておりまして、受験や受講を待つ間に免許を失効してしまうような状況は認められません。なお、昨年5月から、認知機能検査を県内3カ所の運転免許センターで開始しまして、自動車学校の繁

忙期等における受検待ちの解消に努めております。

○横田照夫議員 これから、高齢の免許保有者がますますふえてきますが、看護師による相談体制の整備や認知機能検査の充実、情報連絡同意書制度の活用等により、免許返納者もあわせてふえてくると思います。でも、この免許返納政策は、このことにより交通弱者となる人たちの対応とセットでなければならないと思います。

宮日新聞にありましたが、日南市の星倉住宅地区は3割が高齢者だそうです。ここ数年、運転免許の返納や体の不自由などで移動手段を持たない、いわゆる「買い物難民」がふえてきているそうです。そこで、危機感を感じた住民が日南市に相談した結果、週に1回、移動販売車が来てくれるようになったそうです。

セレブの街と言われている東京青山でも買い物弱者がたくさんいて、東京都と港区が野菜などの移動販売を始めたということを知り、びっくりしました。ここは、付近の公示地価が1平方メートル当たり1,000万円という一等地にある都営住宅で、1957年から1968年に建設された4～5階建ての団地です。東京都は再開発を進めており、25棟中14棟は取り壊され、現在は11棟に100世帯が住んでおり、高齢者が多いそうです。周りには高級デパートはたくさんあるのですが、そういうデパートにはとても行けません。近くにあったスーパーが2月末に閉店したために、買い物弱者になってしまったということです。そこで、その人たちのために東京都と港区が移動販売を始めました。

東京都武蔵村山市では、商店街有志で宅配サービスを始めたそうですが、高齢者の希望が宅配で満たされているわけではなく、本当は、

高齢者も商店街でみずから品物を見ながら買い物をしたり、お店でおしゃべりをしたり、街で知り合いに出会ったりしたいんだということがわかり、三輪の無料送迎自転車の運行を始めました。買い物だけでなく、病院や郵便局など希望のところにも送迎しており、5年弱で延べ1万1,450人も送迎してきたそうです。このことで、利用者からは感謝され、街全体も明るくなったということです。

このほか、地域ボランティアによる自家用車での送迎とか、社会福祉協議会での取り組み、コミュニティバスの運行など、その地域地域に合った交通弱者対策が考えられると思います。いずれにしても、高齢者に運転免許返納を求めからには、そのかわりの交通手段の確保は絶対必要だと思いますが、総合政策部長の考えをお聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 高齢運転者のかかわる重大事故が全国的に多発する中、運転免許を返納された高齢者の公共交通機関の活用や、ボランティア輸送等による移動手段確保の課題に対応するため、県、警察本部、各市町村及び県社会福祉協議会等で構成いたします「宮崎県高齢者移動手段確保等協議会」を設置したところでございます。

本年1月25日の初会合では、市町村から、高齢者向けバスカード等の発行や、地域住民主導型のボランティア輸送を目指した座談会の開催など、さまざまな取り組みについて御紹介いただき、互いに情報交換を行ったところであります。また、国からは、許可登録を要しない地域の方々の助け合いによる互助輸送について説明を受けたところであります。

今後ともこの協議会を通じまして、市町村での取り組みの情報交換や全国の事例研究等を行

いまして、県の関係部局や市町村、関係機関が連携して、免許を返納した後も高齢者が安心して暮らしていける環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 もう既に「宮崎県高齢者移動手段確保等協議会」が設置されて、1月に初会合が行われたということですが、その後に、さらに高齢者が当事者となった事故が相次ぎました。免許証を返納する人がふえてきて、そういう人たちの足の確保をしなければいけないという機運が盛り上がっている今、協議会の会合の頻度を上げていただいて、環境整備を急ぐことが大事だと思います。そのための司令塔となる部局も決めていただいて、実効性のある協議会にさせていただくことを期待いたします。

次に、農業経営資源承継について伺います。

本年度の農政水産部の新規事業として、「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」があります。離農希望者の有する経営資源を就農希望者に円滑に承継する仕組みを構築するというものです。

実は、私は30年ぐらい前から、農家の後継者は別に家族でなくてもいいじゃないか、農地や施設を第三者に譲る仕組みをつくるべきではないかということを書いてきました。作とか家畜が入ったままの状態ですら第三者に移譲して、これまでの経営者が数年間指導すれば、円滑に後継者をつくることができるんじゃないかと思ってきました。いわば有形資源と無形資源の円滑な承継です。

私も議員になる前は畜産農家でした。事情があって牛舎ごと第三者に譲りましたが、その牛舎は今でも和牛繁殖に使用されています。もし譲れなかったら、荒れ放題になっていたかもしれません。そういった意味でも、今回の新規事

業は何とかうまくいってほしいと考えています。

これまで、新規で始めたり、牛舎やハウスをつくる場合、補助事業では中古の材料を使うことは認められなかったと思います。今回の事業は、今まで使っていた牛舎やハウス、農業機械等をそのまま承継させるということでしょうか。そして、それらの施設や機械を購入する場合、補助対象となるのでしょうか。「農業経営資源承継モデル構築事業」の事業内容について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） この事業は、離農者等の有する施設、技術、経験等の農業経営資源を、就農希望者等に円滑に引き継ぐための仕組みづくりを進めることにより、就農時の初期投資の軽減と早期の所得確保を図り、希望者が就農しやすい環境を整備することを目的といたしております。このため、両者の円滑な承継を支援する農業承継コーディネーターを県農業振興公社に配置するとともに、ハウスや畜舎、果樹等を承継する際に発生する費用のうち、解体、運搬などの移設や補強、修繕にかかる費用について、その一部を支援することといたしております。

○横田照夫議員 住宅でも施設でも、人が利用しなくなったら一遍に朽ちてしまいます。同じような意味で、しばらく営農を休んだ施設はいろいろと支障が出ることも考えられますので、現役の高齢経営者に意向調査をして、施設を休ませないで承継させる工面も大事ではないでしょうか。

また、この事業では、離農希望者と就農希望者の間に農地中間管理機構が入るとのことです。これは、農地中間管理事業と同じように、機構が離農希望者の有形資源を中間保有し、調

整やマッチングをして就農希望者へ橋渡しをするということですので理解していいでしょうか。具体的にどのように進めるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） まず、資源承継につきましては、農業承継コーディネーターが市町村や関係団体等と連携して、離農者等の情報をデータベース化し、就農希望者とのマッチング等を行うとともに、特に承継の際に支障となっております、中古施設や果樹等の評価方法についてのルールづくりにも取り組むことといたしております。

また、施設等の有形資源は、公社の農地中間管理機構の機能を生かし、農地の利用権等の移転と一体的に進めることといたしております。さらに、生産技術等の無形資源につきましては、離農者等が就農希望者をサポートする仕組みも整備する予定でございます。

県といたしましては、これらの取り組みで得られるノウハウ等を、承継マニュアルや成功事例集として市町村やJA等と共有し、地域での農業経営資源の円滑な承継を促進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 農地中間管理事業が始まる時も、本当に大丈夫かなと思いましたが、案の定、最初の説明から随分変わってきているようで、思うようには進んでいないようです。今回の事業も、マッチングがうまくいかなかったら、離農希望者の離農だけを加速させる結果に終わることも懸念されます。このことは、同じく新規事業の「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」でも言えると思います。

先ほども言いましたように、私は何とか両事業がうまくいってほしいと考えていますが、農政水産部長の両事業に対する思いをお聞かせく

ださい。

○農政水産部長（坊園正恒君） 漁業分野の「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」におきましても、中古漁船等の有形資源のデータベース化と就業希望者とのマッチングにより、新規就業者への漁船等の承継を進めることといたしております。これらの事業に取り組むことにより、就業時の初期投資の軽減と早期の所得確保が図られ、本県の農業、漁業に安心して就業できる仕組みが構築できるものと考えております。

私は、全国有数となった本県の農水産業をこれまで支えてこられた生産者の皆様が築き育まれた施設・設備や技術、経験等の経営資源は、本県の宝であると考えております。今回の事業を通じて、農水産業にかける思いや夢とともに次の世代にしっかりと引き継ぎ、本県の農水産業がさらに発展していけるよう、全力で取り組んでまいります。

○横田照夫議員 先日、株式会社マイナビと連携協定が結ばれました。次世代の農業を担う人材の育成・確保を図り、本県農業及び農業関連産業の発展に寄与することが目的ですが、農業経営資源承継がしっかりと機能して、マイナビとの連携協定等と相乗効果を出せることを期待いたします。

次に、家畜排せつ物処理について、これも農政水産部長にお尋ねします。

現在、和牛は子牛・肥育いずれも高価格帯で推移していますが、にもかかわらず農家戸数は高齢化により減少を続けており、産地を維持するために各農家の規模拡大が行われています。規模拡大をして問題になるのが、大量に出てくるふん尿の処理です。これまで、ふん尿は堆肥化され、肥料として土壌に還元されてきました

が、近年では過剰施肥に対する認識が強まり、以前ほど肥料として堆肥を使わなくなってきました。そこで困るのが畜産農家です。堆肥流通が行き詰まったら、畜産経営は成り立ちません。また、一部の畜産農家では、堆肥の還元農地が十分に確保できないとの話も聞きます。そこで、良質な堆肥生産と利用の促進に向けた県の取り組みについてお伺いします。

○農政水産部長（坊園正恒君） 畜産県としての産地を維持していくためには、生産基盤の強化とあわせて、家畜排せつ物の適切な処理が重要であります。本県では、主に牛・豚のふんについては堆肥化、豚の尿については浄化、窒素分の多い鶏ふんについては焼却により処理を行っているところであります。

このうち、御質問にありました堆肥化につきましては、施設の整備と技術指導により、良質堆肥の生産・利用に努めてまいりましたが、一方で、議員御指摘のとおり、畜産農家から、還元農地の不足により規模拡大ができないとの声も聞かれております。このため、民間コンサルタントを活用した売れる堆肥づくりを行うとともに、ホームセンター等での販売など農業外利用、それから、需要のある県外での広域流通を進めているところでございます。

今後とも、本県畜産の健全な発展のため、家畜排せつ物の適切な処理と利活用を推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ただいまの答弁で、焼却施設の話がありましたが、本県では、全国でも先進的に鶏ふん焼却施設で集約的な処理がなされており、全国第1位のブロイラー飼養羽数の維持に大変貢献していると聞いております。そこで、県内の鶏ふん焼却施設の稼働状況はどうなっているのか、お伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） お話にありましたように、本県では、都城市と川南町に民営の鶏ふん焼却施設が3基整備されております。農場から排出される鶏ふんの焼却を行うとともに、発生する処理熱は電力等のエネルギーとして、焼却灰は肥料の原料として有効に活用されております。お尋ねのありました施設の稼働状況につきましては、3基合わせた処理能力が年間33万2,000トンであり、平成30年度の実績が31万5,000トンとなっておりますので、ほぼフル稼働している状況でございます。これらの施設は、県内で発生する鶏ふんの大半を焼却しており、鶏ふん処理に係る農家の負担軽減や環境負荷の低減に大きく貢献するなど、日本一のブライラー県を支えるかなめの施設となっております。

○横田照夫議員 順調に稼働しているようですね。本県における家畜排せつ物の適正処理はもとより、環境と調和のとれた畜産業の安定的な発展に大きな貢献をしているものと思います。今後は、このような鶏ふんでの成功事例を踏まえて、牛ふん等の処理についても検討していただくよう要望しておきます。

次に、太陽光発電の活用についてお伺いします。

宮崎大学の西岡教授が、太陽光発電を利用した水素製造等の研究を続けてきておられます。私も以前から、水素製造と燃料電池製造に関心がありましたので、先日、西岡教授とお会いして、いろいろとお話を伺ってまいりました。西岡教授は、東京大学等と研究グループをつくり、太陽光で生み出すエネルギー量の22.4%を水素エネルギーに変えることに成功し、世界最高の変換率を達成されたそうです。さらに、実用化サイズで常時高効率な太陽光水素製造装置

もできているようで、その気になればいつでも実用化できるということです。でも、これには政府の方針が大きく影響するようで、現在は電気自動車のほうにベクトルが向いているので、水素製造や燃料電池製造に向かうのかどうかは不透明だと言われました。私は将来、宮崎県を水素製造と燃料電池製造の生産拠点にできないものかと考えていましたので、ちょっと残念な思いもしました。

昨年度、「みやざき水素スマートコミュニティ推進協議会」ができましたが、この協議会の役割と目指すところを、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「みやざき水素スマートコミュニティ推進協議会」は、太陽光やバイオマスなど本県の多様なエネルギー資源を生かした水素社会の実現を目的に、ことしの1月28日に設立いたしました。本協議会は、宮崎大学や民間企業、市町村など27の団体や学識経験者で構成しており、設立総会では、県の「みやざき水素スマートコミュニティ構想」の紹介や、経済産業省による「水素社会の実現に向けた取組」に係る講演を実施するなど、水素を活用した地域づくりに向けて、情報共有等を行ったところでございます。また、昨年11月には、みやざきテクノフェアにおいて、本県の出展ブースで、水素で動く燃料電池自動車を展示するなど、水素関連技術の紹介も行っております。

水素エネルギーの本格的な普及には、技術面やコスト面でまだ多くの課題がありますが、本協議会の活動を通じまして、水素エネルギー活用に向けた本県の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 昨年10月に、世界各国の閣僚

レベルが「水素社会の実現」をメインテーマとして議論を交わす「水素閣僚会議」が開催されました。水素社会を実現して、CO₂フリーを目指すというものです。当然、我が国の経産省資源エネルギー庁も同じ思いで動いています。水素社会への具体的な動きが見えてき出したら、すぐにでも水素製造、燃料電池製造の拠点づくりに動き出せるよう、民間企業も含めて機運を高めていってほしいと思います。

前の質問とも絡みますが、西岡教授は今、県内で未利用となっている畜産や焼酎製造からの廃棄物と、再生可能エネルギーである太陽光発電を利用し、エネルギー及び農資源を循環利用する研究を進めておられます。本県は、畜産や焼酎生産が盛んですが、そこから出る家畜ふん尿や焼酎かすをメタン発酵させます。そこから、60%のメタンと40%の二酸化炭素が発生します。メタンは発電や自動車燃料などに使いますが、二酸化炭素は、太陽光発電で発電した電気を使って水を電気分解してできた水素と触媒反応させて、これもまたメタンに変えることができるんだそうです。つまり、家畜ふん尿や焼酎かす等の廃棄物を、太陽光由来の水素を使うことでエネルギーに変えることができます。発酵廃液は肥料分をたくさん含んでいますので、肥料としても使えます。廃棄物からつくられたエネルギーや肥料を畜産や焼酎製造に還元することで、農資源の循環ができるんです。

これまで、化石燃料由来エネルギーや飼料、肥料を外部から買っていましたし、廃棄物も外部に処理を委託することもありました。でも、それをやめて、地域内で資源や資金を循環することができるんです。年間日照時間が全国有数の宮崎県であり、畜産も焼酎生産も全国トップクラスの本県ならではの農資源循環システム

を、西岡教授とともに確立していきたいものだと思います。水素を活用したこのような取り組みに対する県の支援について、総合政策部長の考えをお聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 水素需要の拡大などを図りますため、本県では、水素エネルギー利活用促進モデル事業を実施しており、昨年度は、先ほど議員からも御紹介のありました、太陽光発電由来の水素と畜産等の廃棄物から発生する二酸化炭素を合成して、メタンを生成する宮崎大学の研究に対しまして、ガス分析装置への補助を行ったところでございます。

この研究は、廃棄物の有効活用や将来的なエネルギーの地産地消にもつながる、本県ならではの取り組みであると考えております。今後も、このような再生可能エネルギー由来の水素の利用拡大に向けて、市町村や県内高等教育機関等が実施する先駆的な取り組み等に対しまして、支援を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 科学研究には本当に夢があるなと思います。農資源循環システムも、まさに宮崎県ならではのシステムになっていく予感がします。ぜひ、大きなバックアップをお願いしたいと思います。

次に、河川氾濫防止についてお尋ねします。

各地の河川で計画的に改修が進められており、河川改修が大雨時の氾濫防止にどれだけ大きな効果があるか、肌で感じているところです。私の住む佐土原町には、4本の県管理の河川がありますが、県当局には、少しずつではありますが、それぞれに予算づけをしていただき、改修を進めていただいておりますことに感謝を申し上げます。

河川改修は、基本的には下流域から進めるも

のだと考えますが、県内の県管理河川の整備率はどれぐらいになっているのか、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県が管理します河川の整備率は、平成31年3月末現在で49.5%であります。本県では、去年の台風24号を初め、台風等による水害の発生頻度が高く、一旦、浸水被害が発生しますと、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすこととなりますので、水害から県民の生命及び財産を守るために、今後も引き続き予算の確保に努め、河川改修を進めてまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 改修が終わった区域では、氾濫は目に見えて少なくなっていると思いますが、改修が済んでいない上流部では、大雨が降るたびに同じ場所が氾濫している現状があります。下流部から進んでくる改修を待っている、その場所に順番がくるまでに何十年かかるかわかりません。

そこで、そういう場所に畳堤のような対策をとることはできないだろうかということが、脳裏に浮かびました。畳堤は現在、延岡市の五ヶ瀬川など、全国に3カ所あるそうです。氾濫の危険性があるときに、畳を差し込んで堤防をかさ上げすることで氾濫を防ぐというものです。畳堤は、現在はほとんど使われていないようで、いわば防災の考え方のシンボリックな存在だとは思いますが、今、台風時ではなくても、時間100ミリを超える雨が当たり前のように降るようになりました。川上部の山が開発されて、これまでなかったような大水が一気に川に流れてくることもあります。自然だからしょうがないでは気の毒過ぎます。河川上流部で大雨が降るたびに氾濫している場所での何らかの対応ができないものか、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 河川改修につきましては、上流部を先に川幅を広げますと、下流部で河川から水があふれるなど、これまで以上の浸水被害が生じるおそれがあることから、大雨で増水した河川の水を安全に流すために、下流から整備することを原則としております。しかしながら、上流部まで河川改修を行うには多大な費用と時間を要しますことから、上流部でも家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に、下流部への影響を考慮しながら、流れを阻害している箇所の河道掘削や樹木伐採などを実施しているところでもあります。

今後とも、地域の実情を踏まえながら、効率的・効果的な浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 次に、技能士の活用について伺います。

技能士とは、国家検定制度である技能検定に合格した人に与えられる国家資格です。当然、国がそれなりの技術を持った者であることを証明するものですので、職人個人個人の技術・知識の向上やキャリアアップ、そして、何よりも自信につながるものと思いますし、技能士を多く抱える企業としては、大きな社会的信用を得ることにもつながると思います。

そこで、技能士の資格を得ることの意義を、商工観光労働部長はどのように考えておられるか、その所感をお聞かせください。

○**商工観光労働部長（井手義哉君）** 技能士の資格取得につきましては、その資格を取得される方、そして、その方を雇用する事業所の双方に大きな効果があるものと考えております。

まず、資格取得者にとりましては、技能レベルが可視化、見える化されることによりまし

て、自分自身の成長の確認や、仕事に対する自信につながるとともに、社会的な評価の向上が図られるものと考えております。また、事業所にとりましては、品質維持や生産性の向上に役立つとともに、技能士の存在が高い技術力を持つ証明となり、対外的に大きな信頼が得られること、さらには、資格取得者が若年技能者を指導することで技能が継承され、事業所の成長、発展に大きく寄与できるものと考えております。

県としましては、今後も県職業能力開発協会や県技能士会連合会等と連携を図りながら、技能士の社会的な役割の重要性が広く県民の皆様方に伝わるよう取り組んでまいります。

○横田照夫議員 それぞれの職種にとって非常に大事な技能だからこそ、国家資格として技能検定制度が設けられたのだと思いますが、その技能士資格を生かせていない職種もいろいろあります。例えば、印章彫刻技能士です。

印章彫刻とは、象牙や木、水晶などの印材を彫刻して、印章を作成することです。印章とは、すなわち「判こ」のことです。印章つまり「判こ」は、個人や組織が、その当事者であることを示す印です。そして印鑑は、印章を紙や書類に押印した際に残る名前など、いわゆる「印影」と呼ばれるものです。ですから、本来は印章と印鑑は全く別のものです。

明治6年に発せられた太政官布告に、実印がなされていない公文書は裁判において認められないことが明記されており、これがもとになって、署名のほかに実印を押印することが制度化され、これにより実印や認印が広く普及することになったそうです。

官公庁には公印と呼ばれる印章がありますが、公印は、公務上作成された文書について、

官公庁または公務員がみずから責任を負うことを明らかにするために使用するものですから、決して不正に使用されるようなことがあってはいけません。

印章彫刻には手仕上げ彫りと機械彫りがありますが、機械彫りは画一的になり、同じ機械があれば同じ印章を彫ることができるそうです。つまり、不正使用につながりかねないということです。宮崎県庁にも「公印規程」があると思いますが、「公印規程」の中には、作成時におけるそういう規程もうたっているのでしょうか。総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 県の「公印規程」は、公印の保管、管理や使用手続等について定めたものであり、公印の作製方法について特段の定めはありませんが、公印を作製する場合には、可能な限り、印章彫刻技能士のいる業者に依頼することとしております。具体的には、昨年度新しく作成した公印は21個あり、地域に技能士がいない出先機関のもの1個を除き、今お話がございました、技能士による手仕上げ彫りで作製されております。

○横田照夫議員 日本はまさに「判こ文化」で、今も印鑑登録制度があるのは、世界中で日本だけだそうです。「判こ文化」は日本人の暮らしに根づいたもので、日本から判こがなくなることはないと言われています。個人や組織がその当事者であることを証明する唯一無二の印が印章であり、それを彫ってくれるのが印章彫刻技能士です。一つの角印を彫るのに8時間ぐらいかかるそうです。でも、たまに、10個注文するから安くしてくれと言われることもあるそうです。でも、印章を10個彫るためには、10掛ける8時間かかるんです。大量注文だから安くできるというものでもないんです。

日本社会においてなくてはならない印章の技能をしっかりと継承していくために、役所を初め地域全体で、印章彫刻技能士の店を守っていききたいものです。

宮崎県庁は、1級技能士の店を使い、手仕上げ彫りで作られているとお聞きして、安心しました。きょうは印章彫刻技能士を一つの例として取り上げましたが、全部で130職種ある技能職種で、若い世代が育っていない職種もたくさんあります。大事だからこそ認められた技能職種だと思いますので、県庁等が率先して技能士を活用していただき、技能職種をどのようにして守っていけばいいのかを考えていただくよう、お願いしておきたいと思います。

ジャンボタニシ駆除についても通告しておりましたが、次回に回させていただきます。ちょっと早口で時間が余りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、本県の最高の偉人、小村寿太郎の出身地、日南市の高橋透でございます。中山間地で日々を暮らし、不便でいっちゃんが酒谷、不便さとしっかりと向き合い、時にはイノシシと向き合い、山里を守り、ふるさとに生きる者であります。よく誤解をされますが、シティーボーイで

はありません。カントリーボーイ、田舎者であります。よろしくお願いいたします。

6月補正予算の目玉でございます「宮崎県人口減少対策基金」は、基金30億円を4年間にわたって、人口減少の抑制や本県の未来を支える人材の育成・確保に徹底して取り組むこととなっています。その主な事業の知事提案説明では、6つの観点から事業を構築しているとありました。1点目が、「人を呼び込む」移住・U I Jターン、定住の促進。2点目が、「産業の魅力をも高める」雇用環境づくり。3点目が、「産業を支える」多様な人材の育成・確保。4点目が、「地域で育てる」子育て環境づくり。5点目が、外国人材の受け入れに向けた環境づくり。6点目が、「情報を届け、地域とつなげる」効果的な発信です。この6つの観点の中に、中山地域に多く存在する生活維持困難地域の支援・対策が盛り込まれているのかと疑問を持ったところであります。

中山間地域は、面積で9割、県民の4割が暮らす生活の場です。また、森林整備や農業などを通じ、県土の保全、水源涵養、食料の供給機能など、都市部の人々の暮らしに重要な役割を果たしています。人口減少が進み、生活の維持・確保が困難な地域についてどう考えているのか、知事に伺います。

あとは質問席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

中山間地域におきましては、県平均よりも早く進む少子高齢化の中で、買い物や交通、福祉サービスなど、生活に必要なサービスや機能の維持が困難になりつつあるケースもあり、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりが喫緊の課題であると認識しております。

今回の議会で提案しております中山間地域振興計画の中でも、「宮崎ひなた生活圏づくり」としまして、複数の集落が連携した暮らしの機能を維持する仕組みづくりや、医療・介護、防災といったセーフティーネットの構築等に取り組んでいくこととしております。また、補正予算の中でも、人口減少対策の6つの観点をお示ししましたが、中山間地域に係る取り組みとしましては、基幹産業である農林水産業の担い手の確保、新規就業者への支援に係る事業などを、それぞれお願いしているところであります。

今後とも、人口減少の抑制、地域活力の維持とあわせて、安全・安心な暮らしの確保にも軸足を置きながら、本県にとりましてかけがえのない中山間地域を持続可能なものにしていくために、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 人口減少対策において、生活維持困難地域への具体的な支援・対策が、知事からの議案の提案理由説明の中にありませんでしたので、あえて申し上げさせていただきました。集落ネットワーク化による「ひなた生活圏づくり」においてもおっしゃいましたが、地域課題の分析、モデル市町村等との取り組み、支援していこうという事業をされると思います。生活しづらい地域は人が離れていくんです。人口は減少します。即効性のある対策が今、本当に必要であって、今すぐやらなければならない施策があります。交通弱者対策が一番の課題ではないかと思いますが、具体的にどこまで踏み込んだ施策をとられるのか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 中山間地域におきましては、コミュニティバスの便数や乗り

継ぎなど、利便性の確保が十分でなかったり、地域によっては、バスやタクシーなどの利用そのものが困難であったりといった状況が生じております。このため今後は、公共交通機関に加えまして、NPO等による自家用車での有償運送、地域の助け合いによる互助輸送、さらには、福祉や教育の施策として実施されております移動支援など、さまざまな移動サービスを組み合わせて、移動手段を確保していくことが必要になると考えております。県といたしましては、こうした観点から、中山間地域における交通ネットワークのあり方につきまして、関係部局や市町村、関係機関ともしっかりと連携し、中山間地域における移動手段の確保に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 きょう、あす食料品が欲しいという方、病院へ行きたい方がいらっしゃるわけです。今やる施策、即効性のある施策を、中山間地域で暮らす方々は待っていらっしゃると思うんです。市街地での買い物難民、きょうの午前中にもありましたけれども、せいぜいスーパーから2キロぐらいです。タクシーで1メートルです。10キロも20キロも離れた集落の方は、そうはいかないんです。そういった方々の支援をどうするか。いろいろと難しいとは思いますが、打つ手はあると思うんです。まだまだ各種団体・組織と連携をとれていない部分もあるんじゃないかと思っています。

例えばJAは、いろんなサービスをやっているようです、訪問サービス。私の地元のJAはまゆう、支所、いわゆるJAで置いている品物に限定されるんでしょうけど、依頼があれば配達しているんです。JA西都では走るスーパーも持っていると聞きます。そして何よりも、いわゆるボランティアの仕掛け人のプロである社

会福祉協議会があるじゃないですか、社会福祉協議会。ただ、今困っていることは、財政難ということで、市町村が運営補助金を値切っているんです。だから、人件費を削ったり、事業縮小に追い込まれている。ここをしっかりと、県が県社協に運営補助金をしっかりと交付しているのと同じように、値切らない。社会福祉協議会がしっかりと活動できる、そういうものにしていくこと。そのことが、ひなた生活圏づくりにおいて連携・活用につながっていくと思いますから、そこもしっかりと認識いただきたいと思っております。

次に移ります。

これまで、医療確保対策の強化を初めとした地域医療の充実に取り組まれてきました。今議会でも質問がありましたが、医師の地域間・診療間偏在が課題であると思います。特に産科は、人口10万人当たりの医師数が県全体で9.5人と、全国40位。小児科は、県全体で85.2人と全国43位です。子供を産み育てやすい環境整備がしっかりと取り組まなければなりません。本県の産科医療の現状と課題について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の分娩施設数につきましては、平成31年4月現在、計36施設で、その内訳は、病院が11施設、診療所が21施設、助産所が4施設となっております。平成29年4月と比較しますと、3施設減少しております。

県内の産婦人科及び産科の医師数は、国の調査で、平成28年末は100人となっております、平成26年末の106人と比較すると、6人減少しているところでございます。全国的に産科医は不足しておりますが、ことし2月、厚生労働省が示した産科における医師偏在指標では、県全体

だけでなく、2つの周産期医療圏が下位3分の1とされたところではあります。

今後とも、宮崎大学医学部、県医師会などの関係機関等との密接な連携のもと、4つの周産期医療圏それぞれにおいて、安全性が確保された産科医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 日南も、最近まで産科病院2カ所あったんですが、1カ所になりました。その1カ所も、ひょっとしたら婦人科だけにされるんじゃないかという話も、ちらちら聞こえてくるんです。そうなれば、串間もひっくり返って出産する病院がどうなるのかという心配が出てきます。県立日南病院は、二次医療機関ですから、原則、普通分娩を受け入れませんよね。ただ、そうは言っておられない。県立日南病院も、普通分娩も受け入れる、そういう体制づくりが今から求められてくるんじゃないかということ、すごく危惧しております。県内地域の状況を踏まえると、日南病院の産科の体制強化が望まれます。病院局長に見解を求めます。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立日南病院は、県南地域の中核的な役割を担う「地域周産期母子医療センター」に位置づけられておりますが、御質問にもありましたように、分娩取り扱い施設が減少してきている県南地域の実情を踏まえますと、安心・安全な出産ができる体制の確保を図る上で、日南病院の果たす役割はますます重要になるものと認識しております。

このため今年度は、宮崎大学や福祉保健部とも協議の上、自治医科大卒業の産婦人科医師を、県立宮崎病院からの異動により1名増員しまして、この医師を定期的に串間市民病院に派遣することとするなど、県南地域全体の産科の

体制を考慮しました対応を行っているところでございます。またさらに、産科病棟の助産師の体制についても充実を図っているところでございます。

今後とも、地域の実情を踏まえながら、中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

今ございましたように、医師の確保はなかなか厳しいと思うんですが、助産師の役割が大事になってくると私は思うんです。県立日南病院の助産師、看護師もあわせてしっかりと増員していかないと、私が申し上げてきた今の日南、串間の課題に対応できない。そのことをしっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、環境問題ですが、食品ロス対策については、複数の議員からもございました。日本の廃棄量はアジアで1位、世界で6位だそうです。何とその処理費用に1兆円かけているというじゃありませんか。大変な問題であります。

昨年度、私もこの食品ロスについて質問しましたが、県民運動として食品ロス削減を目指したいとの答弁が当局からありました。その後の取り組みについて伺いいたします。環境森林部長。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品ロス削減を県民運動として展開していくための、県における昨年度からの新たな取り組みといたしましては、県民が参加しやすい仕掛けとして、食べ切りに関する川柳の募集を行ったところであり、約700名の県民の皆様から1,300句を超える応募がございました。

また、初めて実施しましたフードバンクイベントでは、49の団体・個人から約170キロの食料品が寄贈され、食品ロス削減の取り組みが、県

民の皆さんに少しずつ理解されるようになってきたのではないかと考えているところでございます。さらに、4R推進協議会の7つの地区協議会を支援することによりまして、県内各地区で「食べきり協力店拡大キャンペーン」や「食品ロス削減に関するパネル展」などが実施され、関係団体の取り組みも広がりが見られるところであります。

県といたしましては、今後も工夫を凝らしながら、消費者や事業者など多くの皆様が、食品ロス削減に関心を持ち、みずから取り組んでいただけるよう、食品ロス削減を県民運動としてさらに広げてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 おっしゃいましたように、県民運動を広げていただきたい。さまざまな仕掛けが大事になってくると思います。ぜひ、食品ロス削減先進地に本県がなるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、観光振興対策に移っていききたいと思います。

バリアフリー観光については、これまでも2回質問しておりますが、東京オリ・パラを見据えたキャンプとか、事前合宿の受け入れ体制強化に取り組まれてきたと思います。ただ、バリアフリー旅行相談窓口がないのは、九州では本県、宮崎だけなんです。バリアフリー観光について、県の現在の取り組み状況を、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 東京オリンピック・パラリンピックや国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を控え、誰もが安心して観光を楽しむことができる、いわゆるバリアフリー観光を進めていくことは大変重要であると考えております。

県内の主要な観光地のバリアフリー化につい

では、車椅子対応のトイレや障がい者用駐車場の設置など、それぞれの設置者や管理者において取り組まれてきたところであります。

県としましては、これらの取り組みをさらに推進するため、観光みやぎき未来創造基金を活用し、宿泊施設やトイレのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に対する補助を行うとともに、県内の施設や観光地のバリアフリーの状況等について情報を収集し、それらをまとめたマップの作成や、ホームページによる発信を行っていくこととしております。

○高橋 透議員 車椅子を利用される障がい者が宿泊できるお部屋、宿泊施設、一体県内に幾つあるんでしょうか。かんぼの宿「日南」が12月に営業を中止するという報道があったわけですけれども、実は車椅子対応のお部屋が2室あるんです。15～16年くらい前だったでしょうか、もう今は亡き外山良治議員と、特別委員会の調査でこのかんぼの宿に宿泊することがあって、翌朝外山さんが、「高橋さん、きのうは快適だった」とおっしゃるんです。障がい者対応の部屋があって、走行リフトが備えてあったとおっしゃるんです。トイレに行くにも風呂に行くのにも洗面に行くのも、全てそのリフトで移動ができるから、車椅子の方も本当に快適だったということをおっしゃっていました。

そして、新聞の窓の欄にも寄稿されていましたが、西都市在住の右半身不随の車椅子生活者の方も、このかんぼの宿「日南」について、「県内数少ない障がい者用客室が失われることは、観光宮崎の大いなる損失だ」と、5月29日付宮日に寄稿されておりました。実はその方からも私——このバリアフリー観光を質問することを新聞で知られたんでしょうね——手紙をいただいたところであります。

そこで、身体障がい者とかに対応できるお部屋が県内にどのくらいあるものでしょうか。福祉保健部長、答弁ください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、バリアフリーのまちづくりを推進するために、宿泊施設や観光地等のバリアフリー情報を掲載したウェブサイト、「みやぎきバリアフリー情報マップ」を作成しております。お尋ねの身体障がい者対応の客室の情報につきましては、このウェブサイトにおいて、入り口幅80センチ以上で障がい者用のトイレが設置された車椅子対応客室を有する宿泊施設28件を掲載しているところであります。また本年度、このウェブサイトを更新する予定でありまして、改正バリアフリー法に基づき改定された車椅子利用者用客室の設置基準なども参考にしながら、障がいのある方に有益な情報がきめ細やかに提供できるよう、内容の充実を図っていきたいと考えております。

○高橋 透議員 客室の数とか細かくいろいろ把握するのはまだまだこれからだということなんでしょうけど、恐らく外山良治議員だったら机をたたいているかもしれませんが、かんぼの宿「日南」は、重度障がい者や介護度が高い高齢者が利用できる貴重な宿なんです。県もいろいろと力、知恵を貸していただきたいと思えます。

外山良治さんとともに私、2期8年、一緒に議員活動しましたが、一緒にあの方と街に出ると、本当に段差が多くて障がい者には優しくない社会だということをよく感じたものです。延岡だったか日向だったか忘れましたが、列車で宮崎に帰るときに、宮崎に着きましたら外山良治議員が、「高橋さん先行っちゃって」とおっしゃるんですよ。「何ですか」と言った

ら、「私はしばらくホームにそのままいるわ」と。彼は一人で何でもできる方でした。彼は、「高校生などが支援に来てくれるように、わざと一人でぼつんとおるわ」ということを私におっしゃったんです。障がい者への気づきを周囲に促す、そんな狙いを外山さんは私におっしゃったんだと思っています。誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を目指すために、みずから体を張って物心両面でのバリアフリー化を訴えておられた外山良治さんに、改めて敬意を表すとともに、亡くなられてからことして5年になりますが、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

いずれにしても、国民文化祭、そして一体的に開催される全国障害者芸術・文化祭、来年ですよね、もう日程も決まっていますから非常に遅いと思うんですよ。だから、このバリアフリー観光の推進、ギアを上げていただかないと非常に困ると思います。まずは、バリアフリー情報を盛り込んだマップ作成にしっかり取り組んでいただいて、あわせて知事、心のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、油津港のファーストポート、先週質問もありましたが、いよいよファーストポートになるようであります。これまで取り組んでこられた担当部署、関係各位に感謝を申し上げます。

大分県の別府港も、特区申請でファーストポート化に取り組まれていたようですが、実現していないようであります。本県におかれましては、国土交通省とか厚生労働省とか、いろいろ申請業務、御苦勞もあったと思いますが、重ねてお礼を申し上げます。

ファーストポートは、全国で89カ所、九州

で20カ所と聞いておりますが、油津港は御存じのように専用岸壁がないわけです。交通網も未整備です。ただ、港に入るときロケーションは絶品だというふうに私は聞いております。

そこで、今後クルーズ船の誘致をどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 油津港は、九州の太平洋側で唯一、16万トン級のクルーズ船が入港できる港であり、大手クルーズ船社からは、地理的に優位性も高いと評価をいただいております。今回、油津港をファーストポート化することにより、中国発着の短期間のクルーズ船の受け入れや、新たなコースの造成が可能になるものと考えております。県といたしましては、地元自治体等とも連携しながら、観光地としての魅力づくりに一層努めるとともに、これまで油津港のファーストポート化を要請してきた中国や台湾発着のクルーズ船社等を訪問し、油津港の強味に加え、ファーストポート化をPRし、新たな太平洋側コースの提案を行うなど、積極的なセールス活動を実施してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 先週の答弁で、令和4年には寄港数目標50回と答弁されました。現在は、3泊4日のショートクルーズへの移行だとか、誘致競争が激化していますよね。だから、この年50回の目標というのは非常にハードルが高いと私は思ったんですが、その根拠となるものは何でしょうか。ひょっとしたら、東九州道の清武一北郷間はもちろんのこと、油津まで令和4年まで開通するということですか。それをもとに寄港50回を考えられているのか、ここは国土交通省出身の鎌原副知事にお尋ねします。

○副知事（鎌原宜文君） 本県への外国クルーズ船の寄港数を令和4年に50回とする目標につ

きましては、東九州自動車道の油津インターチェンジまでの開通を前提としたものではなく、油津港、細島港及び宮崎港の受け入れ能力や、過去の寄港実績等を考慮して設定したものであります。議員御指摘のとおり、50回の目標は簡単なものではありませんが、先ほどの部長答弁のとおり、油津港のファーストポート化を契機としまして、地元自治体等とも連携しながら、本県の港のPRやおもてなしの充実、寄港地の魅力の向上などに一層力を入れていくことにより、目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、東九州自動車道の開通時期につきましては、これはまだ明らかにされておりませんが、その早期開通は、クルーズ船の誘致にも大きな効果が期待できるものでありますので、一日も早い開通に向けて、こちらのほうもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 よろしくお願ひします。

次に、農林水産業の振興に移っていきます。

2018年の国連総会で「小農の権利宣言」が採択され、2019年から2028年までの10年間を「家族農業の10年」と定められました。加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有等を求めています。国連が定めた「家族農業の10年」をどう捉えているのか、ここは郡司副知事にお尋ねします。

○副知事(郡司行敏君) 世界では、8億2,000万人が依然として飢餓に苦しみ、また、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事しております。国連は、そのような実態を踏まえ、議員が今お話されたように、2019年か

ら2028年を「家族農業の10年」と定め、この機会に改めて家族農業に着目し、施策展開を図ること等を求めているところであります。これは、同じく国連が貧困や飢餓の撲滅を目標として掲げる、持続可能な開発目標(SDGs)とも理念を共有するものと考えております。

日本におきましても、「農家」と言いますように、家族経営は農業の中心的形態として日本の農業を支え、これまで我々の命を紡いでまいりましたが、世界の食を守り抜くためには、この長く受け継がれてきた伝統ある家族農業の重要性を見詰め直すことが極めて大切であると考えております。あわせて、この家族農業とAIやロボットなどを駆使するスマート農業を掛け合わせた新たな農業の実現を目指すことも忘れてはならないことだと、そのように考えております。

○高橋 透議員 おっしゃるとおりだと思います。農産漁村文化協会というのがありますが、ここの主張を見てもみると、「家族農業の10年」が定められた背景には、次のような事情があります。第2次世界大戦後進められてきた農業近代化や、1980年代以降の新自由主義的なグローバル化や構造改革がもたらした、負の側面としての貧富の差の拡大、小規模家族農業の経営難、高齢化と離農、移民、スラム形成などが指摘されております。

さらに1990年代以降は、多国籍企業の国際的規制が緩和される中で、土地や種子、水などの自然、資源をめぐる、多国籍企業や国家による新たな囲い込みが起きています。さらに、2007年から2008年の世界的な食糧危機を受けて、既存の農業政策、農村開発政策の批判的な検討が行われ、それらの政策からの方向転換を図る機運が、国連機関や国連加盟国間で高

まっていたのであります。

注目したいことは、家族農業を基本にした農業政策、農村開発計画への方向転換は、今副知事もおっしゃいましたが、国連の開発目標（SDGs）とも密接にかかわるということと、主張には書かれております。このSDGs、持続可能な開発目標は今、企業を初め、多く宣伝されておりますが、今議会に提案されています県総合計画でも、未来みやざき創造プランの基本姿勢にしっかりと明記されております。

大規模化した農業は、大量の地下水を消費します。農薬・化学肥料を多く使うために土の中の微生物はいなくなり、雨が降るたびに土壌流出が起きて土壌が薄くなります。

ワインをつくっているフランスのボルドーの土壌は1年で1センチ、30年で30センチ減って岩盤が見えているそうです。ブドウの根が張れない状況になっております。

農業は温暖化、土壌や水の問題、食の安全に責任を負っている産業です。農業のあり方を変えないといけないという声が、環境サイドからも強まってきた背景もあるようです。

そこで、本県農業を支える家族経営体は重要と考えますが、県はどのように支援を行っていくのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県は、平地から中山間地まで、家族経営を中心に多様な営農が展開されておりますが、近年は、高齢化等に伴う労働力不足や生産基盤の縮小が懸念されており、地域農業の重要な担い手である家族経営体を維持・発展させていくためには、生産性向上や省力化の取り組みによる所得の確保が大変重要であると考えております。

このため県では、経営体ごとに収量等のデータを分析し、栽培管理や経営改善につなげる産

地分析の実施、ICT等の先端技術を活用し、収量向上や省力化を実現するスマート農業の推進等、宮崎方式営農支援体制のもと、県とJAの緊密な連携によりまして、所得向上につながる取り組みを全県的に進めているところでございます。

今後とも関係機関・団体等と連携しながら、農業者が「儲かる農業」を実現できるよう、これらの取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 農作物に人工的に刺激を与えて天候不良などでも適切に生育させる、バイオスティミュラントに注目が集まっているそうです。

作物はもともと種の時点で、最大収穫量が決まっています。ところが、発芽から成長していく段階、あるいは収穫前とかに病気や害虫、いわゆる生物的ストレス、そして高温・低温、物理的な被害、いわゆる非生物的ストレスによって、本来収穫できるはずの収量が減少します。だから、収量の減少をできるだけ抑えるために、肥料とか土づくり、あるいは適切な水管理、病気や害虫を制御するために農薬を使っています。農薬や肥料に次ぐ第3の農薬がバイオスティミュラントです。このバイオスティミュラントについて、現時点の認識を伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） お話のありましたバイオスティミュラントと言われている農業用資材につきましては、主に海外で使用され、一部は日本でも販売されていると伺っております。一方、その効能等につきましては、国内での研究事例が少なく、どのような作用が働いているのか明らかでない部分もあると伺っておりますので、国や研究機関等からの情報収集とともに、今後の動向を注視してまいりたいと

考えております。

○高橋 透議員 バイオスティミュラント、まだまだ日本では聞きなれないかもしれませんが、世界規模で使用量は増加しているそうです。2014年は1,400億円市場で、2021年には2,900億円市場へと拡大する見込みだそうです。今日の農業の課題、難敵、異常気象だと思います。非生物的ストレスです。ここを乗り越えれば、非常に最高の農業環境にできると思うんですが、いろいろと課題、情報収集していただいて、おっしゃいましたように、ICTとかAIを駆使する次世代農業と絡めて、次なる農業を目指していただきたい。伝統ある家族農業が、そこでその力を発揮できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国有林野管理経営法が今国会で改正されました。国有林では、債務返済のために長年にわたって伐採が続いてきました。その結果、2017年現在の国有林の人工林蓄積量は、平均するとヘクタール当たり224立方メートルとなっています。一方で、民有林平均はヘクタール当たり353立方メートル、つまり、国有林の人工林蓄積量は民有林の63%しかありません。残されている優良人工林が伐採対象となることを、私は危惧しております。また、再生林についても、人口減少を受けて全産業で人手が足りない中、いかにして施業に当たる人員、労働者を確保していくのが大きな問題です。今回の法改正によって、国有林の荒廃につながるのではないかという意見もあります。知事の見解を伺ひます。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、新たに、国有林の一定の区域におきまして、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者に設定できる仕組みが

創設されたところであります。この仕組みは、今年度から民有林を対象にスタートしました、森林経営管理制度の担い手となる意欲と能力のある林業経営者の育成につながるものでありまして、その経営管理制度の円滑な実施や地域の産業振興に資するものと考えております。

一方で、御指摘がありましたように、懸念の声もあります。伐採後の再生林が法に規定されていないことによる国有林の荒廃や、事業規模が大きいため中小事業者が手がけられず、外資を含む大企業の参入が進むのではないかと、そういった懸念の声であります。

これらの点につきましては、今後、国において策定されますガイドラインや契約手続の中で、国有林の公益的機能の維持増進や中小事業者への配慮などが担保されると伺っておりますので、制度が適切に運用されるその動向というものを注視してまいりたいと考えておりますし、本県における林業の成長産業化に結びつけてまいりたい、そのように考えております。

○高橋 透議員 国有林の管理、チェックを行う森林管理署の人員も減少しているわけです。ピーク時には8万1,000人いたと聞いております。今5,000人を下回っています。こういった人員の見直しも今後必要になってくるのではないかと、思っております。

次に、水産振興対策であります。カツオ漁が非常に不漁であります。深刻な状況なんです。日南漁協では昨年比2億円減、南郷漁協は6億円の減というふうに向っております。この先も不漁が続けば、廃船に追い込まれるところも考えられます。県南の水産業に与える影響ははかり知れません。現状と課題について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 今期の本県の

カツオ一本釣り漁業につきましては、春先の伊豆沖でのカツオや、5月ごろから始まるビンナガマグロの漁が不漁であったことから、5月までの生産金額が、前年同期と比較し約7割に落ち込んでおり、厳しい経営状況にあると認識いたしております。このため県では、調査船「みやざき丸」による本州東方海域での漁場探索の調査を、引き続き延長して行っているところであります。

また、今期の不漁が継続する場合には、国の制度であります「漁獲共済」や「収入安定対策事業」により、一定程度の共済金が補填されることとなっておりますが、県といたしましては、今後とも関係団体と連携を図りながら、カツオ一本釣り漁業の経営安定に向けて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ことは、カツオの後のビンナガマグロ、いわゆるトンボですけど、これがなかなか揚がらないということで——いわゆるシーチキンの原料となっているマグロですけど——今後漁に出てとればいいですが、これはわからないことですよ。

おっしゃいましたように、漁獲共済で損益分が出るということですが、これは年度末ですよ。今困っているんです。運転資金に困っていらっしゃる。ぜひ丁寧な対応、支援を執行部にお願いしたいと思います。

また、複数年にわたる安定的な支援が必要と国に要望されております、リース事業などの「水産業競争力強化緊急事業」の継続と十分な予算確保も、あわせて今後しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

建設業の活性化に移ります。

建設工事における入札の不調・不落防止対策については、先週質問がありました。小規模工

事とか災害復旧工事、とりわけ機材等の搬入が困難な山間部の工事などで多く発生しているようであります。予定価格は、現場条件に照らして積算されているとのことですが、業者からの不満も聞こえてきます。臨機応変かつ細やかな積算になっているのか、いま一度伺いたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 予定価格の積算に当たりましては、工事箇所を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を積み上げて算出しております。その上で契約後、条件に変更が生じた場合には、設計変更ガイドラインに基づき発注者、受注者双方で協議の上、設計変更を適正に行うこととしており、必要に応じて現場の施工実態を反映した見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮した、きめ細かな積算に努めているところであります。今後とも、職員の技術力向上に努めますとともに、ガイドラインの周知徹底を図り、より一層、適切な設計変更に取り組んでまいります。

○高橋 透議員 例えば山間部の災害復旧工事で、重機で積算されていて、実際に工事現場に行くと、重機が入らずに一輪車、人力で作業しなければならなくて、それがわかって入札が不調になったとか、あるいは落札した後に、水抜きで2本のパイプで積算されたものが4本必要だったということでコストが非常に上がったとか、そういうこともあつたりしますから、設計変更も含めて、臨機応変かつきめ細やかな積算に努めていただきたいと思っております。

教育問題に移ります。

今、小学校の教員は週平均24コマ、中学の18コマ、高校の15コマに比べて負担が重く、1日平均4時間25分教壇に立ち続け、空き時間が少

ないと言われます。そこで文科省は、小学校の授業について、学級担任ではなく専門の教師が教える教科担任制の導入などについて検討しています。教員の働き方改革が叫ばれる昨今、過重労働を改善する一つ的手段になると思われませんが、教科担任制を導入する際の課題について伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 教科担任制であります。小学校5、6年生における教科担任制を導入することで、教員の専門性を生かした授業により、一人一人の児童の実態に合わせた質の高い指導が可能になるとともに、学級担任に空き時間が生まれることにより、教職員の負担軽減も期待されるところであります。一方、課題といたしましては、教員の専門性を確保するための採用や人事異動のあり方、また、教員数の少ない小規模校への導入が難しいことなどが挙げられます。今後、これらの課題などを踏まえて、十分に検討を行ってまいります。

○高橋 透議員 いろいろ課題はあるようですが、来年度から小学校5、6年で、英語が正式な教科になります。ITに強い人材を育成する狙いがあるとされるプログラミング教育も始まります。専門性の向上が課題になると考えられますので、その準備はぜひ急がれたいと思います。

スマホ、タブレットが当たり前の社会です。子供たちの思考力とかコミュニケーション能力が今、問われています。違う意見にしっかり耳を傾ける、何を言ってもいいということが否定されない空間をつくるのが大事だと言われます。子供たちの思考力を養うために70年代にアメリカで始まった、「子どものための哲学」に由来する「哲学対話」を東京都立大山高校は取り入れて、自信を失っていた生徒が生き生きと

自分の考えを持つようになり、学力向上につながったそうです。本県ではどのような取り組みを行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 「哲学対話」についてでありますけれども、これは、正解のない問いをみんなで話し合い、聞き合いながら、じっくり考えを深めていくもので、みずから学ぶ力を育成する学習方法の一つとして認識しております。東京都立大山高校の例を私も拝読したところでございます。

このような取り組みとしましては、「総合的な探求の時間」における学習活動が挙げられまして、本県では多くの学校で、地域や社会にかかわる課題の中から、みずから問いを設定し、自己のあり方や生き方と結びつけながら深く考えていく学習活動が実践されております。

さらに、新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められていますことから、今年度から実施いたします「未来を切り拓く資質・能力を育成する授業改革推進事業」において、公開授業による研究協議や大学等と連携した実践教育を通して教員の資質向上を図ることで、生徒のみずから学ぶ力の育成につなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろ課題は多いと思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、指定文化財の改修状況と補助対象経費の拡充についてお尋ねします。現在、本県で県指定の有形文化財は67あるようですが、南郷町の榎原神社も有形指定文化財であります。古くから縁結びの神様として親しまれています榎原神社、楼門の建立は文化13年（1816年）の棟札があります。天保年間（1830年～1842年）の再興の棟札も残されており、宮崎県下では類例の

ない古い楼門だと言われます。風雨から歴史的建造物を守るために、漆を塗ることが極めて重要で必須であります。しかし経費不足のために、近年ではペンキでの対応をされてきているようですが、限界にきているようであります。

そこで、本県の文化財保存管理費補助金の拡充が望まれるところですが、教育委員会の考えを伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県指定文化財につきましては、維持管理や修理等を所有者や所在する市町村が行っておりますが、県におきましては、その経費の一部を補助する制度を設けているところがございます。しかしながら、毎年多くの対象事業に配分する必要があるため、議員御指摘のとおり、結果として十分な補助ができていない現状ではないかと考えております。補助金の拡充につきましては、厳しい財政状況の中でございますので、簡単にはいきませんけれども、例えば、緊急性・重要性の高いものについては優先して配分するなど、文化財の保存や活用を一層促進するため、運用面の工夫について、まずは検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 明確な額面は言われなかったけど、平成21年は533万5,000円、平成22年からは506万9,000円、これがずっと続いています。私は余りにも少ないと思うんです。山梨県が交付金を公表していますけど、平成29年は7,229万1,000円です。ゼロが一つ多いです。この500万という予算をどのように積算されているのか。過去の実績をもとにとありますが、要望がいろいろとあると思うんです。どういった積算で行われているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 今お話にありました506万9,000円の今年度予算でございますが、

これが国指定文化財、県指定有形文化財の管理費の補助金の県費の分でございます。このほか県の予算といたしまして、国指定の文化財の整備費の補助金が、県費で900万でございます。そのほか文化財の緊急調査補助金、これも県費で900万でございますので、国のほうの補助金は別途、市町村にいく分が、内示額で2億6,000万余ございますけれども、県費のほうで合計で2,306万9,000円、今回の予算をお認めいただいているところでございますので、先ほど申し上げました緊急性あるいは重要性を鑑みて、こここのところを少し工夫しながら、当面对応したいと考えております。

○高橋 透議員 私も調査がちょっと不足していたようですが、トータルで2,300万円、県指定の文化財はいただけるということですか。もう一遍確認します。

○教育長（日隈俊郎君） 現在の区分が、先ほど回答させていただきましたけれども、国指定文化財と県指定有形文化財の分が506万9,000円でございます。その他のところが、国指定に係る上乘せ補助、県単で上乘せ補助等もございまずので、その予算執行について、全体の文化財の補助金のあり方について検討してまいりたいということでございます。

○高橋 透議員 文化財保存管理運営補助金の要綱規定には2分の1以内となっているじゃないですか。2分の1以内になっていない現実、総額予算が教育長も御認識のとおり少ないから、2分の1にはなかなかできないわけです。建物によっては何百万、何千万、鶴戸神宮は確か1億5,000万超えたはずです。でも、100万とか200万レベルの補助なんです、2分の1以内といったものが。そういった実態がある中で、いろいろ御苦勞はありますけれども、ぜひ予算要

求をやっていただきたいと思います。

登録文化財もいっぱいあって、宮崎県日南にとっても観光資源なんです。資源の宝なんですけど、宝庫なんですけど、宝庫が倉庫になっちゃいかんわけで、ぜひ宝になるように御努力をお願いしたいと思います。

最後になります。安心・安全なまちづくりで、先日、俳優の杉良太郎さん、御存じだと思わんですが、免許証を返納。そして、何日か後に教育評論家の尾木ママが自主返納。杉さんが75歳で尾木さんが72歳です。事故が多発した後だったものだから、これは免許証返納を誘導しているように、私はうがった見方をしたんです。

そこでお尋ねしたいのは、年齢の若い人も、反射神経とか運動神経が劣る人はいらっしゃるわけで、きのうの東京の町田の事故は、女性ドライバー60歳です。記憶を失ったとかいうふうにおっしゃってましたけど。確認の意味で聞きますけど、一定の年齢で誘導されていないと思いますが、確認の意味で警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年、全国の75歳以上の運転者10万人当たりの死亡事故率は8.2件と、75歳未満の3.4件の倍以上で、県内の高齢運転者数も年々増加しております。平成24年にえびの市で、27年には宮崎市高千穂通りで、若年者が犠牲となる高齢運転者による痛ましい事故がそれぞれ起きておりまして、子供を産み育てやすいという本県の長所に影が差すことのないよう、関係機関が連携して、高齢運転者の事故防止を図ることが重要と考えております。

このため警察では、高齢運転者御本人や御家族が運転に不安を抱えているときは、免許センター等への相談や免許返納を勧める場合があります。

ますが、加齢による身体機能の低下には、議員御指摘のとおり個人差が大きいと承知しておりまして、この点等を考えずに、一律に返納を無理に勧めるようなことはございません。

○高橋 透議員 杉良太郎さんとか尾木ママは、都会に住んでいらっしゃって、多分それなりの所得があるからだと思うんです。そういう方々はいいんです。中山間地に居住する方々は死活問題です。

私がよく高齢者に申し上げているのは、運転する際の決まり事をつくってくださいと。雨の日や夜間は運転しない、遠距離は運転をやめ運転できる範囲を決めてください、それだったら自信があれば免許証は返納しなくてもいいですがということで、私はよく話をしております。

30年くらいまでは、法令講習とあって、地域や職場でよくあったものでした。これはまことしやかに聞こえていたんですけど、法令講習を更新期間までに何回受けないと更新はできんというふうに言う人もいましたけど、それはないわけで、そういった法令講習みたいなものやっていたらと思うんですが、今の県内の交通安全講習の実施状況について、本部長にお尋ねします。

○警察本部長（郷治知道君） 地域や職場、学校等で開催される交通安全講習につきましては、年間を通じて、警察官や交通安全指導員等が講習会場に赴くなどして、高齢者や児童生徒を初めとした幅広い年代を対象に実施しております。県内全体の講習回数は、平成28年以降、毎年4,000回前後で推移しておりまして、昨年は4,203回実施しております。

内容につきましては、講師による一方的な講話にとどまらず、事故の事例などをもとに、参加者同士がディスカッションを行ったり、映像

シミュレーター等の機器を活用し、参加者が自分の運転技能や交通事故の危険性を体感することなどにより、交通安全意識の高揚につながるような「参加・体験・実践型」を重点とした講習の実施に努めております。

○高橋 透議員 時に足の骨折のギブスをして運転、そういう方はもうアウトですよ。ある意味、機会あるごとに御苦労いただいていると思うんですが、署員の人員の関係もあるでしょうけど、いろんな方々や組織を巻き込んで、こういった交通安全講習というのに向いて、いろんな運転のパターンがあると思うんですが、そういったところを丁寧に、運転免許保有者にはしっかりと指導いただいて、1件でも交通事故が少なくなるように御努力、御尽力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第20号及び第21号採決

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

○丸山裕次郎議長 まず、公安委員会委員及び人事委員会委員の任命または選任の同意についての議案第20号及び第21号について、お諮りいたします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第20号及び第21号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第19号まで
及び報告第1号委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす19日から25日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会

6月26日（水）

令和元年6月26日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安伸
議事課長	齊藤高彦
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定しました。

なお、議案第1号、第3号、第8号、第13号については全会一致により、そのほかの議案については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、骨格予算とした当初予算と合わせ、本件の喫緊の課題に対応するため、いわゆる肉付け予算として、政策的事業を中心に編成されたものであり、補正額は96億6,700万円余の増額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,051億8,700万円余であり、前年度の当初予算と比較して、233億9,700万円余、4%の増となっております。

なお、財源調整のための基金からの繰り入れは、当初予算と合わせて218億円余であり、この

結果、令和元年度末における基金残高は227億円程度となる見込みであります。

また、県債残高につきましては、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、前年度末から63億円程度増加し、4,866億円程度となる見込みであります。

このうち、人口減少対策基金関係予算について、委員より、「基金を活用する4年間で目指す姿が見えないため、各事業を実施していく上では、最終的に人口減少対策の方向性や一定の成果が得られるかを見据えるための中間検証を行うことが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「個別の事業については、毎年、成果検証をしっかりと行い、事業の拡大、縮小いずれにおいても見直すべきものは見直すことが必要だと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、30億円ありきの基金とすることなく、しっかりとした検証を行い、その結果によっては、基金の増減額も含め柔軟に対応していただくよう要望します。

次に、総合政策部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で31億9,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は165億1,600万円余となります。

このうち、新規事業「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についてであります。

これは、本県への移住促進や地域における人材確保を目的として、全国からの就業移住者を対象に移住支援金を支給するものなどでありませぬ。

このことについて委員より、「移住支援については、他県との競争の激化が懸念される上、定住を図るためにも、ターゲットとする移住者の絞り込みなどの戦略が必要と考えるが、どの

ように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「一番のターゲットは、地元のことをよく知り、働く将来がイメージできるUターン移住者だと考えている。現状では、進学や就職で毎年5,000～6,000人が転出しているが、こうした転出者に対し、県内企業等の情報を伝えることができていない。一方で、25歳以上の世代では転入者の方が多い状況にあり、移住、Uターン、潜在的ニーズは十分にあると考えている。このため、関係部局とも連携し、転出者への情報伝達に取り組むとともに、移住支援金を後押しとして活用し、社会減の減少に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、補正予算案の事前報道に係る調査結果についてであります。

このことについて当局より、「二役を含む全部局の関係職員に対し、聞き取り調査を実施したが、今回の報道内容に結びつく職員の対応は確認できなかった。また、再発防止のため、知事・副知事から幹部職員に対して、情報管理の徹底等について直接指示するとともに、報道関係者への対応のあり方や関係書類の適正な管理などについて、全職員に対し周知を行った」との説明がありました。

これに対し委員より、「説明があった再発防止策は、これまでも行われてきたことであり、新たな切り口の対策が必要ではないのか」との質疑があり、当局より、「再発防止として、職員の意識の徹底が第一だと考えており、改めて全職員に対し周知を図ったところである。また、来年度から導入する内部統制制度の対象とする事務についても、情報管理や公文書管理を含めることも十分に検討していかなければならないと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後このような

ことがないように、しっかりとした情報管理を徹底していただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億7,800万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,278億1,200万円余となります。

このうち、新規事業「看護人材獲得支援事業」についてであります。

この事業は、訪問診療や訪問看護などの医療ニーズの増大に伴う看護人材不足を解消するため、医療機関等の魅力の発信力を高めるとともに、看護師が研修を受けやすい環境をつくるための医療機関への支援を行うことにより、看護人材の安定的な確保を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「本県の

看護人材の流出の背景には、全国に比べ給与が低いことが要因の一つとして考えられる。県が医療機関等の魅力発信について支援を行うのであれば、医療機関等の自発的な勤務環境改善についても、「あわせて働きかけていただきたい」との意見がありました。

また、委員より、「地域包括ケアシステムを推進する上で、特定医療行為に従事する看護師の確保が重要だが、本県における指定研修機関の設置状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「本県では未設置であるため、宮崎大学や県立看護大学等の関連機関との協議を、スケジュール感を意識しながら進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、39都道府県に特定医療行為の研修機関が設置されている中で、当該研修機関の設置は非常に重要であると考えられることから、関係機関と密に連携して対応していただくよう強く要望します。

次に、宮崎県水道ビジョンの策定についてであります。

これは、人口減少や、施設の耐震化・老朽化といった水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するために、県が市町村に対して取り組みの指針となる計画を策定するものであります。

このことについて委員より、「県内のほとんどの水道管が更新の時期にきているが、南海トラフ等による災害が発生した際に、安定した水の供給ができるのか」との質疑があり、また、別の委員より、「本来は計画的な水道管の更新や、それに係る費用の積み立てが必要であるが、自治体によって取り組みに違いがあるため、それぞれの細かな状況を確認する必要があるのではないか」との意見がありました。

これらのことについて、当局より、「人口減

少や震災の問題を踏まえ、国の交付金等を活用した計画的な水道管の更新と、本ビジョンを通じて、広域的な連携を視野に入れた方策を市町村に対して示したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、人口減少社会において、それぞれの市町村がさまざまな状況に置かれ、また、さまざまな課題を抱えていると考えられることから、県がリーダーシップをとり、市町村に対する情報提供や助言等について、積極的に取り組むよう要望いたします。

次に、県立宮崎病院における向精神薬の事故届についてであります。

これは、県立宮崎病院において、向精神薬の帳簿上の在庫数と実数が合わないことが、棚卸しの際に発覚した問題であります。

このことについて、複数の委員より、「監視カメラの設置台数と、在庫の確認のための棚卸しの頻度をどうするのか」との質疑がありました。

当局より、「監視カメラを3台設置するとともに、今回紛失した第3種向精神薬については、継続的に1カ月に1回の棚卸しを行う」との答弁がありました。

棚卸しは、通常業務が終了した夜間に行われるとのことであり、職員の負担がふえることが懸念されることから、当委員会といたしましては、再発防止のための監視体制の強化はもちろんでありますが、業務増が職員に過度な負担とならないよう、その配慮について要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,300万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は422億2,500万円余となります。

このうち、新規事業「地域課題解決型起業支援事業」についてであります。

この事業は、公益財団法人宮崎県産業振興機構が事業主体となり、地域課題解決型の事業を行う起業者に対して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、事業の立ち上げや事業継続等に関する資金計画の策定やマーケティング等の伴走型支援を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の事業は起業者が対象だが、起業後数年程度経過した時期に、資金計画や労務管理、販売戦略等で行き詰まることが多い。本県は中小企業や零細企業が多いことから、スタート時だけでなく、継続的な支援が必要ではないか」との意見があり、当局より、「補助金の交付決定後5年間は、事

業の実施状況を産業振興機構に報告する必要がある。報告を踏まえて、どのような支援が必要であるかなど、商工団体等とも十分連携しながら、継続的な支援をしっかりと行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業の効果や結果について、しっかりと検証を行うとともに、支援を行う起業者に対して、事業開始後も、きめ細かなフォローアップを関係機関と連携しながら、継続して行っていただくよう要望いたします。

次に、新規事業「油津港ファーストポート化事業」についてであります。

この事業は、油津港がファーストポートとして外国クルーズ船を国内で最初に受け入れられるよう、国や日南市と連携して、港湾衛生業務の強化や関係機関との連絡体制の整備を行うものであります。

このことについて委員より、港湾衛生業務の具体的な業務内容について質疑があり、当局より、「感染症の病原体の侵入を防止するため、日南市と連携し、定期的に感染症を媒介する[※]必要があるネズミや蚊を捕獲し、宮崎大学農学部産業動物防疫リサーチセンターで検査を行うものである。なお、本県は農業県であるため、家畜伝染病の侵入防止策として、外国クルーズ船着岸時には、消毒マットの設置等を行う予定である」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で36億1,700万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は868億2,000万円余となります。

このうち、新規事業「建設産業外国人材確保支援事業」についてであります。

※ 287ページに訂正発言あり

この事業は、国の出入国管理法改正を踏まえ、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れる建設業者の支援を行うことにより、本県の建設産業における外国人材の活用促進と確保を図るものであります。

このことについて委員より、「建設業界における外国人材の活用状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「建設業界から外国人を受け入れたいという要望は今のところ直接届いていないが、現在建設業界は人手不足であり、国も外国人材の活用を進めているので、県としても各企業へのアンケート等を通じて実態を把握してまいりたい」と答弁がありました。

これに対し委員より、「事業が有効活用されるためには、建設業者がどの分野の外国人材をどれだけ必要なのかなど、細かなニーズを受託業者である建設業協会とも連携しながら、的確に把握する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「今回の事業では、現時点での外国人の入国状況等を踏まえた規模としているが、建設業協会とは定期的に意見交換を行っていることから、引き続き双方で建設業者のニーズをしっかりと把握し、今後の事業規模の検討に生かしていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で16億6,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は246億100万円余となります。

このうち、新規事業「ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業」についてであります。

この事業は、林業就業者の就労環境改善や新規就業者の継続雇用等に取り組む「ひなたのチカラ林業経営者」に対して一定額の助成を行うことで、中山間地域を支える人材の確保・定着化と魅力ある林業の実現により、中山間地域の活性化を図るものであります。

このことについて、委員より、「5年後までにひなたのチカラ林業経営者による雇用者数を、現状の800人から1,000人にふやす目標としているが、そのためには安定した所得を確保することが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「当事業とあわせて、森林経営管理制度全般の円滑な運用を図り、仕事を創出することで、林業経営者の経営を好転させ、さらに、給与へ反映してもらうなど、林業就業者が希望を持てる環境整備に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「就業者をふやすためには、経営がしっかり成り立つことが必要で

あることから、木材加工等の付加価値を上げる取り組みをあわせて推進するなど、さらなる経営基盤の強化にも取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、「下刈等森林作業省力化実証事業」についてであります。

これは、林業従事者が減少する中、足場の悪い山間部において暑い時期に人力で行われる過酷な下刈り作業の省力化に向けて、衛星GPSを活用した無人航空機で林地除草剤を散布する技術開発の実証を図るため、実証試験を行ったものであります。

このことについて委員より、「実証試験では、水質への影響は見られなかったが、自信を持って安全と言えるのか」との質疑があり、当局から、「実証試験により、一定の安全性は確認できたと考えているが、無人航行に関する技術的課題が多く、散布の方法によっては、状況が変わることも想定されるため、今後、実証試験を行う場合は、県民等の意見を踏まえながら、慎重に判断してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、担い手確保のために省力化は重要な取り組みであるものの、農林水産物のイメージダウンなどの影響も懸念されることから、今後実証試験を行う場合は、地域や関係部局と連携しながら、県全体への影響を見据えて取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億3,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は420億100万円余となります。

このうち、人口減少対策への取り組みについ

てであります。

これは、担い手の減少など、人口減少によって生じる課題を克服し、地域経済を牽引する本県の農水産業の持続的な発展を図るため、新規参入者や外国人材等の定着を支援するものであります。

このことについて、委員より、「県内の農業分野ではどれくらい人材が不足しているのか」との質疑があり、当局より、「全体的な数字はつかめていないが、県の農業法人実態調査では、約200の農業法人において、600人程度不足しているとの結果が出ているため、外国人材の確保も進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「農水産業への新規参入のためには初期投資が必要となるが、担い手の確保に向けて今後どのような支援に取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「今回の各事業において、これまでの事業では対象外であった親元就業者についても、経営開始資金を交付するなど、一步踏み込んだ支援を行うとともに、農業分野では、経営計画の相談から研修、就農までの一連の支援を行い、安心して就農できる仕組みを構築することで、担い手の確保に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「6次産業化や販路拡大など、儲かる農水産業の実現に向けて取り組み、新規就業者が参入しやすい環境づくりに努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針」についてであります。

このことについて、委員より、「海外輸出の場合、輸送コスト等もかかるため、産地間競争になると農家の収入に影響があるのではない

か」との質疑があり、当局より、「輸送コストや品質保持への対策とあわせて、一定量のロットをしっかりと安定供給できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、県産品のPRに努めることで農家所得の向上につながるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告は終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、新たな宮崎県企業局経営ビジョンの策定についてであります。

このことについて委員より、「ビジョンに記載されている再生可能エネルギーの開発・導入について、将来の具体的なイメージはあるのか」との質疑があり、当局より、「企業局みずから行う水力発電の可能性調査や、市町村等における小水力発電の可能性について提案等を行っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「エネルギーの地産地消が叫ばれているが、水力発電以外の取り組

みを考えているのか」との質疑があり、当局より、「過去に風力や太陽光などを検討したが、民間の取り組みも進んできたことから、企業局としては水力発電に特化しているところである。今後も、これに注力してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、企業局は発電事業のプロ集団であることから、その技術が確実に伝承されるとともに、新しい技術開発にも果敢に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,300万円余の増額であり、この結果、特別会計と合わせた補正後の予算額は1,095億1,500万円余となります。

このうち、新規事業「キャリア教育によるみやざきの次世代を担う人財育成事業」についてであります。

この事業は、県キャリア教育支援センターのコーディネーター等を増員するほか、経営者に密着して行動し、経営理念や生き方、実際のビジネス現場を観察して学ぶ「ジョブシャドウイング」の実施などにより、中学校段階からのキャリア形成の推進を図り、将来を担う人財の育成と県内定着の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「3年の事業期間で、県内高校卒業生の離職率をどのくらいに下げる目標なのか」との質疑があり、当局より、「ここ10年は、離職率が40数%で推移しているため、40%を切ることを目指したい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事業を通して、地域で育ち、地域に貢献していくといった経営者の姿勢を生徒が学びとることで、県内を盛り上げていく人財の育成にもつなげてほしい」との

要望がありました。

次に、五ヶ瀬中等教育学校における入学者選抜についてであります。

このことについて当局より、「来年度の入学者選抜において、男女同数の定員を設ける方向で検討を進めている」との説明がありました。

このことについて委員より、「他の県立学校で男女別の募集を行っていない中、五ヶ瀬中等教育学校だけ男女別で募集する理由は何か」との質疑があり、当局より、「男女が互いに協力し合いながら切磋琢磨できる、安定した教育環境を確保する必要があるため」との答弁がありました。

これに対して委員より、「五ヶ瀬中等教育学校だけ男女別で募集するのは、合理性がなく、公平性が担保されていないが、これが最終結論となるのか」との質疑があり、当局より、「五ヶ瀬中等教育学校には寮教育が必要であり、少人数の生徒が6年間、学校と寮において、ともに学ぶという学校の特性上、幅広い社会性を育てていく上で、男女同数の定員を設けることとした。受験者に対しては、男女別の募集人員を入学者選抜要綱に記載する方向で、正確な情報提供に努めたい」との答弁がありました。

次に、高齢運転者の交通事故抑止対策についてであります。

このことについて当局より、高齢運転者による死亡事故の現状を初め、免許更新時の高齢者講習や、免許返納後の各種制度など、警察本部が行っている高齢運転者対策について報告がありました。

これに対して委員より、「延岡市北方町美々地地区が、運転時間等をみずから制限する制限運転を宣言しているとのことであるが、その他

の地域でも動きがあるのか」との質疑があり、当局より、「日之影町及び美郷町にも同様の動きが出ている。その他の地域にも広げていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「制限運転の宣言や運転免許の返納を促すといったソフト面の対策はもちろんであるが、安全運転サポート車の活用促進など、ハード面での対策も重要である。有効な安全運転支援機能の開発を促進するため、メーカーに対する現場からの提言は行われているのか」との質疑があり、当局より、「警察庁レベルで、高齢運転者の交通事故抑止対策の有識者会議が設けられ、事故分析結果や調査研究をもとに検討がなされている。県警本部としても、JAFや自販連など業界団体等と意見交換を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域を多く抱え、自動車地域住民の足として欠かせない本県においては、高齢運転者対策の推進がますます重要となってくることから、今後とも、地域や関係団体等と十分に連携しながら、ソフト、ハード両面での対策をさらに充実していただくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員 油津港のファーストポート化事業のところで、媒介する「可能性」というところを「必要」と言い間違えましたので、訂正

をお願いいたします。

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 おはようございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております20議案中、議案第2号、第4号から第7号及び第12号、第19号、報告第1号の8議案について、反対の立場から討論をいたします。討論いたします8議案のうち、議案第12号と第19号を除く6議案は、安倍政権が本年10月1日より消費税を8%から10%に引き上げることと決定していることから、関連する条例等の改正を行うことが中心であります。

消費税の10%への増税を認めるか否かは、年金問題とあわせて、来る参議院選挙の重要な争点の柱になるものであります。

今日の経済と国民生活の現状から、5兆円を上回る税金を新たに国民に求めることができるか。また、国民はこれに耐えられるか。率直に言って、できないと思います。5%から8%に引き上げられたことによって、家計消費は年間ベースで25万円落ち込み、実質賃金は10万円のマイナスであります。「農村県」である本県の多くの高齢者が受給している年金は国民年金であり、月額6万円にも満たない年金で生活を余

儀なくされている多くの高齢者がおられます。

宮崎県の最低賃金は762円であり、フルタイムで働いても月15万円に届かず、その多くが非正規雇用であり、働きたくてもフルタイムで働けない状況にあります。

こうしたもとの消費税を引き上げ、今以上に新たな税負担を求めるなら、国民生活も経済も、さらに深刻な事態になることは、火を見るよりも明らかであります。「社会保障の財源」というのが最大の理由となっておりますが、消費税ほど逆進性の強い税制はなく、社会保障の財源に最もふさわしくないのが消費税であります。

政府みずから景気動向を下方修正し、また、政権与党内部からも増税延期論が出ました。このようなことから、消費税引き上げの合理的な根拠は総崩れになっております。

県民生活の実態は、消費税増税を機械的に連動させ、諸使用料等に上乘せされることに耐えられないものであり、地方自治体は消費税の納税の義務はなく、さらに、知事が消費税増税を肯定されていることから、同意できないものであります。

我が党は、単に消費税増税反対にとどまらず、消費税増税なしで暮らしに希望を、3つの提案を行っております。柱だけ述べておきたいと思えます。第1に、8時間働けば普通に暮らせる社会、第2に、「減らない年金」を初め、暮らしを支える社会保障、第3に、お金の心配なく学び、子育てができる社会、この3つを柱に、15項目の具体的政策を掲げておりますが、これに必要な財源は7兆5,000億円であります。その確保は、大きく言って3つ。1つは、大企業優遇税制を是正し、中小企業並みの負担を求めます。2つに、証券取引税制の税率を欧米並

みに引き上げるなど、富裕層優遇税制を是正します。3つに、米軍への思いやり予算を廃止します。この3つの是正で、7兆5,000億円の財源を確保できます。国民的議論に発展することを期待するものであります。

議案第2号についてつけ加えておきますと、法人県民税と法人事業税の税率がマイナスに改正され、その分が国税化され、減収分は特別法人事業譲与税として再配分されるものですが、消費税増税を前提としたものであり、地方分権に逆行したものであります。制度の恒久化は、地方交付税制度を通じて国が果たすべき財源保障の責任を後退させることにつながるものであります。

議案第12号「宮崎県総合計画の変更について」及び議案第19号「みやざき行財政改革プランの変更について」、両議案は深い関連性がありますので、あわせて討論します。

県総合計画の変更については、2030年までの長期ビジョンをもとに、平成27年に策定したアクションプランを発展させ、これからの4年間のアクションプラン実行計画を策定するものであります。その重点施策は、5項目から構成されていますが、中でもその中心は、人口減少問題への対応であると思います。

今回、30億円の基金を設けて人口減少問題に対応されるのでありますが、その事業に異議を持つものではありません。人口問題は、総じて国政の問題であると思います。同時に、地方自治体の努力を決して否定するものではありません。私は、これほどに広がっている格差社会の是正に本格的に取り組まなければ、人口減少を食い止めることはできないと思います。最低賃金は、東京も高くはありませんけど、東京より223円低く、年間に直すと51万円、10年間

で510万円低い。さらに、働いている若者は2人に1人は非正規です。大学卒業時には、奨学金の債務を数百万円単位で背負っています。就業も生活も全て自己責任とされ、こうした状況を放置して、人口減少に歯どめをかけることはできないと思います。

一方、大企業は空前の利益を上げて、内部留保は440兆円を超えました。個人資産が1兆円を超え、また超えないまでも数千億円という超富裕層が増大しております。ちなみに1兆円とは、1日100万円ずつ使って、使い切るに3,000年かかるというものであります。

私は何よりも、日本社会が正常に発展するためにも、所得の再配分の強化は不可欠であると考えます。また、これを遂行してこそ、資本主義経済も正常に進むものと思います。

地方自治体として、宮崎県として、どれだけのことができるかという限りがありますが、まずは基本的にこうした立場に立って、政府に対して対応を迫り続けることではないかと思えます。民生費に多くの予算を組み入れておりますが、子ども医療費無料化の拡大や給付型奨学金の創設など、まさに、8時間働けば普通に暮らせる社会、若い方々が希望を持ち、安心して子育てができる社会構築にもっと努力していただきたいと思えます。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号、第4号から第7号まで、
第12号、第19号及び報告第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号、第4号から第7号まで、

第12号、第19号及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号、第3号、第8号から第11号まで及び第13号から第18号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号、第3号、第8号から第11号まで及び第13号から第18号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の

継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和元年6月26日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の推進を求める意見書

議員発議案第2号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

議員発議案第3号

日米貿易交渉を含む経済連携協定等に対する意見書

議員発議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第5号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表いたしまして、議員発議案第1号及び第3号に対して、反対の立場から討論をいたします。

まず、議員発議案第1号「国土強靱化対策の推進を求める意見書」についてです。

近年の気象変動等による災害の頻発化は、環境破壊とともに、国民生活に甚大な被害を及ぼしています。災害発生後の迅速な復旧や復興、大規模災害に備えた事前防災や減災・防災対策等に十分な対策を講じなければならないことは、言うまでもありません。また、道路、橋、トンネルといったインフラ構造物の点検、維持修繕・更新など、老朽化対策が喫緊の課題でもあります。国土を守り、国民の生命・財産を守る上でも、国が責任を持って財源の確保に当た

ることは当然のことです。

しかし、安倍政権が進める、「国土強靱化基本法」や、「交通政策基本法」を含む公共事業には、「国際競争力に資する」事業や「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」という名のもとに、事業が盛り込まれ、リニア中央新幹線建設やダム建設、高速道路、港湾、空港など、結局、防災・老朽化対策の重視とは名ばかりの大規模災害を口実に、新規の大型開発事業を継続・拡大させる根拠にしていることは問題です。

本意見書案で求める、「国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置」や、「新たな財源の創設」は、新たな国民負担を強いることや、不要不急の大型開発事業へさらなる道を開くことにつながるのではないのでしょうか。こうした懸念を払拭できない意見書案には同意できません。

真に国土を守り、災害や事故から国民を守るための財源は、国が責任を持って予算の位置づけを明確にして、事業に充てることが重要です。決して、防災・老朽化対策に名をかりた、大規模開発事業であってはならないことを申し上げておきたいと思います。

次に、第3号「日米貿易交渉を含む経済連携協定等に対する意見書」についてです。

昨年12月のTPP11発効に続き、ことし2月には日欧EPAが発効されました。即、1月には牛肉輸入量が前年度比1.56倍という記録的な伸びとなり、特にTPP11加盟のカナダが5.3倍、ニュージーランド3倍、オーストラリア・メキシコ1.4倍の拡大です。TPP11によって、輸入牛肉の関税が38.5%から、冷蔵が27.5%に、冷凍が26.9%に引き下げられた結果です。

日欧EPAの影響についても、EU産の豚肉

の輸入は、1年前に比べて1.62倍という状況です。また、輸入農産物についてもその影響が出ており、特に、キャベツ、白菜にはっきりあらわれています。キャベツの輸入量は、前年比2.42倍、白菜に至っては、前年比6.42倍にもなっており、宮崎の生産農家にも大打撃が及んでいます。まさに、TPP発効と同時に、農家の不安は的中しています。

一方、日米貿易協定交渉は、昨年9月の日米首脳会談で協議に入ることが合意されていますが、TPPから一方的に離脱したトランプ政権が、日本に2国間交渉を迫り、その圧力安倍政権が屈したものです。

安倍政権は、この2国間交渉を「物品貿易協定(TAG)」交渉だとかまかしていますが、サービスなども含む「自由貿易協定(FTA)」の交渉にほかなりません。しかも、参議院選挙後に交渉の内容は明らかにするとしており、日本が輸入拡大で大幅に譲歩する「合意」を発表するのではないかとされています。

とりわけトランプ政権が関心を寄せているのは、米国製兵器の輸出や、カジノ企業進出とともに、農産物の輸出の拡大です。トランプ大統領が、アイオワ州の演説会で、「日本は、米国の農家からたくさん買うと言ってくれた」「間もなくたくさん買うようになる」と発言していることは、日本との「密約」の存在を強く疑わせるものです。

本意見書案では、政府に対して、「厳しい姿勢をもって対応すること」「日米貿易交渉の状況や影響について、早急な情報提供をすること」「TPPなどの発効に伴う影響に対する万全な対策を講じること」「農業の競争力強化を図ること」などを求めています。ほとんどが事後対策にすぎません。

そもそもTPPは、経済大国や多国籍企業に有利な貿易や投資のルールづくりです。トランプ政権が一方的に離脱したのは、2国間交渉で自国に、より有利な譲歩を引き出すためです。トランプ大統領は5月の首脳会談後の記者会見で、「TPPの水準には縛られない」とまで発言しています。

密約の疑いが濃い日米交渉を直ちに中止し、影響があらわになり、深刻にならざるを得ないTPP協定からの離脱で、日本の経済・食糧主権を守る公平公正な貿易ルールをつくることこそ求めるべきではないでしょうか。こうした立場から、本意見書案に賛同することはできないことを申し上げ、反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号及び第3号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号、第4号及び第5号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第2号、第4号及び第5号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○丸山裕次郎議 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年6月定例県議会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

資 料

令和元年6月定例県議会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
6. 7	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
8	土	休 会	(閉 庁 日)		
9	日				
10	月				
11	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00	
12	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30	
13	木				
14	金			請願締切 16:00	
15	土	休 会	(閉 庁 日)		
16	日				
17	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
18	火		一 般 質 問 質疑、討論・採決(人事案件)、 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
19	水	休 会	常 任 委 員 会		
20	木				
21	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
22	土			(閉 庁 日)	
23	日				
24	月		特 別 委 員 会	議会運営委員会	
25	火		(議 事 整 理)		
26	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県人口減少対策基金条例
- 議案第9号 宮崎県森林環境譲与税基金条例
- 議案第10号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第13号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第14号 宮崎県観光振興計画の変更について
- 議案第15号 第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について
- 議案第16号 宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の策定及び宮崎県新エネルギービジョンの廃止について
- 議案第17号 みやざきグローバルプランの策定及びみやざき国際化推進プランの廃止について
- 議案第18号 みやざき産業振興戦略の策定について
- 議案第19号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 議案第20号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 人事委員会委員の選任の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月12日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
2	自由民主党	内田理佐	11:00~12:00	休憩
3	県民連合宮崎	満行潤一	13:00~14:00	
4	自由民主党	坂口博美	14:00~15:00	

6月13日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	自由民主党	脇谷のりこ	10:00~11:00	
6	自由民主党	野崎幸士	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	山下寿	13:00~14:00	
8	自由民主党	西村賢	14:00~15:00	

6月14日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
9	公明党	重松幸次郎	10:00~11:00	
10	郷中の会	有岡浩一	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	武田浩一	13:00~14:00	
12	県民の声	井上紀代子	14:00~15:00	

6月17日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	濱砂 守	10:00~11:00	
14	自由民主党	日高 陽一	11:00~12:00	休憩
15	県民連合宮崎	岩切 達哉	13:00~14:00	
16	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00~15:00	

6月18日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	公 明 党	坂本 康郎	10:00~11:00	
18	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
19	県民連合宮崎	高橋 透	13:00~14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決		
第6号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第7号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県人口減少対策基金条例	可決				
第9号	宮崎県森林環境譲与税基金条例				可決	
第10号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第12号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第13号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	可決				
第14号	宮崎県観光振興計画の変更について			可決		
第15号	第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について					可決
第16号	宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の策定及び宮崎県新エネルギービジョンの廃止について				可決	
第17号	みやざきグローバルプランの策定及びみやざき国際化推進プランの廃止について			可決		
第18号	みやざき産業振興戦略の策定について			可決		
第19号	みやざき行財政改革プランの変更について	可決				
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

※ 議案第20号、第21号(人事案件)は、採決済み。

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和元年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月26日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県人口減少対策基金条例	〃
〃 第9号	宮崎県森林環境譲与税基金条例	〃
〃 第10号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第13号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	〃
〃 第14号	宮崎県観光振興計画の変更について	〃
〃 第15号	第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について	〃
〃 第16号	宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の策定及び宮崎県新エネルギービジョンの廃止について	〃
〃 第17号	みやざきグローバルプランの策定及びみやざき国際化推進プランの廃止について	〃
〃 第18号	みやざき産業振興戦略の策定について	〃
〃 第19号	みやざき行財政改革プランの変更について	〃
〃 第20号	公安委員会委員の任命の同意について	6月18日・同 意
〃 第21号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月26日・承 認

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第1号	国土強靱化対策の推進を求める意見書	6月26日・可 決
" 第2号	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書	"
" 第3号	日米貿易交渉を含む経済連携協定等に対する意見書	"
" 第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	"
" 第5号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	"

議 員 発 議 案 等

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持のための対策に、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本県においても、激甚化・頻発化する豪雨災害や霧島連山の噴火、切迫する南海トラフ地震などによる大規模自然災害から県民の生命を最大限に守るため、高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ、河川・海岸堤防や港湾施設などの社会資本の整備を早急に進めていく必要がある。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、国や県が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	大伊島理森殿
内閣総務大臣	伊安倍生田啓義殿
財務大臣	麻生田真敏殿
国土交通大臣	石井啓義殿
内閣府特命担当大臣(防災)	菅本順三殿

議員発議案第2号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境整備や産業振興等、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、若者流出による人口減少や急速な高齢化の進行、森林管理の放置による荒廃や度重なる豪雨・地震等による自然災害、担い手不足や耕作放棄地の増加による基幹産業である農林水産業の停滞、公共交通の縮小や医師不足など、依然として多くの集落が極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土の大半を占め、四季折々の美しく豊かな自然や悠久の歴史・文化を有する日本国民の心の故郷であり、都市生活者に対し水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化防止など、多面的公益的機能を担っており、それらは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効するが、過疎地域が果たしている多面的公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対し総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国においては、地方の実態に即した地域の指定を含め、失効する同法にかわる新たな法律を制定し、過疎地域に対する総合的対策の充実強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	石 田 真 敏 殿
農 林 水 産 大 臣	吉 川 貴 盛 殿
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 殿

議員発議案第3号

日米貿易交渉を含む経済連携協定等に対する意見書

農林水産業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行により生産力の低下が懸念されることに加え、昨年12月のTPP11協定に続き、本年2月には日EU・EPAが発効するなど、国際競争はますます激化しており、本県の、多くの担い手が将来の経営に不安を抱いている。

そのような中、日米の政府間において、昨年9月の日米共同声明に基づき貿易交渉が進められており、今まさに重要な局面を迎えているところである。

これらの経済連携協定は、自由で公正な経済圏を創造するものと期待されている一方で、地方の基幹産業である農林水産業をはじめとする幅広い関連産業等への大きな影響が懸念される所であり、本県農林水産業者からも強い不安の声が上がっている。

よって、国会及び政府においては、日米貿易交渉を含む経済連携協定等が地域経済社会に与える影響や現場の声を十分に踏まえ、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 国内農林水産業及び関連産業並びに地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分踏まえ、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」とする、昨年9月の日米共同声明の内容を前提として、厳しい姿勢をもって対応すること。
- 2 国民の不安が払拭されるよう、日米貿易交渉の状況や協定による地域経済全体への影響について、早急に十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。
- 3 TPP11や日EU・EPAなどの発効に伴う農林水産業等への影響を継続的に検証し、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、恒久的かつ万全な対策を講じること。
- 4 農業の競争力強化に向けた基盤づくりや防災・減災対策を行い、農業の成長産業化や多面的機能の発揮を図るため、農業農村整備事業関連予算について、計画的な事業執行ができる予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議員 大野 茂	議院総務局長 大野 茂	議長 大野 茂	長官 大野 茂	大伊安麻河吉世菅 茂	島達倍生野川耕 木	理忠晋太貴弘義 敏	森一三郎盛成偉 充	殿殿殿殿殿殿殿殿
------------	-------------	---------	---------	------------	-----------	-----------	-----------	----------

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策や、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であるが、社会保障費の圧縮と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しており、特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすと考えられる。

よって、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」は、地域による違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 地方交付税原資については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税 4 税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 26 日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 内	議 議 閣	院 院 総 務 務 官	議 議 理 大 大 房	長 長 臣 臣 官	大 伊 安 麻 石 菅	島 達 倍 生 田	理 忠 晋 太 真 義	森 一 三 郎 敏 偉	殿 殿 殿 殿 殿
----------------------------	-------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

議員発議案第5号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であるが、日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題、小学校においては新学習指導要領に移行するため外国語教育実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	柴 山 昌 彦 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議 員 派 遣

令和元年6月26日

次のとおり、議員を派遣する。

1 全国都道府県議会議長会新任議員研修会

(1) 目 的 新任議員が地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深める。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期 間 令和元年8月21日(水)

(4) 派遣議員 山下 寿
窪 蘭 辰也
脇谷のりこ
佐藤 雅洋
安田 厚生
内田 理佐
坂本 康郎
日高 利夫

以上8名

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月7日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（安田厚生議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第21号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月8日	土	休 会	(閉庁日)
6月9日	日		
6月10日	月		
6月11日	火		
6月12日	水	本 会 議	一般質問（前屋敷恵美議員、内田理佐議員、満行潤一議員、坂口博美議員）
6月13日	木		一般質問（脇谷のりこ議員、野崎幸士議員、山下 寿議員、西村 賢議員）
6月14日	金		一般質問（重松幸次郎議員、有岡浩一議員、武田浩一議員、井上紀代子議員）
6月15日	土	休 会	(閉庁日)
6月16日	日		
6月17日	月	本 会 議	一般質問（濱砂 守議員、日高陽一議員、岩切達哉議員、田口雄二議員）
6月18日	火		一般質問（坂本康郎議員、横田照夫議員、高橋 透議員） 採決（議案第20号、第21号）（同意） 議案委員会付託
6月19日	水	休 会	常任委員会
6月20日	木		
6月21日	金		
6月22日	土		(閉庁日)
6月23日	日		
6月24日	月		特別委員会
6月25日	火		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月26日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第2号、第4号～第7号、第12号、第19号、報告第1号に反対）（来住一人議員） 採決（議案第2号、第4号～第7号、第12号、第19号、報告第1号）（可決または承認） 採決（議案第1号、第3号、第8号～第11号、第13号～第18号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程 討論（議員発議案第1号、第3号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第1号、第3号）（可決） 採決（議員発議案第2号、第4号、第5号）（可決） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 安 田 厚 生

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也